

平成29年度

整備主任者研修 法令研修

【地域教材】

関東運輸局 自動車技術安全部

目 次

I. 自動車分解整備事業の業務について

1. 整備主任者の職制について…………… 9
2. 自動車分解整備事業の遵守事項……………19
3. 自動車分解整備事業に係る Q&A ……23

II. 自動車分解整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車分解整備事業者の立入検査結果……………33
2. 自動車分解整備事業の廃止理由調査結果……………35
3. 自動車分解整備事業者の違反事例……………36

III. 最近の主要通達等

- 審査事務規程……………70

IV. 整備業界を取り巻く情勢

1. 個人情報保護法の改正について（出典：個人情報保護委員会ホームページ）…………… 165
2. 事業場における CO₂削減について（出典：自動車リサイクル部品活用推進会議ホームページ）…………… 169
3. 自動車リサイクル法の対象とならない冷媒（HFO-1234yf）を搭載した使用済自動車のフロン類料金の預託について（出典：自動車リサイクルシステムコンタクトセンターホームページ）…………… 172
4. 図柄入りナンバープレートについて（出典：国土交通省ホームページ）…………… 173
5. 整備作業中の事故について（出典：一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ・厚生労働省ホームページ）…………… 175
6. 自動車整備人材確保について（出典：国土交通省ホームページ）…………… 184
7. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（出典：消費者庁ホームページ）… 186
8. 車検と定期点検についてのアンケート調査結果等…………… 192

V. 資 料 編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移…………… 213
2. 関東運輸局管内整備事業の現況…………… 218
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数…………… 222
4. 自動車分解整備事業の認証申請等の提出書類…………… 224
5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表…………… 226

I. 自動車分解整備事業の業務について

I. 自動車分解整備事業の業務について

1. 整備主任者の職制について

(1) 整備主任者とは

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受けなければならない旨が法令に規定されています。

この場合、自動車分解整備事業者は、事業場ごとに分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士資格を有している者のうちから少なくとも一人を選び、当該事業場で実施される分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項について統括管理をさせなければならない旨が法令に規定されており、この統括管理を行う者を「整備主任者」といいます。

道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車分解整備事業者の遵守事項）

第62条の2の2

（5）事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は他の事業場の整備主任者になることができない。

(2) 整備主任者の届出について

自動車分解整備事業者に対し、分解整備を実施する場合の保安基準適合義務及び分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理する者として、一級又は二級自動車整備士から少なくとも一人の整備主任者の届出が義務付けられております。自動車分解整備事業者は、整備主任者の選任・減員及び変更が生じた場合には、その変更等があった日から15日以内に運輸支局長に届出をしなければなりません。

また、整備主任者（変更・減員）届出書（第6号様式）に必要事項を記入し、新たに選任する場合には、一級又は二級の自動車整備士の資格を有していることを確認することができる書面（自動車整備士技能検定合格証書、自動車整備士技能検定証明書、自動車整備技能者手帳等）が必要となります。

なお、二級自動車シャシ整備士は、原動機の分解整備を対象としている事業場にあっては整備主任者として選任することはできません。

道路運送車両法施行規則（抜粋）

（自動車分解整備事業者の遵守事項）

第62条の2の2

2 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から15日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第3号の者が一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面を添付しなければならない。

(第6号様式)

記載例

受付印 整備主任者（変更・減員）届出書

埼玉運輸支局長殿
平成 年 月 日

届出者の氏名 又は名称	株式会社 埼玉振モータース 代表取締役 埼玉 太郎
住所	埼玉県さいたま市西区中釘6丁目000番地
事業場の名称	株式会社 埼玉振モータース
事業場の所在地	埼玉県さいたま市西区中釘6丁目000番地

認 証 番 号	4-0000
認 証 年 月 日	昭和 00年 0月 00日

初めて認証を受けた年月日を記載する。

個人事業者の場合は、個人名と住所
法人事業者の場合は、法人名及び代表者名と
本社所在地を記載する。

事業場名と事業場の所在地を記載する。

道路運送車両法施行規則第62条の2の2の規定により届けます。

1. 新たに整備主任者とする者			
氏 名 (統括管理業務の開始日)	整備士証書番号	生 年 月 日	備 考
埼玉 次郎 (平成00. 00. 00)	関東二か □□□□□□	昭和00. 00. 00	
(. .)			
(. .)			
(. .)			
2. 整備主任者を辞めた者			
氏 名	辞任年月日	氏 名	辞任年月日
大宮 一彦	平成00. 00. 00		
3. 整備主任者の現況			
氏 名	統括管理業務の開始日	氏 名	統括管理業務の開始日
埼玉 木郎	昭和00. 00. 00		
埼玉 次郎	平成00. 00. 00		

一級又は二級整備士資格を確認することができる書面（自動車整備士技能検定合格証書・自動車整備士技能検定合格証明書・自動車整備技能者手帳等）が必要となります。

現在までに整備主任者として届出している者、新たに選任した者も含めて記載する。

(A列4番規格)

(3) 整備主任者の業務について

自動車分解整備事業者及び整備主任者に対して適正な整備水準を維持し、車両の保安基準適合性を確保する上で支障のないよう「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備主任者制度等の取扱いについて」（平成10年11月19日付け自技第232号、自整第177号）が発出され、分解整備を行う場合の整備主任者の保安基準適合義務及び分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理するために行う業務の例として以下のとおり示されております。

整備主任者の業務

- ①分解整備後のできばえ確認業務
- ②分解整備の作業管理に関する業務
- ③分解整備記録簿の記載及び保存に関する業務

また、分解整備に係る部分の保安基準への適合性の確保は事業者の義務として道路運送車両法に規定されており、分解整備に関する事項を統括管理する整備主任者には責務として課せられることとなります。

道路運送車両法

(自動車分解整備事業者の義務)

第90条 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

(4) 分解整備記録簿について

自動車の分解整備を行う事業場は、分解整備記録簿を備え置き、分解整備を実施した際には、整備の概要等必要事項を分解整備記録簿に記載して自動車使用者に対し、その写しを交付するとともに、事業場控を二年間保存することが義務付けられています。

なお、分解整備記録簿については自動車使用者からの請求の有無にかかわらず、分解整備記録簿の写しを交付することが事業者の義務となっており、整備内容を把握し、その後の整備に活用するとともに自動車使用者の保守管理意識の醸成等に役立てることが必要と考えられます。

The image shows a sample of a 'Disassembly and Repair Record Book' (分解整備記録簿). The form is divided into several sections for recording vehicle details and repair work. A large white box with the characters '見本' (Sample) is overlaid on the center of the form.

道路運送車両法

(分解整備記録簿)

第91条 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第1項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他自動車にあっては車台番号
- (2) 分解整備の概要
- (3) 分解整備を完了した年月日
- (4) 依頼者の氏名又は名称及び住所
- (5) その他国土交通省で定める事項

道路運送車両法施行規則

(分解整備記録簿の記載事項)

第62条の2 法第91項第5号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 分解整備時の総走行距離
- (2) 第62条の2の2第1項第5号に規定する整備主任者の氏名
- (3) 自動車分解整備事業者の氏名又は名称及び事業場の所在地並びに認証番号

2 自動車分解整備事業者は、当該自動車の使用者に前項各号に掲げる事項を記載した分解整備記録簿の写しを交付しなければならない。

3 分解整備記録簿は、その記載の日から2年間保存しなければならない。

道路運送車両法施行規則第3条に規定されている (分解整備の定義)

<分解整備の種類と作業の範囲>

1. 原動機

原動機を取り外して行なう自動車の整備又は改造

2. 動力伝達装置

動力伝達装置のクラッチ（二輪の小型自動車のクラッチを除く。）トランスミッション、プロペラシャフト又はデファレンシャルを取り外して行なう自動車の整備又は改造

3. 走行装置

走行装置のフロントアクスル、前輪独立懸架装置（ストラットを除く）又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行なう自動車（二輪の小型自動車を除く）の整備又は改造

4. 操縦装置

かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行なう自動車の整備又は改造

7. 連結装置

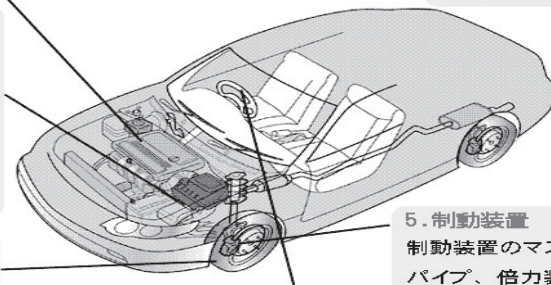
けん引自動車又は被けん引自動車の連結装置（トレーラ・ヒッチ及びボールカップラを除く）を取り外して行なう自動車の整備又は改造

6. 緩衝装置

緩衝装置のシャシばね（コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く）を取り外して行なう自動車の整備又は改造

5. 制動装置

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム（二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く）若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行なう自動車の整備又は改造



参考2 自動車検査証・限定自動車検査証・登録識別情報等通知書・軽自動車検査証返納証明書
の記載内容を確認していますか？

- ・ 入庫した車両の自動車検査証ですか？
- ・ 現車の状態と自動車検査証等の記載内容に変更はありませんか？
- ・ 自動車検査証等の備考欄に記載されている内容は確認しましたか？



参考3 概算見積書を交付する必要はありませんか？

定期点検・車検の依頼を受けた際には、必ず概算見積書を交付する必要があります。
また、作業過程において見積額の変更を伴う整備の必要性が生じた場合は、依頼者に対し追加整備の必要性を説明し、了承が得られてから作業を実施するようにしてください。その際は見積書（控）に変更内容及び了承年月日を記載しておくといいです。



参考4 点検整備記録簿等に記載漏れや間違いはありませんか？

点検項目はもれなく実施しているか、依頼のあった作業は確実に実施しているか、依頼（了承）されていない作業を行っていないか等、点検整備記録簿と請求書の内容が合致していることを必ず確認してください。

また、納車時には、点検整備記録簿と請求書をもとに点検整備結果を依頼者に説明するようにしてください。

参考5 分解整備記録簿の交付が必要な作業ではありませんか？

部品交換や部品取付けなど車検・定期点検以外で依頼された作業が、分解整備を伴う作業ではありませんか、納車の前にもう一度確認してください。

また、分解整備記録簿を作成した場合は、写しを依頼者に交付し、事業者控は記載の日から2年間保存してください。

分解整備記録簿

車検・定期点検以外で依頼された作業が、分解整備を伴う作業ではありませんか、納車の前にもう一度確認してください。

また、分解整備記録簿を作成した場合は、写しを依頼者に交付し、事業者控は記載の日から2年間保存してください。

見本

参考6 保安基準に適合しない改造がされていませんか？

整備依頼を受ける際、部品の取付けや取外し等の改造によって保安基準に適合しない箇所がないか確認する必要があります。

- ①不正改造の依頼は絶対に受けない。
- ②不正改造車の整備依頼があった場合には、不正改造である旨を説明し、修復を条件として依頼を受けるか、もしくは、安全な走行に問題が発生する可能性がある部分の整備についてのみ依頼を受ける。この場合は概算見積書、整備記録簿等に必ず条件・修復した場合はその結果（部位）を記入するとともに、修復前後の写真を残しておくことが望ましい方法です。ただし、車検・定期点検整備の依頼については、必ず修復を条件として依頼を受ける必要があります。

また、従業員の通勤車両や社用車などに不正改造車がないよう定期的に現車確認を行い適正な状態を維持して下さい。

(不正改造例)



(例) 入庫・受付時チェック票 (目視等による保安基準確認)

装置	適合状態	不適合箇所・要因
かじ取り装置	適合・不適合	不適合ハンドル その他 ()
走行装置	適合・不適合	タイヤ及びホイールの状態・タイヤ&ホイールはみ出し その他 ()
緩衝装置	適合・不適合	スプリングの取付状態 その他 ()
原動機及びばい煙等の発散防止装置	適合・不適合	噴射ポンプ封印取外し・不正燃料の使用・触媒取外し 目視による黒煙過多・悪臭・チャコールキャニスタ取外し その他 ()
騒音防止装置	適合・不適合	不適合マフラー・消音器取外し その他 ()
警音器	適合・不適合	ホーンの音
車体及び車枠	適合・不適合	最低地上高・不適合エアロパーツ・不適合バックミラー 荷台の改造・不適合バンパ(リヤ及びサイド)・燃料タンク増設 その他 ()
座席	適合・不適合	座席の改造・ヘッドレスト その他 ()
窓ガラス (前面、運転席、助手席)	適合・不適合	指定以外ステッカー貼付・着色フィルム貼付・装飾板装着 その他 ()
灯火装置 ・反射器	適合・不適合	不適合灯火・反射器取外し及び違法取付・ナンバー取付位置 その他 ()
その他	適合・不適合	

参考7 その他

・依頼者の連絡先・納期の確認はしましたか？

車検の依頼を受けた際には

- ・自動車税納税証明書は確認しましたか？(自動車税の納付から日数が経過していない場合には、納税証明書をお預りするようにしてください。)
- ・お預かりする諸費用(自賠責保険料、重量税、手数料等)に間違いはありませんか？

※ 放置違反金滞納自動車でないか確認してください。

③作業効率の向上への取り組み

自動車分解整備を行う事業場は、自動車に関するサービス業として、依頼者より車両を預かり必要な整備作業等を行った後、納車に至るまで、確実かつスピーディな対応が望まれることから、整備主任者としては、工具類の保管管理や配置場所、作業場のレイアウトの改善、部品の手配や作業指示の方法等について、常に問題意識をもって取り組むことが大切です。



④技術革新への対応

自動車の技術革新の進展は著しく、とくに公害対策、安全対策、省エネルギー対策に係る技術の向上は目ざましいものがあります。これらに対応するべく考えられた仕組みや装置についての多くは、電子制御化されており、取り扱いに関する対応は整備主任者として積極的に取り組んでいく必要があります。

2. 自動車分解整備事業の遵守事項

自動車分解整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車分解整備事業の業務の適正な運用を確保するために次の事項を遵守しなければなりません。

(法：道路運送車両法 省令：道路運送車両法施行規則)

<p style="text-align: center;">認証の標識</p> <p>規定標識の掲示 内容（事業の種類、対象自動車）</p>	<p>(法第89条) 自動車分解整備事業者は、事業場において、公衆の見易いように国土交通省令で定める様式の標識を掲げなければならない。</p> 
<p>自動車分解整備事業者の義務</p> <p>分解整備した場合、それに係る部分が保安基準に適合するようにすること</p>	<p>(法第90条) 自動車分解整備事業者は、分解整備を行う場合においては、当該自動車の分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。</p> <p>(保安基準とは・・・)</p> <p>自動車の構造、装置、乗車定員と最大積載量について技術的な基準を定めた国土交通省令。</p>
<p style="text-align: center;">分解整備記録簿</p> <p>1. 備付けの義務 2. 記録（記載漏れ、誤りはないか） 3. 保存（記載した日から2年間） 4. 交付（使用者に写しを交付すること）</p>	<p>(法第91条) 自動車分解整備事業者は、分解整備記録簿を備え、分解整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。以下略。</p> 

設備の維持等

1. 設備
屋内作業場、車両置場、作業機械等
2. 従業員
整備士保有率 1 / 4 以上

(法第91条の2) 自動車分解整備事業者は、当該事業場に関し、第80条第1項第1号の規定による基準に適合するように設備を維持し、及び従業員を確保しなければならない。

料金表の掲示

分かりやすい料金表の掲示
内容 (自動車の種別、金額等)

(省令第62条の2の2第1項第1号) 法第48条に規定する点検 (定期点検) 又は整備の作業を行う事業場においては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。



概算見積書の交付

必要な整備内容等に関する説明
概算料金に関する書面の作成、交付

(省令第62条の2の2第1項第2号) 法第48条に規定する点検 (定期点検) 又は整備の作業を行う事業場においては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。



<p>不当な整備の実施及び不当な料金の請求の禁止</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第3号) 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。</p>
<p>必要な整備内容、部品交換の必要性及び料金内容に関する説明</p>	
<p>不正改造の禁止</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第4号) 道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。</p>
<p>不正改造事例 荷台さし枠の取り付け（土砂等運搬車）、突入防止装置の切断・取り外し、前面ガラス等へのフィルム貼付、回転部分の突出等</p>	 
<p>整備主任者</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第5号) 事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であって一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも一人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること（自ら統括管理する場合を含む。）ただし、当該事項を統括管理する者（以下「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。</p>
<p>1. 分解整備及び分解整備記録簿の記載に関する事項の統括管理 2. 研修の受講（法令、技術）</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第6号) 運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。</p>

<p>フロン類を大気中に放出しないこと</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第7号) エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。</p>
<p>フロン類の大気放出禁止</p>	
<p>他人に対し違反行為を依頼しない、要求しない、唆さない、助けないこと</p>	<p>(省令第62条の2の2第1項第8号) 他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。</p>
<p>違反事例1 車検終了後、他の事業者へ不正改造を依頼した</p> <p>違反事例2 ペーパー車検を他の事業者と共謀して行った</p>	<p>(ペーパー車検とは・・・)</p> <p>指定工場が点検、整備、検査を行うことなく保安基準適合証を交付し、車検証の有効期間を更新すること。</p>
<p>整備主任者の届出</p>	<p>(省令第62条の2の2第2項) 自動車分解整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車分解整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更の日から15日以内に、運輸支局長に届け出なければならない。</p>
<p>選任、減員、変更届出(15日以内)</p>	<p>(1) 届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地</p> <p>(3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日</p>

3. 自動車分解整備事業に係る Q & A

(1) 実務に関する Q & A

Q 1. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要ですか。

A 1. 必要です。

【道路運送車両法施行規則】

第62条の2の2

(2) 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

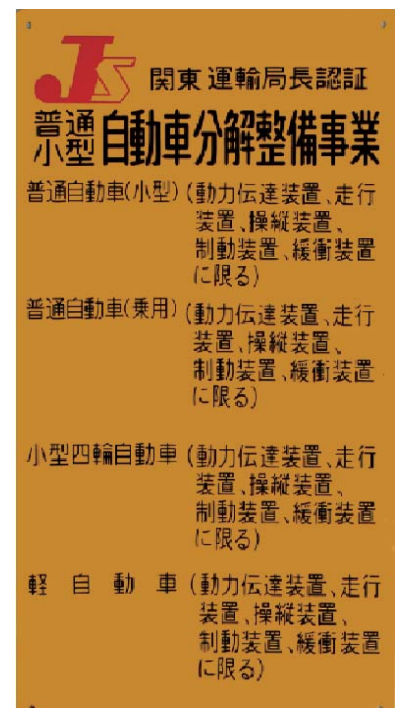
Q 2. ストラットを取り外して自動車を整備又は改造する際にブレーキホースを取り外す必要がある場合、ストラットに関しては、分解整備の定義から削除されているので分解整備記録簿の記載は不要でしょうか。

A 2. 分解整備記録簿の記載は必要です。確かにストラットに関しては、分解整備の定義から削除されましたが、付随作業であるブレーキホースを取り外した場合、分解整備に該当するため、分解整備記録簿に記載し、自動車使用者に交付する必要があります。

Q 3. 自動車分解整備事業の認証を取得した時に、原動機について分解整備を行わないという装置を限定して、認証(いわゆる限定認証)の資格を取得していますが、定期点検(車検)はできるのでしょうか。

A 3. 定期点検(車検)に関して原動機の分解整備を伴わない内容であれば実施できます。

ただし、排気ガスの状態でアイドリング時のCO・HCの排出濃度を点検する際には、CO・HCテストを用いて行う必要があります。



Q 4. 4トン車を改造した車両総重量が8トン以上の車両は、自動車分解整備事業の対象自動車「普通自動車（中型）」の認証で分解整備をすることはできますか。

A 4. 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、乗車定員30人以上の車両は、「普通自動車（大型）」の認証が必要であり分解整備をすることはできません。

Q 5. 自動車分解整備事業の対象自動車「小型四輪」の認証で、小型四輪の貨物車（4ナンバー）であって最大積載量が3トンの車両の分解整備をすることはできますか。

A 5. 4ナンバーであり、自動車検査証の「自動車の種別」欄に「小型」と記載されていれば分解整備を行うことができます。

Q 6. マイクロバスを改造したキャンピング車は、自動車分解整備事業の対象自動車「普通自動車（小型）」の認証で分解整備をすることはできますか。

A 6. 乗車定員が10人以下であれば分解整備を行うことができます。

Q 7. 乗車定員4人、車両総重量5,840kgである特種の用途に供する自家用普通自動車（キャンピング車）の分解整備を実施する場合、自動車分解整備事業の対象自動車は、何を取得していれば実施することができますか。
また、点検整備記録簿は何を使用しますか。

A 7. 車両総重量8トン未満、最大積載量2トン以下、乗車定員10人以下の特種の用途に供する普通自動車の車両を分解整備するには自動車分解整備事業の対象自動車は「普通自動車（小型）」を取得していれば実施することができます。
また、点検整備を行う際の記録簿は、「別表5」の自家用貨物自動車等を使用してください。

Q 8. 検査対象軽自動車のレンタカーの点検基準を教えてください。
また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。

A 8. 「自動車点検基準別表第5」に基づき6月ごとの点検を行ってください。
また、記録簿の様式は「別表5」自家用貨物自動車等の記録簿を使用してください。

Q 9. 貨物軽自動車運送事業の自動車の定期点検は何月ごとですか。
また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。



A 9. 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。

したがって定期点検は1年ごととなり、記録簿の様式は「別表6」自家用乗用自動車等の記録簿となります。

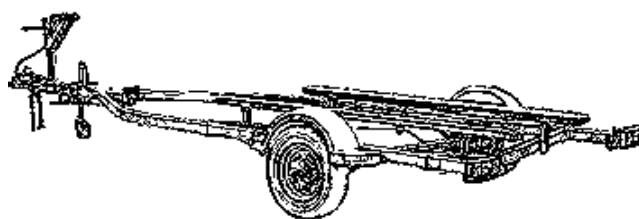
Q 10. 幼児専用車で、乗車定員が大人2人+幼児12人で3ナンバーの自家用車（有効期間1年）については、どの点検整備記録簿を使用すればよいですか。



A 10. この場合、幼児を大人に換算すると8人（ $12 \div 1.5$ ）と大人2人ですから乗車定員10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車に該当することになり、記録簿は「別表5」自家用貨物自動車等になります。

因みに、幼児専用車であっても大人に換算して乗車定員11人以上になった場合の記録簿は「別表3」事業用自動車等になります。

Q 11. ボート・トレーラの点検基準を教えてください。
また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。

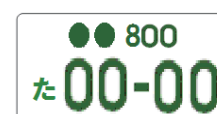


A 11. 軽自動車規格のボート・トレーラの場合は、「自動車点検基準別表第6」に基づき1年ごとの点検を行ってください。

また、記録簿の様式は「別表6」自家用乗用自動車等の記録簿を使用してください。

登録車規格のボート・トレーラの場合は、「自動車点検基準別表第5」に基づき6月ごとの点検を行ってください。

また、記録簿の様式は「別表5」自家用貨物自動車等の記録簿を使用してください。



Q12. 10月31日で自動車検査証の有効期間が満了する車両について、9月30日に継続検査を受検すると、有効期間は短縮になってしまいますか。

A12. 自動車検査証の有効期間は短縮にならず、10月31日となります。

自動車検査証の有効期間が同月同日になる、満了する日の1ヶ月前の日の例は下表のようになります。

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあっては2月29日）
5月30日及び31日	4月30日
7月30日及び31日	6月30日
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

【道路運送車両法施行規則】

第44条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

Q13. 車両の走行距離計が km 表示ではなく、マイル表示の場合の記録簿及び OCR シートの記載方法を教えてください。

A13. 記録簿は km をマイルと訂正し記載して下さい。OCR シートは「走行距離計表示値」欄の距離の後に「2」を記入して下さい。

対象とする自動車の種類の解釈（早見表）

参 考

対象とする自動車	ナンバープレートの分類番号
普通自動車（大型）	1（貨物自動車）
○車両総重量が8t以上の普通自動車	8（特種用途自動車）
○最大積載量が5t以上の普通自動車	2（乗合自動車）
○乗車定員が30人以上の普通乗合自動車	大板サイズのナンバープレート
普通自動車（中型）	1（貨物自動車）
○車両総重量が8t未満の普通自動車	8（特種用途自動車）
○最大積載量が2tを超え5t未満の普通自動車	2（乗合自動車）
○乗車定員が11人以上29人迄の普通乗合自動車	
普通自動車（小型）	1（貨物自動車）
○車両総重量が8t未満の普通自動車	8（特種用途自動車）
○最大積載量が2t迄の普通自動車	
上二欄に掲げるものを除く	
普通自動車（乗用）	3（乗用自動車）
○乗車定員が10人迄の普通乗用自動車	
小型四輪自動車	4（貨物自動車）
○小型四輪貨物自動車	5、7（乗用自動車）
○小型四輪乗用自動車	8（特種用途自動車）※
○小型四輪特種用途自動車	
小型三輪自動車	4（貨物自動車）
○小型三輪貨物自動車	5、7（乗用自動車）
○小型三輪乗用自動車	8（特種用途自動車）※
○小型三輪特種用途自動車	
小型二輪自動車	—
軽自動車	4（貨物軽自動車）
○検査対象軽自動車	8（特種用途軽自動車）
	5（乗用軽自動車）
大型特殊自動車	0（大型特殊自動車）
	9（大型特殊自動車）

注 意

自工場の対象自動車の範囲であっても、受注車両を収容することができる屋内作業場を有していて点検整備を実施することができる車両に限ります。

※の特種用途自動車は、自動車検査証等の「自動車の種別」欄に「小型」と記載されているもの

(2) 変更届に関するQ & A

Q 1. 法人の役員が変更になったのですが、どのような手続きが必要ですか。

- A 1. 下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。
- ・自動車分解整備事業の役員変更届（第4号様式）
 - ・商業登記簿謄本等の新・旧役員を確認することができる書面

Q 2. 「株式会社〇〇整備工場」から「株式会社〇〇自動車」と法人名称を変更したのですが、どのような手続きが必要ですか。

- A 2. 下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。
- ・自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
 - ・商業登記簿謄本等、商号変更の事実を証する書面

Q 3. 法人の本社（本店所在地）を移転したのですが、どのような手続きが必要ですか。

- A 3. 下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。
- ・自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
 - ・商業登記簿謄本等、本店所在地変更の事実を証する書面

Q 4. 個人事業者で事業主の住所を移転したのですが、届出等の手続きは必要ですか。

- A 4. 下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。
- ・自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
 - ・個人事業者（事業主）の住民票等、住所変更の事実を証する書面

Q 5. 個人事業者で事業主が死亡したため事業を引き継ぎたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

- A 5. 認証の相続となりますので下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。
- ・自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
 - ・新事業主の住民票等届出者を特定できる書面

- ・ 現在までの事業主に関する除籍謄本
- ・ 自動車分解整備事業に係る相続同意書
- ・ 相続同意書に係る印鑑証明書

Q 6. 法人（株式会社、有限会社）から個人事業にしたのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 6. 法人事業者から個人事業者に変更した場合は、認証の譲渡となりますので下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。

- ・ 自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
- ・ 新事業主の住民票等届出者を特定できる書面
- ・ 譲渡証明書
- ・ 認証譲渡譲受に係る印鑑証明書

Q 7. 個人事業者が従業員に事業場を譲渡したのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 7. 下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。

- ・ 自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
- ・ 新事業主の住民票等届出者を特定できる書面
- ・ 譲渡証明書
- ・ 認証譲渡譲受に係る印鑑証明書

Q 8. 事業場を移転したのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 8. 事業場の所在地及び屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更となりますので下記の書類を揃えて30日以内に届出を行ってください。

- ・ 自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）
- ・ 建築物の確認済証（写し）等、事業場の所在地を証する書面

Q 9. 作業場を増築したのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 9. 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更となりますので自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）を作成して30日以内に届出を行ってください。

Q10. 作業場の一部を部品庫にしたのですが、どのような手続きが必要ですか。

A10. 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行きの長さの変更となりますので自動車分解整備事業者変更届（第1号様式）を作成して30日以内に届出を行ってください。ただし、変更後の作業場の間口若しくは奥行きの長さが対象とする自動車の認証基準を満たしていることが必要です。

Q11. 事業場の名称を変更したのですが、どのような手続きが必要ですか。

A11. 整備主任者が統括管理業務を行う事業場名称の変更として整備主任者（変更・減員）届出書（第6号様式）を作成して15日以内に届出を行ってください。

Q12. 整備主任者の姓が変わったのですが、どのような手続きが必要ですか。

A12. 下記の書類を揃えて15日以内に届出を行ってください。

- ・ 整備主任者（変更・減員）届出書（第6号様式）
- ・ 変更になった整備主任者の戸籍抄本等事実を証する書面

Q13. 事業場所在地付近の区画整理に伴い、地番から住居表示に変わったのですが、届出等は必要ですか。

A13. 届出の必要はありませんが、市区町村役場が発行する住居表示に関する「通知書」または「証明書」等の提出をお願いします。

※変更する内容によっては、事前に運輸支局等に相談してください。

II. 自動車分解整備事業者の 立入検査結果等

Ⅱ. 自動車分解整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車分解整備事業者の立入検査結果（平成28年度）

平成28年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車分解整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

(1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、920事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車追加の工場、整備主任者の定期研修を受講していない工場、警察当局等からの通報や苦情があった工場、所在が不明な工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表I-1〉のとおりです。

〈表I-1〉過去5年間の自動車分解整備事業者の立入検査状況

年度 \ 項目	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
24	347	162	9	11	20	140	436	1,125
25	355	148	7	6	15	172	165	868
26	361	186	195	5	23	232	201	1,203
27	359	154	75	12	17	192	137	946
28	323	147	35	10	11	216	178	920

(2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、平成28年度の処分状況は〈表I-2〉のとおりです。

また、過去5年間における運輸局長処分は〈表I-3〉のとおりです。

なお、平成28年度は事業者所在不明に係る取消処分は5件でした。

〈表I-2〉自動車分解整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	口頭警告
件数	5	1	0	0	13	0

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表 I - 3〉 過去 5 年間の自動車分解整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処分等の内訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警告	計	
24	1,125	15	3	11	0	1	15	24,594
25	868	7	1	6	0	0	7	24,601
26	1,203	13	10	3	0	0	13	24,613
27	946	127	120	7	0	0	127	24,461
28	920	6	5	1	0	0	6	24,414

注 1) 複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注 2) 認証工場数は各年度とも 3 月末の数値を示す。

注 3) 「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

(3) 法令違反指示事項等

過去 5 年間における法令違反の指摘状況は、〈表 I - 4〉のとおりです。

〈表 I - 4〉 過去 5 年間の法令違反指摘内容

指摘事項	年 度				
	24	25	26	27	28
整備主任者の業務に関するもの	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	5 (3.6%)	2 (13.3%)
認証基準に関するもの	0 (0.0%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
遵守事項に関するもの	12 (41.4%)	12 (54.5%)	4 (21.1%)	7 (5.1%)	1 (6.7%)
変更届等に関するもの	2 (6.9%)	2 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (40.0%)
分解整備記録簿等に関するもの	5 (17.2%)	4 (18.2%)	4 (21.1%)	6 (4.3%)	3 (20.0%)
その他法令違反に関するもの	9 (31.0%)	3 (13.6%)	10 (52.6%)	120 (87.0%)	3 (20.0%)
合 計	29 (100%)	22 (100%)	19 (100%)	138 (100%)	15 (100%)

2. 自動車分解整備事業の廃止理由調査結果

平成28年度中に関東運輸局管内において、自動車分解整備事業の廃止届のあった事業場数は347工場であり、主な廃止理由は、自己都合が118件（34.0%）、事業合理化が73件（21.0%）、次いで後継者難が60件（17.3%）、以下〈表Ⅱ－1〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉自動車分解整備事業者の廃止理由調査結果

支局別	廃止理由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東京	3	2	4	13	28	11	2	1	1	30	4	99
神奈川	5	0	1	4	11	5	1	0	0	20	5	52
埼玉	5	2	5	15	9	6	2	1	0	15	6	66
群馬	1	0	1	9	2	2	0	0	0	11	0	26
千葉	2	0	2	4	11	3	0	1	0	13	2	38
茨城	0	2	1	4	4	1	0	1	0	23	4	40
栃木	0	0	0	7	7	1	0	0	0	2	0	17
山梨	0	0	1	4	1	0	0	0	0	2	1	9
局計	16	6	15	60	73	29	5	4	1	118	20	347
構成比 (%)	4.6%	1.7%	4.3%	17.3%	21.0%	8.4%	1.4%	1.2%	0.3%	34.0%	5.8%	100.0%

〈表Ⅱ－2〉過去5年間の自動車分解整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
24	27	7	10	61	73	31	3	3	0	120	335
25	30	11	6	80	62	25	3	2	0	120	339
26	24	9	18	83	56	30	2	4	1	165	392
27	28	11	17	79	64	18	10	3	0	128	358
28	16	6	15	60	73	29	5	4	1	138	347

3. 自動車分解整備事業者の違反事例

自動車分解整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します。

【その1】 分解整備に係る部分が保安基準不適合だったこと

バン型四軸車が走行中に前前軸左車輪付近より出火した車両火災が発生した情報があったことから、車両整備を行った事業場へ立入り関係帳票類の提示を求め調査を行った。当該車両は定期点検時、前後軸ブレーキ装置が不良状態であり、使用者へ修理完了するまで車両を預けてほしい旨伝えたところ、車両の返却を強く要望され断り切れなかった。そのため、前後軸のブレーキ装置を作動させない状態にしたうえ、点検整備記録簿（分解整備記録簿）には点検済みとし、後日作業を行うことで車両を返却した事実が判明した。

1. 事業場の概要及び組織

平成13年に認証を取得した專業工場である。

検査時の工員数は8名で、その内整備主任者は4名である。

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（15日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 分解整備に係る部分が保安基準に不適合であったこと。
（道路運送車両法第90条）
- (2) 点検整備記録簿に虚偽記載を行ったこと（分解整備記録簿の虚偽記載類似行為）。
（道路運送車両法第91条第1項違反）
（道路運送車両法第49条第1項違反）
- (3) 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備があったこと。
（道路運送車両法第91条の3違反）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 事業場内における組織管理が機能していなかった。
- (2) 自動車分解整備事業者の遵守事項に対する認識が欠如していた。

5. その他

自動車分解整備事業者は、保安基準不適合となるような改造はおこなわない。

【その2】不正改造を幫助したこと。

当該事業場に計画監査で立ち入ったところ、事業場内に不正改造車両（ダンプ車）が確認された。関係帳票類の提示を求め調査したところ、荷台さし枠取付、突入防止装置不良及び黄色回転灯が取り付けられた不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行っていたことが確認された。

また、当該事業場の作業場及び工具を車両の使用車に提供し、不正改造の実施を容認していた。

1. 事業場の概要及び組織

昭和44年に認証を取得後、平成16年に指定整備工場となった専業工場である。

検査時の工員数は8名で、その内整備主任者は4名である。

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（35日間）

保安基準適合証等の交付停止（100日間）

自動車検査員の解任

3. 法令違反の内容

(1) 不正改造状態での車検手続き（保安基準適合証の不正交付）を行ったこと。

（道路運送車両法第94条の5違反）

(2) 不正改造を幫助したこと。

（道路運送車両法第91条の3違反）

(3) 定期点検整備料金の概算見積書を交付していなかったこと。

（道路運送車両法第91条の3違反）

(4) 保安基準に適合しない車両に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準適合証等を交付したこと（不正改造状態）。

（道路運送車両法第94条の5第1項違反）

(5) 指定整備記録簿の一部記載誤りがあったこと。

（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

4. 法令違反に至った原因

(1) チェック体制のマンネリ化、保安基準適合証交付体制に不備があった。

(2) 自動車分解整備事業者、主任技術者及び自動車検査員として自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業に対する認識が甘く、関係法令に対する遵法精神が欠如していた。

(3) 自らが不正改造を実施しなければ良いとの誤った認識をしていた。

5. その他

- (1) 自動車分解整備事業者として、自ら不正改造を実施しなくても、それを幫助等することは法令違反となる。
- (2) 受注時に不正改造の有無について確認を行うこと。

【その3】従業員数が認証基準の要件を満たしていなかったこと

当該事業場の認証要件等が法令違反しているとの情報提供があったことから、当該事業場に立入り、関係帳票類の提示を求め調査したところ、従業員が常時1名しかいないことが確認され、認証基準の従業員数の要件を満たしていなかった。また、認証を受けた作業場以外で分解整備を実施している法令違反も確認された。

1. 事業場の概要及び組織

昭和34年に認証を取得した自家工場である。

検査時の工員数は2名で、その内整備主任者は2名である。

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（10日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 認証を受けた作業場以外で分解整備を実施したこと。
（道路運送車両法第78条第1項違反）
- (2) 従業員数が認証基準の要件を満たしていないこと。
（道路運送車両法第91条の2違反）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 営業所が2店舗（1店舗は未認証）あり、工員の減員により2名で交互に各店舗の業務を行っていたが、工員の増員が出来なかった。
- (2) 自動車分解整備事業者として自動車分解整備事業に対する認識が甘く、関係法令に対する遵法精神が著しく欠如していた。
- (3) 自動車分解整備事業者の遵守事項に対する認識が欠如していた。
- (4) 自動車分解整備事業者としての管理体制が機能していなかった。

5. その他

- (1) 自動車分解整備事業者の事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。

Ⅲ. 最近の主要通達等

国自安第123号の4
国自整第179号の4
平成28年9月29日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局
安全政策課長

整備課長

冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保について

標記について、別紙1及び別紙2のとおり関係団体あて通知したので了知するとともに、関係事業者を指導されたい。

別紙1は省略しました。

国自安第123号の2
国自整第179号の2
平成28年9月29日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

冷蔵冷凍車の冷凍機の電気配線の安全確保について

平成27年7月31日、北海道苫小牧市苫小牧港沖4.5海里付近で発生した旅客フェリーさんふらわあ だいせつ火災事故については、運輸安全委員会において調査が進められ、本日、「旅客フェリーさんふらわあ だいせつ火災事故に係る船舶事故調査について（経過報告）」が公表されたところです。

同報告中6.1(3)にあるとおり、本件冷凍機の内部において、モータの配線(3線)に、1つの配線の一部に短絡している痕跡が、また、その付近には切断した後に撚って結線された箇所及び1つの配線に断線している箇所が認められています。

当該火災事故については、出火元の特定及び出火原因の究明には未だ至っておらず同委員会による調査が続けられるところであり、また、このモータの配線の結線方法等と出火との因果関係も不明ではありますが、冷凍機を取り扱う専門業者においてはこのような撚った配線は一般的にはなされていないことから、冷蔵冷凍車の冷凍機からの出火防止に万全を期すため、下記のとおり、冷蔵冷凍車の冷凍機の電気系統の安全確保に努めて頂きますよう、傘下会員への周知方お願いいたします。

記

1. 冷凍機を点検した際に、適切な結線方法により配線されていないことが確認された場合は、専門業者に依頼する等して適切に配線すること。
2. 冷凍機に関する電気配線の補修等を行う際には、専門業者に依頼する等して、適切な施工を確保すること。

火災事故に係る船舶事故調査について（経過報告） 抜粋

4 船舶事故調査の概要

運輸安全委員会は、平成27年7月31日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を、11月6日、1人の船舶事故調査官をそれぞれ指名した。

本事故の調査には、2人の地方事故調査官（函館事務所）が加わった。

また、10月16日、委員庄司邦昭を現場に派遣して調査を行い、12月3日、出火元の特定及び出火原因究明に関する調査のため、科学警察研究所法科学第二部火災研究室長渡邊憲道を専門委員に任命した。

現時点までの主な調査事項は、次のとおりである。

- (1) 現場調査
- (2) 関係者からの口述聴取及び回答書受領
- (3) 検証実験

5 今後の調査・解析

出火元の特定及び出火原因の究明

6 これまでの調査により確認された事実情報

6.1 出火に関する事実情報

現場調査及び本船の乗組員の口述によれば、次のとおりであった。

(1) 火災探知装置による警報

本船は、平成27年7月31日01時45分ごろ大洗港を出港した後、本事故発生時まで火災探知装置等による警報はなかった。

本船は、17時10分ごろ船橋で火災探知装置（煙感知式）が予備警報を発した後、17時13分ごろ警報を発した。感知した場所は、いずれも第2甲板の右舷中央部であった。

(2) 乗組員による目撃情報等

本船は、大洗港出港後、乗組員が、出港直後、05時00分ごろ、10時30分ごろ及び15時45分ごろに船内巡視を4回行い、本事故発生前まで車両甲板等に異常は見られなかった。

本事故当時、消火作業に当たった本船の乗組員は、‘第2甲板の右舷中央部に積載されていたトラック’（以下「本件車両」という。）の冷凍ユニット（以下「冷凍機」といい、本件車両に搭載されていた冷凍ユニットを「本件冷凍機」という。）のフロントパネルのスリットから火と煙が出て、本件冷凍機内が燃えているような状況を目撃した。

(3) 本件冷凍機等の状況

本件冷凍機は、本件車両の右側中央下部に搭載されており、フロントパネルを開けたところ、全体的に激しく焼損しているのが確認できた。

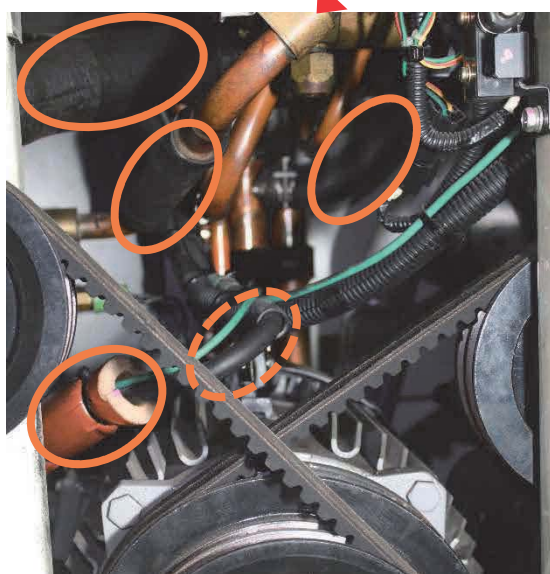
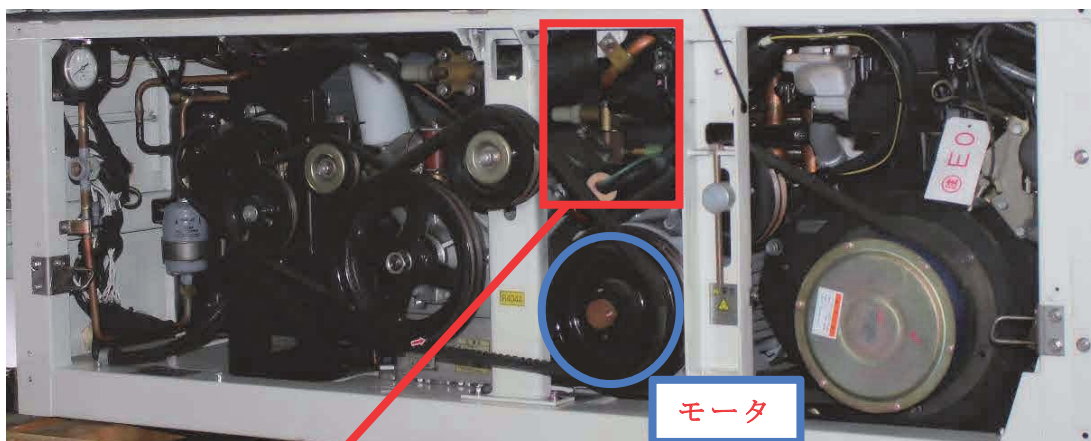
本事故後、本件冷凍機の内部を確認したところ、モータの配線（3線）には、1つの配線の一部に短絡している痕跡が、また、その付近には切断した後に燃^よって結線された箇所（写真6の①～③）及び1つの配線に断線している箇所が認められた。（写真6参照）



写真6 本件冷凍機の状況

本件冷凍機は、本件車両のエンジンを停止した後に本船からの電源の供給により、モータを運転することができるものであった。

同型の冷凍機のモータは、配線の短絡、断線等により過電流が生じた場合、過電流継電器が作動して電源の供給が遮断される構造となっていた。また、モータの周辺には、配線又は配管を覆うように断熱材、干渉防止材等の可燃物があった。（写真7参照）



○ は、断熱材及び干渉防止材
 ○ は、モータの配線（燃って結線された箇所付近）

写真7 同型の冷凍機の状態

(4) 本船の電源設備の状況

本船は、積載した車両の冷凍機へ電源を供給するための冷凍コンテナ用レセプタクルボックス（以下「電源ボックス」という。）及び電源ボックスと冷凍機を接続するための保冷車用プラグ（ケーブルを含む。以下「電源コード」という。）を車両甲板に備えていた。

本船は、航海中、電源ボックスからの電源の供給によって各車両の冷凍機を運転させるようにしていた。

各電源ボックスには、漏電遮断器が備えられており、漏電、過電流又は短絡が生じた場合、船橋に漏電警報が発せられ、電源の供給が遮断される構造となっていた。

本件冷凍機に電源を供給していた電源ボックス及び電源コードの焼損状況を確認したところ、配線に短絡等の痕跡は見られなかった。

平成 28 年 10 月 31 日
自 動 車 局**乗用車の排出ガス・燃費試験法に国際基準（WLTP）を導入します。**

-道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について-

国土交通省は、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正し、乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法について、国際基準（WLTP[※]）を導入します。

自動車の販売の国際的な拡大に伴い、国ごとに異なる自動車の技術基準の調和が順次進められています。自動車の基準調和の実現により、自動車メーカー等は国際的な部品の共通化、それに伴う環境技術の開発への経営資本の投入等が可能となり、消費者にとっても環境性能に優れた自動車をより安価に購入できることとなります。

乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法については、我が国が議論を主導した結果、平成 26 年 3 月、国際基準（WLTP）が成立しました。今般、WLTP を導入するため、道路運送車両の保安基準の細目告示の改正等を行います。

※ WLTP: Worldwide harmonized Light vehicles Test Procedure

1. 改正概要（改正の詳細については別紙をご参照ください。）

以下の告示を改正し、現行の排出ガス規制及び燃費規制において、現行規定されている我が国独自の試験法（JC08 モード法）に加え、WLTP を適用できることとします。

- ①道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）
- ②乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）
- ③貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号） 等

注） 走行抵抗値の測定法における統計的手法の JC08 モード法への導入は今年度中に、排出ガス規制における WLTP への切替えは平成 30 年 10 月以降に、それぞれ予定しており、今後速やかに改正することとしております。

2. 公布・施行

公布・施行：10 月 31 日（本日）

【問い合わせ先】

自動車局環境政策課 高井・井上

電話 03-5253-8111（内線 42502、42535）

03-5253-8603（直通）

FAX 03-5253-1636

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示等について (概要)

1. 背景

我が国は、大気環境の保全及び省エネルギー対策の推進のため、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき、我が国独自の排出ガス・燃費試験法である JC08 モード法により自動車の排出ガス規制及び燃費規制を行ってきたところであるが、平成 26 年 3 月、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）」が成立した。

これを受け、中央環境審議会大気・騒音振動部会及び総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ・交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費基準小委員会合同会議において、試験法の国際調和を進める観点から、我が国における排出ガス規制及び燃費規制に WLTP を導入することが提言された。

上記のことから、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 2 号）、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成 27 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）等の一部を改正することとした。

2. 改正概要等

- 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - WLTP に関する試験法及び規制値を新たに規定する。
 - 既存の JC08 モードによる試験法及び規制値に替えて、WLTP による試験法及び規制値を適用することを可能とする。
- 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等
 - 乗用自動車の燃費基準達成判定について、既存の JC08 モードによる試験法に替えて、WLTP による試験法により判定することを可能とする。
 - WLTP による試験法により燃費値を算定した場合は、当該値を表示しなければならないこととする。

- 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等
 - 貨物自動車の燃費基準達成判定について、既存の JC08 モードによる試験法に替えて、WLTP による試験法により判定することを可能とする。
 - WLTP による試験法により燃費値を算定した場合は、当該値を表示しなければならないこととする。

- 乗用自動車等エネルギー消費効率相当値算定実施要領（新設）
 - 乗用自動車及び貨物自動車の燃費値の算定について、既存の JC08 モードに加え、WLTP により算定を行う場合の申請方法等について規定する。

- ・その他下記告示について所要の改正を行う。
- 自動車型式指定規則第三条第一項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第四項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面（昭和 58 年運輸省告示第 331 号）
- 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 61 号）
- 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成 18 年国土交通省告示第 350 号）
- 特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成 21 年国土交通省告示第 933 号）



平成 28 年 11 月 18 日
自動車局技術政策課

シートベルトリマインダーの警報対象座席を 拡大するための国際基準の改正案が国連において採択 ～安心・安全な自動車の国際的な普及を目指して～

今週、国連欧州本部（ジュネーブ）にて開催された WP29 第 170 回会合において、日本が主導してきたシートベルトリマインダーに関する国際基準の改正案が採択され、成立しました。

1. シートベルトリマインダーの国際基準の改正

① シートベルトリマインダーとは

自動車の衝突事故時などに乗員を保護するためにはシートベルト着用が重要となっております。シートベルトリマインダーは、シートベルトをせずに走行すると、運転者に対して警報ランプが点灯し警報音が鳴り、シートベルトの着用を促す装置です。

② 改正案のポイント

これまでは、乗用車等の自動車の運転者席のシートベルトのみが警報対象でしたが、乗用車等においては、後部座席を含めて全座席を警報対象とし、トラック・バス等については、運転者席、助手席を警報対象とするものです。この改正への取り組みは、日本が主導し、EU や韓国と連携して進めてきたものです。

③ 今後の予定

早ければ来年 6 月に同改正が発効することとなります。我が国では、これに合わせ、有識者会議での審議、パブリックコメント等を経て、この基準を道路運送車両の保安基準として採用していく方針としております。

2. 自動運転車のサイバーセキュリティに関するガイドライン

11 月 16 日に開催された WP29 の下に設置された「自動運転分科会」（議長：日本及び英国）において、「サイバーセキュリティ及びデータ保護に係るガイドライン」について、合意しました。今後、ガイドラインについては、来年 3 月開催予定の次回 WP29 第 171 回会合において上程、審議され、成立する見込みです。

（別紙 1）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の概要

（別紙 2）自動車のシートベルトリマインダーの義務付け拡大について

（別紙 3）サイバーセキュリティ/データ保護ガイドラインの概要

【お問い合わせ先】 自動車局 技術政策課 衣本、野原、久保

代表：03-5253-8111（内線 42254）、直通：03-5253-8591、FAX：03-5253-1639

1. 自動車基準調和世界フォーラムの目的

安全で環境性能の高い自動車を容易に普及させる観点から、自動車の安全・環境基準を国際的に調和することや、政府による自動車の認証の国際的な相互承認を推進することを目的としている。

2. 自動車基準調和世界フォーラムの組織

自動車基準調和世界フォーラムは、国連欧州経済委員会(UN/ECE)の下にあり、傘下に六つの専門分科会を有している。分科会で技術的、専門的検討を行い、検討を経た基準案の審議・採決を行っている。

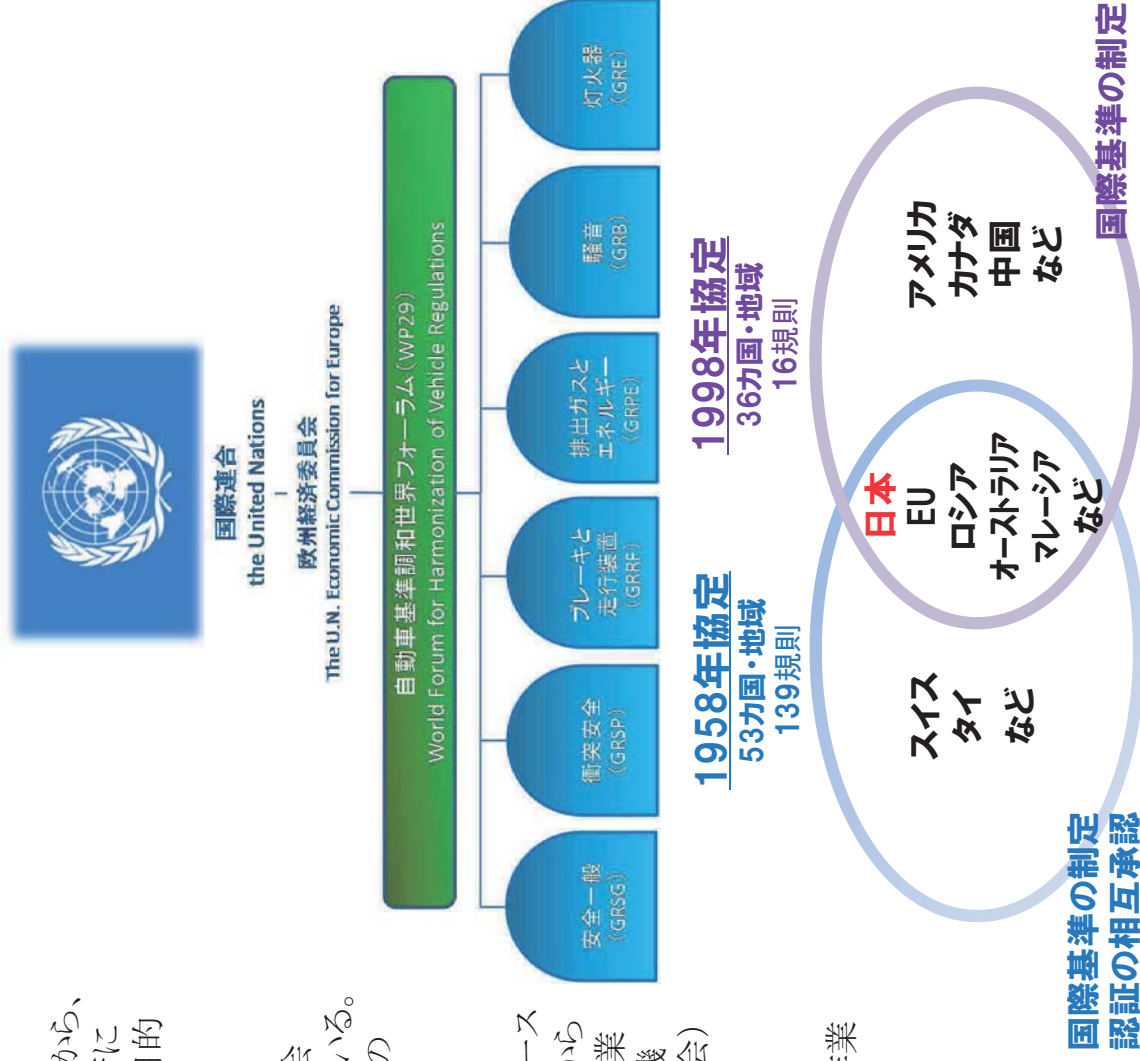
3. 自動車基準調和世界フォーラムのメンバー

欧州各国、1地域(EU)に加え、日本、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国、インド、韓国等(日本は1977年から継続的に参加)、また、非政府機関(OICA(国際自動車工業会)、IMMA(国際二輪自動車工業会)、ISO(国際標準化機構)、CLEPA(欧州自動車部品工業会)、SAE(自動車技術会)等)も参加している。

4. 自動車基準調和世界フォーラムの主な活動内容

次に掲げるそれぞれの協定に基づく規則の制定・改正作業を行うとともに、それぞれの協定の管理・運営を行う。

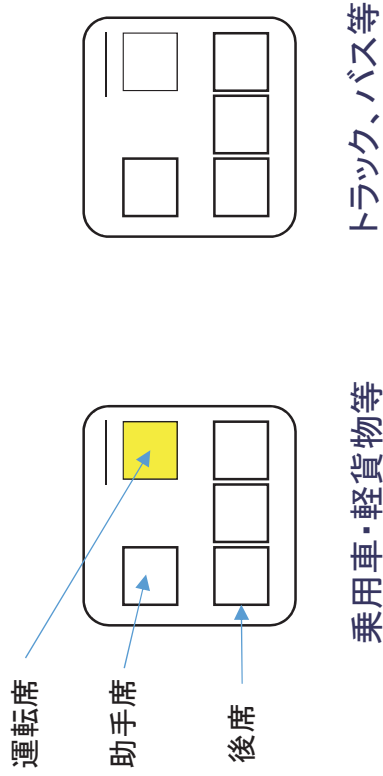
- ・「国連の車両等の型式認定相互承認協定(略称)」(1958年協定)
- ・「国連の車両等の世界技術規則協定(略称)」(1998年協定)



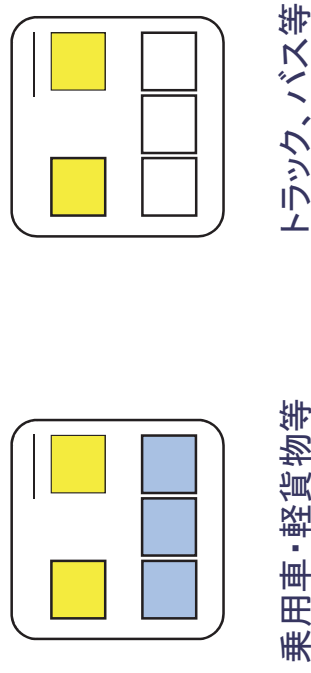
自動車のシートベルトリマインダーの義務付け拡大について

改正案の概要

現行の保安基準



改正後の国際基準



■ イグニッションON時非着用で表示警報
走行時非着用で表示及び音で警報

■ イグニッションON時非着用で表示警報
走行時に外すと表示及び音で警報※

□ 義務付けなし

※ 後席には荷物を置くことがあるため、走行時に外すと警報音が鳴る基準とする

サイバーセキュリティ/データ保護ガイドラインの概要

別紙3

経緯・見直し

- WP29傘下に設置された自動運転分科会で、日本とドイツが提案したセキュリティガイドラインについて合意。次回WP29第171回会合で上程、審議され、成立する見込み。

ガイドラインの要件

総論

- データの操作、誤用に対抗する適切な保護の確実な実施
- 世界標準の通信技術等によるデータ及び通信の暗号化
- データ保護、セキュリティに関する独立し、認可された審査による証明

データ保護

- 情報主体(運転者等)に対する収集情報の説明、情報主体の同意
- 個人情報の収集・処理の限定、情報主体による同意取り下げに係る権利の確保

安全性

- 自動運転者の接続及び通信の安全確保
 - ・ 車外のネットワークから車内の制御系ネットワークが影響を受けないこと
 - ・ システムの機能不全時の「セーフモード」を備えること
- **サイバー攻撃による不正操作を検知した時は、運転者に警告の上、車両を安全にコントロールすること**

セキュリティ

- 通信利用型自動運転車へのリモートアクセスに係るオンラインサービスでは、強力な相互承認を有すること

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について (概要)

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 169 回会合において、協定規則のうち、新たに「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」が採択されたことを踏まえ、これらの協定規則を新たに採用することとしました。また、「制動装置に係る協定規則（第 13H 号）」等の改訂が、WP29 第 169 回会合等において採択されたところです。

また、現在開発が進められている自動走行技術については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成28年5月に取りまとめた「官民ITS 構想・ロードマップ2016」において、限定地域での無人自動走行移動サービスの公道実証を2017年目途で実施するため、本年より「ハンドル、アクセル等車両要件等（道路運送車両法）などの制度等に関し、どのような特例措置等が必要かを含めてその詳細を検討するとともに、無人自動走行移動サービスの公道実証の安全確保のための措置に関する検討を進める。」こととされているところです。

このため、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号。以下「基準緩和告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

I. 保安基準等の改正

(1) 車枠及び車体に関する改正（細目告示第 22 条、第 100 条、第 178 条関係）

高齢者等の体型の小さい乗員について、シートベルトの胸部圧迫による傷害の発生を防止するため、「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 乗車定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第 137 号)」の改正に伴い、助手席乗員（女性ダミー）の胸部圧縮の基準値を 42mm 以下から 34mm 以下に強化します。

【適用時期】

新型車

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの	3.5t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 39 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの	—	平成 39 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 39 年 9 月 1 日

(2) 緊急制動表示灯に関する改正（保安基準第 41 条の 4、第 63 条の 3（新設）関係）

緊急制動表示灯について、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」及び「二輪自動車等の制動装置に係る協定規則（第 78 号）」が改訂されたことに伴い、以下のとおり基準を改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 既に四輪自動車において備付けが認められている緊急制動表示灯について、協定規則第 53 号及び第 78 号に規定された要件に適合するものを二輪自動車等に備えることができることとします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

(3) 走行装置に関する改正（細目告示第 11 条関係）

国際的な車両型式認証の相互承認制度（IWVTA）の創設に伴い、これまでタイヤ単体で規定されていた耐荷重性能等について、車両との組み合わせを考慮すべきことを明確化するために新設された「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」を採用し、以下のとおり基準を新設します（IWVTA 創設に伴う所要の協定規則の整備）。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 型式指定時等において、自動車に装着するタイヤは「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の技術的要件（自動車に装着するタイヤは、溝や幅等に関し全

て同一であること、自動車の許容最大質量以上の荷重に耐えるタイヤを備えること等)に適合しなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 4 月 1 日

継続生産車：平成 34 年 4 月 1 日

(4) 制動装置に関する改正 (細目告示第 15 条、第 93 条関係)

WP29 において、既に日本が採用している「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」において規定されているブレーキアシストシステム及び横滑り防止装置に係る技術的要件について、同協定規則よりそれぞれ分離されることに伴い、「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」及び「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」を新規則として採用します (協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「制動装置に係る協定規則 (第 13-H 号)」に規定されていた要件から変更はありません)。

【適用範囲】

- 乗車定員 9 人以下の乗用自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)

【改正概要】

- 乗用自動車に備付けが義務付けられているブレーキアシストシステム、横滑り防止装置について、それぞれ「ブレーキアシストシステムに係る協定規則 (第 139 号)」、「横滑り防止装置に係る協定規則 (第 140 号)」の技術要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 9 月 1 日

(5) ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間に関する改正

(細目告示第 26 条、第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)

- ヘッドクリアランス及び座席の着席に必要な空間について、以下のとおり基準を改正します (基準間の関係整理のための形式的な改正)。

【適用範囲】

- 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)

【改正概要】

- 現在の保安基準では、ヘッドクリアランスと座席幅について、具体的な寸法要件を規定しています。これに対し、型式指定時等において、協定規則の基準を満たしている座席及びヘッドレストを備えている座席のヘッドクリアランスは、基準に適合しているものとみなすこととします。
- また、協定規則の基準を満たしている座席、座席ベルト取付装置及び座席ベルトを備えている座席の着席に必要な空間は、基準に適合しているものとみなすこととします。

【適用時期】

平成 29 年 2 月 9 日

(6) その他

- 操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）等が適用される自動車において、異常を示す運転席の警報ランプ（テルテール）が点灯している場合については、その装置に係る機能が基準に適合しないことを明確化する改正を行い、公布日から適用します。
- 既に日本が採用している「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」において規定されているタイヤ空気圧警報装置に係る技術的要件について、同協定規則より分離されることに伴い、「タイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 141 号）」を新規則として採用します（協定規則の形式的な改正に伴うものであり、従前の「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧警報装置に係る協定規則（第 64 号）」に規定されていた要件から変更はありません）。
- その他、既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

II. 装置型式指定規則の改正

「ブレーキアシストシステムに係る協定規則（第 139 号）」、「横滑り防止装置に係る協定規則（第 140 号）」、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 141 号）」及び「タイヤ取付けに係る協定規則（第 142 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととし、これに伴う項目の整理等所要の改正を行います。また、型式指定時に提出した書面の記載事項を変更する場合、第 4 条の 2 に基づく既指定装置型式指定申請を行うこととしていますが、当該変更が軽微なものである場合については届出書を提出すればよいこととします。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」を追加します。
- 「ブレーキアシストシステム」はブレーキアシストシステムに係る協定規則に、「横滑り防止装置」は横滑り防止装置に係る協定規則に、「空気入りゴムタイヤの取付装置」はタイヤ取付けに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
- 「タイヤ空気圧監視装置」、「乗用車の制動装置」、「フルラップ前面衝突時の乗員保護装置」及び「年少者用保護乗車装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、「ブレーキアシストシステム」、「横滑り防止装置」及び「空気入りゴムタイヤの取付装置」は $a \geq 8$ とします。



- 第4条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書面の記載事項に軽微な変更があった場合、変更後遅滞なく届出書を提出することとします。

Ⅲ. 共通構造部型式指定規則の改正

型式指定時に提出した第3条第2項第1号から第3号までの書面の記載事項に軽微な変更があった場合、第8条第1項第2号に基づき届出を行うこととしていますが、第3条第2項第5号の書面の記載事項に軽微な変更があった場合についても届出書を提出すればよいこととします。

Ⅳ. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1型式につき12.5万円から64.2万円の範囲で規定することとします。

Ⅴ. 基準緩和告示の改正

最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車について、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、横向き座席を備えることができることとします。

また、自動走行車に係る公道実証を安全かつ円滑に実施するための環境を整備するため、走行ルートの変更や緊急停止ボタンの設置等の安全確保措置を講じること等を前提に、保安基準第55条に基づき、地方運輸局長が認めた場合には、操縦装置及びかじ取り装置に係る基準を緩和できることとします。

3. スケジュール（予定）

公布：平成29年2月9日

施行：平成29年2月9日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun16.html

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成29年（2017年）2月現在、53か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ、モルドバ

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成29年（2017年）2月現在、装置ごとに143の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成29年（2017年）2月現在、乗用車の制動装置、警音器等の75の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成29年2月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	HFCV
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	デイトイランニングランプ	138	静音性車両
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)	139	BAS(ブレーキアシストシステム)
38	後部霧灯	89	速度制限装置	140	ESC(横滑り防止装置)
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング	141	タイヤ空気圧監視装置
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯	142	タイヤ取付
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)		
42	バンパー	93	フロントアンダーランププロテクタ		
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

 基準採用済(143規則中、75規則採用済)

平成29年3月10日

自動車局整備課

無車検車両の使用者に対し注意喚起を行っています。

～安全・環境上の問題のみならず、自賠償による被害者への適切な保障がなされないため、無車検運行排除が極めて重要です～

車検切れ等により無車検となっている車両の使用者に対して注意喚起ハガキの送付等、無車検運行をすることがないように注意喚起を行っています。

使用者の皆様には、安全・安心な車社会のため、車検ステッカーや車検証の有効期間をご確認いただき、うっかり忘れ等がないよう車検及び点検・整備の確実な実施をお願いいたします。

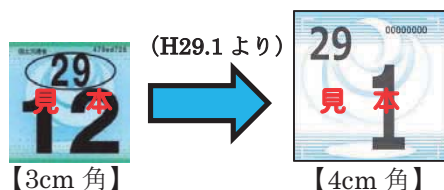
今後も無車検車対策を総合的に進め、警察と協力をしながらその排除に努めてまいります。

〔国土交通省の無車検車対策〕

- ① 保有管理する車検証情報で、うっかり忘れていた可能性が高いと考えられる車検切れ1年以内の車両の使用者に対して無車検運行の注意喚起ハガキを送付。
(H28年度はH29.1月に57,000通、H27年度は20,000通、H26年度は10,000通)
- ② ナンバー読取装置を主要道路に一定期間設置して、通過する車両のナンバープレート情報を取得するとともに、これを車検証情報と突合し、無車検運行の実態を調査。運行が確認された使用者に対し、無車検運行の禁止と車検受検を促す指導ハガキを送付。(H29.2月末より1,083台に送付)*実績は別紙参照
- ③ 国交省HPの無車検・無保険車通報窓口に通報のあった車両に対し注意文書の送付。
平成27年度は151台の無車検通報があり、車検証情報確認の上、無車検車両95台、車検ステッカー未貼付等39台に対し注意文書を送付。
通報窓口 URL http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html
- ④ 警察と連携して実施する街頭検査等の際に無車検車両運転者に対し直接指導。

平成27年度街頭検査	実施回数	検査車両数	うち無車検車両数
	2,757回	130,491台	127台

- ⑤ フロントガラス等に貼っている車検ステッカーを視認性の高いものに変更。(登録車のみ)



【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 中村、島川、森
 代表：03-5253-8111（内線 42427）
 直通：03-5253-8600

ナンバー読取装置による無車検車両実態調査結果

【平成 28 年度調査結果】

実施場所 (実施期間)	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
札幌市東区苗穂 (国道 274 号線) (H29.1.17~H29.1.23)	58,467	164 0.28%	44,095	127 0.28%	14,372	37 0.25%
広島市南区青崎 (国道 2 号線) (H29.1.15~H29.1.21)	109,596	176 0.16%	75,026	94 0.16%	34,570	82 0.23%
松山市東石井 (国道 33 号線) (H29.1.12~H29.1.18)	67,638	119 0.17%	40,307	63 0.15%	27,331	56 0.20%
福岡市博多区千代 (国道 3 号線) (H28.12.21~H28.12.27)	45,397	102 0.22%	32,078	53 0.16%	13,319	49 0.36%
那覇市首里末吉町 (国道 330 号線) (H29.1.21~H29.1.27)	108,570	522 0.48%	57,937	160 0.27%	50,633	362 0.71%
合計	389,668	1,083 0.27%	249,443	497 0.19%	140,225	586 0.41%

【参考：平成 26 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
東京都大田区 (環状 7 号線)	123,370	182 0.14%	108,992	119 0.10%	14,378	63 0.43%
名古屋市港区 (国道 23 号線)	97,527	314 0.32%	83,712	208 0.24%	13,815	106 0.76%
大阪市東淀川区 (府道 14 号線)	65,334	339 0.51%	50,449	253 0.50%	14,885	86 0.57%
合計	286,231	835 0.29%	243,153	580 0.23%	43,078	255 0.59%

【参考：平成 27 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
山形市小立 (国道 13 号線)	65,462	109 0.16%	47,878	65 0.13%	14,372	44 0.30%
長野市大橋南 (国道 18 号線)	83,039	176 0.21%	54,973	94 0.17%	28,066	82 0.29%
福井市羽水 (国道 8 号線)	68,041	201 0.29%	45,533	123 0.27%	22,508	78 0.34%
合計	216,542	486 0.22%	148,384	282 0.19%	68,158	204 0.29%

関自整第753号
関自技第2660号
平成29年3月24日

管内各運輸支局長 殿
管内各自動車検査登録事務所長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱い
について」の細部取扱いについて

標記について、自動車局整備課長から別添（平成29年3月13日付け、
国自整第356号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、適切
に処理願います。

なお、自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会あて別紙のとおり通知し
たことを申し添える。

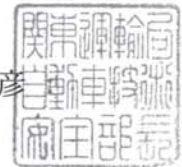


別 紙

関自整第753号の2
関自技第2660号の2
平成29年3月24日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会
会長 荻原 公明 殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
酒井 雅彦



「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱い
について」の細部取扱いについて

標記について、国土交通省自動車局整備課長から別添（平成29年3月13日付け、国自整第356号）のとおり通達があったので、貴傘下会員に対し周知徹底方願います。

なお、各運輸支局長及び各自動車検査登録事務所長あてに、別紙のとおり通知したことを申し添えます。

国自整第356号
平成29年3月13日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和43年3月15日付、自貨第66号、自車第229号）により、検査担当部署において検査時に自重計技術基準適合証を確認しているところですが、当該通達中、記2（1）については、平成29年4月1日より下記のとおり取扱うこととし、記2（2）については独立行政法人自動車技術総合機構に自重計の有無の確認を別添のとおり依頼しましたので、了知いただくとともに、適切に処理願います。

記

1. 有効な自重計技術基準適合証を確認した旨が記載された保安基準適合証の提出により、自重計技術基準適合証の提示に代えることができる。
2. 有効な自重計技術基準適合証が提示されなかったときは、使用者に対して、自重計の取付け及び1年ごとに計量法上の修理事業者等が行う点検を受けるよう指導したうえで、自動車検査証を返付する。



国自整第356号の2
平成29年3月13日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて（依頼）

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和43年3月15日付、自貨第66号、自車第229号）により、確認を行っているところですが、平成29年4月1日より別添通達のとおり取り扱うこととしました。

つきましては当該通達中記2.（2）について、貴法人にて持ち込み検査の現車審査の際、自重計の有無を確認いただき、無い場合については、自動車検査票1の〔その他の審査項目〕欄にある自重計に○をしていただき「無」と記載いただくようご協力をお願いします。



国自整第356号の3
平成29年3月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長



「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和43年3月15日付、自貨第66号、自車第229号）により取り扱っているところですが、平成29年4月1日より別添のとおり取り扱うこととしましたので、了知されるとともに、貴会傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

平成 29 年 4 月 4 日
自動車局環境政策課

乗用車の排出ガス・燃費試験法（WLTC モード法）を改正します。

－道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について－

国土交通省は、本日、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正し、乗用車の排出ガス及び燃費算定試験法である WLTC モード法について、風洞法※による走行抵抗の測定法等の追加を行います。

※ 風洞内に設置したシャシダイナモメータにおいて、各指定速度において測定される路面抵抗及び空気抵抗に基づき、走行抵抗を算定する方法。

自動車の環境基準について、国際的な整合性を図り大気環境の保全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の世界的技術規則協定」に平成 11 年に加入し、現在、国際的な技術基準である「世界技術規則」について議論を行っています。

乗用自動車等の排出ガス・燃費試験法については、平成 28 年 10 月に世界技術規則第 15 号の「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法」（以下「WLTC モード法」という。）を国内導入しています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 170 回会合において、WLTC モード法の改訂が採択されたことを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）について所要の改正を行います。

1. 改正概要

細目告示に規定されている WLTC モード法について、以下の改正を行います。

- 走行抵抗の測定法について、現行の惰行法等に加え、風洞法を規定します。これにより、屋内で走行抵抗を測定することが可能となります。
- その他所要の改正を行います。

2. 公布・施行

公布・施行：4 月 4 日（本日）

【問い合わせ先】

自動車局環境政策課 高井・井上

電話 03-5253-8111（内線 42502、42535）

03-5253-8603（直通）

FAX 03-5253-1636

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

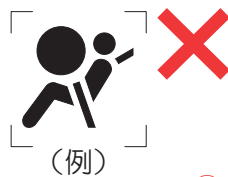
異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、「審査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成29年2月以降、これに該当しない受検車両については審査を行いませんので、確実に修理した後に検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. 空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

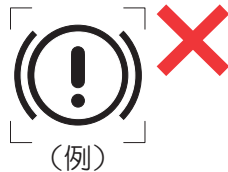
① 前方のエアバッグ



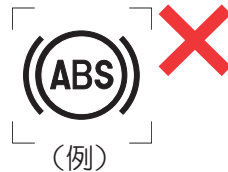
② 側方のエアバッグ



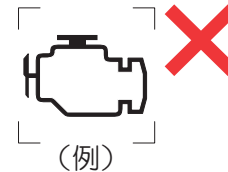
③ ブレーキ



④ ABS



⑤ 原動機



3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。
4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

回転部分の突出禁止規定 及び排気管の開口方向規定 の改正について

このたび、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部が改正され、

- ① 回転部分の突出禁止規定の見直し
- ② 排気管の開口方向要件の廃止

が行われました。

これらについては、平成29年6月22日以降、自動車の製作された日を問わず適用されますのでお知らせします。

①の部分の検査コースでの取扱いは次のとおりとなります。

■回転部分の突出禁止規定

自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）は当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。

この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

審査事務規程の一部改正について

審査事務規程の一部改正につきましては、8月1日現在第12次改正まで行われておりますが、新旧対照表の掲載は第8次改正、第10次改正及び第11次改正のみとさせていただきます。

なお、審査事務規程の全文につきましては、独立行政法人自動車技術総合機構のホームページ (<https://www.naltec.go.jp/>) に掲載されておりますので、必要に応じてご参照くださいますようお願いいたします。

審査事務規程の一部改正について（第 2 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

今回は該当なし

（2）自動車の型式の指定等関係

- ① 国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」に基づく規則のうち、新たに「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」が採択されたこと及び「バッテリー式電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」において電力により作動する原動機を有する自動車に搭載された充電式エネルギー貯蔵システム（REESS：Rechargeable Energy Storage System）にかかる基準が適用されたことに伴い、自動車の型式の指定等に係る審査時の規定を改正します。（別添 1）
- ② その他、所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 681 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 25 年 7 月 12 日国土交通省告示第 726 号）

3. 施行日

平成 28 年 8 月 5 日

審査事務規程の一部改正について（第 3 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラについて、その性能を損なわないよう、取付方法等に関する要件を規定します。（7-100、8-100）
 - 昼間走行灯（デイタイムランニングランプ）にかかる規定を新設し、要件に適合するものについては、300 カンデラを超えたものであっても自動車に備えることができることとします。（7-72 の 2、7-92、8-72 の 2、8-92）
 - ドライバー異常時対応システムを搭載した自動車について、車外報知のための電光表示器を設置することや、緊急停止時に限って制動灯等を点滅させることができることとします。（7-84、7-85、7-89、7-92、8-84、8-85、8-89、8-92）
 - 各項目において、基準に適合するものとして「共通構造部指定を受けた装置」を追加します。
- ② 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置について、要件を規定します。（7-49、8-49）
- ③ その他、用語の定義の拡充、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省令第 50 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省令第 73 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 1 日国土交通省告示第 607 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号）
- ・ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示（平成 28 年 4 月 1 日国土交通省告示第 619 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 827 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1122 号）

3. 施行日

平成 28 年 10 月 11 日

審査事務規程の一部改正について（第 4 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

今回は該当なし

（2）自動車の型式の指定等関係

先般の一連の自動車の型式指定審査における燃費試験の不正行為を踏まえ、国土交通省が設置した「自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース」において、メーカーの不正行為を抑止・防止するために必要な措置をまとめた「最終とりまとめ」が 9 月 16 日に策定されたところです。

当該とりまとめにおいては、メーカーの不正行為又はその疑義が発覚した場合、当機構において、不正行為又はその疑義が発覚したデータ等の技術的検証を実施するとともに、その技術的検証の間は、当該審査に加え、当該メーカーの審査のうち、疑義に関する他車種の審査を一時的に停止する措置が定められているところであり、これらに対応するための改正を行います。(2-4、2-6、2-8)

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

平成 28 年 10 月 24 日

審査事務規程の一部改正について（第 5 次改正）

1. 改正概要

- (1) 新規検査等における検査当日の提出書面（当日書面審査）を明確化
新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面[※]の提出を求めることとします。
【[※] 提出書面の一部様式は、機構 HP によりダウンロードが可能。】
- (2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施
指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準（技術基準に限る。）の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。
なお、申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することが可能とします。
- (3) 新規検査等における一部審査方法の変更（共通構造部型式指定自動車等）
共通構造部型式指定を受けた自動車であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

2. 関係する省令等

- ・ 共通構造部型式指定規則（平成 28 年 3 月 1 日国土交通省令第 15 号）
- ・ 特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成 28 年 6 月 30 日国土交通省告示第 851 号）
- ・ 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日国自審第 535 号）

3. 施行日

- ・ 共通構造型式指定自動車：平成 28 年 11 月 1 日
- ・ 共通構造型式指定自動車以外の自動車：平成 29 年 5 月 1 日

審査事務規程の一部改正について（第 6 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 「二輪自動車等の車外騒音に係る協定規則（第 41 号）」の技術的な要件を適用する二輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。

また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料配管等に関し「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則（第 134 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。（7-24、8-24）
- ② 審査時における車両状態の明確化（1-3、4-7-1）

異常等が生じている自動車については修理後に審査することを明確にするため、審査時における車両状態として次の事項を規定するとともに、これに該当しない受検車両については審査を行わないことを規定します。

 - ・ 空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態であること。
 - ・ 原動機の作動中において、異常状態を表示する警告灯が点灯又は点滅していない状態であること。また、ブザー類が吹鳴していない状態であること。
 - ・ 受検車両に装着しているタイヤは、応急用スペアタイヤでないこと。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 27 年 10 月 8 日国土交通省告示第 1048 号、平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 681 号、平成 28 年 6 月 30 日国土交通省告示第 853 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 682 号、平成 28 年 6 月 30 日国土交通省告示第 854 号）

3. 施行日

平成 28 年 12 月 26 日

（1-3 中「審査時車両状態」の②③の規定については平成 29 年 2 月 1 日）

審査事務規程の一部改正について（第 7 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）」等が適用される自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。（7-9、8-9、7-13、8-13、7-15～7-17、8-15～8-17、7-20、8-20、8-27～8-30）

○ 通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを備えることを義務付けるとともに、その性能要件について規定します。

また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。（7-41、8-41）

○ 自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則（第 46 号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。

また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則（第 46 号）」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。（7-99、8-99）

○ 出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

○ 別添 1 試験規程（TRIAS）について、次のとおり改正します。

【新規追加する試験項目（4 項目）】

TRIAS 34(3)-R087-01	昼間走行灯試験（協定規則第 87 号）
TRIAS 43-R138-01	車両接近通報装置試験（協定規則第 138 号）
TRIAS 44-R046(1)-01	後写鏡等試験（協定規則第 46 号）
TRIAS 44-R046(2)-01	後写鏡等及び後写鏡等取付装置試験（協定規則第 46 号）

【一部改正する試験項目（1 項目）】

TRIAS 32-J052R048-04	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
----------------------	------------------------

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 28 年 11 月 15 日国土交通省告示第 1334 号、平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 827 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1122 号、平成 28 年 11 月 15 日国土交通省告示第 1335 号、平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 89 号）

3. 施行日

平成 29 年 2 月 10 日

審査事務規程の一部改正について（第 8 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

① 「敷地内における秩序維持」の強化

的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車機構が管理する敷地内における秩序維持に関する運用について、遵守事項等を整理することにより、実効性の更なる確保を図ります。

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 施行日

平成 29 年 4 月 1 日

新	旧																																																																																																
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程																																																																																																
目次(略)	目次(略)																																																																																																
第1章 総則	第1章 総則																																																																																																
1-1~1-2(略)	1-1~1-2(略)																																																																																																
1-3 用語の定義	1-3 用語の定義																																																																																																
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。	この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>け</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>検査担当者等</td> <td>検査担当者及び警備員並びに他職員をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>さ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最遠軸距</td> <td>自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>し</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>敷地等</td> <td>自動車機構が管理している敷地、建物及び施設をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受検者等</td> <td>受検者、同行者、見学者、各種届出者及び相談者をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>UN R142</td> <td>タイヤの取付けに係る協定期則をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	け	(略)	(略)		検査担当者等	検査担当者及び警備員並びに他職員をいう。	(略)	(略)	(略)	さ	(略)	(略)		最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。		(略)	(略)	し	(略)	(略)		敷地等	自動車機構が管理している敷地、建物及び施設をいう。		(略)	(略)		受検者等	受検者、同行者、見学者、各種届出者及び相談者をいう。	(略)	(略)	(略)	U	(略)	(略)		UN R142	タイヤの取付けに係る協定期則をいう。	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>け</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>さ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最遠軸距</td> <td>自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>し</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>U</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	け	(略)	(略)		(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	さ	(略)	(略)		最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。		(略)	(略)	し	(略)	(略)		(新設)	(新設)		(略)	(略)		(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	U	(略)	(略)		(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
け	(略)	(略)																																																																																															
	検査担当者等	検査担当者及び警備員並びに他職員をいう。																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
さ	(略)	(略)																																																																																															
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 なお、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、「最後部の車軸中心」を「車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ接地している最後部の車軸中心」に読み替える。																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																															
し	(略)	(略)																																																																																															
	敷地等	自動車機構が管理している敷地、建物及び施設をいう。																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																															
	受検者等	受検者、同行者、見学者、各種届出者及び相談者をいう。																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
U	(略)	(略)																																																																																															
	UN R142	タイヤの取付けに係る協定期則をいう。																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
分類	用語	内容																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
け	(略)	(略)																																																																																															
	(新設)	(新設)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
さ	(略)	(略)																																																																																															
	最遠軸距	自動車の最前部の車軸中心(セミトレーラ、センターアクスル型フルトレーラにあっては、連結装置中心)から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																															
し	(略)	(略)																																																																																															
	(新設)	(新設)																																																																																															
	(略)	(略)																																																																																															
	(新設)	(新設)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
U	(略)	(略)																																																																																															
	(新設)	(新設)																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																															
1-3-1(略)	1-3-1(略)																																																																																																
1-4~1-6(略)	1-4~1-6(略)																																																																																																
第2章~第3章(略)	第2章~第3章(略)																																																																																																

新旧対照表
1 / 27

新	旧
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法	第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法
4-1 敷地等における秩序維持等	4-1 自動車検査場における秩序維持
(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	(1) 受検者の遵守事項 受検者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。	① 暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者に再検査、適合判定等を強要しないこと。
② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。	(新設)
③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。	(新設)
④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。	(新設)
⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。	② 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者が許可なく検査コースに入場しないこと。
⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。 また、急発進や急停止をしないこと。	③ 検査担当者が危険を感じる速度(歩行速度以上)で通行しないこと。
⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。	(新設)
⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。	(新設)
⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。	④ 検査コース内で整備等をしないこと。
⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。	⑤ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
(削除)	⑥ 座り込み、立ちふさがり又は自動車の放置をしないこと。
⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。	⑦ 旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。
⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。	⑧ 拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。
(削除)	⑨ 凶器、爆発物等の危険物を持ち込まないこと。
⑬ 審査業務等を行っている検査担当者等に相談や質問等を行わないこと。	(新設)
⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。	(新設)
⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。	(新設)
⑯ 検査担当者等の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。	(新設)
⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。	(新設)
⑱ 検査担当者等の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。	(新設)
⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。	(新設)
⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。	⑩ その他審査業務上又は自動車検査場管理上の支障となる行為をしないこと。
(2) 受検者は、検査担当者が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	(2) 検査担当者による指示事項 検査担当者は、審査時において、受検車両が次に掲げる状態にない場合又は受検者が次に掲げる行為を行わなかった場合を確認したときは、それぞれ該当する指示を受

新旧対照表
2 / 27

新	旧
<p>① 受検車両については次に掲げる状態とすること。</p> <p>ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態</p> <p>イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態</p> <p>ウ 排気管にプローブが挿入できる状態</p> <p>エ 荷台等に物品等が積載されていない状態</p> <p>オ 座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態</p> <p>カ 窓ガラスが取外されていない状態</p> <p>キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態</p> <p>ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態</p> <p>ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態</p> <p>コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態</p> <p>サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態</p> <p>シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態</p> <p>ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態</p> <p>セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態</p> <p>ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）</p> <p>(ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態</p> <p>(イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態</p> <p>② 受検中は自動車検査票を保持すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>検者に対し行うこと。</p> <p>また、検査担当者は、自動車検査場内における審査業務を適正かつ円滑に実施するために必要な範囲内において、受検車両の操作等に関する指示を受検者に対し行うことができる。</p> <p>なお、これらの指示を行った場合において、受検者が検査担当者の指示に従わない場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。（新設）</p> <p>① 検査中は自動車検査票を保持すること。</p> <p>② 下回り部分は泥等の付着がなく装置等の確認ができる状態とすること。</p> <p>③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認でき</p>

新旧対照表
3 / 27

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>③ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。 また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。</p> <p>④ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。</p> <p>⑤ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。</p> <p>⑥ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。</p> <p>⑦ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。</p> <p>⑧ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。</p> <p>⑨ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。</p> <p>⑩ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。 また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>⑪ 検査担当者がエア・クリーナーのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。</p> <p>⑫ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。</p> <p>⑬ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。</p>	<p>きる状態とすること。</p> <p>④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。</p> <p>⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。</p> <p>⑥ 座席、シートベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態とすること。</p> <p>⑦ 窓ガラスは取外された状態でないこと。</p> <p>⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。</p> <p>⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。</p> <p>⑩ 運転者席及び助手席の側面ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。</p> <p>⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。 また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。</p> <p>⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。（新設）</p> <p>⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。</p> <p>⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。</p> <p>⑮ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。</p> <p>⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。</p> <p>⑰ 検査コースでの審査が終了したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。 また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。</p> <p>⑱ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態とすること。</p> <p>⑲ 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態とすること。</p> <p>⑳ 軽油を燃料とする自動車はアクセルペダルのストップボルト又はアクセルワイヤの改造等を行って当該原動機の最高回転数を一時的に低下させた状態としないこと。</p> <p>㉑ 検査担当者がエア・クリーナーのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。</p> <p>㉒ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。</p> <p>㉓ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。</p>

新旧対照表
4 / 27

新	旧
<p>⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。</p> <p>⑮ <u>トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</u></p> <p>(4) <u>検査担当者は、(1) ④から⑥までに掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対して、これらを遵守するよう口頭にて指示すること。</u></p> <p>(5) <u>検査担当者は、(2) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者に対し審査を行うことができないため審査を中断する旨を口頭で通告すること。</u></p> <p>(6) (4) に基づき指示したにもかかわらず (1) ④から⑥までに掲げる事項を遵守しない場合又は (5) に基づき審査を中断する旨を通告したにもかかわらず受検者が (2) に掲げる事項を遵守しない場合には、<u>警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけること。</u></p> <p>(7) (6) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、<u>検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。</u></p> <p><u>また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不返去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>⑭ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。</p> <p>⑮ <u>トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。</u></p> <p>⑯ <u>専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車に備える積載物の飛散を防止するための装置は次の状態とすること。(7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)</u></p> <p>ア <u>積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態</u></p> <p>イ <u>積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態</u></p> <p>ウ <u>ア又はイに該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態</u></p> <p>⑰ <u>寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>検査担当者及び警備員による秩序維持</u></p> <p>① <u>検査担当者及び警備員は、受検者から不当な要求、説明の強要、威圧・暴力行為を受けた場合並びに検査コースにおける自動車の放置が行われた場合には、警報装置を作動させ、検査担当者及び警備員全員が全ての審査業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、必要に応じ警察への通報を行うこと。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② <u>検査担当者及び警備員は、審査時において、(1) に掲げる事項が遵守されていないことを確認したときは、審査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を命じること。</u></p> <p><u>また、これに応じない場合には、検査担当者及び警備員は、検査コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとるものとする。</u></p>
4-2 自動車検査場における掲示等	4-2 自動車検査場における掲示等

新旧対照表
5 / 27

新	旧
<p>(1) <u>自動車検査上層の入口付近の適当な箇所には、受検者等が見やすいように、次に掲げる事項を掲示するものとする。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>4-1 (1) に掲げる事項</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>受検者等に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。</u></p> <p>① <u>4-1 (2) に掲げる事項</u></p> <p>② <u>その他必要な事項</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (2) ②の<u>その他必要な事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。</p> <p>① <u>各検査コース共通の受検時の注意事項</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ク <u>テスト上ではハンドルを切らないで下さい。</u></p> <p>ケ <u>ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して下さい。</u></p> <p>コ <u>ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで下さい。</u></p> <p><u>※二輪検査コースの場合には表示対象外</u></p> <p>サ <u>降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて下さい。</u></p> <p><u>※二輪検査コースの場合には表示対象外</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>シ <u>検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ス <u>サンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。</u></p> <p>セ <u>検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。</u></p> <p>ソ <u>必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで下さい。また、その間を通行しないで下さい。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>大型マルチコースの受検時の注意事項</u></p>	<p>(1) <u>自動車検査上層の入口付近の適当な箇所には、受検者等が見やすいように次に掲げる事項を掲示する。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>受検者の遵守事項</u></p> <p>⑥ <u>検査担当者による指示事項</u></p> <p>⑦ <u>受検時の注意事項</u></p> <p>⑧ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2) <u>受検者の遵守事項には、4-1 (1) に掲げる事項が含まれていなければならない。</u></p> <p>(3) <u>検査担当者による指示事項には、4-1 (2) に掲げる事項が含まれていなければならない。</u></p> <p>(4) <u>受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。</u></p> <p>ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。</p> <p>① <u>各検査コース共通の受検時の注意事項</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>初めて受検する方はあらかじめ検査担当者に申し出て下さい。</u></p> <p>エ～キ (略)</p> <p>ク <u>テスト上では急停止、急発進をしないで下さい。</u></p> <p>ケ <u>テスト上ではハンドルを切らないで下さい。</u></p> <p>コ <u>ヘッドライト・テストの動きに注意して進行して下さい。</u></p> <p>カ <u>ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないで下さい。</u></p> <p><u>※二輪検査コースの場合には表示対象外</u></p> <p>シ <u>降車して車から離れるときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけて下さい。</u></p> <p><u>※二輪検査コースの場合には表示対象外</u></p> <p>ス <u>排気ガス・テストのプロープを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないで下さい。</u></p> <p>セ <u>検査コース内において車両を後退させる場合は、表示器又は検査担当者の指示に従って下さい。</u></p> <p>ソ <u>検査コース内は禁煙です。</u></p> <p>タ <u>検査中の携帯電話の使用及びサンダル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮下さい。</u></p> <p>チ <u>検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、車両が損傷しても、当方は一切責任を負いませんので、検査担当者の指示に従って下さい。</u></p> <p>ツ <u>必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないで下さい。また、その間を通行しないで下さい。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>大型マルチコースの受検時の注意事項</u></p>

新旧対照表
6 / 27

新	旧
<p>ア～エ (略)</p> <p>オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン^④で申告して下さい。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 事務所等の窓口には行政手続法(平成5年法律第88号)の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、4-1 <u>(4)</u>、4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 及び4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-24 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 新規検査及び予備検査(指定自動車等以外の自動車)</p> <p>7-1～7-25 (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等とのびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホンで申告して下さい。</p> <p>カ～キ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 3次元測定・画像取得装置の使用時の注意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 画像の撮影及び諸元測定の際は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないで下さい。</p> <p>(5) 事務所等の窓口には行政手続法(平成5年法律第88号)の規定による審査基準等を備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。</p> <p>4-3～4-6 (略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 (略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 審査中断</p> <p>① 審査途中において、<u>4-1 (2)</u>、<u>4-1 (3)</u>、4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 及び4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>4-7-3 (略)</p> <p>4-8～4-24 (略)</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 新規検査及び予備検査(指定自動車等以外の自動車)</p> <p>7-1～7-25 (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体</p> <p>7-26-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等とのびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p> <p><u>ただし、平成29年3月31日までの間は、②から④までの規定を適用しないことができる。</u></p> <p>また、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関</p>

新旧対照表
7 / 27

新	旧
<p>係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27～7-44 (略)</p> <p>7-45 通路</p> <p>7-45-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第33条第3項関係、細目告示第111条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面(座席の前縁から250mm以上の床面を含む。)が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7-45-2～7-45-4 (略)</p> <p>7-45-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第1項関係)</p> <p>7-45-5-1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面(座席の前縁から250mm以上の床面を含む。)が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-45-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第3項関係)</p> <p>7-45-6-1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p>	<p>係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27～7-44 (略)</p> <p>7-45 通路</p> <p>7-45-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第33条第3項関係、細目告示第111条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>7-45-2～7-45-4 (略)</p> <p>7-45-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車(旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第1項関係)</p> <p>7-45-5-1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-45-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された乗車定員11人以上の自動車(幼児専用車以外のもの(座席定員が増加することとなる改造を行う場合を除く。))については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第23条第3項関係)</p> <p>7-45-6-1 性能要件</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が、次の各号に該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。</p> <p>①～② (略)</p>

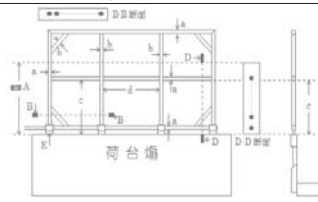
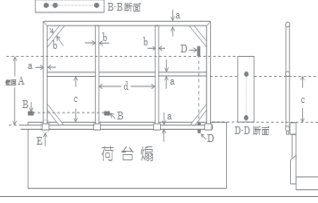
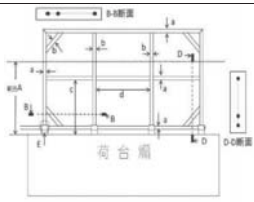


新旧対照表
8 / 27

新	旧
<p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面(座席の前縁から250mm以上の床面を含む。)が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-46~7-48 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置</p> <p>7-49-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第37条第1項関係、細目告示第115条第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7)から(9)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(7) ~ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(2) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p>	<p>③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの</p> <p>④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>7-46~7-48 (略)</p> <p>7-49 物品積載装置</p> <p>7-49-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第37条第1項関係、細目告示第115条第1項関係)</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(9)の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7)から(9)の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(7) ~ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、煽上方に備える回転軸を中心と車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(2) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心と車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p>

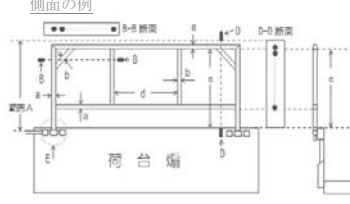
新旧対照表
9 / 27

新	旧																																	
<p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であって半径10cmまでの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">部位 (略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~※2 (略)</p> <p>※3 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p> <p>図1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)</p>	(略)	部位 (略)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。)	(略)		(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1)			(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。			① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2)			② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠			(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1)			(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)		(略)	(略)	(略)	<p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径10cmまでの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">部位 (略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(煽上面の直上の枠材を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1~※2 (略)</p> <p>※3 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p> <p>図1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p>	(略)	部位 (略)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)
(略)	部位 (略)	(略)																																
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。)	(略)																																
	(1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1)																																	
	(2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。																																	
	① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2)																																	
	② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠																																	
	(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1)																																	
	(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)																																	
(略)	(略)	(略)																																
(略)	部位 (略)	(略)																																
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)																																

新旧対照表
10 / 27

新	旧
 <p>図1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)；側面の例</p> 	 <p>(新設)</p>
<p>図2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)</p>  <p>図2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)；</p>	<p>図2 積載物の飛散を防止するための装置；側面の例</p>  <p>(新設)</p>

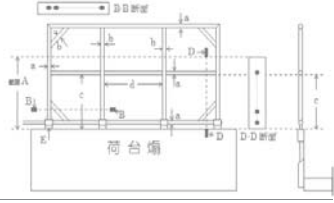
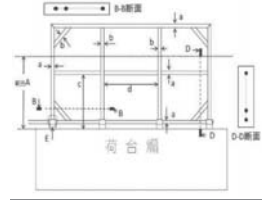
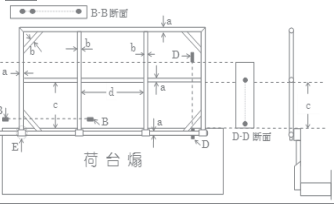

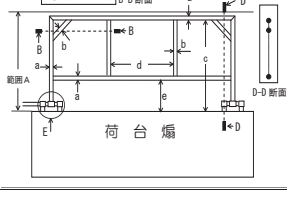
新旧対照表
11 / 27

新	旧
<p>側面の例</p>  <p>図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (7) から (4) の要件を満足するもの。 ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備え</p>	<p>図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 37 条第 2 項関係、細目告示第 115 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。 ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (7) から (4) の要件を満足するもの。 ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、煽上方に備える回転軸を中心と車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心と煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(エ) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備え</p>

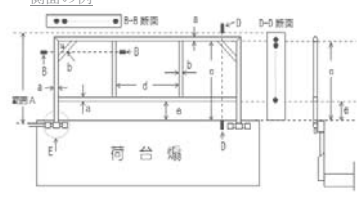
新旧対照表
12 / 27

新			旧		
<p>る場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(イ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>る場合にあっては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(ロ) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
(略)	部位 (略)	(略)	(略)	部位 (略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠 (3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1) (4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>			<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>		

新旧対照表
13 / 27

新		旧	
<p>図1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)</p> 	<p>図1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		
<p>図1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例</p> 	<p>(新設)</p>		
<p>図2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)</p> 	<p>図2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		

新旧対照表
14 / 27

新	旧
<p>図2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (掘上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) : 側面の例</p>  <p>図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>7-49-2~7-49-6 (略)</p> <p>7-50~7-116 (略)</p> <p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p> <p>8-1~8-8 (略)</p> <p>8-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>8-9-1~8-9-4 (略)</p> <p>8-9-5 従前規定の適用① 7-9-5の規定を適用する。</p> <p>8-9-6 従前規定の適用② 7-9-6の規定を適用する。</p> <p>8-9-7 (略)</p> <p>8-10~8-12 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1~8-13-4 (略)</p> <p>8-13-5 従前規定の適用① 7-13-5の規定を適用する。</p> <p>8-13-6 従前規定の適用② 7-13-6の規定を適用する。</p> <p>8-13-7 従前規定の適用③ 7-13-7の規定を適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>図3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>7-49-2~7-49-6 (略)</p> <p>7-50~7-116 (略)</p> <p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等 (使用の過程にある自動車)</p> <p>8-1~8-8 (略)</p> <p>8-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>8-9-1~8-9-4 (略)</p> <p>8-9-5 従前規定の適用① 7-9-5に同じ。</p> <p>8-9-6 従前規定の適用② 7-9-6に同じ。</p> <p>8-9-7 (略)</p> <p>8-10~8-12 (略)</p> <p>8-13 かじ取装置</p> <p>8-13-1~8-13-4 (略)</p> <p>8-13-5 従前規定の適用① 7-13-5に同じ。</p> <p>8-13-6 従前規定の適用② 7-13-6に同じ。</p> <p>8-13-7 従前規定の適用③ 7-13-7に同じ。</p>

新旧対照表
15 / 27

新	旧
<p>8-13-8 従前規定の適用④ 7-13-8の規定を適用する。</p> <p>8-13-9 従前規定の適用⑤ 7-13-9の規定を適用する。</p> <p>8-13-10 従前規定の適用⑥ 7-13-10の規定を適用する。</p> <p>8-13-11 (略)</p> <p>8-14 (略)</p> <p>8-15トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1~8-15-4 (略)</p> <p>8-15-5 従前規定の適用① 7-15-5の規定を適用する。</p> <p>8-15-6 従前規定の適用② 7-15-6の規定を適用する。</p> <p>8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7の規定を適用する。</p> <p>8-15-8 従前規定の適用④ 7-15-8の規定を適用する。</p> <p>8-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9の規定を適用する。</p> <p>8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10の規定を適用する。</p> <p>8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11の規定を適用する。</p> <p>8-15-12 従前規定の適用⑧ 7-15-12の規定を適用する。</p> <p>8-15-13 従前規定の適用⑨ 7-15-13の規定を適用する。</p> <p>8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14の規定を適用する。</p> <p>8-15-15 従前規定の適用⑪ 7-15-15の規定を適用する。</p> <p>8-15-16 従前規定の適用⑫ 7-15-16の規定を適用する。</p> <p>8-15-17 (略)</p> <p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1~8-16-4 (略)</p> <p>8-16-5 従前規定の適用①</p>	<p>8-13-8 従前規定の適用④ 7-13-8に同じ。</p> <p>8-13-9 従前規定の適用⑤ 7-13-9に同じ。</p> <p>8-13-10 従前規定の適用⑥ 7-13-10に同じ。</p> <p>8-13-11 (略)</p> <p>8-14 (略)</p> <p>8-15トラック・バスの制動装置</p> <p>8-15-1~8-15-4 (略)</p> <p>8-15-5 従前規定の適用① 7-15-5に同じ。</p> <p>8-15-6 従前規定の適用② 7-15-6に同じ。</p> <p>8-15-7 従前規定の適用③ 7-15-7に同じ。</p> <p>8-15-8 従前規定の適用④ 7-15-8に同じ。</p> <p>8-15-9 従前規定の適用⑤ 7-15-9に同じ。</p> <p>8-15-10 従前規定の適用⑥ 7-15-10に同じ。</p> <p>8-15-11 従前規定の適用⑦ 7-15-11に同じ。</p> <p>8-15-12 従前規定の適用⑧ 7-15-12に同じ。</p> <p>8-15-13 従前規定の適用⑨ 7-15-13に同じ。</p> <p>8-15-14 従前規定の適用⑩ 7-15-14に同じ。</p> <p>8-15-15 従前規定の適用⑪ 7-15-15に同じ。</p> <p>8-15-16 従前規定の適用⑫ 7-15-16に同じ。</p> <p>8-15-17 (略)</p> <p>8-16 乗用車の制動装置</p> <p>8-16-1~8-16-4 (略)</p> <p>8-16-5 従前規定の適用①</p>

新旧対照表
16 / 27

新	旧
<p>7-16-5の規定を適用する。</p> <p>8-16-6 従前規定の適用② 7-16-6の規定を適用する。</p> <p>8-16-7 従前規定の適用③ 7-16-7の規定を適用する。</p> <p>8-16-8 従前規定の適用④ 7-16-8の規定を適用する。</p> <p>8-16-9 従前規定の適用⑤ 7-16-9の規定を適用する。</p> <p>8-16-10 従前規定の適用⑥ 7-16-10の規定を適用する。</p> <p>8-16-11 従前規定の適用⑦ 7-16-11の規定を適用する。</p> <p>8-16-12 従前規定の適用⑧ 7-16-12の規定を適用する。</p> <p>8-16-13 従前規定の適用⑨ 7-16-13の規定を適用する。</p> <p>8-16-14 (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置 8-17-1～8-17-4 (略)</p> <p>8-17-5 従前規定の適用① 7-17-5の規定を適用する。</p> <p>8-17-6 従前規定の適用② 7-17-6の規定を適用する。</p> <p>8-17-7 従前規定の適用③ 7-17-7の規定を適用する。</p> <p>8-17-8 従前規定の適用④ 7-17-8の規定を適用する。</p> <p>8-17-9 (略)</p> <p>8-18～8-19 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-20-1～8-20-4 (略)</p> <p>8-20-5 従前規定の適用① 7-20-5の規定を適用する。</p> <p>8-20-6 従前規定の適用② 7-20-6の規定を適用する。</p> <p>8-20-7 従前規定の適用③ 7-20-7の規定を適用する。</p>	<p>7-16-5に同じ。</p> <p>8-16-6 従前規定の適用② 7-16-6に同じ。</p> <p>8-16-7 従前規定の適用③ 7-16-7に同じ。</p> <p>8-16-8 従前規定の適用④ 7-16-8に同じ。</p> <p>8-16-9 従前規定の適用⑤ 7-16-9に同じ。</p> <p>8-16-10 従前規定の適用⑥ 7-16-10に同じ。</p> <p>8-16-11 従前規定の適用⑦ 7-16-11に同じ。</p> <p>8-16-12 従前規定の適用⑧ 7-16-12に同じ。</p> <p>8-16-13 従前規定の適用⑨ 7-16-13に同じ。</p> <p>8-16-14 (略)</p> <p>8-17 二輪車の制動装置 8-17-1～8-17-4 (略)</p> <p>8-17-5 従前規定の適用① 7-17-5に同じ。</p> <p>8-17-6 従前規定の適用② 7-17-6に同じ。</p> <p>8-17-7 従前規定の適用③ 7-17-7に同じ。</p> <p>8-17-8 従前規定の適用④ 7-17-8に同じ。</p> <p>8-17-9 (略)</p> <p>8-18～8-19 (略)</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 8-20-1～8-20-4 (略)</p> <p>8-20-5 従前規定の適用① 8-20-5に同じ。</p> <p>8-20-6 従前規定の適用② 8-20-6に同じ。</p> <p>8-20-7 従前規定の適用③ 8-20-7に同じ。</p>

新旧対照表
17 / 27

新	旧
<p>8-20-8 従前規定の適用④ 7-20-8の規定を適用する。</p> <p>8-20-9 従前規定の適用⑤ 7-20-9の規定を適用する。</p> <p>8-20-10 従前規定の適用⑥ 7-20-10の規定を適用する。</p> <p>8-20-11 従前規定の適用⑦ 7-20-11の規定を適用する。</p> <p>8-20-12 従前規定の適用⑧ 7-20-12の規定を適用する。</p> <p>8-20-13 従前規定の適用⑨ 7-20-13の規定を適用する。</p> <p>8-20-14 従前規定の適用⑩ 7-20-14の規定を適用する。</p> <p>8-20-15 従前規定の適用⑪ 7-20-15の規定を適用する。</p> <p>8-20-16 従前規定の適用⑫ 7-20-16の規定を適用する。</p> <p>8-20-17 従前規定の適用⑬ 7-20-17の規定を適用する。</p> <p>8-20-18 従前規定の適用⑭ 7-20-18の規定を適用する。</p> <p>8-20-19 従前規定の適用⑮ 7-20-19の規定を適用する。</p> <p>8-20-20 従前規定の適用⑯ 7-20-20の規定を適用する。</p> <p>8-20-21 従前規定の適用⑰ 7-20-21の規定を適用する。</p> <p>8-20-22 従前規定の適用⑱ 7-20-22の規定を適用する。</p> <p>8-20-23 従前規定の適用⑲ 7-20-23の規定を適用する。</p> <p>8-20-24 (略)</p> <p>8-21～8-25 (略)</p> <p>8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1)～(4) (略) (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p>	<p>8-20-8 従前規定の適用④ 8-20-8に同じ。</p> <p>8-20-9 従前規定の適用⑤ 8-20-9に同じ。</p> <p>8-20-10 従前規定の適用⑥ 8-20-10に同じ。</p> <p>8-20-11 従前規定の適用⑦ 8-20-11に同じ。</p> <p>8-20-12 従前規定の適用⑧ 8-20-12に同じ。</p> <p>8-20-13 従前規定の適用⑨ 8-20-13に同じ。</p> <p>8-20-14 従前規定の適用⑩ 8-20-14に同じ。</p> <p>8-20-15 従前規定の適用⑪ 8-20-15に同じ。</p> <p>8-20-16 従前規定の適用⑫ 8-20-16に同じ。</p> <p>8-20-17 従前規定の適用⑬ 8-20-17に同じ。</p> <p>8-20-18 従前規定の適用⑭ 8-20-18に同じ。</p> <p>8-20-19 従前規定の適用⑮ 8-20-19に同じ。</p> <p>8-20-20 従前規定の適用⑯ 8-20-20に同じ。</p> <p>8-20-21 従前規定の適用⑰ 8-20-21に同じ。</p> <p>8-20-22 従前規定の適用⑱ 8-20-22に同じ。</p> <p>8-20-23 従前規定の適用⑲ 8-20-23に同じ。</p> <p>8-20-24 (略)</p> <p>8-21～8-25 (略)</p> <p>8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1)～(4) (略) (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。</p>

新旧対照表
18 / 27

新	旧
<p>なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、㉑の規定は適用しない。(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>①～㉑(略)</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>8-26-2～8-26-4(略)</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-27-1～8-27-4(略) 8-27-5 従前規定の適用① 7-27-5の規定を適用する。 8-27-6 従前規定の適用② 7-27-6の規定を適用する。 8-27-7(略)</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-28-1～8-28-4(略) 8-28-5 従前規定の適用① 7-28-5の規定を適用する。 8-28-6 従前規定の適用② 7-28-6の規定を適用する。 8-28-7 従前規定の適用③ 7-28-7の規定を適用する。 8-28-8(略)</p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29-1～8-29-4(略) 8-29-5 従前規定の適用① 7-29-5の規定を適用する。 8-29-6 従前規定の適用② 7-29-6の規定を適用する。 8-29-7 従前規定の適用③ 7-29-7の規定を適用する。 8-29-8 従前規定の適用④ 7-29-8の規定を適用する。 8-29-9 従前規定の適用⑤ 7-29-9の規定を適用する。 8-29-10(略)</p>	<p>ただし、平成29年3月31日までの間は、㉒から㉔までの規定を適用しないことができる。</p> <p>また、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、㉑の規定は適用しない。(細目告示第178条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係)</p> <p>①～㉑(略)</p> <p>(6)～(9)(略)</p> <p>8-26-2～8-26-4(略)</p> <p>8-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-27-1～8-27-4(略) 8-27-5 従前規定の適用① 7-27-5に同じ。 8-27-6 従前規定の適用② 7-27-6に同じ。 8-27-7(略)</p> <p>8-28 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-28-1～8-28-4(略) 8-28-5 従前規定の適用① 7-28-5に同じ。 8-28-6 従前規定の適用② 7-28-6に同じ。 8-28-7 従前規定の適用③ 7-28-7に同じ。 8-28-8(略)</p> <p>8-29 自動車との側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-29-1～8-29-4(略) 8-29-5 従前規定の適用① 7-29-5に同じ。 8-29-6 従前規定の適用② 7-29-6に同じ。 8-29-7 従前規定の適用③ 7-29-7に同じ。 8-29-8 従前規定の適用④ 7-29-8に同じ。 8-29-9 従前規定の適用⑤ 7-29-9に同じ。 8-29-10(略)</p>

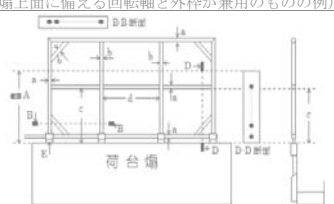
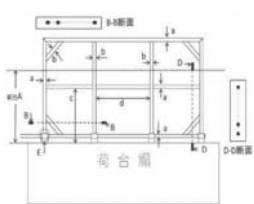
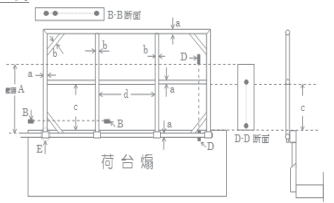

新旧対照表
19 / 27

新	旧
<p>8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30-1～8-30-4(略) 8-30-5 従前規定の適用① 7-30-5の規定を適用する。 8-30-6 従前規定の適用② 7-30-6の規定を適用する。 8-30-7(略) 8-31～8-44(略)</p> <p>8-45 通路 8-45-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(4)(略) (5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第189条第3項関係) ①～②(略) ③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面(座席の前縁から250mm以上の床面を含む。)が通路に接しているもの ④(略) (6)～(7)(略)</p> <p>8-45-2～8-45-4(略) 8-46～8-48(略)</p> <p>8-49 物品積載装置 8-49-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係) ①～③(略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア(略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(4)の要件を満足するもの。</p>	<p>8-30 ポールとの側面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30-1～8-30-4(略) 8-30-5 従前規定の適用① 7-30-5に同じ。 8-30-6 従前規定の適用② 7-30-6に同じ。 8-30-7(略) 8-31～8-44(略)</p> <p>8-45 通路 8-45-1 性能要件(視認等による審査) (1)～(4)(略) (5) 乗降口から座席へ至るための通路との位置関係が次のいずれかに該当する座席は、当該座席に関し、(2)の「座席へ至ることのできる」とされるものとする。(細目告示第189条第3項関係) ①～②(略) ③ 横向き座席、最奥部の座席等であって、当該座席の用に供する床面が通路に接しているもの ④(略) (6)～(7)(略)</p> <p>8-45-2～8-45-4(略) 8-46～8-48(略)</p> <p>8-49 物品積載装置 8-49-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の荷台その他の物品積載装置は、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できるものとして強度、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造でなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第27条第1項関係、細目告示第193条第1項関係) ①～③(略) ④ ①、②及び③のいずれにも該当しない専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車(②の自動車を除く。)であって、後煽、側煽等の荷台(傾斜するものに限る。)の一部が高くなり、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。 ア(略) イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の(7)から(4)の要件を満足するもの。</p>

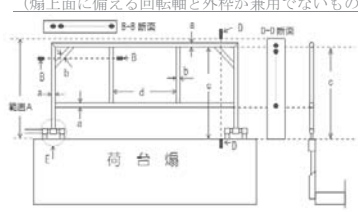
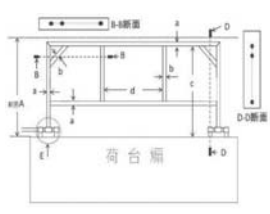
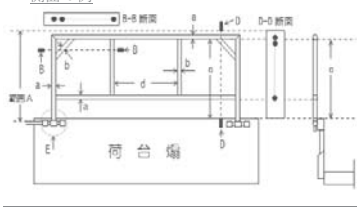
新旧対照表
20 / 27

新			旧		
<p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(2) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>			<p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (4) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(2) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p>		
(略)	部位 (略)	(略)	(略)	部位 (略)	(略)
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠(図1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠(図1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるものにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔(煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)

新旧対照表
21 / 27

新			旧		
<p>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠(図2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠(図2-2)</p> <p>※1～※2 (略)</p> <p>※3 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>			<p>※1～※2 (略)</p> <p>※3 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が1cm以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>図1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)</p> 			<p>図1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		
<p>図1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例</p> 			<p>(新設)</p> <p>図2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		
<p>図2-1 積載物の飛散を防止するための装置</p>			<p>図2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p>		

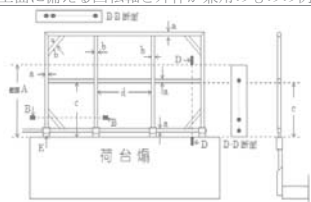
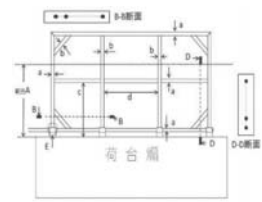
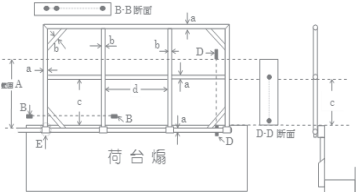
新旧対照表
22 / 27

新	旧
<p>(煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)</p> 	
<p>図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例) : 側面の例</p> 	<p>(新設)</p>
<p>図 3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 193 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p>	<p>図 3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号) 第 4 条に規定する土砂等運搬大型自動車には、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の最大積載量を超えて同法第 2 条第 1 項に規定する土砂等を積載できるものとして次のいずれかに該当する物品積載装置を備えてはならない。(保安基準第 27 条第 2 項関係、細目告示第 193 条第 2 項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない自動車の荷台であって、後煽、側煽等荷台の一部が高くなっており、かつ、最大積載量を超えて積載することを目的としたもの。</p> <p>ただし、次のアからウに掲げるものは、最大積載量を超えて積載することを目的としたものではないものとする。</p> <p>ア (略)</p>

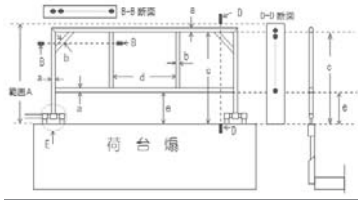
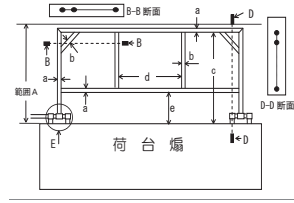
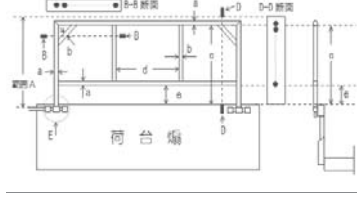
新旧対照表
23 / 27

新	旧												
<p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であって、次の (7) から (4) の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであって、当該装置を固定するための金具等を備えておらず、かつ、当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (i) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、車両中心線と平行方向の回転軸を備えたものであり、<u>垂直に立てた状態から荷台内側方向に旋回できる構造であること。</u>(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(x) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、<u>積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。</u>(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 80%;">部位 (略)</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるもの</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	部位 (略)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるもの	(略)	<p>イ 積載物の飛散を防止するための装置であつて、次の (7) から (4) の要件を満足するもの。</p> <p>ただし、積載物の飛散を防止するための装置が荷台内側方向に水平になるものであつて、当該装置を固定するための金具等を備えていない又は当該装置を任意の位置で停止させることができないものにあつては、(7) から (9) の要件を満足するものであればよい。</p> <p>(7) ～ (i) (略)</p> <p>(9) 積載物の飛散を防止するための装置は、<u>煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行方向の回転軸を煽上方に備えたものであり、当該回転軸を中心に煽上面の鉛直面から荷台内側方向に旋回できる構造であること。</u>(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(x) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備える場合にあつては、工具等を使用することなく、手で容易に解除することができるものであること。</p> <p>なお、固定位置については、<u>積載物の飛散を防止するための装置が煽上方に備える回転軸を中心に車両中心線と平行な煽上面の鉛直面から荷台内側方向に傾斜し固定されるものであること。</u>(後面煽に備えるものにあつては、「平行」を「垂直」と読み替える。)</p> <p>(4) 枠組みは必要以上の強度を有していないものであること。</p> <p>この場合において、積載物の飛散を防止するための装置を垂直に立てた状態で確認したとき、次表に掲げる全てを満たすものは、これに該当するものとする。</p> <p>なお、当該装置を固定するための金具等、手で操作するための握り手及び回転軸と枠材を接合する部分であつて半径 10cm までの円の範囲については、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">(略)</th> <th style="width: 80%;">部位 (略)</th> <th style="width: 10%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (煽上面の直上の枠材を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	部位 (略)	(略)	3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)
(略)	部位 (略)	(略)											
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (次に掲げるものを除く。) (1) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものにあつては、煽上面の直上の回転軸又は外枠 (図 1-1) (2) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものであつて次に掲げるもの。 ① 回転軸と外枠を煽側面に備えるものにあつては、回転軸又は外枠 (図 1-2) ② 回転軸と外枠を煽上方に備えるもの	(略)											
(略)	部位 (略)	(略)											
3	煽上面から煽上面と水平方向の枠材までの内法間隔 (煽上面の直上の枠材を除く。)	(略)											

新旧対照表
24 / 27

新			旧		
	<p>のにあつては、煽上方の直上の回転軸又は外枠</p> <p>(3) 煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上面の直上の外枠 (図 2-1)</p> <p>(4) 煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものにあつては、煽上方の直上の外枠 (図 2-2)</p>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 回転軸又は外枠に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>			<p>※1～※3 (略)</p> <p>※4 回転軸に近接又は隣接するシートを取付けるための枠材であつて直径又は幅が 1cm 以下のものは、これを本数に含めないものとする。</p>		
<p>図 1-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)</p> 			<p>図 1 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		
<p>図 1-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用のものの例)：側面の例</p> 			<p>(新設)</p>		

新旧対照表
25 / 27

新		旧	
<p>図 2-1 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)</p> 	<p>図 2 積載物の飛散を防止するための装置：側面の例</p> 		
<p>図 2-2 積載物の飛散を防止するための装置 (煽上面以外に備える回転軸と外枠が兼用でないものの例)：側面の例</p> 	<p>(新設)</p>		
<p>図 3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>8-49-2～8-49-4 (略)</p> <p>8-50～8-101 (略)</p> <p>8-102 速度計等</p> <p>8-102-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (カタビラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、8-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p>	<p>図 3 (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>8-49-2～8-49-4 (略)</p> <p>8-50～8-101 (略)</p> <p>8-102 速度計等</p> <p>8-102-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車 (カタビラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。) には、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し、7-102-2 の基準に適合する走行距離計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。</p>		

新旧対照表
26 / 27

新	旧
<p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p>8-102-2 性能要件 8-102-2-1 (略) 8-102-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 8-102-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係) ア～イ (略) (4) (略) 8-102-3～8-102-4 (略) 8-103～8-116 (略)</p> <p>第 9 章～第 11 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 13 (略) 別添 1～別添 16 (略)</p>	<p>ただし、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。(保安基準第 46 条第 2 項関係)</p> <p>8-102-2 性能要件 8-102-2-1 (略) 8-102-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略) (3) 7-102-1 (2) の走行距離計は、表示、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において容易に走行距離計を確認できるものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合するものとする。(細目告示第 226 条第 3 項第 3 号関係) ア～イ (略) (4) (略) 8-102-3～8-102-4 (略) 8-103～8-116 (略)</p> <p>第 9 章～第 11 章 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略) 様式 1～様式 13 (略) 別添 1～別添 16 (略)</p>

附則 (平成 29 年 3 月 30 日規程第 91 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

審査事務規程の一部改正について（第 9 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

今回は該当なし

(2) 自動車の型式の指定等関係

- 別添 1 試験規程（TRIAS）について、次のとおり改正します。

【新規追加する試験項目（12 項目）】

TRIAS 09-R141-01	タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）
TRIAS 09-R142-01	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
TRIAS 12-R139-01	ブレーキアシストシステム試験（協定規則第 139 号）
TRIAS 12-R140-01	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
TRIAS 17-J118-01	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車の燃料装置試験
TRIAS 17-R134(1)-01	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号）
TRIAS 17-R134(2)-01	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の衝突時等における燃料漏れ防止試験（協定規則第 134 号）
TRIAS 17-R134(3)-01	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第 134 号（取付・強度））
TRIAS 17(2)-R136(1)-01	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 136 号（車両））
TRIAS 17(2)-R136(2)-01	電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 136 号（単品））
TRIAS 31-J042(4)-01	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
TRIAS 99-022-01	燃料消費率試験（WLTC モード）

【一部改正する試験項目（32 項目）】

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成 27 年 6 月 15 日国土交通省令第 47 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省令第 50 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省令第 73 号、平成 29 年 2 月 9 日国土交通省令第 7 号）
- ・道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成 27 年 10 月 8 日国土交通省令第 74 号、平成 28 年 1 月 20 日国土交通省令第 1 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 25 年 7 月 12 日国土交通省告示第 726 号、平成 26 年 2 月 13 日国土交通省告示第 126 号、平成 27 年 6 月 15 日国土交通省告示第 723 号、平成 27 年 10 月 8 日国土交通省告示第 1048 号、平成 28 年 1 月 20 日国土交通省告示第 226 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号、平成 29 年 4 月 4 日国土交通省告示第 315 号）

3. 施行日

平成 29 年 4 月 4 日

審査事務規程の一部改正について（第 10 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

「軽・中量車排出ガスの測定方法」について、現在規定されている試験法（JC08 モード法）に加え、国際基準（WLTP）が導入されたことに伴い、WLTP での試験法（WLTC モード法）での規制値を適用できることとします。（7-55、8-55）

- ② 新規検査等提出書面審査要領の一部明確化（別添 2）

昨年 10 月末に実施した審査事務規程の一部改正（第 5 次改正）において、新規検査等における提出書面の審査方法を定めたところですが、昨年の 11 月より先行して適用している共通構造部型式指定自動車の届出状況を鑑みて、当該審査要領に規定する提出書面の記載方法等について更なる明確化を図ることとします。

- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 10 月 31 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

平成 29 年 5 月 1 日

新	旧
<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>	<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>
<p>目次(略)</p> <p>第1章～第3章(略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 検査担当者等は、(1)①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(4) 検査担当者は、(1)④から⑩までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。 (削除)</p> <p>(5) (4)に基づき指示したにもかかわらず、(1)④から⑩までに掲げる事項及び(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(6) (5)に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。 また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>4-2～4-6(略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) 自動車の審査は、別表3「審査の実施の方法」及び第6章から第10章までに規定する項目について実施する。 この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 審査中断</p>	<p>目次(略)</p> <p>第1章～第3章(略)</p> <p>第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法</p> <p>4-1 敷地等における秩序維持等</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 検査担当者等は、(1)①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(4) 検査担当者は、(1)④から⑩までに掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対して、これらを遵守するよう口頭にて指示すること。</p> <p>(5) 検査担当者は、(2)に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者に対し審査を行うことができないため審査を中断する旨を口頭で通告すること。</p> <p>(6) (4)に基づき指示したにもかかわらず(1)④から⑩までに掲げる事項を遵守しない場合又は(5)に基づき審査を中断する旨を通告したにもかかわらず受検者が(2)に掲げる事項を遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を中断し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>(7) (6)に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者及び警備員は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。 また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。</p> <p>4-2～4-6(略)</p> <p>4-7 審査の実施方法等</p> <p>4-7-1 審査の実施方法</p> <p>(1) 自動車の審査は、別表3「審査の実施の方法」に定めるところにより、第7章から第10章までに規定する項目について実施する。 この場合において、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。 なお、器具の故障等が生じた場合であって、当該自動車検査場において他に同種の器具を保有するときは、当該器具を用いて審査するものとする。</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>4-7-2 総合判定</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3) 審査中断</p>

新	旧
<p>① 審査途中において、4-1(3)又は4-1(6)の措置を講じた場合並びに4-7-1(3)、4-8-2(6)、4-9(2)、4-12-6(3)、4-12-11①、4-13-1(3)、4-13-2(6)、4-14(5)、4-15(5)又は4-20(1)の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>②(略)</p> <p>4-7-3(略)</p> <p>4-8～4-12(略)</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査</p> <p>4-13-1 提出書面審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 指定自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。 ただし、自動車を特定する書面については、「提出」を「提示」に代えることができる。</p> <p>(3)(略)</p> <p>4-13-2(略)</p> <p>4-14～4-17(略)</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>4-18-1 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤まで、7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)及び7-31-1(2)②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>4-18-2(略)</p> <p>4-19～4-24(略)</p> <p>第5章(略)</p> <p>第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)</p> <p>6-1(略)</p> <p>6-2 審査項目等</p> <p>指定自動車等は、第7章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したと</p>	<p>① 審査途中において、4-1(4)、4-7-1(3)、4-8-2(6)、4-9(2)、4-12-6(3)、4-12-11①、4-13-1(3)、4-13-2(6)、4-14(5)、4-15(5)及び4-20(1)の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。</p> <p>②(略)</p> <p>4-7-3(略)</p> <p>4-8～4-12(略)</p> <p>4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査</p> <p>4-13-1 提出書面審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 指定自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。</p> <p>(3)(略)</p> <p>4-13-2(略)</p> <p>4-14～4-17(略)</p> <p>4-18 破壊試験</p> <p>4-18-1 破壊試験</p> <p>この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。 ただし、7-13-1-3(3)、7-22-1-2(3)、7-24-1-2(2)、7-25-1-2(2)①から⑤)並びに7-27-1(1)、7-28-1(1)、7-29-1(1)、7-30-1(1)及び7-31-1(2)②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>4-18-2(略)</p> <p>4-19～4-24(略)</p> <p>第5章(略)</p> <p>第6章 新規検査及び予備検査(指定自動車等)</p> <p>6-1(略)</p> <p>6-2 審査項目等</p> <p>指定自動車等は、第7章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したと</p>

新	旧
<p>きに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p><u>〔細目告示第40条（自動車の騒音防止装置）〕</u></p> <p>(18) 欠番</p> <p>(19) ～ (21) (略)</p> <p><u>〔細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）〕</u></p> <p>(22) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p>① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、細目告示別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(23) ～ (62) (略)</p>	<p>きに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) ～ (17) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(18) ～ (20) (略)</p> <p><u>〔細目告示第41条（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）〕</u></p> <p>(21) 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御等を行わないものとして、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準。</p> <p>① 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）については、細目告示別添116「オフサイクル時のディーゼル重量車排出ガスの制御に関する技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(22) ～ (61) (略)</p>
<p>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</p> <p>7-1～7-5 (略)</p>	<p>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車）</p> <p>7-1～7-5 (略)</p>
<p>7-6 安定性</p> <p>7-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</p> <p>ただし、理事長が指定する自動車にあっては、<u>次のいずれかのうち理事長が定める審査方法に限るものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合</p> <p>ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者として理事長が定める者が①の測定条件及び測定方法（①イ（7）ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、イ（7）の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 自動車製作者又は別表2「外国の試験機関」に定める外国の試験機関が日</p>	<p>7-6 安定性</p> <p>7-6-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) (1) ④の規定は、最大安定傾斜角度を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。</p> <p>ただし、理事長が指定する自動車にあっては、<u>①により計測した値とするものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 最大安定傾斜角度実測書により算定する場合</p> <p>ア 傾斜角度測定機を有し、かつ、能力を有する者が①の測定条件及び測定方法（①イ（7）ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、イ（7）の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表
3 / 38

新	旧
<p>本国外において①の測定条件及び測定方法（①イ（7）ただし書を除く。）により計測したときの値を記載した書面（最大安定傾斜角度実測書）により算定した値を最大安定傾斜角度とする。</p> <p>この場合において、エ（7）の車両重量と当該検査申請に係る自動車を重量計を用いて測定したときの車両重量が±50kg（普通自動車及び大型特殊自動車にあっては±100kg）の範囲を超えて相違するときは、当該最大安定傾斜角度実測書により算定した値を無効とする。</p> <p>エ ウの場合において、最大安定傾斜角度実測書は、次に掲げる事項が記載された原本又は当該書面の写しであって照合済である旨の表示を事務所等で行ったものであり、かつ、和訳が添付されたものであること。</p> <p>(7) ①の測定条件及び測定方法で計測した旨</p> <p>(イ) 計測を行った自動車の車名、型式、車台番号又はシリアル番号、車両重量及び最大安定傾斜角度計測値</p> <p>(ロ) 最大安定傾斜角度の測定を行った者の氏名又は名称、測定場所及び測定日</p> <p>(ハ) 最大安定傾斜角度実測書を発行した日付、発行者の氏名、所属、職名、電話番号、FAX番号（Eメールでも可）及び発行者のサイン</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車（理事長が指定する自動車を除く。）にあっては、(1) ④の規定に関し、(3) の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。</p> <p>① 次のいずれかに該当する自動車（共通構造型型式指定自動車にあっては、別添2の5.1.(3) ③に該当するものに限る。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>7-7～7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる自動車（理事長が指定する自動車を除く。）にあっては、(1) ④の規定に関し、(3) の規定にかかわらず、視認その他適切な方法により審査することができる。</p> <p>ただし、②に掲げる自動車にあっては、同一の受検者により同一の事務所等に申請された場合に限る。</p> <p>① 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>7-7～7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、①及び②の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤</p>

新旧対照表
4 / 38

新					旧																																																						
及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超] ① (略) [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下] ② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。(細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係) ㍁ 細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。					⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係) [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超] ① (略) [ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下] ② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.08</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>㉚ 軽自動車であって、㉗</td> <td>6.67</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007	㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007	㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009	㉚ 軽自動車であって、㉗	6.67	0.08	0.08	0.007	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>1.92</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.08</td> <td>0.08</td> <td>0.10</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>㉚ 軽自動車であって、㉗</td> <td>6.67</td> <td>0.08</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007	㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007	㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009	㉚ 軽自動車であって、㉗	6.67	0.08	0.08	0.007
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																							
㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007																																																							
㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007																																																							
㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009																																																							
㉚ 軽自動車であって、㉗	6.67	0.08	0.08	0.007																																																							
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																							
㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.08	0.007																																																							
㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.08	0.007																																																							
㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.10	0.009																																																							
㉚ 軽自動車であって、㉗	6.67	0.08	0.08	0.007																																																							

新旧対照表
5 / 38

新					旧																																																						
③ (略) [軽油、3.5t 以下] ④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。(細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係) ㍁ 細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。					(新設) ③ (略) [軽油、3.5t 以下] ④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.11</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> <tr> <td>㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.11</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.08</td> <td>0.007</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																							
㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007																																																							
㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007																																																							
㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009																																																							
㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007																																																							
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																																																							
㉗ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007																																																							
㉘ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007																																																							
㉙ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、㉗及び㉘に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009																																																							
㉚ 軽自動車であって、㉗に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007																																																							

新旧対照表
6 / 38

新					旧				
<p>物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p>					<p>び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。(細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係)</p>				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(7) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.84	0.032	0.11	0.007
(4) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(7)に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007	イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.11	0.007
(9) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(7)及び(4)に掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009	ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	0.84	0.032	0.20	0.009
<p>イ 別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p>					<p>(新設)</p>				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(7) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009					
(4) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(7)に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009					
(9) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.36	0.013					

新旧対照表
7 / 38

新					旧				
<p>自動車であって、(7)及び(4)に掲げるもの以外のもの</p>									
⑤ (略)					⑤ (略)				
[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t以下]					[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t以下]				
<p>⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、次に掲げるいずれかの基準に適合すること。(細目告示第41条第1項第12号関係、細目告示第119条第1項第6号関係)</p>					<p>⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するJC08Hモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.75を乗じた値に、同別添に規定するJC08Cモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値(非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値)に0.25を乗じた値をそれぞれ加算した値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p>				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(7) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007	ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.92	0.08	0.11	0.007
(4) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(7)に掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007	イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	1.92	0.08	0.11	0.007
(9) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(7)及び(4)に掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009	ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.08	0.08	0.20	0.009
(エ) 軽自動車であって、(7)に掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007	エ 軽自動車であって、アに掲げるもの以外のもの	6.67	0.08	0.11	0.007

新旧対照表
8 / 38

新					旧																											
<p>イ 別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種類に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動車の種別</th> <th>一酸化炭素</th> <th>非メタン炭化水素</th> <th>窒素酸化物</th> <th>粒子状物質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</td> <td>2.03</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.009</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの</td> <td>4.48</td> <td>0.23</td> <td>0.36</td> <td>0.013</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの</td> <td>7.06</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.009</td> </tr> </tbody> </table>					自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009	(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009	(ロ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013	(ハ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009	(新設)		
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質																												
(ア) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009																												
(イ) 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009																												
(ロ) 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(ア) 及び (イ) に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013																												
(ハ) 軽自動車であつて、(ア) に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009																												
<p>⑦～⑨ (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)	<p>⑦～⑨ (略)</p> <p>(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあつては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)													
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																														
(略)	(略)	(略)																														
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)																														
(略)	(略)	(略)																														

新旧対照表
9 / 38

新				旧			
(略)				(略)			
(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び WLTC 測定モードを用いた場合)				(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)			
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)		ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)				(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合)			
ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)		ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外))				(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外))			
ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	ランク	二輪自動車の車両重量 (kg)	側車付二輪自動車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード))				(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード))			
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)		ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(3) ~ (4) (略)				(3) ~ (4) (略)			
7-55-2~7-55-4 (略)				7-55-2~7-55-4 (略)			

新旧対照表
10 / 38

新											
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—	

7-55-21 従前規定の適用①
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表① ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥イ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-22 従前規定の適用②
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表② ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ウ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-23 (略)
7-55-24 従前規定の適用③
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表③ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ウ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-25～7-55-31 (略)

旧										
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
—(新設)—										

7-55-21 従前規定の適用①
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表① ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥イ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-22 従前規定の適用②
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表② ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ウ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～2 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-23 (略)
7-55-24 従前規定の適用③
 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であって、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-55-1-2 (1) ⑥の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。
 適用表③ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード (単位)	7-55-1-2 (1) ⑥ウ関係					適用関係 告示換換	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考		
21	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1 (略)					0.25	0.16	0.22	0.009	以上	—		

7-55-25～7-55-31 (略)

新旧対照表
17 / 38

新										
7-56～7-62 (略)										

7-63 すれ違い用前照灯
7-63-1 (略)
7-63-2 性能要件
7-63-2-1 (略)
7-63-2-2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係）
 ①～④ (略)
 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。
 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。
 ⑥ (略)

7-63-3～7-63-9 (略)
7-64～7-116 (略)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）
8-1～8-62 (略)

8-63 すれ違い用前照灯
8-63-1～8-63-2-1 (略)
8-63-2-2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係）
 ①～④ (略)
 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。
 この場合において、すれ違い用前照灯試験機にて配光を確認した結果、照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より右方のカットオフラインのすべてが、すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面より下方にあるものについては、この基準に適合するものとみなす。
 ⑥ (略)

8-63-3～8-63-4 (略)
8-64～8-116 (略)

旧										
7-56～7-62 (略)										

7-63 すれ違い用前照灯
7-63-1 (略)
7-63-2 性能要件
7-63-2-1 (略)
7-63-2-2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第42条第6項関係、細目告示第120条第6項関係）
 ①～④ (略)
 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。
 ⑥ (略)

7-63-3～7-63-9 (略)
7-64～7-116 (略)

第8章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車）
8-1～8-62 (略)

8-63 すれ違い用前照灯
8-63-1～8-63-2-1 (略)
8-63-2-2 視認等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第5項、細目告示第198条第6項関係）
 ①～④ (略)
 ⑤ すれ違い用前照灯は、その配光が右側通行用のものでないこと。
 ⑥ (略)

8-63-3～8-63-4 (略)
8-64～8-116 (略)

新旧対照表
18 / 38

新		旧	
第9章～第11章(略) 別表1～別表2(略) 別表3(4-7関係) 審査の実施の方法		第9章～第11章(略) 別表1～別表2(略) 別表3(4-7関係) 審査の実施の方法	
検査の種類	審査の実施方法	検査の種類	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6(略) 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3(共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。)及び4((5)及び(6)に限る。)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1)(略) (2)共通構造部型式指定自動車 ①(略) ②型式指定を受けた自動車から構造・装置(当該型式で認証を受けた他の類別で設定のある構造・装置と同じ仕様を含む。)に変更がないもの。 ただし、次に掲げる構造・装置にあつてはこの限りでない。 ア タイヤ(タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。) イ 乗車定員(乗車定員を減らすものに限る。) ウ 巻込防止装置 エ 突入防止装置 オ 物品積載装置 カ 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置 ③(略)	1～6(略) 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3(共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。)及び4((5)及び(6)に限る。)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1)(略) (2)共通構造部型式指定自動車 ①(略) ②型式指定を受けた自動車から構造・装置(乗車定員(乗車定員を減らすものに限る。)、突入防止装置、物品積載装置並びに運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置を除く。)に変更がないもの ③(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表4～別表9(略) 様式1～様式13(略) 別添1(略)		別表4～別表9(略) 様式1～様式13(略) 別添1(略)	

新旧対照表
19 / 38

新		旧																	
別添2(4-13関係) 新規検査等提出書面審査要領		別添2(4-13関係) 新規検査等提出書面審査要領																	
1.～4.(略) 4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(2)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。		1.～4.(略) 4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(2)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。																	
	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>改造自動車審査結果通知書等</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	改造自動車審査結果通知書等	(略)	(略)	(略)		<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>改造自動車審査結果通知書</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	改造自動車審査結果通知書	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
改造自動車審査結果通知書等	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
改造自動車審査結果通知書	(略)																		
(略)	(略)																		
備考(1)～(3)(略) (4)※2は、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③に該当するものを除く。)は○印、それ以外の自動車は△印とする。 (5)～(7)(略) (8)法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。 (9)完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車であつて、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に車台番号を記載したものは、新規検査等届出書(第1号様式(その2))及び添付資料を省略することができる。 (10)(略) (11)次に掲げる自動車にあつては、添付資料のうち、施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)及び施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制)以外のものを省略することができる。 ① 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車 ② 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車 (12)次に掲げる自動車にあつては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則1の3.表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。 ① 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則1の3.表に掲げる技術基準等に		備考(1)～(3)(略) (4)※2は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。 (5)～(7)(略) (8)法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓂマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。 (9)完成検査終了証の発行後9月を経過した型式指定自動車であつて、当該自動車に係る構造・装置について変更がないものは、新規検査等届出書(第1号様式(その2))及び添付資料を省略することができる。 (10)(略) (11)附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、次に掲げる書面以外の添付資料を省略することができる。 ① 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制) ② 施行規則第36条第6項に規定する書面(排出ガス規制) (新設)																	

新旧対照表
20 / 38

新	旧
<p>影響のない範囲で自動車の構造・装置の一部を変更又は追加をした自動車</p> <p>4.2.～5. (略)</p> <p>5.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種類に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。</p> <p>(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。</p> <p>また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押印されていること。</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、<u>新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印、未実施の場合は×印が付されていること。</p> <p>(7) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車以外の自動車は×印が付されていること。</p> <p>(8) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③)に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要</p>	<p>4.2.～5. (略)</p> <p>5.1. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その1))</p> <p>(1) 太枠内に記載漏れがないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印が付けられていること。</p> <p>(6) 「共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(5.1.(2)③)に該当するものに限る。)であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。</p> <p>(7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。</p>

新旧対照表
21 / 38

新	旧
<p>しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、5.1.(3)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであつて、当該構造・装置に付されている目マーク又は◎マークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあつては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあつては、当該通知書の番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。</p> <p>(15) (4)から(13)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>5.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5.3. (略)</p> <p>5.4. 諸元表又は車両諸元目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、5.1.(3)③に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元目表</p> <p>5.5. 外観図 外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p>	<p>① (略)</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、5.1.(2)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であつて、当該構造・装置に付されている目マーク又は◎マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあつては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあつては、当該通知書の番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) (7)から(12)までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。</p> <p>5.2. 新規検査等届出書 (第1号様式 (その2))</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>5.3. (略)</p> <p>5.4. 諸元表又は車両諸元目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、5.1.(2)③に該当するもの場合には、(1)に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元目表及び構造・装置の概要説明書</p> <p>5.5. 外観図 外観の形状及び寸法(長さ、幅及び高さ)が明確に確認できる外観図又は写真であること。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p>

新旧対照表
22 / 38

新	旧
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものについては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）	(4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車に限る。ただし、冷蔵冷凍室の他に貨物室を備えたものについては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)
5.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車については、別添2の5.1.(3)③に該当するものに限る。）については、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。	5.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車については、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
5.7.～5.9 (略)	5.7.～5.9 (略)
5.10. 技術基準等への適合性を証する書面（附則1の3.表以外） 附則1又は附則2による事前提出書面の審査を行ったもの以外であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等」に対して変更している自動車の構造・装置欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。	5.10. 技術基準等への適合性を証する書面（附則1の3.表以外） 附則1又は附則2による事前提出書面の審査を行ったもの以外であって、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等」に対して変更している自動車の構造・装置欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。
(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式）	(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式）
(2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1）	(新設) (2) 当該自動車の試験成績書の写し
(3) 当該自動車の試験成績書の写し	
5.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合については、当該書面の提出を省略することができる。	5.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、 <u>各</u> 車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。
(1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面	
① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）	
② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合	
5.12.～5.13. (略)	5.12.～5.13. (略)
5.14. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車については、当該通知書等の原本が提示されていること。	5.14. 改造自動車審査結果通知書 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車については、当該通知書の原本を提示すること。
5.15. (略)	5.15. (略)
6. 現車審査	6. 現車審査
(1) (略)	(1) (略)
(2) 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワーク	(2) 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車の場合には、新規検査等届出書（第1号様式（その1））に記載された事前審査管理番号から自動車機構検査部長が別途定める共有ネットワーク

新旧対照表
23 / 38

新	旧																				
サーバに登録されている届出書等の書面（PDF ファイル）の情報内容との同一性を確認するものとする。	サーバに登録されている届出書等の書面一式（PDF ファイル）の情報内容との同一性を確認するものとする。																				
7. (略)	7. (略)																				
第1号様式（その1）（別添2の4.1.関係） 第1号様式（その1）	第1号様式（その1）（別添2の4.1.関係） 第1号様式（その1）																				
<table border="1"> <tr> <td>新規検査</td> <td rowspan="3">事前書面審査終了時の連絡</td> <td rowspan="3">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>新規検査等届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人自動車技術総合機構 殿</p> <p>届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号</p> <p>印</p> <p>型式・類別（類別区分番号）</p>	新規検査	事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印	予備検査	要	不要	構造等変更検査			<table border="1"> <tr> <td>新規検査</td> <td rowspan="3">事前書面審査終了時の連絡</td> <td rowspan="3">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>新規検査等届出書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>独立行政法人自動車技術総合機構 殿</p> <p>届出者の氏名又は名称 住所 電話番号</p> <p>印</p> <p>型式・類別（類別区分番号）</p>	新規検査	事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印	予備検査	要	不要	構造等変更検査		
新規検査	事前書面審査終了時の連絡				事前審査管理番号	受付印															
予備検査							要	不要													
構造等変更検査																					
新規検査	事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印																		
予備検査				要	不要																
構造等変更検査																					
<table border="1"> <tr> <td>事前審査管理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td>出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td>前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td>軸距 無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> </tr> </table>	事前審査管理番号		共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日	完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）	共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況		諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	<table border="1"> <tr> <td>事前審査管理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td>出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td>前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td>軸距 有（ ）・無（ ） （ ）</td> </tr> </table>	事前審査管理番号		共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日	完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）	共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況		諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ） （ ）
事前審査管理番号																					
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																				
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																				
共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況																					
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外																				
事前審査管理番号																					
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																				
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																				
共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況																					
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ） （ ）																				
<table border="1"> <tr> <td>乗車定員</td> <td>許容限度</td> </tr> <tr> <td>無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td>無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> </tr> </table>	乗車定員	許容限度	無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	<table border="1"> <tr> <td>乗車定員</td> <td>許容限度</td> </tr> <tr> <td>有（ ）・無（ ） （ ）</td> <td>有（ ）・無（ ） （ ）</td> </tr> </table>	乗車定員	許容限度	有（ ）・無（ ） （ ）	有（ ）・無（ ） （ ）												
乗車定員	許容限度																				
無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	無：（ ） 有：変更した仕様（ ）同一型式内 （ ）同一型式以外																				
乗車定員	許容限度																				
有（ ）・無（ ） （ ）	有（ ）・無（ ） （ ）																				

新旧対照表
24 / 38

新	旧												
<p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無：有（ ）・無（ ）</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p>	<p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>(新設)</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p>												
<p>その他</p>	<p>その他</p>												
備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。(日本工業規格 A列4番)	備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。(日本工業規格 A列4番)												
第1号様式(その2)～第4号様式(略) 別紙1(略)	第1号様式(その2)～第4号様式(略) 別紙1(略)												
附則1	附則1												
事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)	事前提出書面審査要領 (技術基準等の審査を要する自動車)												
1.～2.(略)	1.～2.(略)												
3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの ② 当該型式で認証を受けた他の類別設定の構造・装置と同じ仕様に変更されたものであって、新型届出自動車及び共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)③に該当するものに限る。)以外の自動車についてはその旨が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されたもの ③～④ (略)	3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置が変更されたことにより次の表に掲げる技術基準等に影響を及ぼすなど、改めて技術基準等への適合性について審査する必要があると認めるものをいう。 ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ① 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されている自マーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車であって、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に型式指定番号を記載するもの (新設) ②～③ (略)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等(細目告示別添及び協定規則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安基準</th> <th>審査事務規程</th> <th>技術基準等(細目告示別添及び協定規則)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)	(略)	(略)	(略)
保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)											
(略)	(略)	(略)											
保安基準	審査事務規程	技術基準等(細目告示別添及び協定規則)											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表
25 / 38

新	旧																
<p>第32条 前照灯等 6-2_(24)、7-62 走行用前照灯 (略)</p> <p>6-2_(25)、7-66 前照灯洗浄器</p> <p>第43条 警音器 6-2_(48)、6-2_(49)、7-93 警音器 (略)</p> <p>第44条 後写鏡等 6-2_(52)、6-2_(53)、6-2_(54)、7-99 後写鏡</p> <p>第45条 窓ふき器等 6-2_(56)、6-2_(57)、6-2_(58)、7-101 窓ふき器等</p> <p>第46条 速度計等 6-2_(59)、6-2_(60)、7-102 速度計等</p> <p>第48条の2 運行記録計 6-2_(61)、7-105 運行記録計</p> <p>第48条の3 速度表示装置 6-2_(62)、7-106 速度表示装置</p> <p>注「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の細目告示別添の技術基準に代えて適合性の審査を行うものとする。</p> <p>4.(略)</p> <p>4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(2)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>改造自動車審査結果通知書</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考(1)～(3)(略) (4)※2は、共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)③に該当するものを除く。)は○印、それ以外の自動車は△印とする。 (5)～(7)(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	改造自動車審査結果通知書	(略)	(略)	(略)	<p>第32条 前照灯等 6-2_(23)、7-62 走行用前照灯 (略)</p> <p>6-2_(24)、7-66 前照灯洗浄器</p> <p>第43条 警音器 6-2_(47)、6-2_(48)、7-93 警音器 (略)</p> <p>第44条 後写鏡等 6-2_(51)、6-2_(52)、6-2_(53)、7-99 後写鏡</p> <p>第45条 窓ふき器等 6-2_(55)、6-2_(56)、6-2_(57)、7-101 窓ふき器等</p> <p>第46条 速度計等 6-2_(58)、6-2_(59)、7-102 速度計等</p> <p>第48条の2 運行記録計 6-2_(60)、7-105 運行記録計</p> <p>第48条の3 速度表示装置 6-2_(61)、7-106 速度表示装置</p> <p>注「技術基準等」欄の協定規則のうち、改正前の細目告示別添の技術基準が適用される場合には、上表の当該別添技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。</p> <p>4.(略)</p> <p>4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-1(3)で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>改造自動車審査結果通知書</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考(1)～(3)(略) (4)※2は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印とする。 (5)～(7)(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	改造自動車審査結果通知書	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)																
(略)	(略)																
改造自動車審査結果通知書	(略)																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
改造自動車審査結果通知書	(略)																
(略)	(略)																

新旧対照表
26 / 38

新	旧
<p>(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒷマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれにも該当する専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、技術基準等の適合性審査に係る自動車の構造・装置について同一内容であると判断できる自動車が他の型式にある場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該届出自動車の型式を記載し、型式の相違の理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元目表等を追加添付するものとする。</p> <p>① 他の自動車の型式が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、「5燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」に規定する自動車等の同一型式の範囲内にあるもの</p> <p>② 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車でないもの</p> <p>③ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元目表等以外の添付書面に相違がないもの</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5.～8. (略)</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種類に応じて、新規検査又は予備検査に○印が付されていること。</p> <p>ただし、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長又は別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車の届出を行う地方検査部の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。</p> <p>また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押印されていること。</p> <p>(3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。</p>	<p>(8) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置について、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒷマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5.～8. (略)</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1) 太枠内に記載漏れがないこと。</p> <p>(新設)</p> <p>② 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。</p> <p>ただし、次に掲げるものにあつてはこの限りでない。</p> <p>① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。</p>

新旧対照表
27 / 38

新	旧
<p>②～③ (略)</p> <p>④ 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載するもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車に備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印、未実施の場合は×印が付されていること。</p> <p>(7) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(8.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車以外の自動車は一印が付されていること。</p> <p>(8) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。</p> <p>この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1.(3)③に該当するものに限る。)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に置き替えるものとする。</p> <p>なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、8.1.(3)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであつて、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒷマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあつては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書の番号が新</p>	<p>②～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車に備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印が付けられていること。</p> <p>(6) 「共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(8.1.(2)③に該当するものに限る。)であつて、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。</p> <p>(7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置が明確に記載されていること。</p> <p>なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第1号様式及び第2号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。</p> <p>ただし、8.1.(2)③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であつて、当該構造・装置に付されているⒶマーク又はⒷマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあつては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書の番号が新規</p>

新旧対照表
28 / 38

新	旧
<p>規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 訂正した箇所には、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。</p> <p>(15) (4) から (13) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>8.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>8.3. (略)</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (3) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表</p> <p>8.5. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものについては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあっては、別添2の5.1. (3) ③に該当するものに限る。）にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>8.7. (略)</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。</p>	<p>査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(13) (7) から (12) までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。</p> <p>8.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>8.3. (略)</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (2) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表及び構造・装置の概要説明書</p> <p>8.5. 外観図 外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。 ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 特種用途自動車（冷蔵冷凍車に限る。ただし、冷蔵冷凍室の他に貨物室を備えたものについては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算、最大安定傾斜角度及び最小回転半径に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>8.7. (略)</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制） 適切な書面（騒音試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。</p>

新旧対照表
29 / 38

新	旧
<p>ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものについては、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>また、別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (2) の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>8.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） 適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。 ただし、別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (2) の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、3. の表の技術基準等及びそれ以外の技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。</p> <p>(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式）</p> <p>(2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1）</p> <p>(3) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>8.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。 ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) 車体の形状毎の構造要件に関する書面</p> <p>① 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）</p> <p>② 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合</p> <p>(2) 使用者の事業等に関する書面 別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (2) の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において当該書面が提示できないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載した場合</p> <p>8.12. ～8.13. (略)</p> <p>8.14. 改造自動車審査結果通知書等 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の写しが添付されていること。 ただし、事前提出書面審査の届出を行う時点において、改造自動車届出の書面審査中等の理由により当該通知書の写しを提出することができない場合にあっては、新規検査等</p>	<p>ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものについては、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>8.9. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制） 適切な書面（排出ガス検査終了証又は排出ガス試験の結果を表す書面の写し等）が添付されていること。</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、3. の表の技術基準等及びそれ以外の技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。</p> <p>(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式）</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>8.11. 特種用途自動車の構造要件に関する書面 用途区分細部取扱い通達に基づき、各車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。</p> <p>8.12. ～8.13. (略)</p> <p>8.14. 改造自動車審査結果通知書 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の写しが添付されていること。</p>

新旧対照表
30 / 38

新	旧																																																																																				
<p>査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。</p> <p>8. 15.（略）</p> <p>9. ～9. 4.（略）</p> <p>10. 現車審査 現車審査は、次に掲げる方法により実施するものとする。 (1) 別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (1)の自動車は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。 (2) 別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (2)の代表届出自動車は、別添2の4.から6.までに規定する届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>11. 届出書等の保存期間 11. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前書面審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日（別添2「新規検査等提出書審査要領」3. (2)の代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日とする。）から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11. 2. ～11. 4.（略）</p> <p>第1号様式（その1）（別添2附則1の4.1.関係） 第1号様式（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">新規検査</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">事前書面審査終了時の連絡</td> <td style="width: 10%;">要</td> <td style="width: 10%;">不要</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">新規検査等届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">独立行政法人自動車技術総合機構 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="5">届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（届出責任者の氏名） 電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">型式・類別（類別区分番号）</td> </tr> </table>	新規検査	事前書面審査終了時の連絡	要	不要	事前審査管理番号	受付印	予備検査			構造等変更検査			新規検査等届出書						平成 年 月 日						独立行政法人自動車技術総合機構 殿						届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（届出責任者の氏名） 電 話 番 号					印	型式・類別（類別区分番号）						<p>8. 15.（略）</p> <p>9. ～9. 4.（略）</p> <p>10. 現車審査 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7の規定に基づき実施するものとする。</p> <p>11. 届出書等の保存期間 11. 1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等 新規検査等終了後、新規検査等事前書面審査管理台帳に検査終了年月日の登録を行うとともに、新規検査等の日から5年間、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。</p> <p>11. 2. ～11. 4.（略）</p> <p>第1号様式（その1）（別添2附則1の4.1.関係） 第1号様式（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">新規検査</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">事前書面審査終了時の連絡</td> <td style="width: 10%;">要</td> <td style="width: 10%;">不要</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3" style="width: 20%; text-align: center;">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">新規検査等届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">独立行政法人自動車技術総合機構 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="5">届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（<u>新設</u>） 電 話 番 号</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="6">型式・類別（類別区分番号）</td> </tr> </table>	新規検査	事前書面審査終了時の連絡	要	不要	事前審査管理番号	受付印	予備検査			構造等変更検査			新規検査等届出書						平成 年 月 日						独立行政法人自動車技術総合機構 殿						届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（ <u>新設</u> ） 電 話 番 号					印	型式・類別（類別区分番号）					
新規検査	事前書面審査終了時の連絡		要	不要			事前審査管理番号	受付印																																																																													
予備検査																																																																																					
構造等変更検査																																																																																					
新規検査等届出書																																																																																					
平成 年 月 日																																																																																					
独立行政法人自動車技術総合機構 殿																																																																																					
届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（届出責任者の氏名） 電 話 番 号					印																																																																																
型式・類別（類別区分番号）																																																																																					
新規検査	事前書面審査終了時の連絡	要	不要	事前審査管理番号	受付印																																																																																
予備検査																																																																																					
構造等変更検査																																																																																					
新規検査等届出書																																																																																					
平成 年 月 日																																																																																					
独立行政法人自動車技術総合機構 殿																																																																																					
届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（ <u>新設</u> ） 電 話 番 号					印																																																																																
型式・類別（類別区分番号）																																																																																					

新旧対照表
31 / 38

新	旧																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事前審査管理番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td colspan="4">出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td colspan="4">前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況</td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td style="text-align: center;">軸距 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td style="text-align: center;">最大積載量 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td style="text-align: center;">乗車定員 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td style="text-align: center;">許容限度 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> </tr> </table> <p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無：有（ ）・無（ ）</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>その他</p> <p>備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格 A 列4番）</p> <p>第1号様式（その2）～第7号様式（略） 別紙1（略）</p> <p>附則2 事前提出書面審査要領 （特定の牽引自動車及び被牽引自動車）</p> <p>1. ～3.（略） 4. 届出書等 4. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-2（3）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び</p>	事前審査管理番号					共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日				完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）				共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況					諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	最大積載量 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	乗車定員 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	許容限度 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">事前審査管理番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td colspan="4">出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td colspan="4">前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況</td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td style="text-align: center;">軸距 有（ ）・無（ ）</td> <td style="text-align: center;">最大積載量 有（ ）・無（ ）</td> <td style="text-align: center;">乗車定員 有（ ）・無（ ）</td> <td style="text-align: center;">許容限度 有（ ）・無（ ）</td> </tr> </table> <p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>（新設）</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>その他</p> <p>備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格 A 列4番）</p> <p>第1号様式（その2）～第7号様式（略） 別紙1（略）</p> <p>附則2 事前提出書面審査要領 （特定の牽引自動車及び被牽引自動車）</p> <p>1. ～3.（略） 4. 届出書等 4. 1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則4-13-2（3）で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び</p>	事前審査管理番号					共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日				完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）				共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況					諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ）	最大積載量 有（ ）・無（ ）	乗車定員 有（ ）・無（ ）	許容限度 有（ ）・無（ ）
事前審査管理番号																																																			
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																																																		
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																																																		
共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況																																																			
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	最大積載量 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	乗車定員 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	許容限度 無（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外																																															
事前審査管理番号																																																			
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																																																		
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																																																		
共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況																																																			
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ）	最大積載量 有（ ）・無（ ）	乗車定員 有（ ）・無（ ）	許容限度 有（ ）・無（ ）																																															

新旧対照表
32 / 38

新	旧
<p>添付資料は、次に掲げるものをいう。 (表は略) 備考 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものについて、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は新規検査等を行う自動車 1 台毎に 1 部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))に列記することにより、複数台数届出とすることができる。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>5. ~ 8. (略)</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1)) (1) 「新規検査・予備検査・構造等変更検査」欄は、検査の種類に応じて、○印が付されていること。 (2) 新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等の長の宛名、届出年月日、並びに届出者の氏名又は名称、住所、連絡先(届出責任者の氏名)及び電話番号が記載されていること。 また、届出者の印(署名の場合を除く。)が押印されていること。 (3) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ② ~ ③ (略) ④ 新型届出自動車であって、自動車製作者が出荷した時点の類別に代えて基本となる諸元表の類別を記載すること。 (4) (略) (5) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車に備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印、未実施の場合は×印が付されていること。 (6) 「共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車</p>	<p>添付資料は、次に掲げるものをいう。 (表は略) 備考 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置については、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更したものにあっては、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法 (1) 届出書等は事前届出対象自動車 1 台毎に 1 部提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))に列記することにより、複数台数届出とすることができる。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>5. ~ 8. (略)</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1)) (1) 太枠内に記載漏れがないこと。 (新設)</p> <p>(2) 「型式・類別(類別区分番号)」欄の類別(類別区分番号)は、自動車製作者が出荷した時点の類別(類別区分番号)が記載されていること。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 ① 型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車及び輸入自動車特別取扱自動車以外の自動車。 ② ~ ③ (略) (新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であって、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車に備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施したものは、その結果(適合の確認)に○印が付けられていること。</p> <p>(5) 「共通構造部型式指定自動車の構造・装置変更状況」の「諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目」欄は、共通構造部型式指定自動車(8.1. (2) ③)</p>

新旧対照表
33 / 38

新	旧
<p>自動車(8.1. (3) ③)に該当するものに限り、)又は新型届出自動車であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印、該当する項目がない自動車及び共通構造部型式指定自動車(5.1. (3) ③)に該当するものに限り、)又は新型届出自動車以外の自動車は一印が付されていること。</p> <p>(7) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)が明確に記載されているとともに、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無に○印が付されていること。 この場合において、共通構造部型式指定自動車(5.1. (3) ③)に該当するものに限り、)又は新型届出自動車については、「当該型式・類別(類別区分番号)」を「当該型式」に読み替えるものとする。 なお、燃料タンクの取付位置変更、灯火器の取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載されている改造内容については、記載を要しないものとする。 ① (略) ② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1. (3) ③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。 ③ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。 (記載例) (略)</p> <p>(10) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載されていること。 (13) (略)</p> <p>(14) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載されていること。 (15) (略)</p> <p>(16) 訂正した箇所は、届出者又は届出責任者の訂正の印又は署名がなされていること。 (17) (4) から (15) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p>	<p>に該当するものに限り、)であって、当該自動車の構造・装置について自動車製作者が出荷した時点で諸元表の類別(類別区分番号)から相違している項目について相違の有無に○印が付けられていること。</p> <p>(6) 「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる指定自動車等の構造・装置の範囲から変更した自動車の構造・装置(使用の過程にある自動車にあっては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更した自動車の構造・装置)が明確に記載されていること。 なお、燃料タンク及び灯火器の取付位置の変更については、記載を要しないものとする。 ① (略) ② 共通構造部型式指定自動車 共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置の範囲。 ただし、8.1. (2) ③に該当するもの場合には、①に準ずるものとする。 ③ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 試作車・組立車審査結果通知書等又は改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号がその他欄に記載されていること。 なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。 (記載例) (略)</p> <p>(9) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置であって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓐマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載されていること。 (12) (略)</p> <p>(13) 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車にあっては、当該通知書の番号が新規検査等届出書(第 1 号様式(その 1))の「その他」欄に記載されていること。 (14) (略)</p> <p>(15) (7) から (14) までの記入項目欄は、必要に応じて別紙により記載することができる。</p>

新旧対照表
34 / 38

新	旧
<p>8.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>8.3. (略)</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (3) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表</p> <p>8.5. (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算等に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車（共通構造部型式指定自動車にあつては、別添2の5.1.(3) ③に該当するものに限る。）にあつては、重量分布計算等に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>8.7. ～8.9. (略)</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあつては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。</p> <p>(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (2) 自動車製作者の「検査証明書」（別紙1） (3) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>8.11. (略)</p> <p>8.12. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則7-2-2及び7-2-3の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であつて、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあつては、当該通</p>	<p>8.2. 新規検査等届出書（第1号様式（その2））</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 「車体の塗色」欄の記載は任意とする。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>8.3. (略)</p> <p>8.4. 諸元表又は車両諸元要目表等 当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表等が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共通構造部型式指定自動車 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表。 ただし、8.1. (2) ③に該当するもの場合には、(1) に準ずるものとする。</p> <p>(3) 輸入自動車特別取扱自動車 輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表及び構造・装置の概要説明書</p> <p>8.5. (略)</p> <p>8.6. 重量分布計算等に関する書面 重量分布計算、最大安定傾斜角度、最小回転半径、走行性能に関する内容が記載されており、基準に適合していることが確認できるものであること。 ただし、次のいずれかに該当する自動車にあつては、重量分布計算等に関する書面の提出を省略することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>8.7. ～8.9. (略)</p> <p>8.10. 技術基準等への適合性を証する書面 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置（使用の過程にある自動車にあつては、自動車検査証又は登録識別情報等通知書が交付された自動車に対して変更している自動車の構造・装置）」欄に記載された部分及びそれにより影響を及ぼす部分について、技術基準等に適合していることが確認できるものであること。 なお、技術基準等に適合していることが確認できるものには次に掲げる例がある。</p> <p>(1) 自動車製作者の「技術基準等適合証明書」（第4号様式） (新設) (2) 当該自動車の試験成績書の写し</p> <p>8.11. (略)</p> <p>8.12. 物品を積載する装置の構造に関する書面 外観図及び強度検討書等により、本則7-2-2及び7-2-3の規定に適合していることが確認できるものであること。 なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であつて、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあつては、当該通</p>

新旧対照表
35 / 38

新	旧																																																																																																																										
<p>知書等の写しを添付することにより代えることができる。</p> <p>8.13. ～8.15. (略)</p> <p>9. ～11. (略)</p> <p>第1号様式（その1）（別添2附則2の4.1.関係）</p> <p>第1号様式（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新規検査</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">事前書面審査終了時の連絡</td> <td style="width: 15%;">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">新規検査等届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">独立行政法人自動車技術総合機構 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="4">届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="5">型式・類別（類別区分番号）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事前審査管理番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td colspan="4">出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td colspan="4">前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況</td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td>軸距 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td>最大積載量 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td>乗車定員 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> <td>許容限度 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外</td> </tr> </table>	新規検査		事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印	予備検査	要	不要	構造等変更検査			新規検査等届出書					平成 年 月 日					独立行政法人自動車技術総合機構 殿					届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号				印	型式・類別（類別区分番号）					事前審査管理番号					共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日				完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）				共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況					諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	最大積載量 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	乗車定員 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	許容限度 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	<p>知書等の写しを添付することにより代えることができる。</p> <p>8.13. ～8.15. (略)</p> <p>9. ～11. (略)</p> <p>第1号様式（その1）（別添2附則2の4.1.関係）</p> <p>第1号様式（その1）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">新規検査</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">事前書面審査終了時の連絡</td> <td style="width: 15%;">事前審査管理番号</td> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">受付印</td> </tr> <tr> <td>予備検査</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>構造等変更検査</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">新規検査等届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">独立行政法人自動車技術総合機構 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="4">届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号 (新設)</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="5">型式・類別（類別区分番号）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">事前審査管理番号</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>共通構造部型式指定自動車</td> <td colspan="4">出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完成検査終了証又は出荷検査証があるもの</td> <td colspan="4">前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="5">共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況</td> </tr> <tr> <td>諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目</td> <td>軸距 有（ ）・無（ ）</td> <td>最大積載量 有（ ）・無（ ）</td> <td>乗車定員 有（ ）・無（ ）</td> <td>許容限度 有（ ）・無（ ）</td> </tr> </table>	新規検査		事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印	予備検査	要	不要	構造等変更検査			新規検査等届出書					平成 年 月 日					独立行政法人自動車技術総合機構 殿					届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号 (新設)				印	型式・類別（類別区分番号）					事前審査管理番号					共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日				完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）				共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況					諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ）	最大積載量 有（ ）・無（ ）	乗車定員 有（ ）・無（ ）	許容限度 有（ ）・無（ ）
新規検査			事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号		受付印																																																																																																																					
予備検査			要	不要																																																																																																																							
構造等変更検査																																																																																																																											
新規検査等届出書																																																																																																																											
平成 年 月 日																																																																																																																											
独立行政法人自動車技術総合機構 殿																																																																																																																											
届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号				印																																																																																																																							
型式・類別（類別区分番号）																																																																																																																											
事前審査管理番号																																																																																																																											
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																																																																																																																										
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																																																																																																																										
共通構造部型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置改変状況																																																																																																																											
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	最大積載量 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	乗車定員 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外	許容限度 無：（ ） 有：変更した仕様 （ ）同一型式内 （ ）同一型式以外																																																																																																																							
新規検査		事前書面審査終了時の連絡	事前審査管理番号	受付印																																																																																																																							
予備検査		要	不要																																																																																																																								
構造等変更検査																																																																																																																											
新規検査等届出書																																																																																																																											
平成 年 月 日																																																																																																																											
独立行政法人自動車技術総合機構 殿																																																																																																																											
届出者の氏名又は名称 住所 連絡先（届出責任者の氏名） 電話番号 (新設)				印																																																																																																																							
型式・類別（類別区分番号）																																																																																																																											
事前審査管理番号																																																																																																																											
共通構造部型式指定自動車	出荷検査証 発行年月日：平成 年 月 日																																																																																																																										
完成検査終了証又は出荷検査証があるもの	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定：適合の確認（ ）																																																																																																																										
共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況																																																																																																																											
諸元表の型式・類別（類別区分番号）から相違している項目	軸距 有（ ）・無（ ）	最大積載量 有（ ）・無（ ）	乗車定員 有（ ）・無（ ）	許容限度 有（ ）・無（ ）																																																																																																																							

新旧対照表
36 / 38

新	旧																																								
<p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無：有（ ）・無（ ）</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>その他</p> <p>備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格 A列4番）</p> <p>第1号様式（その2）～第7-3号様式（略） 別紙1（略）</p> <p>別添3（4-14 関係）</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2.（略） 3. 届出書等 3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>指定自動車 等と同一</th> <th>指定自動車 等と類似</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添付資料</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他書面</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（1）～（5）（略）</p> <p>3.2.（略） 4.～5.（略）</p> <p>6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p>		区分	指定自動車 等と同一	指定自動車 等と類似	その他	添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）		最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△	△		その他書面	（略）	（略）	（略）	<p>当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置</p> <p>（新設）</p> <p>架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置</p> <p>その他</p> <p>備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。（日本工業規格 A列4番）</p> <p>第1号様式（その2）～第7-3号様式（略） 別紙1（略）</p> <p>別添3（4-14 関係）</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～2.（略） 3. 届出書等 3.1. 並行輸入自動車届出書及び添付資料 本則 4-14（2）で規定する並行輸入自動車届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>指定自動車 等と同一</th> <th>指定自動車 等と類似</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添付資料</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（新設）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他書面</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（1）～（5）（略）</p> <p>3.2.（略） 4.～5.（略）</p> <p>6. 書面審査 並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p>		区分	指定自動車 等と同一	指定自動車 等と類似	その他	添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）		（新設）					その他書面	（略）	（略）	（略）
	区分	指定自動車 等と同一	指定自動車 等と類似	その他																																					
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
	最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書	△	△	△																																					
	その他書面	（略）	（略）	（略）																																					
	区分	指定自動車 等と同一	指定自動車 等と類似	その他																																					
添付資料	（略）	（略）	（略）	（略）																																					
	（新設）																																								
	その他書面	（略）	（略）	（略）																																					

新旧対照表
37 / 38

新	旧
<p>6.1.～6.14.（略）</p> <p>6.15. 最大安定傾斜角度計算書又は最大安定傾斜角度実測書 本則 7-6-1（3）②又は③の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、本則 7-6-1（5）①に掲げる自動車にあっては、書面を省略することができる。</p> <p>6.16. その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>7.～9.（略） 別表第1～別表第3（略） 第1号様式～第18号様式（略）</p> <p>別添4～別添16（略）</p> <p>附則（平成29年4月28日規程第3号） 1. この規程は、平成29年5月1日から施行する。 2. 別添2の第1号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の別添2の第1号様式とすることができる。</p>	<p>6.1.～6.14.（略） （新設）</p> <p>6.15. その他書面 （1）保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであり、必要に応じ、タイヤ負荷率計算書、最大安定傾斜角度計算書、最小回転半径計算書、制動能力計算書、動力伝達装置の強度計算書、車枠強度計算書又はその他資料の提出を求めるものとする。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>7.～9.（略） 別表第1～別表第3（略） 第1号様式～第18号様式（略）</p> <p>別添4～別添16（略）</p>

新旧対照表
38 / 38

審査事務規程の一部改正について（第 11 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - タイヤのラベリング等の厚み部分については、タイヤの突出禁止規定の対象外とします。（7-26、8-26）
 - 「突入防止装置に係る協定規則（第 58 号）」の改訂に伴い、突入防止装置の取付位置及び強度に関する改正を行います。（7-34、8-34）
 - 「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」の技術的な要件を適用する四輪自動車の近接排気騒音規制について、新車時における規制を廃止するとともに、使用過程車においては新車時の測定値から悪化していないことを確認する手法（相対値規制）を採用することとします。

また、これに伴い、使用過程車において消音器を改造又は交換する場合には、当該消音器が加速走行騒音を有効に防止するものであることが、書面又は表示により運行中に確認できなくてはならないこととします。（7-53、8-53）
 - 排気管について、開口方向に係る基準を廃止します。（7-60、8-60）
- ② 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査方法を明確化します。（4-20）
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省令第 39 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 681 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1121 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 4 月 20 日国土交通省告示第 682 号、平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 827 号、平成 28 年 10 月 7 日国土交通省告示第 1122 号、平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 641 号）

3. 施行日

平成 29 年 6 月 22 日

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次(略)			目次(略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2(略)			1-1~1-2(略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	(削除)	(削除)		型式認証等を受けた自動車	次に掲げるいずれかに該当する自動車をいう。 ① 型式指定自動車 ② 共通構造部型式指定自動車 ③ 製造過程自動車 ④ 新型届出自動車 ⑤ 輸入自動車特別取扱自動車 ⑥ 型式認定自動車 ⑦ 並行輸入自動車であって、「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」に区分されるものの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	小型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スライパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車(ロード・ヒータ、ライン・マーカ)、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車(ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車)及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ、草刈作業車、歩道等移動専用自動		小型特殊自動車	次に掲げる自動車をいう。 ① ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スライパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車(ロード・ヒータ、ライン・マーカ)、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車(ブルドーザ、クローラ運搬車、雪上車)及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリヤ)であって、自動車の大きさが長さ

新			旧		
		車)であって、自動車の大きさが長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下のものうち、最高速度15km/h以下のもの ②(略)			4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下のものうち、最高速度15km/h以下のもの ②(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	自動車の外側の表面上	自動車の全ての面(前面、後面、両側面、上面及び下面)における表面部分をいい、パンパ及び後写鏡等を含む。		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1-3-1(略)			1-3-1(略)		
1-4~1-6(略)			1-4~1-6(略)		
第2章~第3章(略)			第2章~第3章(略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1~4-3(略)			4-1~4-3(略)		
4-4 不適切な補修等			4-4 不適切な補修等		
(1) 第6章から第8章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。			(1) 第6章から第8章の規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。		
① 装置又は部品の取付け ア~エ(略) オ 灯火器(7-62(8-62)から7-91(8-91)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)			① 装置又は部品の取付け ア~エ(略) オ 灯火器(7-62(8-62)から7-91(8-91)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。)の配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、 <u>パンパ及び後写鏡等を含む</u> 自動車の外側の表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)		
②~④(略)			②~④(略)		
(2)(略)			(2)(略)		
4-5~4-6(略)			4-5~4-6(略)		
4-7 審査の実施方法等			4-7 審査の実施方法等		
4-7-1 審査の実施方法			4-7-1 審査の実施方法		
(1)(略)			(1)(略)		
(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、別に定める場合を除き、次の書面			(新設)		

新	旧
<p>により行うものとする。</p> <p>① 当該自動車又は当該装置の試験成績書（写しをもって代えることができる。） ② 同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。） ③ 自動車製作者が発行した適合証明書 ④ 協定期間に基づく認定証（写しをもって代えることができる。） ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書 ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書 ⑦ 計算による適合説明書 ⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略) (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (4)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は 4-21 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)</p> <p>4-7-3 (略) 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1～4-8-2 (略) 4-8-3 諸元の測定 (1) (略) (2) 次に該当する場合には、(1) にかかわらず、巻尺等による諸元の測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。 ① (1) ①から④の自動車の諸元の測定をする場合 ② 3次元測定・画像取得装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合 ③ 天候その他の理由により事務所等の長が3次元測定・画像取得装置を用いて諸元の測定を行うことが困難と判断した場合</p> <p>4-9～4-16 (略) 4-17 貨物自動車の審査 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあつては、次により取扱うものとする。</p> <p>4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次によるものとする。 (1) (略) (2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。</p>	<p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-7-2 総合判定 (1) ～ (2) (略) (3) 審査中断 ① 審査途中において、4-1 (3) 又は 4-1 (6) の措置を講じた場合並びに 4-7-1 (3)、4-8-2 (6)、4-9 (2)、4-12-6 (3)、4-12-11①、4-13-1 (3)、4-13-2 (6)、4-14 (5)、4-15 (5) 又は 4-20 (1) の規定に基づき受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を通告した場合には、「審査中断」と判定するものとする。 ② (略)</p> <p>4-7-3 (略) 4-8 審査状況等の電磁的な記録 4-8-1～4-8-2 (略) 4-8-3 諸元の測定 (1) (略) (2) (1) ①から④の自動車を審査する場合及び3次元測定・画像取得装置の障害により諸元の測定を行うことができない場合は、巻尺等による測定を行い、測定結果を自動車審査高度化施設へ入力するものとする。</p> <p>4-9～4-16 (略) 4-17 貨物自動車の審査 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る貨物自動車の審査にあつては、次により取扱うものとする。</p> <p>4-17-1 用途の判定 用途区分通達によるほか、次によるものとする。 (1) (略) (2) 乗用自動車等として型式認証等を受けた自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。</p>

新旧対照表
3 / 96

新	旧
<p>ただし、車体の形状がステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.(2)を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であつて座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。</p> <p>なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等及び該当する指定自動車等と「同一」又は「類似」に区分される並行輸入自動車（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～② (略)</p> <p>4-18～4-19 (略) 4-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の審査 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表等において許容限度が不明なものに限る）であつて架装等により車両重量が増加したものの審査については、第6章及び第7章によるほか、次により取扱うものとする。</p> <p>(1) 次に該当する場合には、それぞれの技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。</p> <p>① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に1.1を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑤まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に1.1を乗じた値が、</p>	<p>ただし、車体の形状がステーションワゴン以外の自動車であるが別添3「並行輸入自動車審査要領」6.2.4.(2)を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であつて座席後方の幌が車両の最後尾附近まであるものを含む。）に限り、後部座席等の取外し（座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席等の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。）又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。</p> <p>なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。 ①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4-17-2 制動装置の規定の適用 乗用自動車等として型式認証等を受けた自動車（乗車定員10人未満（平成15年12月31日以前に製作された自動車にあつては、乗車定員11人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量3.5t以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、7-15の規定にかかわらず、7-16の規定を適用することができる。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、7-16-5の規定は適用できないものとする。 ①～② (略)</p> <p>4-18～4-19 (略) (新設)</p>

新旧対照表
4 / 96

新	旧
<p>受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p> <p>(2) それぞれの技術基準等に係る書面等による審査にあたり、提出された書面により次に該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。</p> <p>① 7-16-2-3 (1) 又は 7-15-2-3 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がなく、アからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの</p> <p>イ 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、(7) から (エ) までのいずれかを満たすもの</p> <p>(7) $6.43(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(イ) $70(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>(ウ) $5.0(m/s^2) \leq \text{平均飽和減速度}(m/s^2) \times \frac{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}$</p> <p>(エ) $36.72(m) \geq \text{制動停止距離}(m) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(kg)}{\text{諸元表等に記載された車両総重量}(kg)}$</p> <p>注 1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表等に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。</p> <p>注 2 蓋棺車の場合には、「受検車両の車両総重量」に 100kg を加算して計算すること。</p> <p>注 3 (7) 及び (イ) の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。</p> <p>注 4 (ウ) 及び (エ) の計算式は、諸元表等に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。</p> <p>ウ UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-11 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）」「常温時制動試験」の積載状態及び「タイプ 1 試験【フェード試験】」の基準に適合することが、(7) 又は (イ) により確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）</p> <p>(7) 当該自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p> <p>(イ) 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）</p>	

新旧対照表
5 / 96

新	旧
<p>② 7-22-1-2 (3)、7-24-1-2 (2)、7-25-1-2 (2) ①から⑥まで、7-27-1 (1)、7-28-1 (1)、7-29-1 (1) 及び 7-30-1 (1) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等</p> <p>自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為によるそれぞれの技術基準等に係る部位の変更がなく、アに該当するもの</p> <p>ア それぞれの技術基準等に係る部位について同一構造を有する自動車の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する車両重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両重量と同一又は大きいもの</p> <p>4-21 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 4-21 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-22～4-25 (略)</p> <p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-S12 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S12 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員+小人定員/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨て。）の総和とする。</p> <p>(5) ～ (12) (略)</p> <p>5-3-10～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中</p>	<p>4-20 軌陸車等の架装の仕様の確認</p> <p>(1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 4-20 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。</p> <p>この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と審査依頼に係る自動車の装置が相違するときは、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>4-21～4-24 (略)</p> <p>第 5 章 自動車の検査等に係る審査結果の通知方法</p> <p>5-1～5-2 (略)</p> <p>5-3 審査結果通知情報</p> <p>審査結果として通知を行う審査結果通知情報は次のとおりとし、各々の規定に従って自動車審査高度化施設への入力又は自動車検査票の所定の欄への記載等を行うものとする。</p> <p>5-3-1～5-3-8 (略)</p> <p>5-3-9 乗車定員、最大積載量及び車両総重量</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04-S11 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S11 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員+小人/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量（大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨て。）の総和とする。</p> <p>(5) ～ (12) (略)</p> <p>5-3-10～5-3-14 (略)</p> <p>5-3-15 備考欄</p> <p>(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中</p>

新旧対照表
6 / 96

新			旧		
央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。			央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。 また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。		
記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)	記載を要する自動車 (略)	記載されるべき趣旨 (略)	記載例 (略)
20-1. 平成28年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※2 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 (過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要) ※3 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨 	(略)	20-1. 平成28年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制に適合している旨 ・騒音カテゴリ ・UN R41 又は UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 (過回転防止装置を備えていない二輪自動車の場合には不要) ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨 	(略)
備考			備考		
※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された騒音値とする。			※1 20-1.の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記載する。 なお、二輪自動車の近接排気騒音値は、騒音ラベルに記載されている騒音値とする。		
① 二輪自動車 ア 騒音ラベル イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表			① 二輪自動車 ア 騒音ラベル イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表		
② 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。)			② 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。)		
ア 指定自動車等 (ア) 諸元表等 (イ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表			ア 指定自動車等 (ア) 諸元表等 (イ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表		
イ 指定自動車等以外の自動車 (ア) 認定証 (イ) COC ペーパー (車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク (UN R51-03 以降のものに限る。)が確認できる場合に限る。)			イ 指定自動車等以外の自動車 (ア) 認定証 (イ) COC ペーパー (車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⓂマーク (UN R51-03 以降のものに限る。)が確認できる場合に限る。)		
(ウ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表			(ウ) 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表		
※2 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に依			(新設)		

新旧対照表
7 / 96

新		旧	
じた整数位 (小数第1位切り上げ) までの値を記載する。			
区分	記載する回転数		
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分7500回転以上の自動車	最高出力時の回転数の50%の回転数		
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの			
③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超え7500回転未満のもの	3750回転		
④ ①から③まで以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数		
⑤ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車 (エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。) であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から④までに定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の95%の回転数		
※3 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に依		(新設)	
じた整数位 (小数第1位切り上げ) までの値を記載する。			
区分	記載する回転数		
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分5000回転を超えるもの	最高出力時の回転数の50%の回転数		
② ①以外の自動車	最高出力時の回転数の75%の回転数		
③ 原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車 (エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。) であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①又は②に定める回転数に達しないもの	原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数		
(2) ~ (5) (略)		(2) ~ (5) (略)	
5-3-16 (略)		5-3-16 (略)	
5-4 審査結果等の通知		5-4 審査結果等の通知	
5-4-1~5-4-3 (略)		5-4-1~5-4-3 (略)	
5-4-4 車両重量の測定結果の通知		5-4-4 車両重量の測定結果の通知	

新旧対照表
8 / 96

新	旧
<p>軌陸車等において、4-21 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。</p> <p>第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等） 6-1 (略) 6-2 審査項目等 指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (10) (略) 〔細目告示第 24 条（突入防止装置）〕 (11) 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 2.3. (a) 又は (b)、若しくは 7-34-1 (1) ① から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ① 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの 〔細目告示第 24 条（突入防止装置）〕 (12) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。 ただし、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。 この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあつては、次の基準に適合するものであればよい。 ① 突入防止装置の平面部から車体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の付属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方</p>	<p>軌陸車等において、4-20 (3) の規定による重量測定を行った場合に、車両重量の相違が法第 67 条第 1 項に該当するときは、審査終了後、自動車検査票 1 に「車両重量相違」と記載して審査依頼のあった運輸支局等へ通知する。</p> <p>第 6 章 新規検査及び予備検査（指定自動車等） 6-1 (略) 6-2 審査項目等 指定自動車等は、第 7 章の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) ～ (10) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
9 / 96

新	旧
<p>50mm) までの水平距離は、次に掲げる基準に適合するものであればよい。</p> <p>ア 車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては試験荷重を荷重した状態で 400mm 以下 イ 被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊縮装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。）に限る。）にあっては、試験荷重を荷重しない状態で 200mm 以下、かつ、試験荷重を荷重した状態で 300mm 以下 ウ ア及びイ以外の自動車にあっては試験荷重を荷重しない状態で 300mm 以下、かつ、試験荷重を荷重した状態で 400mm 以下</p> <p>② 突入防止装置の下縁の高さは、空車状態において地上 450mm 以下（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下）となるように取付けられていること。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。 ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm（油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260mm）を超えるもの イ コンクリート・ミキサー車 ウ ダンプ車 エ 2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車 オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車</p> <p>③ 次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係） ア 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの (7) 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (4) 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>(13) ～ (17) (略) 〔細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）〕 (18) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行騒</p>	<p>(11) ～ (15) (略) 〔細目告示第 40 条（自動車の騒音防止装置）〕 (16) 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）については、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値及び細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値がそれぞれ次表の定常走行騒音及び加速走行</p>

新旧対照表
10 / 96

新				旧			
音の欄に掲げる値を超えない構造であること。				行騒音の欄に掲げる値を超えない構造であること。			
自動車の種別		騒音の大きさ		自動車の種別		騒音の大きさ	
		定常 走行騒 音	加速 走行騒 音			定常 走行騒 音	加速 走行騒 音
三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	(略)	(略)	(略)	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)		(略)	(略)	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(19) (略)				(17) (略)			
【細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)】				【細目告示第40条(自動車の騒音防止装置)】			
(20) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S1の6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。ただし、UN R51-03-S1の6.2.1.1.及び6.2.2.の規定にかかわらず、8.1.2.の規定に適合する構造であればよいものとする。				(18) 欠番			
なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲になければならない。							
ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(適用関係告示第27条第28項関係)							
① 平成28年9月30日以前に製作された自動車							
② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成							

新旧対照表
11 / 96

新		旧	
35年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの			
ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車			
イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの			
③ 平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)以前に製作された輸入自動車			
(21) ~ (33) (略)		(19) ~ (31) (略)	
【細目告示第46条の2(昼間走行灯)】		【細目告示第46条の2(昼間走行灯)】	
(34) UN R87-00-S18 (6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。		(32) UN R87-00-S17 (6.、7.、8.、9.、10.及び11.に限る。)に定める基準。	
この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S18の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。		この場合において、最小光度及び最大光度に関し、UN R87-00-S17の7.にかかわらず13.2.に適合するものであればよい。	
また、交換式光源に関し、UN R87-00-S18の6.5.(6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。		また、交換式光源に関し、UN R87-00-S17の6.5.(6.5.2.及び6.5.3.を除く。)は適用しないこととし、6.5.3.にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にはJIS C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよい。	
(35) ~ (54) (略)		(33) ~ (52) (略)	
【細目告示第68条(後写鏡等)】		【細目告示第68条(後写鏡等)】	
(55) 細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。		(53) 細目告示別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定める基準。	
この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S4の15.2.4.5.及び15.2.4.6.に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。		この場合において、車両総重量が7.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車であって、UN R46-04-S3の15.2.4.5.及び15.2.4.6.に定める要件を満たすものは、この基準に適合するものとみなす。	
【細目告示第68条(後写鏡等)】		【細目告示第68条(後写鏡等)】	
(56) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準		(54) 次に掲げる自動車はそれぞれに掲げる基準	
① 7-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。		① 7-99-1のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、次に掲げる基準。	
ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4の6.2.、6.3.及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準		ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3の6.2.、6.3.及び16.(16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.を除く。)に定める基準	
イ 取付位置、取付方法等に関しUN R46-04-S4の15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準		イ 取付位置、取付方法等に関しUN R46-04-S3の15.、16.1.1.、16.1.5.から16.1.6.まで及び16.2.3.に定める基準	
② 7-99-2-1(1)の自動車(カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準		② 7-99-2-1(1)の自動車(カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車を除く。)に備える後写鏡にあっては次に掲げる基準	
ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S4の6.1.(6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車にあっては、6.1.1.3.及び6.1.1.5.に限る。))は除く。)及び6.3.に定める基準。		ア 運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能に関し、UN R46-04-S3の6.1.(6.1.1.2.(a)、6.1.1.3.及び6.1.1.5.(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車にあっては、6.1.1.3.及び6.1.1.5.に限る。))は除く。)及び6.3.に定める基準。	

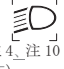

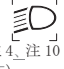


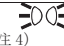

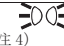
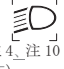


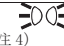
新旧対照表
12 / 96

新	旧
<p>この場合において、UN R46-04-S4 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と読替えるものとする。</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S4 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(7) UN R46-04-S4 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</p> <p>(4) UN R46-04-S4 の 15.2.4.1. から 15.2.4.6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(9) UN R46-04-S4 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(5) UN R46-04-S4 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <p>(7) UN R46-04-S4 (15.2.1. (15.2.1.2. を除く。)) の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UN R46-04-S4 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの <p>(57) ～ (64) (略)</p> <p>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車） 7-1～7-4 (略)</p> <p>7-5 軸重等 7-5-1 (略) 7-5-2 書面等による審査</p> <p>7-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる全ての要件を満たす牽引自動車とする。（保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 7 条の 3 関係、細目告示第 85 条の 3 関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2 軸又は 3 軸（駆動軸の数が 1 であるものに限る。）であること ② 第五輪荷重を有すること 	<p>この場合において、UN R46-04-S3 の 6.1.2.2.4.2.の規定中「1200mm」とあるのは「600mm」と、6.3.1.1.の規定中「2m以上」とあるのは「1.8m超」と読替えるものとする。</p> <p>イ 取付位置、取付方法等に関し、UN R46-04-S3 の 15. に定める基準。ただし、次に掲げる補正を行うことができる。</p> <p>(7) UN R46-04-S3 の 12.1. に定める基準アイポイントは、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」2.2. とすることができ、同別添 4.3. のアイポイントの伸び上がり補正を行うことができる。</p> <p>(4) UN R46-04-S3 の 15.2.4.1. から 15.2.4.6. までの規定にかかわらず、当該規定に規定する視界範囲を、直接、後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(9) UN R46-04-S3 の 15.2.4.4. の規定にかかわらず、同規則 15.2.4.2. 中「1m」を「2m」に、「5m」を「10m」に読み替えた視界範囲を後方等確認装置若しくは後写鏡又はこれらの組み合わせにより確認できればよい。</p> <p>(5) UN R46-04-S3 の 15.2.4.5. 及び 15.2.4.6. の規定にかかわらず、別添 81「直前直左確認鏡の技術基準」4.2. で定める視界範囲を確認できる後写鏡を備える自動車（貨物の運送の用に供する自動車で車両総重量が 7.5t を超えるものに限る。）は同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <p>(7) UN R46-04-S3 (15.2.1. (15.2.1.2. を除く。)) の規定にかかわらず、同規則 2.1.1.3. に定める鏡であって次のいずれかに該当するものを備える自動車は、同規定の要件に適合するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UN R46-04-S3 の 6.3.2. に適合するもの ・ 自動車の最外側から突出していないもの ・ 地上面からの高さが 1.8m を超える位置に備えられているもの <p>(55) ～ (62) (略)</p> <p>第7章 新規検査及び予備検査（指定自動車等以外の自動車） 7-1～7-4 (略)</p> <p>7-5 軸重等 7-5-1 (略) 7-5-2 書面等による審査</p> <p>7-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の牽引自動車とする。（保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項関係、細目告示第 7 条の 3 関係、細目告示第 85 条の 3 関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (新設) (新設)

新旧対照表
13 / 96

新	旧
<p>③ 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3 軸の牽引自動車を除く。）</p> <p>7-5-3～7-5-4 (略) 7-5-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 2 条関係）</p> <p>7-5-5-1 (略) 7-5-5-2 書面等による審査</p> <p>7-5-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる全ての要件を満たす牽引自動車とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2 軸又は 3 軸（駆動軸の数が 1 であるものに限る。）であること ② 第五輪荷重を有すること ③ 細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること（3 軸の牽引自動車を除く。） <p>7-6 (略)</p> <p>7-7 最小回転半径 7-7-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位は m とし、小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までとする。）とする。</p> <p>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。</p> <p>ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-7-2～7-7-5 (略) 7-8～7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01-S1 の 5. に適合すること。</p> <p>なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされている</p>	<p>(新設)</p> <p>7-5-3～7-5-4 (略) 7-5-5 従前規定の適用①</p> <p>平成 5 年 11 月 24 日以前に製作された自動車（隣り合う車軸にかかる荷重の和が増加する改造を行う場合を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 2 条関係）</p> <p>7-5-5-1 (略) 7-5-5-2 書面等による審査</p> <p>7-5-5-1 (1) 及び (4) の「7-5-5-2 で定めるもの」とは、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する 2 軸の牽引自動車とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (新設) (新設) (新設) <p>7-6 (略)</p> <p>7-7 最小回転半径 7-7-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位は m とし、小数第 1 位（小数第 2 位切り捨て）までとする。）とする。</p> <p>この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>7-7-2～7-7-5 (略) 7-8～7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 自動車（(1) の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① (1) に掲げる装置のうち手動により操作するものは、UN R121-01 の 5. に適合すること。</p> <p>なお、表 1 の識別対象装置には、識別表示欄の例に従って表示がなされている</p>



新旧対照表
14 / 96

新	旧																																																
<p>こと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01-S1の5.に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>表1 (略)</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置 (略)</th> <th>識別表示 (注17) (略)</th> <th>照明 (略)</th> <th>色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール</td> <td> (注4、注10及び注15)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>車幅灯の操作装置</td> <td></td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車幅灯のテルテール (注9)</td> <td>(注4及び注15)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注17 (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-9 (略)</p> <p>7-13～7-19 (略)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、7-20-23 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第4項、第5項関係)</p> <p>① 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車) であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p>	識別対象装置 (略)	識別表示 (注17) (略)	照明 (略)	色 (略)	すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4、注10及び注15)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)	車幅灯の操作装置		不要	—	車幅灯のテルテール (注9)	(注4及び注15)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>こと。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 表2の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、①及び②に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、UN R121-01の5.に適合すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>表1 (略)</p> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置 (略)</th> <th>識別表示 (注17) (略)</th> <th>照明 (略)</th> <th>色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール</td> <td> (注4及び注10)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>車幅灯の操作装置</td> <td></td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車幅灯のテルテール (注9)</td> <td>(注4)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注17 (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>7-12-2～7-12-9 (略)</p> <p>7-13～7-19 (略)</p> <p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p> <p>7-20-1～7-20-3 (略)</p> <p>7-20-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(19) 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車) であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。) については、7-20-23 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第10条第4項関係) (新設)</p>	識別対象装置 (略)	識別表示 (注17) (略)	照明 (略)	色 (略)	すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4及び注10)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)	車幅灯の操作装置		不要	—	車幅灯のテルテール (注9)	(注4)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)
識別対象装置 (略)	識別表示 (注17) (略)	照明 (略)	色 (略)																																														
すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4、注10及び注15)	—	緑																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
車幅灯の操作装置		不要	—																																														
車幅灯のテルテール (注9)	(注4及び注15)	—	緑																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
識別対象装置 (略)	識別表示 (注17) (略)	照明 (略)	色 (略)																																														
すれ違い用前照灯(点灯)のテルテール	 (注4及び注10)	—	緑																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														
車幅灯の操作装置		不要	—																																														
車幅灯のテルテール (注9)	(注4)	—	緑																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																														



新旧対照表
15 / 96

新	旧
<p>(20) (略)</p> <p>7-20-5～7-20-22 (略)</p> <p>7-20-23 従前規定の適用⑨</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第4項、第5項関係)</p> <p>① 平成29年1月31日以前に製作された自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車) であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>7-20-23-1 (略)</p> <p>7-20-24 (略)</p> <p>7-21～7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(イ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成28年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器別細目告示第26条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当するこ</p>	<p>(20) (略)</p> <p>7-20-5～7-20-22 (略)</p> <p>7-20-23 従前規定の適用⑨</p> <p>平成29年1月31日以前に製作された自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車) であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)</p> <p>① (適用関係告示第10条第4項関係) (新設)</p> <p>7-20-23-1 (略)</p> <p>7-20-24 (略)</p> <p>7-21～7-23 (略)</p> <p>7-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>7-24-1 性能要件</p> <p>7-24-1-1 視認等による審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(イ) 国際相互承認に係る容器保安規則 (平成28年経済産業省令第82号) 第5条及び第11条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-00-S2の7.1.1.2.に適合するもの。</p> <p>なお、国際相互承認容器別細目告示第11条に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されている場合にあっては、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当するこ</p>

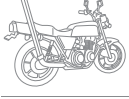


新旧対照表
16 / 96

新	旧
<p>と。</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 57 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>7-24-1-2 (略) 7-24-2~7-24-10 (略) 7-25 (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体 7-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 22 条第 2 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>四輪自動車</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>二輪自動車</p>  </div> </div> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる範囲</p>	<p>と。</p> <p>(7) ~ (9) (略)</p> <p>(エ) 国際相互承認容器則細目告示第 25 条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>7-24-1-2 (略) 7-24-2~7-24-10 (略) 7-25 (略)</p> <p>7-26 車枠及び車体 7-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 22 条第 2 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 22 条第 3 項関係、細目告示第 100 条第 2 項関係)</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方 30° 及び後方 50° に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分 (タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等) が当該部分の直上の車体 (フェンダ等) より車両の外側方向に突出していないもの。</p>

新旧対照表
 17 / 96

新	旧
<p>の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が 10mm 未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>② ~ ⑤ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車 (ボール・トレイラを除く。) の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>7-26-2~7-26-4 (略) 7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>四輪自動車</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>二輪自動車</p>  </div> </div> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条</p>	<p>(参考図) (略)</p> <p>② ~ ⑤ (略)</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の 2 分の 1 (物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては 3 分の 2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては 20 分の 11) 以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度 35km/h 未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第 18 条第 1 項第 3 号関係、細目告示第 22 条第 6 項関係、細目告示第 100 条第 6 項関係)</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>7-26-2~7-26-4 (略) 7-26-5 従前規定の適用① 昭和 34 年 9 月 15 日以前に製作された自動車 (最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が長くなる改造を行う場合を除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-26-5-1 性能要件 (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p> <p>7-26-6 従前規定の適用② 昭和 49 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 (回転部分が突出する改造を行ったものを除く。) については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条</p>

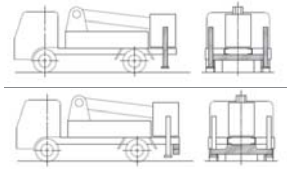
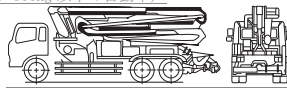
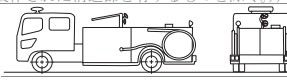
新旧対照表
 18 / 96

新	旧
<p>第2項第2号関係)</p> <p>7-26-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>四輪自動車</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>二輪自動車</p>  </div> </div> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③</p> <p>平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p>7-26-7-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>四輪自動車</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>二輪自動車</p>  </div> </div> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置</p>	<p>第2項第2号関係)</p> <p>7-26-6-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(3) ~ (8) (略)</p> <p>7-26-7 従前規定の適用③</p> <p>平成20年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第1項第1号関係)</p> <p>7-26-7-1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車体の外形その他自動車の形状は、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(3) 次に掲げるものは、(2)の「他の交通の安全を妨げるおそれのあるもの」とされないものとする。</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置</p>

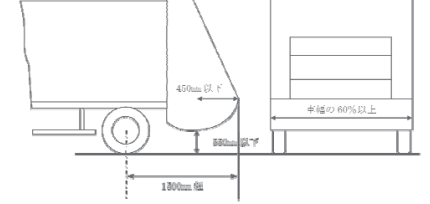
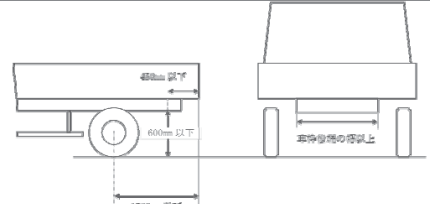
新旧対照表
19 / 96

新	旧
<p>の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。</p> <p>この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。</p> <p>②~⑨ (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>7-27~7-33 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車を牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>① 車体後面の構造部における平面部における車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm(車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。))、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm)以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。</p> <p>ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。)であればよい。</p> <p>なお、この場合における断面の高さとは、車体後面の構造部全体としての断面の高さをいう。</p>	<p>の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。</p> <p>②~⑨ (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>7-27~7-33 (略)</p> <p>7-34 突入防止装置</p> <p>7-34-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。))、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p>ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 車両総重量が7t以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。</p> <p>ただし、当該構造部が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</p> <p>なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入すること</p>

新旧対照表
20 / 96

新	旧
<p>また、車両後部に貨物を積卸するための昇降装置（道板を兼ねる後おりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、7-34-3 (1) ⑥を適用させる。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm（車両総重量が8t以下の自動車（最後の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあつては600mm）以下であること。</p> <p>③（略）</p> <p>（例）（略）</p> <p>（削除）※7-34-1 (2) (例) に移動</p> <p>（削除）※7-34-1 (2) (例) に移動</p> <p>（削除）※7-34-1 (2) (例) に移動</p> <p>車両総重量3.5t超8t以下（リアオーバーハングが1,500mm超）</p>	<p>を突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</p> <p>また、車両後部に貨物を積卸するための昇降装置（道板を兼ねる後おりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、7-34-3 (1) ②を適用させる。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上550mm以下であること。</p> <p>③（略）</p> <p>（例）（略）</p> <p>（後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車）</p>  <p>（用途区分通達4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であつて最大積載量が500kg以下の自動車）</p>  <p>（消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車（突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。））</p>  <p>（追加）</p>

新旧対照表
21 / 96

新	旧
 <p>車両総重量3.5t超8t以下（リアオーバーハングが1,500mm以下）</p>  <p>② 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、カブピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。）にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後輪の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後車輪の幅を超えているものにあつては、この限りでない。</p> <p>② 構造部の平面部に隙間がある場合にあつては、その隙間の長さの合計が200mmを超えないものであること。</p>	<p>（追加）</p> <p>② 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部（(1) の例を含む。）が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車軸後端の幅以上。）であること。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上600mm以下の場合 イ 車両総重量が3.5t以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上700mm以下の場合</p>

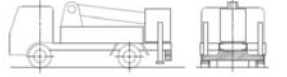
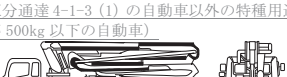

新旧対照表
22 / 96

新	旧
<p>③ 構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下であること。</p> <p>④ 構造部は、その平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。</p> <p>⑤ 構造部は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないものであること。</p> <p>(例)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下) (削除)</p> <p>自動車全体の60%以上 自動車の後端より400mm以内 モノコック構造の車体を有する自動車 (指定自動車等)</p>	<p>(新設)</p> <p>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下 (車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下。) であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(例)</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm超)</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)</p> <p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm超)</p> <p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)</p> <p>自動車全体の60%以上 自動車の後端より600mm以内</p> <p>(新設) ※7-34-3 (1) (例) から移動</p>

新旧対照表
23 / 96

新	旧
<p>(車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>その他の後面の構造部を有する例 (後部に備えるアウトリガ又はカウンタウエイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>	<p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm超)</p> <p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)</p> <p>(新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動</p>

新旧対照表
24 / 96

新	旧
 <p>(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車)</p>	<p>(新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動</p>
 <p>(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車(突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。))</p>	<p>(新設) ※7-34-1 (1) (例) から移動</p>
 <p>(3) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であるもの。</p>	<p>(新設) ※7-34-3 (1) ①エから移動</p>
<p>(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの。</p> <p>① 除雪に使用される自動車 ② 消防自動車であって、車体後面に移動式の消火作業用装置を備えるもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>7-34-2 性能要件</p>	<p>7-34-2 性能要件</p>
<p>7-34-2-1 視認等による審査</p>	<p>7-34-2-1 視認等による審査</p>
<p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの(牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120mm (車両総重量が 8t 以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては 100mm) 以上であること。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項関係、細目告示第 102 条第 1 項関係)</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの(牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>7-34-2-2 書面等による審査</p>	<p>7-34-2-2 書面等による審査</p>
<p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次</p>	<p>(1) 自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係)</p>

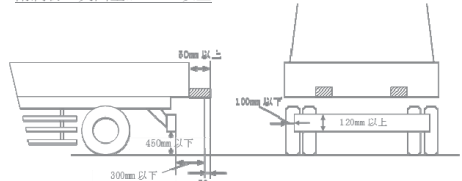
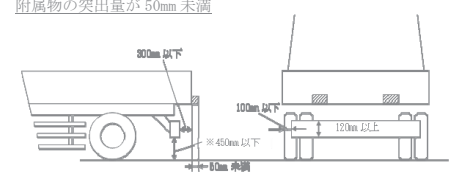
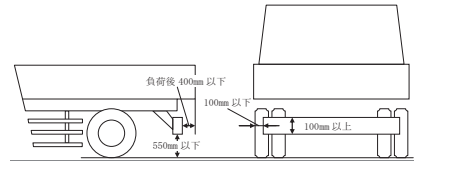
新旧対照表
25 / 96

新	旧
<p>に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。(細目告示第 24 条第 1 項第 2 号関係、細目告示第 102 条第 1 項第 1 号関係)</p>	
<p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-03 の 2.3. (a) に適合すること。</p>	<p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 2. に適合すること。</p>
<p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの(牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-03 の 7. 又は 25. 5. から 25. 9. (25. 7. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合するものでなければならない。</p>	<p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの(牽引自動車を除く。)及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、UN R58-02-S3 の 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、突入を防止する構造装置が UN R58-02-S3 の 25. (25. 6. の規定中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。)に適合する場合にあっては、この限りでない。</p> <p>この場合において、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合することが明らかである強度検討書の提示があり、当該検討書と提示された自動車に備えられている突入防止装置の構造装置が同一である場合は、UN R58-02-S3 の 7. 及び 25. に適合するものとする。</p>
<p>(2) ～ (3) (略)</p>	<p>(2) ～ (3) (略)</p>
<p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p>	<p>7-34-3 取付要件(視認等による審査)</p>
<p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項及び第 4 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)</p> <p>(削除)</p>	<p>(1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 24 条第 3 項関係、細目告示第 102 条第 3 項関係)</p>
<p>① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下(油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下)となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。</p> <p>ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm (油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260mm) を超えるもの</p> <p>イ コンクリート・ミキサー車</p>	<p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が 3.5t 以下のものに限る。)に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取付けることができないものにあつては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取付けなければならない。</p> <p>ア 突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</p> <p>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</p>

新旧対照表
26 / 96

新	旧
<p>ウ ダンプ車 エ 2以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車 オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な 装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着 することが困難な自動車</p> <p>② 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に 対して対称の位置に取付けられていること。</p> <p>③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm まで の間にあるよう取付けられていること。</p> <p>④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500mm 以下にある車 体後面（車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の附属物を有す る自動車にあっては当該付属物の後端から前方 50mm）までの水平距離が 300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付け られていること。 この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適 合するように取付けられていること。 ア 車両総重量が 8t 以下の自動車（被牽引自動車を除く。）にあっては 400mm 以下 イ 被牽引自動車（コンテナを専用で積載するための緊縮装置を有するもの （荷台が傾斜するものを除く。））にあっては 200mm 以下</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、次に掲 げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割す ることができる。 ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該 支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。 イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平 行な鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上でなければならない。 ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>イ 構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないこと。</p> <p>ウ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下とな るよう取付けられていること。</p> <p>エ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の 後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。 ただし、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 1 条第 1 項 第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後 面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車 の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられてい ればよい。</p> <p>オ (略)</p> <p>(新設) ※②から移動</p> <p>② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に 適合すること。 ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。 イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心 面に対して対称の位置に取付けられていること。 ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。 ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されてい る場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。 エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下</p>

新旧対照表
27 / 96

新	旧
<p>(削除)</p> <p>※ (1) ⑥に移動</p> <p>(例)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が 50mm 以上</p>  <p>貨物の運送の用に供する車両総重量 8t を超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が 50mm 未満</p>  <p>貨物の運送の用に供する車両総重量 8t 以下の自動車（指定自動車等）</p>	<p>にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であって取付 けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられているこ と。</p> <p>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取 付けられていること。</p> <p>カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であって、昇 降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を 満たすこと。 (7) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な 当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。 (イ) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車 両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が 350cm² 以上であ ること。 ただし、幅が 2,000mm 未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(例)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車（指定自動車等）</p>  <p>(新設)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車</p>

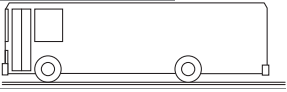

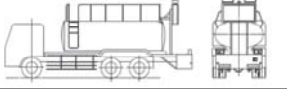
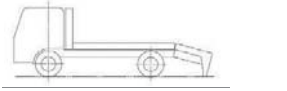
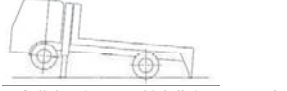
新旧対照表
28 / 96

新	旧
<p>※7-34-1 (2) (例) に移動</p>	<p>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</p>
<p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>① 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）にあっては、UN R58-03 の 16. 又は 25. 1. から 25. 4. まで及び 25. 7. に定める基準。</p> <p style="text-align: center;">ただし、UN R58-03 の 16. 4. 及び 25. 7. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、7-34-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</p> <p>① 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p style="text-align: center;">ア 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p>	<p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては 3.5t 以下のものに限る。）にあっては、UN R58-02-S3 の 2. に定める基準。</p> <p>② ①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3 の 16. 又は 25. に定める基準。</p> <p style="text-align: center;">この場合において、UN R58-02-S3 の 16. 3. 又は 25. 6. 中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-34-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

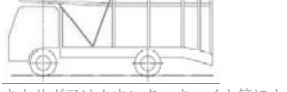



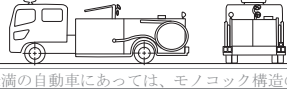
新旧対照表
29 / 96

新	旧
<p>イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-34-5～7-34-9 (略)</p> <p>7-34-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 17 条第 10 項関係）</p> <p>① 平成 31 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成 31 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p style="text-align: center;">ア 平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p style="text-align: center;">イ 平成 31 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 31 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの</p> <p>7-34-10-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-10-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-34-10-3 の基準に適合するよう備えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 車両総重量が 7t 以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレーラの車体の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。</p> <p>① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。</p> <p style="text-align: center;">ただし、当該構造部が後軸軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、当該平面部の幅が後軸軸の幅を超える構造でもよい。</p> <p style="text-align: center;">なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</p> <p style="text-align: center;">また、車両後部に貨物を積卸するための昇降装置（道板を兼ねる後おりを作動させる装置等を含む）を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合</p>	<p>7-34-5～7-34-9 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

新旧対照表
30 / 96

新	旧
<p>又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、7-34-10-3 (1) ②カを適用させる。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが空車状態において地上550mm以下であること。</p> <p>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。</p> <p>(例)</p> <p>モノコック構造の車体を有する自動車の例</p>  <p>セミトレーラの例</p>  <p>その他の車体後面の構造部を有する例 (道路維持作業用自動車であつて追突の衝撃を緩和する装置を備えた自動車)</p>  <p>(重機及び自動車等を積載するために、荷台の後面がスロープ状になり、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>  <p>(重機及び自動車等の積載を容易にするために、アウトリガにより自動車の前側を持ち上げ、車体後面部分が接地する構造により、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>  <p>(自動車を積載する自動車であつて、低床荷台のために突入防止装置を備えるスペースが無いもの)</p>	

新旧対照表
31 / 96

新	旧
 <p>(後面に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>   <p>(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であつて最大積載量が500kg以下の自動車)</p>  <p>(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車(突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。))</p>  <p>(2) 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部(①の例を含む。)が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。)であること。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。</p> <p>ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上600mm以下の場合</p> <p>イ 車両総重量が3.5t以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上700mm以</p>	

新旧対照表
32 / 96

新	旧
<p>下の場合</p> <p>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下。）であること。</p> <p>(例)</p> <p>車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm超）</p> <p>車両総重量3.5t以下（リヤオーバーハングが1,500mm以下）</p> <p>自動車の幅の60%以上</p> <p>自動車の軸距より600mm以内</p> <p>車両総重量3.5t超7t未満（リヤオーバーハングが1,500mm超）</p>	

新旧対照表
33 / 96

新	旧
<p>車両総重量3.5t超7t未満（リヤオーバーハングが1,500mm以下）</p> <p>7-34-10-2 性能要件</p> <p>7-34-10-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの（牽引自動車を除く。）及びボール・トレーラに備える突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。</p> <p>② 取付けが確実であつて、腐食等がなく、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。</p> <p>③ 外側端部が後方に曲がっていない、又は鋭利な突起を有しない等歩行者に接触した場合において、歩行者に傷害を与えるおそれのないものであること。</p> <p>7-34-10-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車の後面に備える突入防止装置は、強度、形状等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準にそれぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>① 自動車（貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。）に備える突入防止装置は、UN R58-02-S3の2.に適合すること。</p>	

新旧対照表
34 / 96

新	旧
<p>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</p> <p>② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上550mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</p> <p>ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後輪の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあるよう取付けられていること。</p> <p>ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。</p> <p>エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mm以内であって取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</p> <p>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</p> <p>カ 車両後部に貨物を積卸する昇降装置が取付けられた自動車であって、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>(7) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</p> <p>(4) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上であること。</p> <p>ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあっては、この限りでない。</p> <p>(例) 貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車(指定自動車等)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p>	

新旧対照表
37 / 96

新	旧
<p>モノコック構造の車体を有する自動車(指定自動車等)</p> <p>(車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあっては3.5t以下のものに限定。)にあっては、UN R58-02-S3の2.に定める基準。</p> <p>② ①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3の16.又は25.に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R58-02-S3の16.3.又は25.6.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>7-35~7-36 (略)</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1 (略) 7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾仰止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01の6.3.1.2.又はUN</p>	<p>7-35~7-36 (略)</p> <p>7-37 乗車装置 7-37-1 性能要件 7-37-1-1 (略) 7-37-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)の座席、座席ベルト、7-43に規定する頭部後傾仰止装置、年少者用補助乗車装置、天井張り、内張りその他の運転者室及び客室内装は、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準に適合する難燃性の材料が使用されたものでなければならない。</p> <p>ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、UN R129-01の6.3.1.2.又はUN</p>

新旧対照表
38 / 96

新	旧																								
<p>R44-04-S12の6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係)</p> <p>(2)～(8)(略)</p> <p>7-37-2～7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ(略)</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超える自動車(横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S2の7.4.に適合するものに限る。)</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S3の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)</p> <p>ア～キ(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 専ら乗用の用に供する乗車定員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7-39-1-1(1)アに規</td> <td style="text-align: center;">次のいずれかに掲げる基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	(略)	(略)	(略)	② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)		7-39-1-1(1)アに規	次のいずれかに掲げる基準	<p>R44-04-S11の6.1.6.に適合するものであればよい。(保安基準第20条第4項関係、細目告示第26条第2項及び第104条第2項関係、適用関係告示第18条第4項関係)</p> <p>(2)～(8)(略)</p> <p>7-37-2～7-37-6 (略)</p> <p>7-38 (略)</p> <p>7-39 座席</p> <p>7-39-1 性能要件</p> <p>7-39-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第28条第1項関係、細目告示第106条第1項関係)</p> <p>ア～ウ(略)</p> <p>①～②(略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ(略)</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超える自動車(横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S1の7.4.に適合するものに限る。)</p> <p>④～⑤(略)</p> <p>(2)～(5)(略)</p> <p>7-39-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)表中の①から⑧に掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、UN R17-08-S3の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係)</p> <p>ア～キ(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">座席の種類</th> <th style="text-align: center;">座席及び座席取付装置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 専ら乗用の用に供する乗車定員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7-39-1-1(1)アに規</td> <td style="text-align: center;">次のいずれかに掲げる基準</td> </tr> </tbody> </table>	自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準	(略)	(略)	(略)	② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)		7-39-1-1(1)アに規	次のいずれかに掲げる基準
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準																							
(略)	(略)	(略)																							
② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)																							
	7-39-1-1(1)アに規	次のいずれかに掲げる基準																							
自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準																							
(略)	(略)	(略)																							
② 専ら乗用の用に供する乗車定員	(略)	(略)																							
	7-39-1-1(1)アに規	次のいずれかに掲げる基準																							

新旧対照表
39 / 96

新	旧
<p>10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用</p>	<p>10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(③、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>③ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5t以下のもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>④ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(⑤、⑥及び⑧に掲げるものを除く。)</p> <p>⑤ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量5tを超えるもの(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用</p>

新旧対照表
40 / 96

新			旧		
する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。	(略)	(略)	する障害者の運送を目的とするものに限る。また、⑧に掲げるものを除く。	(略)	(略)
(2) (略)			(2) (略)		
(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。			(3) 次に掲げるものは (2) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置」とする。		
① (略)			① (略)		
② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3 の 5.2.4.の規定、UN R80-03-S2 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。			② 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車の座席及び当該座席の取付装置であって、UN R17-08-S3 の 5.2.4.の規定、UN R80-03-S1 付録 1 の 1.2.及び付録 5 の 1.3.3.の規定にかかわらず、座席後部の内部構造物が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、手で触った際に乗員の傷害の危険が増すような鋭利な突起等がないもの。		
③ (略)			③ (略)		
7-39-2～7-39-12 (略)			7-39-2～7-39-12 (略)		
7-40～7-43 (略)			7-40～7-43 (略)		
7-44 年少者用補助乗車装置等			7-44 年少者用補助乗車装置等		
7-44-1 装備要件			7-44-1 装備要件		
(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。			(1) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、年少者用補助乗車装置取付具を 2 個以上備えなければならない。		
ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係）			ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 22 条の 5 第 1 項関係）		
①～③ (略)			①～③ (略)		
(2) ～ (3) (略)			(2) ～ (3) (略)		
(4) (1) に規定する自動車であって、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。（細目告示第 110 条第 1 項関係）			(4) (1) に規定する自動車（指定自動車等以外の自動車又は使用の過程にある自動車に限る。）であって、年少者用補助乗車装置取付具が備えられた座席を取外す改造をした自動車については、当該座席を取外した数だけ備え付けるべき年少者用補助乗車装置取付具の個数を減じることができる。（細目告示第 110 条第 1 項関係）		
7-44-2 性能要件（書面等による審査）			7-44-2 性能要件（書面等による審査）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構			(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構		

新旧対照表
41 / 96

新			旧		
造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S12 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。			造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-01 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S11 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。		
この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）			この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）		
①～③ (略)			①～③ (略)		
(3) ～ (6) (略)			(3) ～ (6) (略)		
7-44-3～7-44-6 (略)			7-44-3～7-44-6 (略)		
7-44-7 従前規定の適用③			7-44-7 従前規定の適用③		
次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 11 項）			次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 22 条第 11 項）		
①～③ (略)			①～③ (略)		
7-44-7-1 (略)			7-44-7-1 (略)		
7-44-7-2 性能要件（書面等による審査）			7-44-7-2 性能要件（書面等による審査）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S12 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。			(2) 年少者用補助乗車装置は、座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして構造、操作性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R129-00-S4 の 4.、6.及び 7.又は UN R44-04-S11 の 4.、6.から 8.まで及び 15.に適合するものでなければならない。		
この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）			この場合において、次に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第 22 条の 5 第 3 項関係、細目告示第 32 条第 2 項関係、細目告示第 110 条第 2 項関係、適用関係告示第 22 条第 10 項関係）		
①～③ (略)			①～③ (略)		
(3) ～ (6) (略)			(3) ～ (6) (略)		
7-45～7-51 (略)			7-45～7-51 (略)		
7-52 窓ガラス貼付物等			7-52 窓ガラス貼付物等		
7-52-1 性能要件			7-52-1 性能要件		
7-52-1-1 視認等による審査			7-52-1-1 視認等による審査		
(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-51-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。			(1) 自動車（被牽引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（7-51-1 (6) に掲げる範囲を除く。）には、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。		
ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係）			ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第 29 条第 4 項関係、細目告示第 39 条第 3 項関係、細目告示第 117 条第 4 項関係）		
①～⑦ (略)			①～⑦ (略)		

新旧対照表
42 / 96

新	旧																				
<p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>ドライブレコーダーの前方用カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-52-1-2 (略)</p> <p>7-52-2～7-52-5 (略)</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 (略)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車又は使用の過程にある自</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	(略)	二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	(略)	(略)	(略)	<p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、<u>道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-52-1-2 (略)</p> <p>7-52-2～7-52-5 (略)</p> <p>7-53 騒音防止装置</p> <p>7-53-1 (略)</p> <p>7-53-2 性能要件</p> <p>7-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車であって次に掲げるもの</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	(略)	(略)	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)	(略)
自動車の種別	騒音の大きさ																				
(略)	(略)																				
三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	(略)																				
二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	(略)																				
(略)	(略)																				
自動車の種別	騒音の大きさ																				
(略)	(略)																				
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)																				
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)																				
(略)	(略)																				

新旧対照表
43 / 96

新	旧														
<p>動車であって次に掲げるもの(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車のうち、二輪自動車及び使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車についてはイに定める基準、二輪自動車以外のものについてはウに定める基準を適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)</td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの 99</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの 98</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量が3.5t以下のもの 97</td> </tr> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)</td> <td>車両の後部に原動機を有するもの 100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96</td> </tr> <tr> <td>小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。)</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える場合においては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p>	自動車の種別	騒音の大きさ	乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの 99		車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの 98		車両総重量が3.5t以下のもの 97	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100		車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96	小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。)	94	<p>(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア 二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した場合には、イに定める基準を適用するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p>
自動車の種別	騒音の大きさ														
乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの 99														
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの 98														
	車両総重量が3.5t以下のもの 97														
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車(三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの 100														
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの 96														
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び二輪自動車から側車付二輪自動車に改造を行ったものに限る。)	94														

新旧対照表
44 / 96

新	旧
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に限る。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>② 新たに運行の用に供しようとする自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、UN51-03-S1の6.(6.2.1.2.、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p> <p>なお、自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)は、検査コースにおいて重量計を用いて計測したときの車両重量は、書面等により基準適合性を確認した時点の車両重量の±10%の範囲になければならない。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車、使用の過程にある自動車に備える消音器(大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える消音器を除く。)は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 8-1(2)の規定により第7章の規定を適用する自動車のうち、乗車定員が11人以上又は車両総重量が3.5tを超える自動車(側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びびそりを有する軽自動車を除く。)であって、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行ったもの</p> <p>① 次に掲げるいずれかの消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器ア UN R51-03-S1の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。ただし、6.2.1.1.及び6.2.2.にあっては8.1.2.の規定に適合するものであればよい。)の基準に適合する自動車に備えられているもの</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>7-53-2-2 (略)</p> <p>7-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第40条第1項関係、細目告示第118条第1項関係)</p> <p>① 自動車(二輪自動車を除く。)は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 内燃機関を原動機とする自動車(新たに運行の用に供しようとする二輪自動車、乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(5)から(8)までに掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第118条第2項及び第3項関係)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 欠番</p>

新旧対照表
45 / 96

新	旧
<p>と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器</p> <p>イ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>ウ 法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器</p> <p>エ 別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器</p> <p>② 次のいずれかに該当する自動車(現に備えている消音器)</p> <p>ア 加速走行騒音試験結果成績表(改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。)を運行の際に携帯することにより、UN R51-03-S1の6.2.2(フェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、当該加速走行騒音試験結果成績表に記載及び添付された次に掲げる構造・装置等と受検車両の構造・装置等が同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、改造等が行われた後の初めての検査以外の場合にあつては、(7)(イ)(ウ)(キ)が同一であることを確認すればよい。</p> <p>なお、騒音防止性能確認標章が発行されている場合には、当該加速走行騒音試験結果成績表が初めて提示された際、加速走行騒音試験結果成績表に記載された騒音防止性能確認標章確認番号と受検車両の消音器に貼付されている騒音防止性能確認標章の確認番号が一致していることを確認するものとする。</p> <p>(7) 車名及び型式(原動機の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式)</p> <p>(イ) 原動機の型式</p> <p>(ウ) 最高出力</p> <p>(エ) 変速機の種類</p> <p>(イ) 消音器の個数</p> <p>(ウ) 消音器内蔵式の触媒の有無</p> <p>(キ) 添付資料中の消音器外観写真</p> <p>(7) 車両総重量(受検車両の車両総重量が加速走行騒音試験結果成績表の試験自動車の車両総重量より重い場合若しくは軽い場合であつてその差が試験自動車の車両総重量の-5%以内又は-20kg以内の場合は同一とみなすものとする。)</p> <p>(参考)</p> <p>受検車両の車両総重量：S1 (kg)</p> <p>試験自動車の車両総重量：S (kg)</p> <p>$0.95S$ (又は、$S-20$) $\leq S1$</p> <p>イ 騒音防止性能確認標章が貼付された消音器を備える自動車(改造等が行われた後の初めての検査以外の場合に限る。)</p>	

新旧対照表
46 / 96

新	旧
<p>ウ 次に掲げるいずれかの外国の法令に基づく書面（改造等が行われた後の初めての検査の際には原本の提示とし、その後は写しをもって代えることができる。）又は表示を運行の際に携行することにより、UN R51-03 に適合することが明らかである自動車。</p> <p>この場合において、受検車両の消音器には、当該自動車の製作者の商号又は商標が表示されていることを確認するものとする。</p> <p>なお、部品番号等の表示であっても、当該自動車の製作者の管理下にあることが別途証されたものであれば同様に取扱うものとする。</p> <p>(7) UN R51、70/157/EEC に基づく認定証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しをもって代えることができる。 ・当該認定証に記載された車両型式の自動車と受検車両は同一と認められるものであること。この場合において、当該認定証の車両型式と同型の自動車であって、受検車両に備える消音器が、当該認定証に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認定証に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。 <p>(イ) 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R51 に基づくⒺマーク（UN R51-03 以降のものに限る。）</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(6) ②ア又は (7) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 (略)</p> <p>7-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、7-53-15（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 28 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成 28 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 28 年 9 月 30 日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、 	<p>(7) ～ (9) (略)</p> <p>(10) 8-1 (2) の規定により第 7 章の規定を適用する自動車における異型式の原動機への換装（指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の (4) の基準に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。）は、(4) の基準に適合しなくなるおそれのある改造として取扱う。</p> <p>なお、この場合における適合性確認については、公的試験機関又は自動車製作者等において実施された加速走行騒音試験結果成績表の原本又は写しの提示により、(7) ②アに準じて確認するものとする。</p> <p>7-53-3 (略)</p> <p>7-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
47 / 96

新	旧
<p>軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>(12) 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、7-53-16（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 29 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成 28 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 ② 平成 28 年 10 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）までに製作された自動車 <ul style="list-style-type: none"> ア 平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成 32 年 9 月 1 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 9 月 1 日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成 32 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 34 年 8 月 31 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 平成 34 年 8 月 31 日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5t を超え、12t 以下の自動車にあっては平成 35 年 8 月 31 日）以前に製作された輸入自動車 <p>(13) 次に掲げる自動車にあっては、7-53-17（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② (略) <p>7-53-5～7-53-13 (略)</p> <p>7-53-14 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② (略) <p>7-53-14-1 装備要件</p> <p>7-53-17-1 に同じ。</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車にあっては、7-53-15（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 27 条第 30 項及び第 31 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② (略) <p>7-53-5～7-53-13 (略)</p> <p>7-53-14 従前規定の適用④</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 27 条第 25 項及び第 26 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～② (略) <p>7-53-14-1 装備要件</p> <p>7-53-15-1 に同じ。</p> <p>7-53-14-2 性能要件</p> <p>7-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) (略)</p>

新旧対照表
48 / 96

新	旧
<p>(2) 7-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>7-53-14-2-2 視認等による審査 7-53-17-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ~ (2) (略) (3) 7-53-17-2-3 (4) に同じ。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-15 従前規定の適用① 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第28項関係） ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの ③ 平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>7-53-15-1 整備要件 7-53-17-1 に同じ。</p> <p>7-53-15-2 性能要件</p> <p>7-53-15-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 7-53-17-2-1 (1) ①に同じ。 (2) 7-53-17-2-1 (2) に同じ。</p>	<p>(2) 7-53-15-2-1 (3) に同じ。</p> <p>7-53-14-2-2 視認等による審査 7-53-15-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-14-2-3 書面等による審査 (1) ~ (2) (略) (3) 7-53-15-2-3 (4) に同じ。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-15-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-15-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-15-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-15-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (新設)</p>

新旧対照表
49 / 96

新	旧
<p>(3) 7-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>7-53-15-2-2 視認等による審査 7-53-17-2-2 に同じ。</p> <p>7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音を dB で表した値が 85dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 7-53-15-2-1 (1) 基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1) の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 内燃機関を原動機とする自動車（乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。 (4) 次に掲げる消音器は、(3) の基準に適合するものとする。 ① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5) は (4) に読み替えるものとする。 (5) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に読み替えるものとする。 (6) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4) は (3) に、(5) は (4) に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-16 従前規定の適用② 次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）にあっては、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第27条第29項関係） ① 平成28年9月30日以前に製作された自動車 ② 平成28年10月1日から平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日）までに製作された自動車 ア 平成32年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年8月31日）以前の型式指定自動車及び新型届出自動車 イ 平成32年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年9月1日）以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成32年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車</p> <p>(新設)</p>	

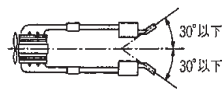
新旧対照表
50 / 96

新	旧
<p>から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成34年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成35年8月31日）以前に製作された輸入自動車</p> <p>7-53-16-1 整備要件 7-53-17-1に同じ。</p> <p>7-53-16-2 性能要件</p> <p>7-53-16-2-1 テスタ等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 7-53-17-2-1 (1) ①に同じ。 (2) 7-53-17-2-1 (2) に同じ。 (3) 7-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>7-53-16-2-2 視認等による審査 7-53-17-2-2に同じ。</p> <p>7-53-16-2-3 書面等による審査 (1) 自動車（被牽引自動車を除く。）は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。 (2) 7-53-16-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) 新たに運行の用に供しようとする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）は、次に定める基準に適合すること。 UN R51-03-S1の6. (6.2.1.2、6.2.3.及び6.3.を除き、6.2.2.にあつてはフェーズ1に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。 ただし、技術的最大許容質量が2.5t以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員9人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が660cm³を超え1495cm³未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で0.3mから1.5mの間に位置し、地面からのRポイントの高さが0.8m以上あるものであつて、後輪駆動であるものにあつては、UN R51-03-S1の6.2.1.1.に定める方法により測定した加速走行騒音の値が74dBを超えない構造であればよい。 (4) 内燃機関を原動機とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</p>	

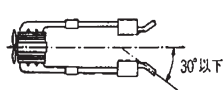
新旧対照表
51 / 96

新	旧
<p>に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものでなければならない。</p> <p>(5) 次に掲げる消音器は、(4)の基準に適合するものとする。 ① 7-53-17-2-3 (5) ①に同じ。 ② 7-53-17-2-3 (5) ②に同じ。 なお、文中において、(5)は(4)に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 7-53-17-2-3 (6) に同じ。 なお、文中において、(4)は(3)に読み替えるものとする。</p> <p>(7) 7-53-17-2-3 (7) に同じ。 なお、文中において、(4)は(3)に、(5)は(4)に読み替えるものとする。</p> <p>7-53-17 従前規定の適用① 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係) ①～② (略)</p> <p>7-53-17-1 整備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-17-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-17-2 性能要件</p> <p>7-53-17-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3) (略)</p> <p>7-53-17-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略)</p> <p>7-53-17-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (7) (略)</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自</p>	<p>7-53-15 従前規定の適用① 次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係) ①～② (略)</p> <p>7-53-15-1 整備要件 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、7-53-15-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>7-53-15-2 性能要件</p> <p>7-53-15-2-1 テスタ等による審査 (1) ～ (3) (略)</p> <p>7-53-15-2-2 視認等による審査 (1) ～ (2) (略)</p> <p>7-53-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 7-53-15-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)①の基準に適合するものとして取扱うことができる。 (3) ～ (7) (略)</p> <p>7-54 (略)</p> <p>7-55 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>7-55-1 性能要件</p> <p>7-55-1-1 (略)</p> <p>7-55-1-2 書面等による審査 (1) (略) (2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、受検車両の車両重量が該当する次表の車両重量の範囲に係る等価慣性重量と同一でなければならない。 ただし、機械式慣性のシャシダイナモメータを使用してJE05測定モードを実施した自動車にあつては、「次表の車両重量」を「次表の試験自動車重量（空車状態の自</p>

新旧対照表
52 / 96

新	旧												
<p>動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外)) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード)) (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-55-2~7-55-31 (略) 7-56~7-59 (略)</p> <p>7-60 排気管 7-60-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係)</p> <p>(削除)</p>	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)	<p>動車に次に掲げる状態の重量を加えたものとする。）」と読み替えて適用するものとし、機械式慣性以外のシャシダイナモメータを使用して JE05 測定モードを実施した自動車にあっては、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>排出ガス試験結果成績表の等価慣性重量 (二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び JE05 測定モード以外の測定モードを用いた場合) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 及び WLTC 測定モードを用いた場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>車両重量 (kg)</th> <th>等価慣性重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JE05 測定モード (機械式慣性のシャシダイナモメータに限る。)を用いた場合) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード以外)) (略)</p> <p>(二輪自動車及び側車付二輪自動車 (WMTC モード)) (略)</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>7-55-2~7-55-31 (略) 7-56~7-59 (略)</p> <p>7-60 排気管 7-60-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 31 条第 7 項関係、細目告示第 41 条第 6 項関係、細目告示第 119 条第 6 項関係)</p> <p>① 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。 なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 119 条第 6 項第 1 号)</p> <p>(参考図)</p> 	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)	(略)	(略)	(略)
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)											
(略)	(略)	(略)											
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)											
(略)	(略)	(略)											

新旧対照表
53 / 96

新	旧
<p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項 (法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。(細目告示第 119 条第 6 項第 1 号)</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていないこと。(細目告示第 119 条第 6 項第 2 号)</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車 (当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。(細目告示第 119 条第 6 項第 3 号関係)</p> <p>④ (略)</p> <p>7-60-2~7-60-3 (略) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>7-61~7-89 (略) 7-83 再帰反射材</p>	<p>② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項 (法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。(細目告示第 119 条第 6 項第 2 号)</p> <p>③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。(細目告示第 119 条第 6 項第 3 号)</p> <p>④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車 (当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。(細目告示第 119 条第 6 項第 4 号関係)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>7-60-2~7-60-3 (略) 7-60-4 適用関係の整理 (1) 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-60-5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係)</p> <p>7-60-5 従前規定の適用① 昭和 46 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 28 条第 1 項第 8 号関係)</p> <p>7-60-5-1 性能要件 (視認等による審査) 自動車の排気管は、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 排気管は、左向きに開口していないこと。 なお、排気管の開口部であって、車両中心線を含む鉛直面に対して左向きに 30° を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。 (参考図)</p>  <p>② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項 (法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。</p> <p>③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。</p> <p>④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車 (当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。)若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。</p> <p>⑤ 排気管の取付けが確実であり、かつ、損傷していないこと。</p> <p>7-61~7-89 (略) 7-83 再帰反射材</p>

新旧対照表
54 / 96

新	旧
<p>7-83-1～7-83-2 (略)</p> <p>7-83-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯(後面の両側上部に備えるものを除く。)の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-83-4～7-83-6 (略)</p> <p>7-84～7-86 (略)</p> <p>7-87 方向指示器</p> <p>7-87-1～7-87-2 (略)</p> <p>7-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り等間隔となるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-87-4～7-87-16 (略)</p> <p>7-88～7-91 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>	<p>7-83-1～7-83-2 (略)</p> <p>7-83-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 55 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 133 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-83-4～7-83-6 (略)</p> <p>7-84～7-86 (略)</p> <p>7-87 方向指示器</p> <p>7-87-1～7-87-2 (略)</p> <p>7-87-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、<u>自動車の全長に対し可能な限り均等に配分されるように</u>取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7-87-4～7-87-16 (略)</p> <p>7-88～7-91 (略)</p> <p>7-92 その他の灯火等の制限</p> <p>7-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、7-62 から 7-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p>

新旧対照表
55 / 96

新	旧
<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び先行等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>7-92-2～7-92-4 (略)</p> <p>7-92-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-92-5-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び先行等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯(走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>7-92-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-92-6-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわ</p>	<p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。(細目告示第 62 条第 3 項関係、細目告示第 140 条第 3 項)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置(ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。)を備えた作業灯</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>7-92-2～7-92-4 (略)</p> <p>7-92-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p>7-92-5-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわゆるコーチランプ)と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>7-92-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 2 項第 2 号関係)</p> <p>7-92-6-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火(いわ</p>

新旧対照表
56 / 96

新	旧
<p>ゆるコーチランプ) と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び先行等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 (走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>7-92-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)</p> <p>7-92-7-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火 (いわゆるコーチランプ) と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯及び先行等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯 (走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>7-93～7-97 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置</p> <p>7-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 6 関係)</p>	<p>ゆるコーチランプ) と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>7-92-7 従前規定の適用③</p> <p>平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 48 条第 1 項関係)</p> <p>7-92-7-1 装備要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火 (いわゆるコーチランプ) と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車の方向幕灯</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えた作業灯</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(3) ～ (10) (略)</p> <p>7-93～7-97 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置</p> <p>7-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。) であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないものにあつては、この限りでない。(保安基準第 43 条の 6 関係)</p>

新旧対照表
57 / 96

新	旧
<p>7-98-2～7-98-6 (略)</p> <p>7-99 後写鏡</p> <p>7-99-1 装備要件</p> <p>自動車 (被牽引自動車を除く。) には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にはこの限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p>7-99-2 性能要件</p> <p>7-99-2-1 (略)</p> <p>7-99-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S4 の 6.2. (6.2.1.3.を除く) 6.3. 及び 16. (16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-99-3 取付要件</p> <p>7-99-3-1 (略)</p> <p>7-99-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R46-04-S4 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-99-4～7-99-8 (略)</p> <p>7-100 直前及び側方の視界</p> <p>7-100-1 (略)</p> <p>7-100-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、7-100-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 68 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項関係)</p> <p>①～② (略)</p>	<p>7-98-2～7-98-6 (略)</p> <p>7-99 後写鏡</p> <p>7-99-1 装備要件</p> <p>自動車 (被牽引自動車を除く。) には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S3 に適合する後方等確認装置を備える自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。) にはこの限りではない。(保安基準第 44 条第 1 項関係)</p> <p>7-99-2 性能要件</p> <p>7-99-2-1 (略)</p> <p>7-99-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、UN R46-04-S3 の 6.2. (6.2.1.3.を除く) 6.3. 及び 16. (16.1.1.、16.1.5.から 16.1.6.、16.2.3.を除く。) に定める基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 146 条第 1 項関係)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>7-99-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>7-99-3-1 (略)</p> <p>7-99-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) 7-99-2-2 (1) の後方等確認装置は、7-99-2-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 44 条第 4 項関係、細目告示第 68 条第 4 項第 1 号関係、細目告示第 146 条第 5 項第 1 号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② UN R46-04-S3 の 15.、16.1.1.、16.1.5. から 16.1.6. まで及び 16.2.3. に定める基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-99-4～7-99-8 (略)</p> <p>7-100 直前及び側方の視界</p> <p>7-100-1 (略)</p> <p>7-100-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 7-100-1 の鏡その他の装置は、7-100-1 の障害物を確認でき、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 44 条第 6 項関係、細目告示第 68 条第 6 項関係、細目告示第 146 条第 9 項関係)</p> <p>①～② (略)</p>






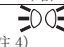

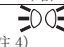



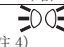
新旧対照表
58 / 96

新	旧
<p>③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。</p> <p>ア 運転者が①の状態 で画像表示装置に表示された画像により7-100-1に掲げる障害物の少なくとも一部（A ビラー、窓ふき器、後写鏡又はかじ取ハンドル）により運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を確認できるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-100-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び7-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3)に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第146条第11項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>7-100-4～7-100-6（略）</p> <p>7-100-7 従前規定の適用③</p> <p>平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第6項関係）</p> <p>7-100-7-1～7-100-7-2（略）</p> <p>7-100-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-100-7-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（7-100-7-2(2)に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、自動車の外側の表面上に確認できるもの。</p> <p>ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(7)又は(4)に掲げるもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 自動車の下面（パンパを除く。）に固定された必要最小限の配線部分</p>	<p>③ カメラ及びカメラからの画像情報を運転者に表示する画像表示装置にあっては、次の要件に適合するものであることを確認すること。</p> <p>ア 運転者が①の状態 で画像表示装置に表示された画像により7-100-1に掲げる障害物を確認できるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-100-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び7-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（(3)に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。（細目告示第146条第11項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>パンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>7-100-4～7-100-6（略）</p> <p>7-100-7 従前規定の適用③</p> <p>平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第6項関係）</p> <p>7-100-7-1～7-100-7-2（略）</p> <p>7-100-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 7-100-1の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、7-100-7-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの（7-100-7-2(2)に掲げるものを除く。）及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、<u>パンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの</u>。</p> <p>ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(7)又は(4)に掲げるもの</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) <u>パンパを除く自動車</u>の下面に固定された必要最小限の配線部分</p>

新旧対照表
59 / 96

新	旧
<p>7-101～7-113（略）</p> <p>7-114 乗車定員</p> <p>7-114-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。（保安基準第53条第1項関係、細目告示第81条第1項関係、細目告示第159条第1項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ UN R44-04-S12の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S12の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4（略）</p> <p>7-114-5 従前規定の適用</p> <p>平成18年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第61条の2第1項関係）</p> <p>7-114-5-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ UN R44-04-S12の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S12の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116（略）</p>	<p>7-101～7-113（略）</p> <p>7-114 乗車定員</p> <p>7-114-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。（保安基準第53条第1項関係、細目告示第81条第1項関係、細目告示第159条第1項関係）</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ UN R44-04-S11の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S11の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-114-2～7-114-4（略）</p> <p>7-114-5 従前規定の適用</p> <p>平成18年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第61条の2第1項関係）</p> <p>7-114-5-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあっては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ UN R44-04-S11の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S11の2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-115～7-116（略）</p>

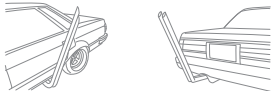

新旧対照表
60 / 96

新	旧																																								
<p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車） 8-1～8-6（略）</p> <p>8-7 最小回転半径 8-7-1 テスタ等による審査 (1)～(2)（略） (3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ただし、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において算出する場合にあっては、その他適切な方法により算出した値とすることができる。 ①～③（略）</p> <p>8-7-2～8-7-4（略） 8-8～8-11（略）</p> <p>8-12 操縦装置 8-12-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(3)（略） 表1（略） 表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置 (略)</th> <th>識別表示（注17） (略)</th> <th>照明 (略)</th> <th>色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)</td> <td> (注4、注10及び注15)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>車幅灯の操作装置 (略)</td> <td></td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車幅灯のテルテール（注9） (略)</td> <td>(注4及び注15)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注17（略） (4)～(5)（略）</p> <p>8-12-2～8-12-4（略） 8-13～8-19（略）</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p>	識別対象装置 (略)	識別表示（注17） (略)	照明 (略)	色 (略)	すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)	 (注4、注10及び注15)	—	緑	車幅灯の操作装置 (略)		不要	—	車幅灯のテルテール（注9） (略)	(注4及び注15)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第8章 継続検査及び構造等変更検査等（使用の過程にある自動車） 8-1～8-6（略）</p> <p>8-7 最小回転半径 8-7-1 テスタ等による審査 (1)～(2)（略） (3) 最小回転半径は、次により計測又は算出した値（単位はmとし、小数第1位（小数第2位切り捨て）までとする。）とする。 この場合において、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態で次により計測又は算出した値とする。 ①～③（略）</p> <p>8-7-2～8-7-4（略） 8-8～8-11（略）</p> <p>8-12 操縦装置 8-12-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(3)（略） 表1（略） 表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>識別対象装置 (略)</th> <th>識別表示（注17） (略)</th> <th>照明 (略)</th> <th>色 (略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)</td> <td> (注4及び注10)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>車幅灯の操作装置 (略)</td> <td></td> <td>不要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>車幅灯のテルテール（注9） (略)</td> <td>(注4)</td> <td>—</td> <td>緑</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1～注17（略） (4)～(5)（略）</p> <p>8-12-2～8-12-4（略） 8-13～8-19（略）</p> <p>8-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</p>	識別対象装置 (略)	識別表示（注17） (略)	照明 (略)	色 (略)	すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)	 (注4及び注10)	—	緑	車幅灯の操作装置 (略)		不要	—	車幅灯のテルテール（注9） (略)	(注4)	—	緑	(略)	(略)	(略)	(略)
識別対象装置 (略)	識別表示（注17） (略)	照明 (略)	色 (略)																																						
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)	 (注4、注10及び注15)	—	緑																																						
車幅灯の操作装置 (略)		不要	—																																						
車幅灯のテルテール（注9） (略)	(注4及び注15)	—	緑																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
識別対象装置 (略)	識別表示（注17） (略)	照明 (略)	色 (略)																																						
すれ違い用前照灯（点灯）のテルテール (略)	 (注4及び注10)	—	緑																																						
車幅灯の操作装置 (略)		不要	—																																						
車幅灯のテルテール（注9） (略)	(注4)	—	緑																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

新旧対照表
61 / 96

新	旧
<p>8-20-1～8-20-3（略） 8-20-4 適用関係の整理 (1)～(18)（略） (19) 次に掲げる自動車については、8-20-23（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係） ① 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車）であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を ② 牽引自動車と車両総重量が3.5t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>(20)（略）</p> <p>8-20-5～8-20-24（略） 8-21～8-23（略）</p> <p>8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 (1)～(3)（略） (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (7)～(9)（略） (4) 国際相互承認容器則細目告示第26条第3号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (7)～(9)（略） (4) 国際相互承認容器則細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票</p>	<p>8-20-1～8-20-3（略） 8-20-4 適用関係の整理 (1)～(18)（略） (19) 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車）であって、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。） (20)（略）</p> <p>8-20-5～8-20-24（略） 8-21～8-23（略）</p> <p>8-24 高圧ガスの燃料装置 8-24-1 性能要件 8-24-1-1 視認等による審査 (1)～(3)（略） (4) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係） ① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。 ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (7)～(9)（略） (4) 国際相互承認容器則細目告示第11条第3項に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された充填可能期限及び検査有効期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。 イ 容器再検査を受けたことがあるガス容器は、次のいずれかに該当すること。 (7)～(9)（略） (4) 国際相互承認容器則細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票</p>

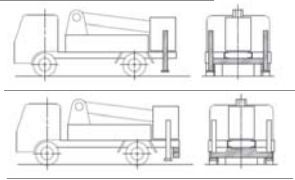
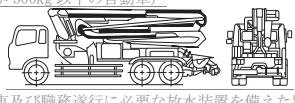
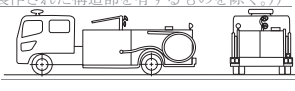
新旧対照表
62 / 96

新	旧
<p>が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>②～⑩ (略) (5) ～ (6) (略) 8-24-1-2 (略) 8-24-2～8-24-4 (略) 8-25 (略)</p> <p>8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。 なお、次の例に掲げるものについては、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものとして取扱うものとする。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>四輪自動車</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>二輪自動車</p>  </div> </div> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの。 この場合において、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が10mm未満の場合</p>	<p>が燃料充填口近傍に貼付されているもの。 なお、当該証票において示された再検査有効期限及び車載容器総括証票において示された充填可能期限は、それぞれ審査当日以降の日付であること。</p> <p>②～⑩ (略) (5) ～ (6) (略) 8-24-1-2 (略) 8-24-2～8-24-4 (略) 8-25 (略)</p> <p>8-26 車枠及び車体 8-26-1 性能要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 車体の外形その他自動車の形状は、視認等その他適切な方法により審査したときに、鋭い突起を有し、又は回転部分突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならない。 ただし、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第2号関係、細目告示第178条第2項関係)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第178条第2項関係)</p> <p>① 自動車直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分(タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等)が当該部分の直上の車体(フェンダ等)より車両の外側方向に突出していないもの</p>

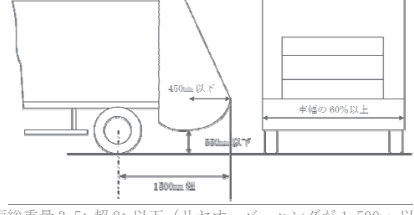
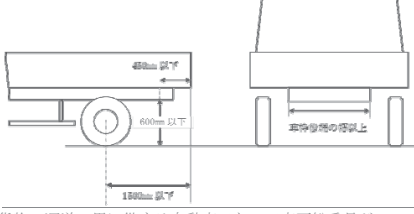
新旧対照表
63 / 96

新	旧
<p>合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。 (参考図) (略)</p> <p>②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車(ボール・トレイラを除く。)の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第178条第6項)</p> <p>(8) ～ (9) (略) 8-26-2～8-26-4 (略) 8-27～8-33 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。)、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-34-2の基準に適合する突入防止装置を7-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第24条第2項関係、細目告示第102条第2項関係)</p> <p>(1) 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレイラにあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレイラの車枠の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm(車両総重量が8t以下の自動車(被牽引自動車を除く。))、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車輪を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部において100mm)以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該</p>	<p>(参考図) (略) ②～⑤ (略) (4) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離は、視認等その他適切な方法により審査したときに、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の2分の1(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては3分の2、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11)以下でなければならない。 ただし、大型特殊自動車であって、操向する場合に必ず車台が屈折するもの又は最高速度35km/h未満のもの及び小型特殊自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条第1項第3号関係、細目告示第178条第6項)</p> <p>(8) ～ (9) (略) 8-26-2～8-26-4 (略) 8-27～8-33 (略)</p> <p>8-34 突入防止装置 8-34-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレイラを除く。))小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)の後面には、他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、8-34-2の基準に適合する突入防止装置を8-34-3の基準に適合するよう備えなければならない。 ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車に追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第18条の2第3項関係、細目告示第180条第2項関係)</p> <p>(1) 車両総重量が7t以上の自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、セミトレイラの車枠の後面その他の車体後面の構造部が①から③までに掲げる要件に適合する平面部を有すること。 ① 車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、当該構造部が後車輪の幅を超える車体の構造部として構成されている</p>

新旧対照表
64 / 96

新	旧
<p>自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車軸後端の幅以上。)であればよい。</p> <p>なお、この場合における断面の高さとは、<u>車体後面の構造部全体としての断面の高さ</u>をいう。</p> <p>また、車両後面に貨物を積卸するための昇降装置(道板を兼ねる後おりを作動させる装置等を含む)を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、8-34-3(1)⑥を適用させる。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm(車両総重量が8t以下の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。)にあつては600mm)以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(削除) ※8-34-1(2)(例)に移動</p> <p>(削除) ※8-34-1(2)(例)に移動</p> <p>(削除) ※8-34-1(2)(例)に移動</p> <p>車両総重量3.5t超8t以下(リアオーバーハングが1,500mm超)</p>	<p>場合は、当該平面部の幅が後車軸の幅を超える構造でもよい。</p> <p>なお、この場合における断面の高さとは、車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車と衝突した場合に、追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止できる構造部全体としての断面の高さをいう。</p> <p>また、車両後面に貨物を積卸するための昇降装置(道板を兼ねる後おりを作動させる装置等を含む)を取付けるため、構造部に切り欠きが設けられる場合又は分割される場合で、一部の断面の高さが100mm以上確保できないものにあつては、8-34-3(1)②を適用させる。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(例) (略)</p> <p>(後面に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>  <p>(用途区分通達4-1-3(1)の自動車以外の特種用途自動車であつて最大積載量が500kg以下の自動車)</p>  <p>(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車(突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。))</p>  <p>(追加)</p>

新旧対照表
65 / 96

新	旧
 <p>車両総重量3.5t超8t以下(リアオーバーハングが1,500mm以下)</p>  <p>② 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、カブリア及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。)にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の後面の構造部が①から⑤又は(1)①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後輪の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。 ただし、当該構造部の幅が後車軸の幅を超えているものにあつては、この限りでない。</p> <p>② 構造部の平面部に隙間がある場合にあつては、その隙間の長さの合計が200mmを超えないものであること。</p>	<p>(追加)</p> <p>② 車両総重量が7t未満の自動車にあつては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他の車体後面の構造部((1)の例を含む。)が①から③までに掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>① 車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車軸後端の幅以上。)であること。</p> <p>② 車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下であること。 ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 ア 最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上600mm以下の場合 イ 車両総重量が3.5t以下の自動車にあつては、下縁の高さが地上700mm以下の場合</p>



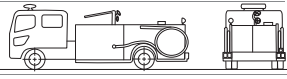
新旧対照表
66 / 96

新	旧
<p>③ 構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下であること。</p> <p>④ 構造部は、その平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であること。</p> <p>⑤ 構造部は、振動、衝撃等によりゆりみ等を生じないものであること。</p> <p>(例)</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下) (削除)</p> <p>自動車の後部の60%以上 自動車の後端より450mm以内 モノコック構造の車体を有する自動車 (指定自動車等)</p>	<p>(新設)</p> <p>③ 車体後面の構造部における平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下 (車両総重量が3.5t以下の自動車にあっては、600mm以下。) であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(例)</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm超)</p> <p>車両総重量3.5t以下 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)</p> <p>600mm以下 700mm以下 1500mm以下</p> <p>自動車の後部の60%以上 自動車の後端より450mm以内</p> <p>(新設) ※8-34-3 (1) (例) から移動</p>

新旧対照表
67 / 96

新	旧
<p>550mm以下 450mm以下 100mm以下 100mm以下 100mm以下</p> <p>(車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>その他の後面の構造部を有する例 (後部に備えるアウトリガ又はカウンターウェイト等により、突入防止装置を備えることができない自動車)</p>	<p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm超)</p> <p>450mm以下 550mm以下</p> <p>車両総重量3.5t超7t未満 (リヤオーバーハングが1,500mm以下)</p> <p>450mm以下 600mm以下 1500mm以下</p> <p>(新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動</p>

新旧対照表
68 / 96

新	旧
	
(用途区分通達 4-1-3 (1) の自動車以外の特種用途自動車であって最大積載量が 500kg 以下の自動車)	(新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動
	
(消防車及び職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車 (突入防止装置として製作された構造部を有するものを除く。))	(新設) ※8-34-1 (1) (例) から移動
	
(3) 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であるもの。	(新設) ※8-34-3 (1) ①エから移動
(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上 UN R58-03 の 2.3. (b) に定める基準、(1) 又は (2) に掲げる要件に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取付けられているもの。	(新設)
① 除雪に使用される自動車 ② 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの	
8-34-2 性能要件 (視認等による審査)	8-34-2 性能要件 (視認等による審査)
(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 180 条第 1 項関係)	(1) 突入防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 180 条第 1 項関係)
① 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が 1 個の被牽引自動車、後車輪が 1 個の三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、牽引自動車を除く。) に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。	① 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車にあって車両総重量が 3.5t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。) に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。
② (略)	② (略)
③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120mm (車両総重量が 8t 以下の自動車、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車にあっては 100mm) 以上であること。	③ ②に規定する自動車に備える突入防止装置は、平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。
④～⑥ (略)	④～⑥ (略)
(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)

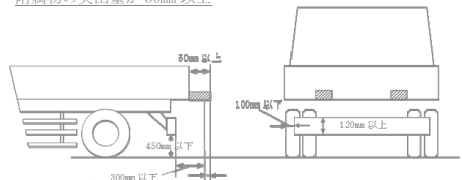
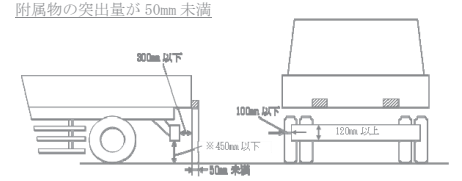
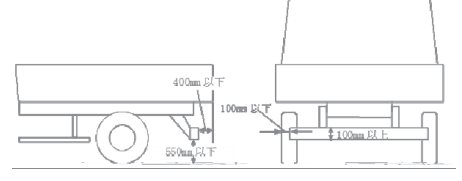
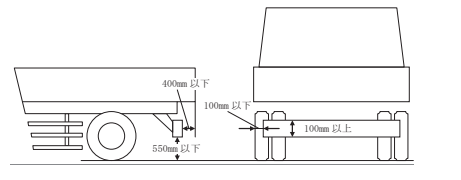
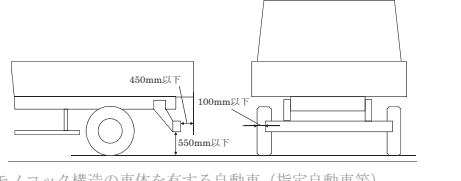
新旧対照表
69 / 96

新	旧
8-34-3 取付要件 (視認等による審査)	8-34-3 取付要件 (視認等による審査)
(1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車 (ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。) に備える突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係)	(1) 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 18 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 180 条第 3 項関係)
(削除)	① 自動車 (貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が 3.5t 以下のものに限り。) に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。
① 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 450mm 以下 (油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備えた自動車以外の自動車にあっては地上 500mm 以下) となるように取付けられていること。	ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取付けることができないものについては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取付けばよいものとする。
ただし、次のいずれかに該当する自動車にあっては、地上 550mm 以下であればよい。	ア 突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。
ア 自動車の最後部の車軸中心から突入防止装置の平面部までの水平距離が 2,550mm (油圧・空気圧式、油圧式若しくは空気圧式の緩衝装置又は自動車の積載状態に対応して自動的に車高を調節する装置を備える自動車以外の自動車にあっては 2,260mm) を超えるもの	ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。
イ コンクリート・ミキサー車	イ 構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が 200mm を超えないこと。
ウ ダンプ車	ウ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取付けられていること。
エ 2 以上の車軸に動力を伝達することができる動力伝達装置を備える自動車	エ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。
オ 突入防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために突入防止装置を装着することが困難な自動車	ただし、労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 1 条第 1 項第 8 号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 2,000mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。
② 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面にて車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。	② 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。
③ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取付けられていること。	③ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。
④ 突入防止装置は、その平面部から空車状態において地上 1,500mm 以下にある車体後面 (車体後面からの突出量が 50mm 以上のフック、ヒンジ等の附属物を有する自動車にあっては当該付属物の後端から前方 50mm) までの水平距離が 300mm 以下であって、取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。	④ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下となるように取付けられていること。
この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれに掲げる基準に適合するように取付けられていること。	
ア 車両総重量が 8t 以下の自動車 (被牽引自動車を除く。) にあっては 400mm	

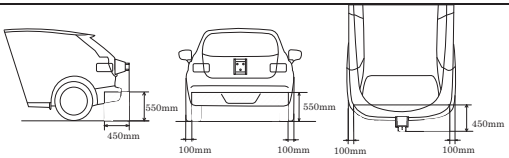
新旧対照表
70 / 96

新	旧
<p>以下</p> <p>イ 被牽引自動車（コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの（荷台が傾斜するものを除く。））にあつては200mm以下</p> <p>⑤（略）</p> <p>⑥ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割することができる。</p> <p>ア 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</p> <p>イ 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上でなければならない。</p> <p>ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>⑦ 突入防止装置は、当該自動車に取付けた状態のまま、その位置を移動することができる。</p> <p>この場合において、当該突入防止装置は取付けられた位置から意図せず移動しないよう確実に取付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならないものとし、運転者席又は突入防止装置のいずれかの見やすい位置に当該突入防止装置が通常使用される位置を示す記号又はラベルが表示されていなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>※（1）⑥に移動</p>	<p>オ（略）</p> <p>（新設）※②から移動</p> <p>（新設）</p> <p>② ①に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の全ての位置の高さが地上550mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>イ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取付けられていること。</p> <p>ウ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあるよう取付けられていること。</p> <p>エ 突入防止装置は、その全ての平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mm以内であつて取付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取付けられていること。</p> <p>オ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取付けられていること。</p> <p>カ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取付けられた自動車であつて、昇降装置の支柱が可動するため突入防止装置を分割する場合には、次の基準を満たすこと。</p> <p>（イ）昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。</p> <p>（イ）昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置について、車両中心面と直交する鉛直面による断面の有効面積が350cm²以上であ</p>

新旧対照表
71 / 96

新	旧
<p>（例）</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量8tを超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が50mm以上</p>  <p>貨物の運送の用に供する車両総重量8tを超える自動車（指定自動車等） 附属物の突出量が50mm未満</p>  <p>貨物の運送の用に供する車両総重量8t以下の自動車（指定自動車等）</p>  <p>※8-34-1（2）（例）に移動</p>	<p>ること。</p> <p>ただし、幅が2,000mm未満の自動車にあつては、この限りでない。</p> <p>（例）</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車（指定自動車等）</p>  <p>（新設）</p> <p>貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車</p>  <p>モノコック構造の車体を有する自動車（指定自動車等）</p>

新旧対照表
72 / 96

新	旧
<p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>① 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く。)にあっては、UN R58-03の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。</p> <p>ただし、法第75条の3第1項の規定による装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、UN R58-03の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>8-34-4 (略) 8-35～8-38 (略)</p> <p>8-39 座席 8-39-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超える自動車(横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S2の7.4.に適合するものに限る。)</p>	 <p>(車両後端から450mm以内の位置において、車輪の最外側から内側100mmまでの範囲を除く範囲にわたり、突入防止装置の構造部の地上高が550mm以下になっている。)</p> <p>(2) 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 自動車(貨物の運送の用に供する自動車にあっては3.5t以下のものに限る。)にあっては、UN R58-02-S3の2.に定める基準。</p> <p>② ①の自動車以外の自動車にあっては、UN R58-02-S3の16.又は25.に定める基準。</p> <p>この場合において、UN R58-02-S3の16.3.又は25.6.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。</p> <p>8-34-4 (略) 8-35～8-38 (略)</p> <p>8-39 座席 8-39-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。</p> <p>この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものを除く。)であって車両総重量10tを超える自動車(横向きに備えられた座席であってUN R80-03-S1の7.4.に適合するものに限る。)</p>

新旧対照表
73 / 96

新	旧
<p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>8-39-2～8-39-4 (略) 8-40～8-43 (略)</p> <p>8-44 年少者用補助乗車装置等 8-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第22条の5第1項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>8-44-2～8-44-4 (略) 8-45～8-51 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-51-1(5)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、ドライブレコーダーの前方カメラ若しくは運転者用カメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3)</p> <p>8-52-1-2 (略)</p>	<p>④～⑤ (略)</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>8-39-2～8-39-4 (略) 8-40～8-43 (略)</p> <p>8-44 年少者用補助乗車装置等 8-44-1 装備要件</p> <p>(1) 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、特種用途自動車、幼児専用車、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有しない自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、年少者用補助乗車装置取付具を2個以上備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第22条の5第1項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>8-44-2～8-44-4 (略) 8-45～8-51 (略)</p> <p>8-52 窓ガラス貼付物等 8-52-1 性能要件 8-52-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(8-51-1(5)に掲げる範囲を除く。)には、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているとはならない。</p> <p>ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器、車室内の温度若しくは湿度を検知して空調装置等を自動的に制御するための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>⑨～⑰ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8-52-1-2 (略)</p>

新旧対照表
74 / 96

新	旧																														
<p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53 騒音防止装置 8-53-1 (略) 8-53-2 性能要件 8-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 消音器について改造又は交換を行っていない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)</p> <p>別添10「近接排気騒音の測定方法(相対値規制適用時)」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であること。</p> <p>ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備え</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	(略)	(略)	(略)	二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	(略)	(略)	二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>8-52-2～8-52-4 (略)</p> <p>8-53 騒音防止装置 8-53-1 (略) 8-53-2 性能要件 8-53-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>① 次表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(二輪自動車、使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車、排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動することがないものを除く。)は、別添9「近接排気騒音の測定方法(絶対値規制適用時)」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">自動車の種別</th> <th style="text-align: center;">騒音の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 次に掲げる自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、それぞれに定める構造であること。</p> <p>ア (略)</p> <p>(新設)</p>	自動車の種別		騒音の大きさ	(略)	(略)	(略)	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動車の種別		騒音の大きさ																													
(略)	(略)	(略)																													
二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	(略)	(略)																													
二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
自動車の種別		騒音の大きさ																													
(略)	(略)	(略)																													
普通自動車、小型自動車及び軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)																													
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

新旧対照表
75 / 96

新	旧
<p>る場合にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から5dBを超える騒音を発しない構造であればよい。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる騒音防止装置(側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)②の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-53-2-2 (略) 8-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 内燃機関を原動機とする自動車(大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4)又は(5)に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第196条第2項及び第3項関係)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>8-53-3 (略) 8-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、8-53-15(従前規定の適用⑩)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許</p>	<p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる騒音防止装置(二輪自動車又は使用の過程にある二輪自動車を改造した側車付二輪自動車に備えるものに限る。)であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)②の基準に適合するものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>8-53-2-2 (略) 8-53-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、二輪自動車を除き、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。(保安基準第30条第1項関係、細目告示第196条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に備える消音器は、騒音の発生を有効に抑制するものとして構造、騒音防止性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、加速走行騒音を有効に防止するものとして、(4)又は(5)に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げる消音器に該当するものでなければならない。(細目告示第196条第2項及び第3項関係)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>8-53-3 (略) 8-53-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
76 / 96

新	旧
<p>容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>(12) 次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、8-53-16(従前規定の適用⑫)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)までに製作された自動車</p> <p>ア 平成32年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成32年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成34年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>(13) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-17(従前規定の適用⑬)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>8-53-5～8-53-13(略)</p> <p>8-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>8-53-14-1 装備要件</p> <p>8-53-17-1に同じ。</p> <p>8-53-14-2 性能要件</p> <p>8-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)8-53-17-2-1(3)に同じ。</p> <p>8-53-14-2-2 視認等による審査</p> <p>8-53-17-2-2に同じ。</p>	<p>(新設)</p> <p>(11) 次に掲げる自動車にあっては、8-53-15(従前規定の適用⑪)の規定を適用する。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>8-53-5～8-53-13(略)</p> <p>8-53-14 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる二輪自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第25項及び第26項関係)</p> <p>①～②(略)</p> <p>8-53-14-1 装備要件</p> <p>8-53-15-1に同じ。</p> <p>8-53-14-2 性能要件</p> <p>8-53-14-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)8-53-15-2-1(3)に同じ。</p> <p>8-53-14-2-2 視認等による審査</p> <p>8-53-15-2-2に同じ。</p>

新旧対照表
77 / 96

新	旧
<p>8-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)8-53-17-2-3(3)に同じ。</p> <p>(4)8-53-17-2-3(4)に同じ。</p> <p>(5)8-53-17-2-3(5)に同じ。</p> <p>(6)8-53-17-2-3(6)に同じ。</p> <p>8-53-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第28項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)までに製作された自動車であって次に掲げるもの</p> <p>ア 平成28年9月30日以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であって、平成28年9月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>8-53-15-1 装備要件</p> <p>8-53-17-1に同じ。</p> <p>8-53-15-2 性能要件</p> <p>8-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①8-53-17-2-1(1)①に同じ。</p> <p>(2)8-53-17-2-1(3)に同じ。</p> <p>8-53-15-2-2 視認等による審査</p> <p>8-53-17-2-2に同じ。</p> <p>8-53-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2)8-53-15-2-1(1)の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を</p>	<p>8-53-14-2-3 書面等による審査</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>(3)8-53-15-2-3(3)に同じ。</p> <p>(4)8-53-15-2-3(4)に同じ。</p> <p>(5)8-53-15-2-3(5)に同じ。</p> <p>(6)8-53-15-2-3(6)に同じ。</p> <p>(新設)</p>

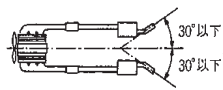
新旧対照表
78 / 96

新	旧
<p>有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</p> <p>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>8-53-16 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カクピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第29項関係)</p> <p>① 平成28年9月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成28年10月1日から平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成35年8月31日)までに製作された自動車</p> <p>ア 平成32年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成34年8月31日)以前の型式指定自動車及び新型届出自動車</p> <p>イ 平成32年9月1日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成34年9月1日)以降の型式指定自動車及び新型届出自動車であつて、平成32年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成34年8月31日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p>③ 平成34年8月31日(貨物の運送の用に供する自動車であつて、技術的最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあつては平成35年8月31日)以前に製作された輸入自動車</p> <p>8-53-16-1 装備要件 8-53-17-1に同じ。</p> <p>8-53-16-2 性能要件</p> <p>8-53-16-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 8-53-17-2-1 (1) ①に同じ。</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (3) に同じ。</p> <p>8-53-16-2-2 視認等による審査 8-53-17-2-2に同じ。</p> <p>8-53-16-2-3 書面等による審査</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表
79 / 96

新	旧
<p>(1) 自動車(被牽引自動車を除く。)は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造でなければならない。</p> <p>(2) 8-53-14-2-1 (1) の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) 8-53-17-2-3 (3) に同じ。</p> <p>(4) 8-53-17-2-3 (4) に同じ。</p> <p>(5) 8-53-17-2-3 (5) に同じ。</p> <p>(6) 8-53-17-2-3 (6) に同じ。</p> <p>8-53-17 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-53-17-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-17-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>8-53-17-2 性能要件</p> <p>8-53-17-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>8-53-17-2-2 (略)</p> <p>8-53-17-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8-53-17-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>8-54～8-59 (略)</p> <p>8-60 排気管</p> <p>8-60-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第7項関係、細目告示第197条第6項関係)</p> <p>(削除)</p>	<p>8-53-15 従前規定の適用⑩</p> <p>次に掲げる自動車にあつては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第27条第30項及び第31項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>8-53-15-1 装備要件</p> <p>内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し、8-53-15-2-2の基準に適合する消音器を備えなければならない。</p> <p>8-53-15-2 性能要件</p> <p>8-53-15-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>8-53-15-2-2 (略)</p> <p>8-53-15-2-3 書面等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 8-53-15-2-1 (1) ①の基準に適合する自動車、排気管を有しない自動車又は排気管を有する自動車であつて停止状態において原動機が作動しないものは、当分の間、(1)の基準に適合するものとして取扱うことができる。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>8-54～8-59 (略)</p> <p>8-60 排気管</p> <p>8-60-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>自動車の排気管は、発散する排気ガス等により、乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第31条第7項関係、細目告示第197条第6項関係)</p> <p>① 排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。</p> <p>なお、排気管の開口部であつて、車両中心線を含む鉛直面に対して左向き又は右向きに30°を超えない傾きを有し、発散するガスが他の交通に悪影響を及ぼすおそれがないと認められるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第197条)</p>

新旧対照表
80 / 96

新	旧
<p>① 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 1 号）</p> <p>② 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 2 号）</p> <p>③ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車に牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第 3 号関係）</p> <p>④ (略)</p> <p>8-60-2～8-60-4 (略)</p> <p>8-61～8-82 (略)</p> <p>8-83 再帰反射材 8-83-1～8-83-2 (略)</p> <p>8-83-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係）</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯（後面の画面上部に備えるものを除く。）の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-83-4 (略)</p> <p>8-84～8-86 (略)</p> <p>8-87 方向指示器 8-87-1～8-87-2 (略)</p> <p>8-87-2-1 視認等による審査</p>	<p>第 6 項第 1 号) (参考図)</p>  <p>② 排気管は、発散する排気ガス等により法第 11 条第 1 項の自動車登録番号標又は法第 73 条第 1 項（法第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 2 号）</p> <p>③ 排気管は、車室内に配管されていないこと。（細目告示第 197 条第 6 項第 3 号）</p> <p>④ 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車に牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。（細目告示第 197 条第 6 項第 4 号関係）</p> <p>⑤ (略)</p> <p>8-60-2～8-60-4 (略)</p> <p>8-61～8-82 (略)</p> <p>8-83 再帰反射材 8-83-1～8-83-2 (略)</p> <p>8-83-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第 38 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 211 条の 2 第 3 項関係）</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 自動車の後面に備える再帰反射材は、当該反射部と当該自動車の制動灯の照明部をそれぞれ車両中心面に直交する鉛直面に投影した場合において、当該投影部が互いに 200mm 以上離れるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8-83-4 (略)</p> <p>8-84～8-86 (略)</p> <p>8-87 方向指示器 8-87-1～8-87-2 (略)</p> <p>8-87-2-1 視認等による審査</p>

新旧対照表
81 / 96

新	旧
<p>8-87-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係）</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、可能な限り等間隔となるように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>8-87-4 (略)</p> <p>8-88～8-91 (略)</p> <p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯（走行装置に動力を伝達できる場合にのみ点灯できる構造のものを除く。）</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>8-92-2～8-92-4 (略)</p> <p>8-93～8-97 (略)</p> <p>8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビ</p>	<p>8-87-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 215 条第 4 項関係）</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ (1) ④及び⑥の自動車の両側面に 3 個ずつ備える方向指示器は、<u>自動車全長に対し可能な限り均等に配分される</u>ように取付けられていること。</p> <p>⑪～⑬ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>8-87-4 (略)</p> <p>8-88～8-91 (略)</p> <p>8-92 その他の灯火等の制限 8-92-1 装備要件</p> <p>自動車には、8-62 から 8-91 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。（細目告示第 218 条第 1 項関係）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する燈光の色が白色である灯火を備えてはならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられた車体側面に備える白色の灯火（いわゆるコーチランプ）と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた白色の灯火は、この基準に適合するものとする。（細目告示第 218 条第 3 項関係）</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯</p> <p>⑥～⑧ (略)</p> <p>⑨ 運転者席において点灯状態を確認できる装置（ON/OFF が容易に確認できる構造のスイッチを含む。）を備えた作業灯</p> <p>⑩ (略)</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>8-92-2～8-92-4 (略)</p> <p>8-93～8-97 (略)</p> <p>8-98 車線逸脱警報装置 8-98-1 装備要件</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビ</p>

新旧対照表
82 / 96

新	旧
<p>ラ及びびりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。(保安基準第43条の6関係)</p> <p>8-98-2~8-98-4 (略)</p> <p>8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S4 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつてはこの限りではない。(保安基準第44条第1項関係)</p> <p>8-99-2 性能要件(視認等による審査) (1) 8-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>8-99-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-99-2 (1) の後方等確認装置は、8-99-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。</p> <p>ただし、UN R46-04-S4 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りではない。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>8-99-4 (略)</p>	<p>ラ及びびりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5tを超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないものにあつては、この限りでない。(保安基準第43条の6関係)</p> <p>8-98-2~8-98-4 (略)</p> <p>8-99 後写鏡 8-99-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)には、後写鏡を備えなければならない。</p> <p>ただし、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し UN R46-04-S3 に適合する後方等確認装置を備える自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあつてはこの限りではない。(保安基準第44条第1項関係)</p> <p>8-99-2 性能要件(視認等による審査) (1) 8-99-1 のただし書きの自動車に備える後方等確認装置は、運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつては①から⑤までの基準に適合するものであればよい。(保安基準第44条第1項、細目告示第224条第1項関係)</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>8-99-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-99-2 (1) の後方等確認装置は、8-99-2 (1) に掲げる性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第44条第4項関係、細目告示第224条第5項第1号関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。</p> <p>ただし、UN R46-04-S3 (15.2.4.5.及び15.2.4.6.に限る。)の規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りではない。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>8-99-4 (略)</p>

新旧対照表
83 / 96

新	旧
<p>8-100 直前及び側方の視界 8-100-1~8-100-2 (略) 8-100-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び8-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(3)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第224条第11項関係)</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>8-100-4~8-100-6 (略) 8-100-7 従前規定の適用③ 平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第52条第6項関係)</p> <p>8-100-7-1~8-100-7-2 (略) 8-100-7-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(8-100-7-2(2)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、自動車の外側の表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)</p> <p>8-101~8-113 (略)</p> <p>8-114 乗車定員 8-114-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)</p>	<p>8-100 直前及び側方の視界 8-100-1~8-100-2 (略) 8-100-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略)</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、(1)及び8-100-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(3)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第224条第11項関係)</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、<u>パンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8-100-4~8-100-6 (略) 8-100-7 従前規定の適用③ 平成28年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第52条第6項関係)</p> <p>8-100-7-1~8-100-7-2 (略) 8-100-7-3 取付要件(視認等による審査) (1) 8-100-1 の鏡その他の装置は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、8-100-7-2(1)①の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの(8-100-7-2(2)に掲げるものを除く。)及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ カメラの配線(配線の周囲の保護部材等を含む。)が、<u>パンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの(溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかカメラにあつては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分を除く。)</u></p> <p>8-101~8-113 (略)</p> <p>8-114 乗車定員 8-114-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。</p> <p>ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2t未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。(保安基準第53条第1項関係、細目告示第237条第1項関係)</p>

新旧対照表
84 / 96

新		旧	
①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-S12の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S12の2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車 (2) (略) 8-114-2～8-114-4 (略) 8-115～8-116 (略) 第9章～第11章 (略) 別表1～別表2 (略) 別表3 (4-7 関係)		①～⑤ (略) ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア～イ (略) ウ UN R44-04-S11の4、6から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S11の2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車 (2) (略) 8-114-2～8-114-4 (略) 8-115～8-116 (略) 第9章～第11章 (略) 別表1～別表2 (略) 別表3 (4-7 関係)	
審査の実施の方法		審査の実施の方法	
検査の種別	審査の実施方法	検査の種別	審査の実施方法
新規検査又は予備検査	1～6 (略) 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3 (共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。)及び4 ((5)及び(6)に限る。)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③ (略) ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの(諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。) ⑤ (略) (2) 共通構造部型式指定自動車 ① (略) ② 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの。	1～6 (略) 7 完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車の審査 型式指定自動車及び共通構造部型式指定自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、2、3 (共通構造部型式指定自動車は(9)を除く。)及び4 ((5)及び(6)に限る。)の審査を提出書面の審査に代えるものとする。 ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査を代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りでない。 (1) 型式指定自動車 ①～③ (略) ④ 当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの(諸元表等に記載される事項に変更のない軽微な装置の追加又は変更であるものについてはこれに該当する) ⑤ (略) (2) 共通構造部型式指定自動車 ① (略) ② 型式指定を受けた自動車から構造・装置(当該型式で認証を受けた他の類別で設定のある構造・装置と同じ仕様を含む。)に変更がないもの。	

新旧対照表
85 / 96

新		旧	
ただし、次に掲げるものを除く。 ア 同一型式内の他の類別(類別区分番号)に設定されている構造・装置の仕様への変更 イ 次に掲げる構造・装置の変更 (a) タイヤ(タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。) (b) 燃料タンク(別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.に掲げる事前届出対象自動車に該当しないものに限る。) (削除) (c) 巻込防止装置 (d) 突入防止装置 (e) 座席及び座席ベルト(取外す場合に限る。) (f) 物品積載装置 (g) 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置 ウ 乗車定員の減員 ③ (略)		ただし、次に掲げる構造・装置にあつてはこの限りでない。 ア タイヤ(タイヤのパターン違いによる仕様変更に限る。) (新設) イ 乗車定員(乗車定員を減らすものに限る。) ウ 巻込防止装置 エ 突入防止装置 (新設) オ 物品積載装置 カ 運転台以外に装着される灯火装置、反射器及び指示装置 (新設) ③ (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表4～別表9 (略) 様式1～様式13 (略) 別添1 (略) 別添2 (4-13 関係)		別表4～別表9 (略) 様式1～様式13 (略) 別添1 (略) 別添2 (4-13 関係)	
新規検査等提出書面審査要領		新規検査等提出書面審査要領	
1.～3. (略)	4. 届出書等	1.～3. (略)	4. 届出書等
4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 備考 (1)～(11) (12) 次に掲げる自動車にあつては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則1の3.表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。 ① 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則1の3.表に掲げる技術基準		4.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料 本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。 備考 (1)～(11) (12) 次に掲げる自動車にあつては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄又は「架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置」欄にその旨を記載した場合には、添付資料のうち、附則1の3.表に掲げる「技術基準等への適合性を証する書面」を省略することができる。 ① 附則1の9.3.(2)に基づく事前審査管理番号を有する自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、附則1の3.表に掲げる技術基準	

新旧対照表
86 / 96

新				旧			
第48条の2 運行記録計	6-2(63)、7-105 運行記録計	(略)		第48条の2 運行記録計	6-2(61)、7-105 運行記録計	(略)	
第48条の3 速度表示装置	6-2(64)、7-106 速度表示装置	(略)		第48条の3 速度表示装置	6-2(62)、7-106 速度表示装置	(略)	
注) (略)				注) (略)			
4. 届出書等				4. 届出書等			
4.1. (略)				4.1. (略)			
4.2. 届出書等の提出方法				4.2. 届出書等の提出方法			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。 この場合において、次の①から⑥までの全てに該当する自動車が存在する場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄にその自動車の型式を記載することができる。 「その他」欄に型式を記載する場合には、型式の相違理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元表等を追加添付すること。				(2) 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車に係る届出については、代表車1台の届出書等を地方検査部の長に提出するものとする。 この場合において、次のいずれにも該当する専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車であって、技術基準等の適合性審査に係る自動車の構造・装置について同一内容であると判断できる自動車が他の型式にある場合には、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に当該届出自動車の型式を記載し、型式の相違の理由が明確に確認できる資料並びに諸元表又は車両諸元表等を追加添付するものとする。			
① 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車				① 他の自動車の型式が、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、5燃料の種類及び動力用電源装置の種類又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」に規定する自動車等の同一型式の範囲内にあるもの			
② 技術基準等の適合性審査に係る構造・装置が同一				② 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車でないもの			
③ 代表届出自動車との型式の相違理由は、自動車型式認証実施要領附則1別表第1の表中「4原動機の種類及び主要構造」、5燃料の種類及び動力用電源装置の種類又は「6動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ				③ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元表等以外の添付書面に相違がないもの			
④ 改造自動車審査結果通知書等を用いない自動車				(3) ~ (4) (略)			
⑤ 添付書面において、代表車の諸元表又は車両諸元表等以外の添付書面に相違がないもの				5. ~ 7. (略)			
(3) ~ (4) (略)				8. 届出書等の記載要領等			
5. ~ 7. (略)				8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))			
8. 届出書等の記載要領等				(1) ~ (9) (略)			
8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))				(10) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている目マーク又は目マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車については、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。			
(1) ~ (9) (略)				(11) ~ (15) (略)			
(10) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されている目マーク又は目マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車については、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。				8.2. ~ 8.7. (略)			
(11) ~ (15) (略)				8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)			
8.2. ~ 8.7. (略)				8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)			

新旧対照表
89 / 96

新		旧	
適切な書面(騒音試験の結果を表す書面の写し等)が添付されていること。 ただし、次に掲げるものについては当該書面の提出を省略することができる。		適切な書面(騒音試験の結果を表す書面の写し等)が添付されていること。 ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものについては、当該書面の提出を省略することができる。 また、別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車の事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載することにより、当該書面の提出を省略することができる。 (新設)	
① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの		① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの	
② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))「当該型式・類別(類別区分番号)」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの		② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))「当該型式・類別(類別区分番号)」の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの	
③ 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載したもの		③ 別添2「新規検査等提出書面審査要領」3.(2)の代表届出自動車であって、事前提出書面審査の届出を行う時点において、当該書面を提出することができない場合にあっては、新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に、新規検査等の際に提示する旨を記載したもの	
8.9. ~ 8.15. (略)		8.9. ~ 8.15. (略)	
9. ~ 11. (略)		9. ~ 11. (略)	
第1号様式~第7号様式(略)		第1号様式~第7号様式(略)	
別紙1(略)		別紙1(略)	
附則2		附則2	
事前提出書面審査要領 (特定の牽引自動車及び被牽引自動車)		事前提出書面審査要領 (特定の牽引自動車及び被牽引自動車)	
1. ~ 2. (略)		1. ~ 2. (略)	
3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。 (1) ~ (2) (略)		3. 事前届出対象自動車 本附則を適用する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。 ただし、本則4-14(2)に基づき別添3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車を除く。 (1) ~ (2) (略)	
(3) 次に掲げる全ての要件を満たす牽引自動車		(3) 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合する2軸の牽引自動車であって、前軸重が10t以下、かつ、後軸重が10t超11.5t以下のもの (新設)	
① 2軸又は3軸(原動軸の数が1であるものに限る。)であること		① 2軸又は3軸(原動軸の数が1であるものに限る。)であること	
② 前軸重が10t以下であること		② 前軸重が10t以下であること	
③ 後軸重が10t超11.5t以下であること		③ 後軸重が10t超11.5t以下であること	
④ 第五輪荷重を有すること		④ 第五輪荷重を有すること	
⑤ 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること(3軸の牽引自動車を除く。)		⑤ 細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」に定める基準に適合すること(3軸の牽引自動車を除く。)	
4. 届出書等		4. 届出書等	

新旧対照表
90 / 96

新	旧
<p>4.1. (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。 この場合において、4.1.における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5.～7. (略)</p> <p>8. 届出書等の記載要領等</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(13) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(14)～(15) (略)</p> <p>(16) (4)から(14)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>8.2. ～8.7. (略)</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)</p> <p>適切な書面(騒音試験の結果を表す書面等)が提示されていること。 ただし、次に掲げるものについては当該書面の提出を省略することができる。</p> <p>① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの</p> <p>② 新規検査等届出書(第1号様式(その1))「当該型式・類別(類別区分番号)の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無に○印が付されているもの</p> <p>8.9. ～8.15. (略)</p> <p>9.～11. (略)</p> <p>第1号様式～第7-3号様式(略)</p> <p>別紙1(略)</p>	<p>4.1. (略)</p> <p>4.2. 届出書等の提出方法</p> <p>(1) 届出書等は新規検査等を行う自動車1台毎に1部を新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所等に提出するものとする。 ただし、自動車の型式、類別(類別区分番号)及び構造・装置が同一の自動車については、当該自動車の車台番号を新規検査等届出書(第1号様式(その1))に列記することにより、複数台数届出とすることができる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5.～7. (略)</p> <p>8. 届出書等の記載要領等</p> <p>8.1. 新規検査等届出書(第1号様式(その1))</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、当該構造・装置に付されているⓂマーク又はⓄマークの表示が容易に確認できるものに変更又は追加した自動車にあっては、当該型式指定番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあっては、当該通知書等の番号が新規検査等届出書(第1号様式(その1))の「その他」欄に記載されていること。</p> <p>(15)～(16) (略)</p> <p>(17) (4)から(15)までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。</p> <p>8.2. ～8.7. (略)</p> <p>8.8. 施行規則第36条第5項に規定する書面(騒音規制)</p> <p>適切な書面(騒音試験の結果を表す書面等)が提示されていること。 ただし、騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるものについては、当該書面の提出を省略することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8.9. ～8.15. (略)</p> <p>9.～11. (略)</p> <p>第1号様式～第7-3号様式(略)</p> <p>別紙1(略)</p>

新旧対照表
91 / 96

新	旧
<p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式)</p> <p>全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.3. (略)</p> <p>6.2.4. 「車体の形状」欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「その他」に区分される並行輸入自動車にあっては、本則5-3-8の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達における乗用自動車等に分類される四輪以上の自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>6.2.5.～6.2.11. (略)</p> <p>6.3.～6.9. (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</p> <p>平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車及び平成34年9月1日以降(技術的)の最大許容質量が3.5tを超え、12t以下の自動車にあっては平成35年9月1日以降)の自動車について適用する。 ただし、6.2.9.(2)の旨に記載されている場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかにより、本則7-53-2-3(1)①又は②(本則7-53-17-2-3(1)②)の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ UN R41 又は UN R51 に基づく認定証(写しをもって代えることができる) ・UN R41-04 又は UN R51-03 以降のものに限る。</p> <p>⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 又は UN R51 に基づくⓄマークを撮影した写真等 ・UN R41-04 又は UN R51-03 以降のものに限る。</p> <p>(2) 当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真等が添付されていること。 (二輪自動車に限る。)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p>	<p>別添3(4-14関係)</p> <p style="text-align: center;">並行輸入自動車審査要領</p> <p>1.～5. (略)</p> <p>6. 書面審査</p> <p>並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。</p> <p>6.1. (略)</p> <p>6.2. 並行輸入自動車届出書(第1号様式)</p> <p>全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されていること。</p> <p>6.2.1.～6.2.3. (略)</p> <p>6.2.4. 「車体の形状」欄</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「その他」に区分される並行輸入自動車にあっては、本則5-3-8の規定に基づき記載されていること。 なお、用途区分通達において乗用自動車等に分類される四輪以上の自動車については、車体の形状を次により判断するものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(参考図) (略)</p> <p>6.2.5.～6.2.11. (略)</p> <p>6.3.～6.9. (略)</p> <p>6.10. 騒音規制への適合性に関する書面等</p> <p>平成29年1月1日以降に製作された二輪自動車について適用する。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかにより、本則7-53-2-3(1)②(本則7-53-15-2-3(1)②)の規定に適合していることが確認できるものであること。 ただし、欧州連合指令に基づく少数生産車にあっては、①、②、⑤又は⑥のいずれかに限る。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ UN R41 に基づく認定証(写しをもって代えることができる) ・UN R41-04 以降のものに限る。</p> <p>⑥ 車両データプレート内又はその近くに表示されている UN R41 に基づくⓄマークを撮影した写真等 ・UN R41-04 以降のものに限る。</p> <p>(2) 当該自動車に貼付されている騒音ラベルを撮影した写真等が添付されていること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>6.11. (略)</p> <p>6.12. 技術基準等への適合性を証する書面</p>

新旧対照表
92 / 96

新	旧
<p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第1の「技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合」欄に掲げる場合であって、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る(1)の書面に代えることができる。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等に係る(1)の書面に代えることができる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6.12.2. ～6.12.3. (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</p> <p>平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。)について適用する。</p> <p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(4)(本則7-53-17-2-3(5))の規定に該当するものであることが確認できるものであること。</p> <p>この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあつては、6.12.1.(3)に準じた書面等であること。</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(6)②ウ又は(7)②ウ(本則7-53-17-2-3(5)②ウ)の規定に該当する場合には、(1)に加え、本則7-53-2-3(6)②ウ又は(7)②ウ(本則7-53-17-2-3(5)②ウ)の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>6.14. ～6.16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査</p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1. (略)</p> <p>8.2. 騒音規制への適合性</p> <p>本則7-53-2-3(1)②(本則7-53-17-2-3(1)②)の規定によるほか、6.10.の書面等との一致が確認できなければならない。</p> <p>8.3. ～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性</p> <p>(1) 技術基準等への適合性を証する書面に代えている場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、別表第1の「技術基準等への適合性を証する書面を省略できる場合」欄に掲げる場合であつて、次に掲げる書面等が添付されている場合には、当該技術基準等に係る(1)の書面を省略することができる。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(4) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等に係る(1)の書面を省略することができる。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>6.12.2. ～6.12.3. (略)</p> <p>6.13. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性に関する書面等</p> <p>平成22年4月1日以降に製作された内燃機関を原動機とする自動車(乗車定員が11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに6.10.の書面を提出する自動車を除く。)について適用する。</p> <p>(1) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(4)(本則7-53-15-2-3(5))の規定に該当するものであることが確認できるものであること。</p> <p>この場合において、加速走行騒音試験結果成績表以外の場合にあつては、6.12.1.(3)に準じた書面等であること。</p> <p>(2) 当該並行輸入自動車に備える消音器が本則7-53-2-3(7)②ウ(本則7-53-15-2-3(5)②ウ)の規定に該当する場合には、(1)に加え、本則7-53-2-3(7)②ウ(本則7-53-15-2-3(5)②ウ)の「この場合において」以降の内容が確認できるものであること。</p> <p>(3) ～ (6) (略)</p> <p>6.14. ～6.16. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 現車審査</p> <p>現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則4-7及び次に掲げる規定に基づき実施するものとする。</p> <p>8.1. (略)</p> <p>8.2. 騒音規制への適合性</p> <p>本則7-53-2-3(1)②(本則7-53-15-2-3(1)②)の規定によるほか、6.10.の書面等との一致が確認できなければならない。</p> <p>8.3. ～8.4. (略)</p> <p>8.5. 技術基準等への適合性</p> <p>(1) 技術基準等への適合性を証する書面を省略している場合であつて、次に掲げるものは、当該技術基準等に適合しないものとする。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>8.6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性</p>

新旧対照表
93 / 96

新	旧																																				
<p>8.6. 消音器の加速走行騒音性能規制への適合性</p> <p>本則7-53-2-3(4)(本則7-53-17-2-3(5))の規定によるほか、6.13.の書面等との一致が確認できなければならない。</p> <p>なお、本則7-53-2-3(6)②ウ又は(7)②ウ(本則7-53-17-2-3(5)②ウ)の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p>8.7. ～8.9. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第1(別添3の6.12.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2～別表第3(略)</p> <p>第1号様式～第17号様式(略)</p> <p>第18号様式(別添3の7.1.参考)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">技術基準適合性審査表</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技術基準への適合性の審査</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>技術基準への適合性を証する書面に代えることができる場合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>別添4(略)</p> <p>別添5(4-24関係)</p> <p style="text-align: center;">出張検査実施要領 以下(略)</p> <p>別添6(4-25関係)</p> <p style="text-align: center;">街頭検査等実施要領 以下(略)</p> <p>別添7～別添12(略)</p> <p>別添13(7-62、8-62他関係)</p> <p style="text-align: center;">灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p>	(略)	技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合	(略)	(略)	(略)	(略)	技術基準適合性審査表			技術基準への適合性の審査			(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面に代えることができる場合	(略)	(略)	(略)	<p>本則7-53-2-3(4)(本則7-53-15-2-3(5))の規定によるほか、6.13.の書面等との一致が確認できなければならない。</p> <p>なお、本則7-53-2-3(7)②ウ(本則7-53-15-2-3(5)②ウ)の「この場合において」以降の内容の確認については、自動車又は消音器の構造上、工具を用いてカバー類の取外しが必要なもの又は直接視認することが困難なものにあつては、確認を省略してもよい。</p> <p>8.7. ～8.9. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>別表第1(別添3の6.12.関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>技術基準等への適合性を証する書面を省略できる場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>別表第2～別表第3(略)</p> <p>第1号様式～第17号様式(略)</p> <p>第18号様式(別添3の7.1.参考)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">技術基準適合性審査表</td> </tr> <tr> <td colspan="3">技術基準への適合性の審査</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>別添4(略)</p> <p>別添5(4-23関係)</p> <p style="text-align: center;">出張検査実施要領 以下(略)</p> <p>別添6(4-24関係)</p> <p style="text-align: center;">街頭検査等実施要領 以下(略)</p> <p>別添7～別添12(略)</p> <p>別添13(7-62、8-62他関係)</p> <p style="text-align: center;">灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p>	(略)	技術基準等への適合性を証する書面を省略できる場合	(略)	(略)	(略)	(略)	技術基準適合性審査表			技術基準への適合性の審査			(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	(略)	(略)	(略)
(略)	技術基準等への適合性を証する書面に代えることができる場合	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
技術基準適合性審査表																																					
技術基準への適合性の審査																																					
(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面に代えることができる場合																																			
(略)	(略)	(略)																																			
(略)	技術基準等への適合性を証する書面を省略できる場合	(略)																																			
(略)	(略)	(略)																																			
技術基準適合性審査表																																					
技術基準への適合性の審査																																					
(略)	(略)	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合																																			
(略)	(略)	(略)																																			

新旧対照表
94 / 96

新	旧
<p>3.1. (略)</p> <p>3.2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>3.2.1. 前照灯等の個数 灯火等の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。 ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であって、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては6-2 (26)、前部霧灯にあつては6-2 (29)、側方照射灯にあつては6-2 (30) をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>3.2.2. ～3.2.4. (略)</p> <p>3.3. ～3.5. (略)</p> <p>別添14～別添15 (略)</p> <p>附則 (平成28年4月1日規程第2号)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 平成23年3月31日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であつて、平成23年4月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16の規定は適用しないことができる。 なお、「平成23年3月31日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>9. 平成23年12月31日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書の写しの提示により審査することができる。</p> <p>10. 平成26年9月30日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であつて、平成26年10月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17の規定は適用しないことができる。 なお、「平成26年9月30日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 平成27年5月1日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であつて、平成27年4月30日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13の規定は適用しないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>附則 (平成28年12月22日規程第75号)</p> <p>1. (略)</p>	<p>3.1. (略)</p> <p>3.2. 灯火等の個数の取扱方法 灯火等の個数の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>3.2.1. 前照灯等の個数 灯火等の個数は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び側方照射灯の場合には、照明部の数とする。 ただし、同一の灯火器内に複数の照明部を有する灯火器であつて、当該灯火に係る性能基準（走行用前照灯及びすれ違い用前照灯にあつては6-2 (22)、前部霧灯にあつては6-2 (25)、側方照射灯にあつては6-2 (26) をいう。）を満たすものであり、かつ、次のいずれかの要件を満たすものは、これを1個とみなすことができる。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>3.2.2. ～3.2.4. (略)</p> <p>3.3. ～3.5. (略)</p> <p>別添14～別添15 (略)</p> <p>附則 (平成28年4月1日規程第2号)</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. 平成23年3月31日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であつて、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 なお、「平成23年3月31日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>9. 平成23年12月31日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であつて、当該通知書の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書の写しの提示により審査することができるものとする。</p> <p>10. 平成26年9月30日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であつて、当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 なお、「平成26年9月30日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. 平成27年5月1日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であつて、平成27年4月30日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(略)</p> <p>附則 (平成28年12月22日規程第75号)</p> <p>1. (略)</p>

新旧対照表
95 / 96

新	旧
<p>2. 様式7による自動車検査票1及び様式8による自動車検査票2については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式7による自動車検査票1及び様式8による自動車検査票2とすることができる。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>2. 現存する改正前の様式7による自動車検査票1及び様式8による自動車検査票2については、本規程にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>以下 (略)</p>

附則 (平成29年6月22日規程第4号)

- この規程は、平成29年6月22日から施行する。
 - 平成29年9月30日以前に審査する自動車については、4-20の規定は適用しないことができる。
 - 平成29年9月30日以前に既に登録を受けている自動車であつて、平成29年10月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-20の規定は適用しないことができる。
なお、「平成29年9月30日以前に既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
- 平成29年9月30日において使用の過程にある自動車
 - 平成29年9月30日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - 平成29年9月30日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

新旧対照表
96 / 96

審査事務規程の一部改正について（第 12 次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

今回は該当なし

(2) 自動車の型式の指定等関係

- ① 別添 1 試験規程 (TRIAS) について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正を行います。

【新規追加する試験項目（2 項目）】

TRIAS 17(2)-R137-01	前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）
TRIAS 18-R137-01	前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号）

【一部改正する試験項目（9 項目）】

TRIAS 09-R064-02	応急用予備走行装置試験（協定規則第 64 号）
TRIAS 11-R079-01	かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
TRIAS 12-R013H-02	乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号）
TRIAS 12-R078-03	二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）
TRIAS 12-R140-01	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
TRIAS 20-J027-01	内装材料の難燃性試験
TRIAS 22(3)-R016(3)-03	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））
TRIAS 30-R41-02	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
TRIAS 32-J053-03	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

- ② 別表 2（外国の試験機関）について、試験項目の追加に係る改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 28 年 6 月 17 日国土交通省告示第 826 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 2 月 9 日国土交通省告示第 88 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 29 年 6 月 22 日国土交通省告示第 640 号）

3. 施行日

平成 29 年 7 月 1 日

IV. 整備業を取り巻く情勢

Ⅳ. 整備業を取り巻く情勢

1. 個人情報保護法の改正について

個人情報保護法は平成27年9月に改正され、平成29年5月30日より、同法の対象から除外されていた個人情報取扱い件数が5000人分以下の事業場も対象になることになり、同法に沿った個人情報の取扱いをしなくてはならなくなりました。

この改正は、インターネットの急速な普及など、個人情報の取扱いに関する環境が変化し、個人情報の取扱い件数が少ない事業者においても個人の権利利益を侵害するリスクが高まっていることから行われたものです。

各事業者におかれましては、チェックリストの利用により自社の取扱い状況を確認してください。

個人情報保護法の主な内容

目的

個人情報保護法は、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有効性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報・個人データ・保有個人データ

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含む。）」をいいます。

また、個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報を、特に「個人データ」といい、そのうち、事業者が開示等の権限を有し6カ月以上にわたって保有する個人情報を、特に「保有個人データ」といいます。

個人情報取扱事業者

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等（紙媒体、電子媒体を問わず、特定の個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）を事業活動に利用している者のことをいい、個人情報保護法に定める各種義務が課せられています。

利用目的の特定・目的外利用の禁止

個人情報を取り扱うに当っては、利用目的をできるだけ特定しなければなりません。また、原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは禁止されています。

適正な取得・取得時の利用目的の通知等

偽りその他不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されています。また、個人情報の取得に当たっては、取得前にあらかじめ利用目的を公表し、又は取得後に速やかに本人に利用目的を通知又は公表しなければなりません。

安全管理措置・従業者や委託先の監督

個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な保護措置を講じなければなりません。また安全にデータを管理するため、従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

第三者提供の制限

原則として、あらかじめ本人の同意を得ずに本人以外の者に個人データを提供することは禁止されています。ただし、委託、事業継承及び共同利用に該当する場合は、第三者提供に該当しないこととされています。

開示、訂正、利用停止等の求め

本人からの求めに応じて、保有個人データを開示し、内容に誤りのある時は訂正等を行い、法律上の義務に違反する取扱い（目的外利用、不適正な取得、本人同意のない第三者提供）については利用停止等を行わなければなりません。

中小企業、小規模事業者のみなさまへ



平成29年
5月30日より

すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます!



自分の会社がお客様や従業員の個人情報を適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- | | |
|---|-------------------------------------|
| その1 個人情報を取得する時のルール
個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか? | <input checked="" type="checkbox"/> |
| その2 個人情報を利用する時のルール
取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか? | <input checked="" type="checkbox"/> |
| その3 個人情報を保管する時のルール
取得した個人情報を安全に管理していますか? | <input checked="" type="checkbox"/> |
| その4 個人情報を他人に渡す時のルール
取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? ※委託の場合は除きます。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| その5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール
「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか? | <input checked="" type="checkbox"/> |

全部チェックできなくても、
これから対応すれば問題ありませんので、
安心してください。



詳しい解説は裏面へ

2017年2月

個人情報保護委員会



現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5000人以下の企業)も、法改正により平成29年5月30日からは個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

その1 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例：購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

その2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する)

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。
(例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょ。

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・ 法令に基づく場合(例：警察からの照会)
 - ・ 人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例：災害時)
 - ・ 業務を委託する場合(例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。
平成27年9月に改正され、平成29年5月30日に全面施行されます。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例：従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

個人情報保護委員会 [検索](#)

上のルールや個人情報保護法で
わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

電話 **03-6457-9849**

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

また、マイナンバーのトラブルは、
マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

電話 **03-6457-9585**

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

2. 事業場における CO₂削減について

地球温暖化問題が世界共通の重要な課題となっておりますが、自動車整備業界においても温室効果ガスの削減に向けた取り組みを行うことが重要になっています。

そのためには、環境家計簿等を導入してCO₂排出量を把握し、無駄のない事業運営に心がけることや、新品部品よりCO₂排出量を削減できるリサイクル部品をより活用することも、整備事業者ができる取り組みの一つとなります。また、リサイクル部品は、新品部品より価格がリーズブルなため、お客様の満足度の向上にもつながります。

今、私たちのライフスタイルを見直し、地球にやさしく、経費や体にも優しい生活を送る努力が求められています。

環境家計簿

事業場での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。二酸化炭素排出量を減らす実質的な行動に繋げると共に、他の環境問題の解決にも貢献し、経費の節約に結び付けることを目的とする。

	電気	都市ガス	LPガス	灯油	ガソリン	軽油	重油	計
1月								
2月								
3月								
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
計								

イメージ

使って良かった! メリットいっぱい 自動車リサイクル部品

**綺麗に
仕上がったわ!**

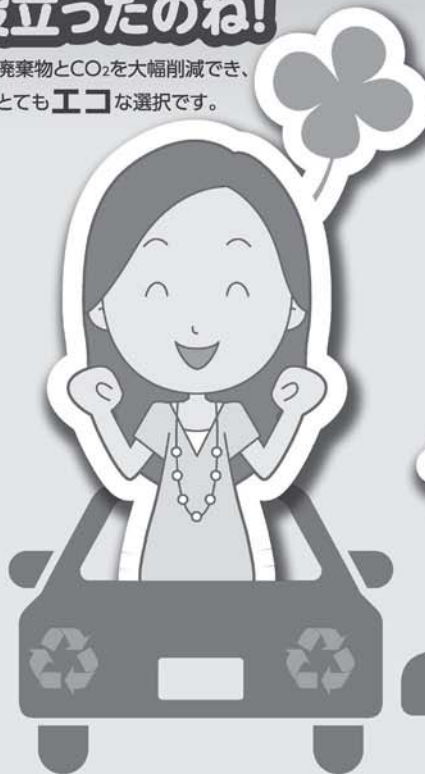
きちんと管理された
安心品質です。

**エコロジーに
役立ったのね!**

廃棄物とCO₂を大幅削減でき、
とてもエコな選択です。

**家計に
優しいわ!**

新品部品より
断然リーズナブルです。



**クルマ修理
利用者
アンケート!**

ユーザー満足度

約 **97%**

2014年10月～11月損保協会調べ

整備事業者満足度

約 **94%**

2014年1月～3月国交省調べ

自動車リサイクル部品活用推進会議

リサイクル部品とは



リサイクル部品とは、使用可能な部品に点検・清掃・美化をしたもの(リユース部品)と、
 磨耗・劣化した部品を新品に交換して再組み立てしたもの(リビルト部品)のことです。

使用済自動車から取り外した部品に、点検・清掃・美化(リユース)や、修理・部品交換(リビルト)をします。

いいこと沢山! リサイクル部品の活用!



とてもエコなのね♪

廃棄物削減

リサイクル部品を使用することで、産業廃棄物を減少させ、循環型社会の実現に貢献することができます。

CO₂削減

リサイクル部品は、新品部品と異なり、新たなエネルギーをほとんど使用しないため、CO₂排出量を削減することができます。

例えば、自動車のフロントバンパーをリサイクル部品で修理すると、CO₂削減量は24.8kgです。これは…

200Lドラム缶で約59本分のCO₂削減量となります。



※上記 CO₂削減量は早稲田大学環境総合研究センターとグリーンポイントクラブの共同研究により、(株)早稲田環境研究所が管理・運営を行っている「グリーンポイントシステム Ver.1605」から引用。また、画像はグリーンポイントクラブから引用。

※2005年式1500ccの4ドアセダンタイプで、リユース部品を使用した場合。
 ※ドラム缶換算量は標準状態(0℃、1気圧)として計算。

●他にも以下のようなメリットがあります

- 経年劣化により、プラスチックの色が変化しているランプ類は愛車と同じくらいの年数が経った部品と交換する方が仕上がりが自然に。
- 塗装などの手間が省け、より早い仕上がりに。等のケースがあります。



安心なのね♪

万全の品質管理

専門のエンジニアが、部品を厳重チェックし、点検・清掃・美化(リユース)や、修理・部品交換(リビルト)を施し、安全性や品質が確認できた部品を、丁寧に包装し、専用倉庫で厳重に保管します。



リサイクル部品を活用された方の**満足度97.2%**

リサイクル部品は、品質が保証されているものもあり、安心して利用できます。
 *リサイクル部品供給団体が推奨する部品に限ります。たとえば、日本自動車リサイクル部品協議会では、品質保証を行っている部品に添付のシールを貼付しています。



家計にも優しいのね♪

経済的

リサイクル部品は、新品部品より価格がリーズナブルなため、修理費を節約することができます。

例えば、フロントバンパーのリユース修理の場合、新品仕様より、

12,800円の節約ができます。

*2013年3月一般社団法人日本自動車リサイクル部品協議会作成「リユース部品利用マニュアル」より。
 *2002年式ホンダ「フィット」(参考価格)の場合。



リサイクル部品で修理するには?

修理の際に、整備工場や自動車保険をご契約の損害保険会社・損害保険代理店にご相談ください。

知れば得するリサイクル部品 → 損保協会特設サイト <http://recycle-parts-suishin.jp/>

解説動画やCO₂の削減量等を掲載しています。

携帯・スマホ・タブレットの方はこちらのバーコードよりご覧になれます。→



自動車リサイクル部品活用推進会議

一般社団法人 日本自動車リサイクル部品協議会 一般社団法人 日本損害保険協会 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会

■ 後援：経済産業省・国土交通省・環境省

■ 協賛：一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

3. 自動車リサイクル法の対象とならない冷媒（HFO-1234yf）を搭載した使用済自動車のフロン類料金の預託について

現在、カーエアコン用冷媒としてHFC-134aが広く使用されていますが、近年、新たな冷媒としてHFO-1234yfが開発され、実用化が進んだことから、輸入車等一部の車両にカーエアコン用冷媒として搭載した自動車が増え始めております。

HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づきフロン回収業者が回収しなければならない対象ではないことから、フロン類の破壊に関するリサイクル料金は設定されていません。このため、車両装備について実車を確認し、HFO-1234yfが搭載された使用済自動車である場合は、フロン類料金の預託を行わないようご注意ください。

HFO-1234yf（自り法対象外冷媒）搭載車の確認方法・リサイクル料金の取扱いについて

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

平素は自動車リサイクルシステムの運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。近年、カーエアコン用の新たな冷媒としてHFO-1234yfが開発され、実用化が進んだことから、カーエアコンの冷媒にHFO-1234yfを用いた自動車が、日本国内にも輸入車の一部の車両に搭載され流通し始めております。

HFO-1234yfは自動車リサイクル法に基づく回収義務の対象ではなく、自り法対象外冷媒の扱いとなるため、フロン類料金の預託が不要です。

そこで、HFO-1234yfを搭載した自動車の確認方法とリサイクル料金の取扱いについてお知らせいたしますので、今一度、ご確認をいただきたく、お願い申し上げます。

1. HFO-1234yf（自り法対象外冷媒）搭載車の確認方法

HFO-1234yfの搭載有無は、「実車」で確認できます。

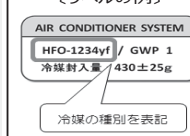
【確認方法】

〔チャージバルブ形状（低圧側）〕



チャージバルブ形状種類を確認してください。
※ HFC に似ていますが、HFC用のガス缶を装着できません。

〔ラベルの例〕



ボンネット等に貼付されている冷媒ラベルで種別を確認してください。（R-1234yfと記載されている場合もあります）
※ラベルが添付されていない場合もあります。

2. リサイクル料金の取扱い

- リサイクル料金の預託に際しては、カーエアコン装備有無の確認に加えて、カーエアコン用冷媒の種類を確認し、**HFO-1234yf（自り法対象外冷媒）**の場合は、フロン類リサイクル料金を預託しないようお願いいたします。なお、上記の「1. HFO-1234yf（自り法対象外冷媒）搭載車の確認方法」による確認が難しい場合、当該自動車を製造する本国の自動車メーカーにご確認ください。
- 預託申請を行う際には、**フロン類は「無」を選択してください。**

※CFC/HFCは今まで通り預託が必要となりますのでご注意ください。

3. 自動車リサイクルシステム画面への注意喚起文言の追加

HFO-1234yfを含む自り法対象外冷媒搭載車に、誤ってフロン類料金を預託してしまうことを防ぐために、自動車リサイクルシステムの画面に注意喚起文言を追記しました。なお、全ての車両情報に下記の文言が記載されますのでご注意ください。

【自動車リサイクルシステム画面（例）】

2. 車両実車装備情報	
※必ず入力してください。 車両装備を実車で確認して、入力後「確定」ボタンを押してください。	
フロン類 <small>〔注〕</small>	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
エアバッグ類	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
〔注〕自り法対象外冷媒搭載車について、フロン類を選択する場合は「無」を選択してください。	

【お問合せ先】自動車リサイクルシステムコンタクトセンター

TEL：050-3786-7755（9：00～18：00 土日祝日・年末年始を除く）

4. 図柄入りナンバープレートについて

平成29年4月よりラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの交付が開始されました。

対象となる車両は、新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの車も番号を変更することなく特別仕様ナンバープレートに交換できます。

また、これとは別に平成29年10月10日より、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの交付が始まります。

平成29年4月から販売開始

ラグビーワールドカップ 特別仕様ナンバープレート

RUGBY
WORLD CUP
JAPAN 2019
PROUD HOST

品川599
ら20-19

品川599
ら20-19

図柄入りナンバー(寄付金付き)

ロゴ付きナンバー

みんなで
つけて
みんなで
応援

ラグビーワールドカップ 2019™日本開催

事前申込期間

平成29年2月13日(月)から

販売期間

平成29年4月3日(月)から

全国販売 期間限定

1. ご自分でWEB申込み
<http://www.graphic-number.jp>

2. お近くのディーラー・整備工場に相談

新車でも、使用している車でも、取付け可能
使用している車のナンバーは、今の番号が変わらずに
交換可能。

寄付金は大会の支援に
図柄入りの寄付金は、開催会場への輸送力増強等の事
業に充てられます。

国土交通省 公益財団法人
ラグビーワールドカップ2019組織委員会

TM © Rugby World Cup Limited 2015



ラグビーワールドカップが日本に!!

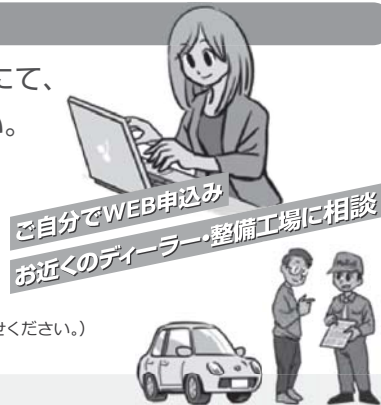
4年に1度行われる「ラグビーの世界一決定戦」であるラグビーワールドカップ。1987年に第1回大会が開催され、オリンピックやサッカーワールドカップに次ぎ、世界三大スポーツイベントのひとつとして数えられることも。その本大会が2019年にアジアでの初開催地となる日本にやってきます。これを記念してラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートの発行が決定しました。ぜひ、この機会に手に入れ、大会を熱く盛り上げよう!!

お申込の方法

お申し込みはご自分でウェブ <http://www.graphic-number.jp>にて、もしくはお近くのディーラー・整備工場にご相談ください。

新車・中古車の購入時だけではなく、現在お乗りのクルマも車検時はもちろんのこと、いつでもラグビースタンプの取り付けが可能です。

ラグビースタンプ取り付けには、手数料がかかります。(費用は各地域によって異なります。詳しくは、ウェブもしくはお近くのディーラー・整備工場にお問合せください。)



寄付による大会開催支援

大会開催を支援する寄付をして頂くと図柄入りナンバーを選択することが出来ます。寄付金は(公財)日本デザインナンバー財団が管理し、大会開催会場への輸送力増強等に充てられます。

ナンバーの申込み時のほか、直接、寄付を申込みすることも可能です。詳しくは財団HP <http://www.d-number.or.jp/>をご覧ください。



■ ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレート

登録自動車(家用)		登録自動車(事業用)		軽自動車(家用)	
寄付して頂く場合	寄付しない場合	寄付して頂く場合	寄付しない場合	寄付して頂く場合	寄付しない場合
図柄入りナンバー	ロゴ付きナンバー	図柄入りナンバー	ロゴ付きナンバー	図柄入りナンバー	ロゴ付きナンバー

ナンバープレート交換制度の創設

これまでナンバープレートの交換は、移転登録や変更登録等により番号が変更となった場合や滅失・毀損等の場合に限られていましたが、道路運送車両法を改正し、同じ番号のまま図柄入りナンバープレートに交換することが出来るようになりました。



ラグビースタンプの記念保存

ナンバープレートの使用終了後は、不正使用防止のための穴を開けた上で、取り外したラグビースタンプを記念に保存することができます。




5. 整備作業中の事故について

近年、リフトの誤使用や作業場での転倒・転落等、作業中の事故が多発しています。

整備事業者におかれましては、より一層の整備機器の正しい使い方の理解や定期的な保守点検の実施、転倒災害への取り組み等、事故防止に努めてください。

(1) リフト事故について

リフトは正しく使い、保守点検を定期的に実施しましょう

取扱方法は適切ですか？間違った使用法は危険です。		専門家による定期的な注油、部品交換で安全に使用しましょう。	
<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">車両の片上げ厳禁</p>  <p style="font-size: 0.7em;">車両の片上げ(前後、左右)は、事故につながります。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">車両の安定性の確認</p>  <p style="font-size: 0.7em;">タイヤが浮いた状態で車両が安定していることを確認してから上昇させましょう。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">アームの作動</p>  <p style="font-size: 0.7em;">アームにガタはないか。操作員合に異常はないか。アームロック、揺れ止め装置は正常に作動するか。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">安全装置の作動</p>  <p style="font-size: 0.7em;">降下止めツメがカチカチ音をたてて作動しているか。降下止めツメの掛かり具合は良いか。</p>
<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">荷重バランスの崩れに注意</p>  <p style="font-size: 0.7em;">重量物を取り外す場合は、荷重バランスの崩れに注意しましょう。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">左右の同調不良時は使用禁止</p>  <p style="font-size: 0.7em;">左右の同調不良(支柱の高さ位置不良)は、車両の落下など重大な事故につながります。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">オイル漏れ、異音</p>  <p style="font-size: 0.7em;">オイル漏れはないか。自然降下していないか。油圧ユニットから異音がないか。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">ワイヤー・チェーンの摩耗、給油状態</p>  <p style="font-size: 0.7em;">摩耗や損傷はないか。給油状態は良いか。</p>
<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">昇降操作中に車両の下に入らない</p>  <p style="font-size: 0.7em;">二人作業時のリフト操作は声を掛け合ひましょう。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">洗車対応機以外は洗車不可</p>  <p style="font-size: 0.7em;">水による影響でリフトに過度な負担が掛かり、安全性が損なわれる恐れがあります。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">コードリール・リモコンスイッチの状態</p>  <p style="font-size: 0.7em;">コードに汚れや損傷がないか。有接点タイプは絶縁抵抗値が200MQ以上あるか。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 0.8em;">受台の摩耗状態</p>  <p style="font-size: 0.7em;">摩耗や損傷はないか。</p>

リフトの種類によっては該当しない項目があります。リフトをご使用になる前に、必ずそのリフトの取扱説明書を熟読し、十分に理解した上で、正しく使用してください。

整備機器の事故撲滅 を目指して

正しい使用で
事故を無くし
まじよう



一般社団法人日本自動車機械工具協会
<http://www.jasatool.org/>

リフト

荷重バランスの崩れに注意
ガラガラ
注意

車重の崩れや荷重の偏りによる傾斜（バランスの崩れ）は、リフトの傾斜を引き起こす原因となります。

リフト

**アタッチメントは
リフトポイントに
確実にセットする**

禁止

リフトの構造上、アタッチメントがリフトポイントに正しくセットされていないと、リフトが傾斜したり、落下したりする危険があります。

危険
**車が落下しそう
な場合は逃げる**

危険

リフトが傾斜したり、落下したりする場合は、直ちにリフトを降りて逃げてください。

片上げ

禁止

リフトの片側のみで車を吊り上げることは、リフトの傾斜を引き起こす原因となります。

エアコンプレッサ・塗装ブース

保守点検を励行する

注意

- 安全弁の動作確認
- オイルの手入れ
- ベットの伸び、劣化
- 定期的な水抜き

圧縮機や配管の劣化による漏洩や、圧力不足による作動不良を防ぐため、定期的な保守点検を行う必要があります。

注意

引火物を置かないこと

換気の良い場所に設置すること

★塗装ブース

- フィルターを定期的に変更すること
- ミスト等の清掃を行うこと

換気不良による作業中の粉塵や塗料の乾燥不良を防ぐため、定期的なメンテナンスを行う必要があります。

洗車機

正しく使用する

注意

- 洗車ガンは確実に保持すること
- 高温注意

★門部洗車機

- 車両形状の設定を正確に行うこと
- 車両の傾斜に注意
- 保守点検を行うこと

車両の傾斜や保守点検不足による洗車不良や、洗車ガンの破損を防ぐため、正しい使用方法を守ってください。

リフト

安全装置は入りの状態で使用する

危険

リフトの安全装置は、作業開始前に入力されている状態に保たなければなりません。

危険

操作する際は声掛け・応答確認をし、車両の下には入らない

危険

リンク部やリフトの下に手や足を入れない

注意

リフトのリンク部やリフトの下には、手や足を入れないでください。

ガレージジャッキ

ジャッキアップ状態で作業をしない

危険

ジャッキアップ状態で作業を行うことは、車両の傾斜を引き起こす原因となります。

危険

傾斜地や軟弱な場所で使用しない

禁止

傾斜地や軟弱な場所でジャッキアップを行うことは、車両の傾斜を引き起こす原因となります。

タイヤチェンジャ

操作時は周囲を確認する

注意

作業中は周囲を確認し、安全な状態で作業を行ってください。

注意

安全目印等を使用する

手を挟まれないように注意する

注意

タイヤチェンジャーの作動部分には、手を挟まれないように注意してください。

コードリール・エアホースリール

スイッチやエアホースに傷、破損がある場合は使用しない

禁止

スイッチやエアホースに傷や破損がある場合は、使用を中止してください。

禁止

コード類を無理に引っ張らない

危険

コード類を無理に引っ張ると、破損の原因となります。

危険

濡れた手でスイッチを操作しない

危険

濡れた手でスイッチを操作すると、感電の危険があります。

平成28年リフト事故集計表

機工協・技術サービス部会調査

番号	事故発生状況	事故発生場所	発生時間	リフトの種類				生産区分	事故区分	人身事故状況	物損内容	事故の推定原因			事故後の処置	設置年月	使用年数(概算)	保守契約
				二柱	四柱	リンク	ワイヤーリフト					その他	リフト不良	設置不良				
1	車面の整備終了後、リールに収納するためにリモコンのコードを引っ張ったところ、リモコン操作を行っていないのにリフトが上昇して付近に駐車していた車面に接触した。 原因は、設置時にリールとリモコンを接続する際の不具合により誤作動を起こしたためである。総線キャブを取り付けるとともに、端子間の隙間を確認した。	作業所	午後															無
2	車面をリフトアップし、エンジンサポートを使用してミッションを交換していた際に、リフトを少し下げたところ、下降が止まらず車面が落下した。 原因は、リモコンコードの経年変化である。リモコンコードを交換し、定期点検を行い、リフト適正使用のポスターを配付した。また、継続的に定期点検を受けるよう提案した。	作業所	午後															有
3	リフトの下限付近で車面の整備を行っていたところ、リフトが勝手に上昇したためリモコンを操作したところ、リフトの上昇は止まらず天井に接触して損傷した。 原因は、リモコンリールの引き出し限界テープが剥がれており、限界を越えた位置で頻繁にリモコンコードを引いていたため、リール内部の固定金具との摩擦が剥がれて接触し誤作動を起こしたと思われる。リモコンリールを交換し、注意喚起シールを貼付した。	作業所	午後															有
4	車面がない状態でフロアリフトが下降していたため、作業員が開口部に気づかず駆り込んで転落した。リフト使用後はリフトを元に戻すよう徹底するとともに、車面がない状態で作業を実施する場合は安全対策を強化した。	作業所	午後															有
5	車面のプロペラシャフトを取り外した後に、車面が前進してドライブシャフトのリフトのランウェイから落下し、リフトの部の新油タンクに衝突した。 原因は、車面のガイドブレーキを引っ張って動かさなかったこと、ランウェイの前後ストッパーを外していたためである。リフトの正しい取り扱い方法を説明した。	作業所	午後															有
6	業務時間外にリフトが誤作動を起こして上昇し、作業スタッフが駐車していた車面が片上り状態で細し上げられ、その後落下して周囲の車面と接触した。 原因は、操作スイッチが破損しており、汚損によるショートと思われる。操作スイッチ及びリール、リモコンコード類の交換を行った。	作業所	午後															有
7	車面をリフトアップして点検していたところ、ワイヤーが破断し、安全装置も作動しなかったために車面が落下し、作業員が逃げる際に指を負傷した。 原因は、ワイヤーの経年劣化である。リフト点検の啓発及び取扱方法を指導した。	作業所	午後															有
8	前日よりリフトアップしていた車面のシャフトアプリアーを外すために強い力を加えたところ、受けゴムが車面から外れてしまった。その状態でさらに下降させたところ、アームがフレードから外れてアームが曲がり、車面がすれ落ちマフラーを破損した。 原因は、アームのセットがフレードのギリギリの位置であったため、車面に強い力を加えたことでアームがずれたためである。破損した部品を交換し、定期点検の実施及び正しい使用方法について指導した。	作業所	午後															有
9	車面をリフトアップして整備していたところ、車面が不安定な状態になりリフトから落下した。 原因は、リフトアップ時に車面のリフトポイントに曇りがあったためである。再度、リフト使用上の注意点を確認し、取扱方法の説明を行った。	作業所	午後															有

(2) 転倒事故について



STOP! 転倒災害

プロジェクト

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

あなたの職場は大丈夫？


転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!! 

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

2月・6月は重点取組期間です!!

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。 [STOP! 転倒](#) [検索](#)

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 **転倒災害は最も多い労働災害!**

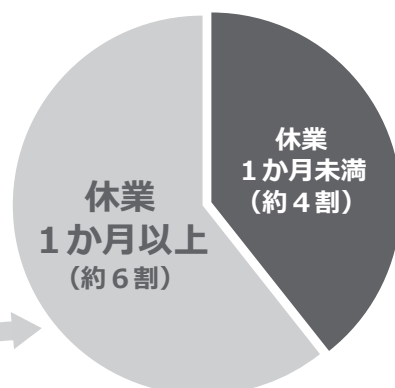
休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.6万件と最も多く発生しています。

特徴2 **特に高齢者で多く発生!**

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約3倍リスクが増加します。

特徴3 **休業1か月以上が約6割!**




転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。



「平成27年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」

[STOP! 転倒](#) [検索](#)

(2017.2)

6. 自動車整備人材確保について

少子化やくるま離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減する一方で、整備要員の高齢化が進展しており、近い将来人材不足が顕在化する可能性が大きくなってきております。

整備要員の不足は、自動車の安全・環境を支える整備事業の基盤を揺るがすおそれがあり、早急に背景や原因に対応した効果的な対策を講じる必要があることから、「自動車整備人材の確保・育成に関する検討会」において、自動車整備業における労働環境・待遇の改善や女性の活用などの人材不足問題に対して検討を重ねた結果、自動車整備業は、安定性や社会的貢献度などの魅力・重要性のある業種である一方で、給与や労働時間等の労働環境・待遇において、他業種と比較して不満度が高い等の実態が課題として確認されました。これらの課題に対してさまざまな能力の評価に対応したインセンティブ付与や残業削減及び育児等との両立のための柔軟なシフト設定などの先進事例を取りまとめ今後これらを業界全体で共有し、事業形態・規模等に応じた対策を関係者が連携して検討・推進を図ることとともに、継続してインターンシップの職場体験や高等学校等への訪問等を実施することとしました。

自動車整備人材の確保・育成に関する検討会とりまとめ概要

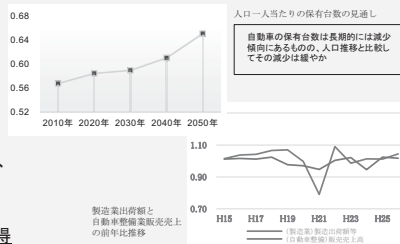


自動車整備業の実態調査や他産業との比較等の分析・検討から、**自動車整備業の魅力・重要性、自動車整備業の実態及び人材確保・育成のための課題、課題に対応する先進的取組事例**についてとりまとめた。

今後、とりまとめられた整備業の魅力・重要性、実態や課題、先進的取組事例を**業界全体で共有し、事業形態・規模等に応じた対策を関係者が連携して検討・推進**を図る。

自動車整備業界・整備士の魅力・重要性

- 今後も必ず必要となる点検・整備需要を背景とした安定した業態
 - ・全国で約8千万台以上が保有され、その台数は緩やかに推移する傾向を維持。
 - ・自動車の点検・整備需要は、安定的に発生し、景気動向等による影響が比較的少ない。
- 自動車の利用に係る安全・安心や利便性を確保することを通じた地域社会への貢献による満足感・達成感
 - ・自動車整備士は、適切な点検・整備により、自動車の安全と安心を守り、社会に貢献する重要な職種。
 - ・自動車整備士は、自動車の構造や整備に関する知識や技能を持っていることを国が認めた国家資格であり、国内の整備技術の水準を保っている。
 - ・特に自動車への依存度の高い地方部において日常生活の足を守る地域に密着した頼られる存在。
- 技術革新の着しい自動車を扱うことによる自動車整備のスキルの習熟を通じた最先端技術に係る知見の獲得



実態・課題	給与・労働時間等に対して低い等から他業種と比較して給与に対する不満度が高い ・専業主業者等では、ディーラーに比べ、年齢が上がっても給与が上がりにくい	先進事例	様々な能力の評価に対応したインセンティブ付与 僅かでも定期昇給を実施(給与の上がる道筋を見せる)
	労働時間・労働時間が長く、調整ができないことから他業種と比較して不満度が高い		管理職において余暇の充実を図るよう意識改革を実施 残業削減及び育児等との両立のための柔軟なシフト設定
	休日・休暇・休日出勤や希望する日に休みが取りづらく他業種と比較して不満度が高い		体に負担の少ない器具の導入等可能な範囲からの環境改善 社員意見の有効活用によるコミュニケーションの活発化
	作業環境・設備の老朽化、コミュニケーションのとりづらさが不満理由の上位 ・女性進出の課題として「体力面」があげられる事業者が約半数		社内独自資格制度の創設によるモチベーション維持 店舗間のスタッフ入れ替えによる新たな着眼点の発見
	やりがい・他者の力になった時や修理した時の達成感はあるがやりがいの満足度は低い		基礎技能教育と独自ニーズを加えた高度な教育の両立 高卒を採用し、整備学校へ通学させる
技能向上・最新技術等の研修に関する従業員のニーズへの対応が不十分			

今後の検討の方向性

- 自動車整備業の実態及び課題を業界団体、個々の事業者間で共有
- 自動車整備業、自動車整備士の重要性や魅力についての説明等、理解を図る活動を継続して実施
- 先進的な取組事例の共有等による事業形態・規模・環境に応じた実効性ある対策など、引き続き業界団体・関係者が連携して検討

国土交通省
 ○整備業界の社会的重要性、将来性の社会的認知の醸成
 ○体験学習・インターンシップの業界への啓発
 ○女性も使いやすい工具・機器の調査
 ○最新技術に対応した整備を行うための汎用スキャンツールの標準仕様拡大等による整備環境の充実
 ○スキャンツールを活用した教育体制、カリキュラムの策定等

業界団体
 ○実態と課題の業界内で共有
 ○整備業界に対する理解を広げるための体験学習やインターンシップ等の推進
 ○労働環境・待遇改善に対する先進的な取組事例の収集、展開
 ○最新技術対応など、従業員の要望に応じた研修の実施等

整備事業者
 ○先進事例を参考とした事業形態・規模等に応じた待遇改善の実施
 - 能力評価に応じた昇給等による給与満足度の向上
 - シフト制等による希望に応じた勤務時間・休日の確保
 - 比較的簡易なものから工場内の環境改善の実施
 - 女性も作業しやすい設備・機器等の環境整備
 - 経営者や職場間のコミュニケーションの構築等

※高等学校等訪問時に使用



～自動車の安全・安心を守るスペシャリスト～

今こそ！ 自動車整備士

※自動車に電子機器（外部診断機）を接続して自動車整備をしている様子。

自動車整備士は国家資格です。

自動車の整備は、自動車を安全かつ快適に使用するために必要不可欠です。この重要な仕事を行うエンジニアが取得する国家資格として自動車整備士があります。

自動車整備士は、自動車の構造や整備に関する知識や技能を持っていることを国が認めた国家資格であり、今後、自動車に関する職業に就いていく上で大いに役立ちます。

自動車の安全・安心を守ることで社会に大きな貢献をしています。

人や貨物の移動など、毎日の生活に自動車は欠かせません。このため、もし、走っている自動車が頻繁に故障すると、私たちの日々の生活に大変な支障が生じます。さらに、走行中の故障は、事故や環境汚染につながり、また、故障車が道路を塞いで渋滞を引起しやすいため、社会が受ける影響は、とても大きなものとなります。

自動車の安全・環境性能を維持し、故障を未然に防ぐためには、法令や自動車メーカーによって定められた一定期間ごとの点検や部品交換等の整備を適切に行う必要があります。

自動車整備士は、この整備の仕事の専門家です。故障を未然に防いだり、適切に修理して自動車を良い状態に維持することにより、安全・安心を守り、社会に大きな貢献をしています。

高度な技術力を習得し、発揮するプロフェッショナルです。

ハイブリッド自動車、電気自動車、水素を燃料とする燃料電池自動車等の次世代自動車の登場、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全装置の普及など、高度な技術が急速な勢いで自動車に使用されています。これらの次世代自動車の整備を行うためには、自動車の最新技術を理解し、適切な自動車整備を行うための技術を身に付け、その成果を発揮することが必要です。

自動車整備士は、次世代自動車の整備に必要な高度な技術力を習得し、ユーザーのために発揮する自動車整備のプロフェッショナルです。



自動車整備人材確保・育成推進協議会 【ホームページ <http://jdjoushaseibishi.jp/>】

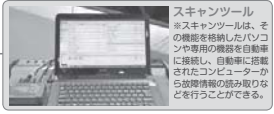
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 / 全国自動車大学校・整備専門学校協会 / 全国自動車短期大学協会
一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人全国自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会
一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会
一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会
一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会 / 一般社団法人日本自動車整備協会



自動車整備士の仕事

近年の自動車は「環境保全の性能の向上」「安全性の向上」などのために多くの電子制御システムが使用され、構造や機能が高度で複雑なものとなっています。

このため、自動車の整備においては、電子機器である外部診断機（※スキャンツール）を活用したり、インターネットを活用した情報提供ネットワークなどから整備情報を閲覧、収集するなど、IT化が進んでいます。

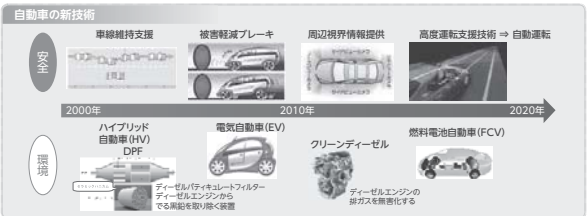


スキャンツール
※スキャンツールは、その機能を搭載したパソコンや専用の機器を自動車に接続し、自動車に搭載されたコンピュータから故障情報の読み取りなどを行うことができます。

今、街を走っている自動車は、スマートフォンやタブレット等と同様に、私たちの身近な存在であり、社会にとってなくてはならないものです。そんな自動車が、突然故障したりしないように、また正常に動ける状態を維持するためには、法律で定められている定期点検などを行い、必要に応じてエンジンオイルや部品の交換などの整備を行わなければなりません。



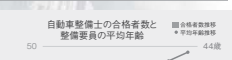
自動車整備の現場である整備工場は、自動車の状態を電子機器（外部診断機）で診断するなど高度化が進み、先進機器の導入や部品の配置などにより先進的な整備環境へと変化しています。



自動車整備士資格

自動車整備士の現状

自動車の整備に関する国家資格として自動車整備士がありますが、近年、自動車整備士の資格を取得する若者が減少しています。また、それに合わせて整備業界への従事者の平均年齢が上がってきており



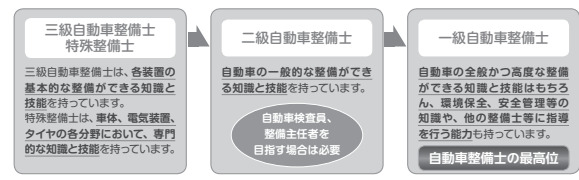
このため、多くの整備工場やディーラーでは、自動車整備士資格の取得者や取得を目指すエンジニアを求めています。また、自動車には時代の流れとともに、新しい技術が次々と開発・搭載されています。特に、自動車に乗りこなす人々も歩行者などの安全を確保する技術、燃費の向上や排気ガスやクリーンにする環境性能を高める技術が新たに多く開発され、実用化されています。現在も、水素等の新しい燃料を使った自動車や、自動運転の技術など、様々な先進技術の研究、開発が積極的に行われています。

自動車整備士の仕事は、これら新しい技術の自動車に対応できる専門的な知識と高い技能が求められる仕事となっています。

自動車整備士の種類

自動車整備士になるためには、一定の実務の経験後や自動車整備士の養成施設等の修了後、国が行う自動車整備士技能検定の学科試験及び実技試験に合格する必要があります。なお、登録試験機関による登録試験の合格、自動車整備士の養成施設の修了等により、試験の一部又は全部が免除されます。

また、自動車の分解整備を行う認定整備工場や指定整備工場（民間整備場）には、自動車整備士の有資格者が必要です。



登録試験に関するホームページ 【(一社)日本自動車整備振興会連合会】 <http://www.jaspa.or.jp/>
登録試験の申請方法、その必要書類等について、情報は多くあります。一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は最寄りの各都道府県自動車整備振興会にお問い合わせください。

先輩からの一言

お客様から「ありがとう」と、また来たよ！と褒めてくれるのが、とてもうれしいです。仕事に慣れれば、それ以外では、特に女性だから不利だと感じることがありません。女性整備士は同性に対する接客については、女性の気持が分かるのが有利だと思います。今後の目標としては、故障でお客様に迷惑をかけることなく、整備の仕事をこなすことです。また、女性らしさを全面に出して、お客様がサービスを楽しめます。

北海道 Kさん 女性

エンジンのオーバーホール等、できなかつた整備ができた瞬間は、本当にうれしいです。お客様に感謝されお礼を言われたときは、整備士になるってよかったと思える瞬間です。先輩の女性整備士（現工場長）と一緒に仕事をしたとき、こんなことまで出来るのかと驚かすくらい、正直面白く、その後もいろいろのことを教わり、性別は関係ないと思いました。整備士は楽ではないけれどやりがいのある仕事だと思います。

北海道 Kさん 男性

車は大切な家族や友人を乗せる機会が多いので、安心して乗るために、最終的な整備が終わるまで、慎重に確認して、自分なりに適正な整備を考えた引き出しの時に、あがりたまたま来るなど、整備士の仕事は、安全に車を運ぶことが重要です。女性整備士は、細かく繊細な作業は、手先が器用な女性が多いので、向いていると思います。今の若い人は車を移動手段として、かつ、車に興味を持っていない人が多くなってきていると思います。そのうちで安全・安全に車を運ぶことを目指すことができ、お客様から感謝の気持ちを受けられる整備士だと思います。

和歌山県 Mさん 女性

整備士になって良かったことは、やはりお客様に「感謝」をしていただけることだと思います。元々、女性だから不利と、思っていたら、女性整備士は、同性に対する接客については、女性の気持が分かるのが有利だと思います。今後の目標としては、故障でお客様に迷惑をかけることなく、整備の仕事をこなすことです。また、女性らしさを全面に出して、お客様がサービスを楽しめます。

福島県 Yさん 男性

整備士になって良かったことは、やはりお客様に「感謝」をしていただけることだと思います。元々、女性だから不利と、思っていたら、女性整備士は、同性に対する接客については、女性の気持が分かるのが有利だと思います。今後の目標としては、故障でお客様に迷惑をかけることなく、整備の仕事をこなすことです。また、女性らしさを全面に出して、お客様がサービスを楽しめます。

石井大、宮内麻希と第20回大会優勝の福岡県チーム

7. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について

事業者が事業を運営していく中で、法律等により守らなければならないことが決められておりますが、チラシやホームページ等で広告を行う場合においても、景品表示法により不当な表示が禁止されております。

自動車分解整備事業として重要かつ忘れがちな法令等の抜粋を後述いたしますので、自工場における不適切な表示がないこと等を確認し、関係法令を遵守してユーザーとの適正な取引に努めるようにしてください。

○ 関係法令について

ア) 道路運送車両法

道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2では、自動車分解整備事業者の遵守事項を規定しています。

- ・ 定期点検整備料金の掲示
- ・ 概算見積書の交付（定期点検整備）
- ・ 分解整備記録簿を記載して写しを交付
- ・ 行っていない点検・整備の料金を請求してはならない。また、依頼されていない点検・整備を不当に行いその料金を請求してはならない。

自動車分解整備事業者が行う点検または整備は、道路運送車両法の遵守規定により、消費者保護が図られていることから特定商取引法の適用除外とされています。

参 考

特定商取引法（特定商取引に関する法律）

訪問販売、通信販売、電話勧誘販売等、消費者トラブルを生じやすい6つの取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、消費者による契約の解除（クーリング・オフ）や取消しなどを認め、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止するとともに、消費者の利益を守るための法律です。

また、事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、以下のような規定を定めています。

①氏名等の明示の義務付け

勧誘開始前に事業者名や、勧誘目的であることなどを消費者に告げるよう業者に義務付けています。

②不当な勧誘行為の禁止

重要事項（価格・支払い条件等）や虚偽の説明を故意に告知しなかったり、消費者をおどして困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。

③広告規制

業者が広告をする際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告を禁止しています。

④書面交付の義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者にも義務付けています。

イ) 個人情報保護法

個人の権利、利益を保護することを目的とした法律です。個人情報を取扱う事業者として、以下の項目を守る必要があります。

- ①個人情報の提供を受ける際に、利用目的を告げなければならない。
- ②取得した個人情報は、提供を受ける際に告げた利用目的以外に使用してはならない。
- ③個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得なければならない。

ウ) 消費者基本法

消費者の利益の擁護、権利の尊重、自立への支援といった基本理念を定めています。

また、消費者の権利、事業主の責務、行政機関の責務等を規定しており、事業主（者）の責務として以下のように定められています。

- ①消費者の安全及び取引における公正を確保すること。
- ②消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に（難しくなく）提供すること。
- ③消費者との取引に関して、消費者の知識、経験及び財産の状況（支払い能力）等に配慮すること。
- ④消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

エ) 消費者契約法

契約時に、消費者の誤認や困惑によるトラブルから消費者を守ることを目的として、契約を勧誘する際、以下のような行為を行ってはならない旨が規定されています。

- ①重要事項について、事実と異なることを告げてはならない。（不実告知）
- ②将来における変動が不確定なものを断定的に告げてはならない。
（当該車両の保安基準適合性維持に係る将来の予測情報は除く）
- ③消費者の利益となる情報だけでなく、不利益となることも告げなくてはならない。
（故意の不告知）
- ④消費者が事業者に対し、その場からの退去の意思を示した場合、それに従わなければならない。
- ⑤消費者がその場所から退去する意思を示した場合、それを妨げてはならない。

オ) 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

商品等の販売において競争関係にある企業同士が、販売価格、数量及び地域等を話し合いで決める等の競争行為（カルテル）や取引先に対する不公正な取引方法等の行為を禁止する法律です。なお、事業者として、以下のような行為が禁止されています。

①不当な「抱き合わせ販売」(不公正な取引方法)

【例】人気商品である新車または中古車の販売時に、車両本体価格に3年分の定期点検料金を加えて販売する。(ユーザーに選択権を与えず、強制的にセットで販売する。)

カ) 景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)

過大な景品類や不当な表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的で合理的な選択を阻害するおそれのある行為を制限し、禁止することにより一般消費者の利益を守ることを目的としています。

景品表示法(抜粋)

(不当な表示の禁止)

第4条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- (1) 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (2) 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第6条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

景品表示法に関する窓口

消費者庁 表示対策課

〒100-8958東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

TEL: 03-3507-8800(代)

消費者庁の景品表示法ホームページ

<http://www.caa.go.jp/representation/index.html>

キ) 消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）

事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として定められた平成30年9月30日までの時限的措置法です。

① 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

特定事業者（①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者）

特定供給事業者（①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、資本金等の額が3億円以下である事業者、③個人事業者）

特定事業者の遵守事項（特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはならない。）

①減額・買ったたき

②購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制

③税抜き価格での交渉拒否

④報復行為

② 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

事業者の遵守事項（事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはならない。）

①消費税を転嫁していない旨の表示

②消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

※消費税の転嫁を阻害する表示に対する勧告、指導等については、消費者庁長官等が実施する。

③ 価格の表示に関する特別措置

①消費税の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）。

※税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならない。

②事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しない。

④ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする（公正取引委員会への届出制）。

転嫁カルテル：転嫁の方法の決定に係る共同行為

【例】事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定、端数の合理的な範囲での処理の決定

表示カルテル：表示の方法の決定に係る共同行為

【例】価格について統一的な表示方法を用いること

消費税転嫁対策特別措置法について

※消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

消費税転嫁対策特別措置法が、平成25年10月1日付けで施行されています(同法は、平成33年3月31日まで適用されます。)。政府では、この法律に基づき消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組を行っています。
※法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長されました。

I 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されています。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

	転嫁拒否等をする側(規制対象)(買手)	転嫁拒否等をされる側(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
②	右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	○ 資本金3億円以下の事業者 ○ 個人事業者等

禁止される行為	具体例
① 減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
② 買ったとき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④ 本体価格での交渉の拒否	本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること
⑤ 報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Iに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

II 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されています。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

IIに関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていけば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。

※ 消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

〇〇円(税抜) 〇〇円(税抜価格) 〇〇円(本体価格) 〇〇円+税

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされています。

Ⅲ(1)に関する問い合わせ先:財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

Ⅲ(2)に関する問い合わせ先:消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表)

Ⅳ 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会HPを御覧ください。)

(1) 転嫁カルテル(消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※ 税込価格や税抜価格(本体価格)を決めることは、適用除外の対象にはなりません(独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。)

※ 転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

【中小事業者の範囲】	資本金等の額 (会社)	又は	常時使用する従業員数 (会社又は個人)
	製造業、建設業、運輸業	3億円以下	
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5千万円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
政令で定める業種	業種ごとに政令で定める金額以下		業種ごとに政令で定める数以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(2) 表示カルテル(消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為)

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

Ⅳに関する問い合わせ先:公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471(代表)

2016.11.28

8. 車検と定期点検についてのアンケート調査結果等

「車検と定期点検についてのアンケート」

調 査 結 果

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会

■ 調査概要

- 調査目的：車検の利用状況や整備に関する認知を調査することによって、今後のマーケティング活動の基礎資料とする。
- 調査対象：楽天リサーチのモニター会員
下記①～④の条件を満たしている20～50代の男女
 - ①普通運転免許を所有していること
 - ②自家用車を所有していること
 - ③月1回以上運転すること
 - ④自分で車検費用を支払っていること
- 調査地域：関東地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）
- 調査方法：インターネットリサーチ
- 調査時期：2016年12月2日（金）～7日（水）
- 有効回答数：300サンプル
- 割付：4セル
 - ①20代（20～29歳）75サンプル
 - ②30代（30～39歳）75サンプル
 - ③40代（40～49歳）75サンプル
 - ④50代（50～59歳）75サンプル
- 調査実施：自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会
- 調査実施会社：楽天リサーチ株式会社

■ 回答者のプロフィール

- 性別：男性78.3%/女性21.7%
- 職業：公務員=6.7%/経営者・役員=1.3%/会社員（事務系）=26.0%/会社員（技術系）=20.3%/会社員（その他）=19.7%/自営業=8.3%/自由業=3.3%/専業主婦（夫）=2.3%/パート・アルバイト=4.7%/学生=1.0%/その他=2.0%/無職=4.3%
- 年齢：20～24歳=5.3%/25～29歳=19.7%/30～34歳=8.7%/35～39歳=16.3%/40～44歳=9.7%/45～49歳=15.3%/50～54歳=13.7%/55～59歳=11.3%
- 居住地：東京都=24.7%/神奈川県=14.7%/埼玉県=19.3%/千葉県=16.0%/茨城県=8.7%/栃木県=8.7%/群馬県=6.7%/山梨県=1.3%

■ 調査結果の要約

- 「ディーラー工場」及び「整備工場」で車検を利用しているのは合わせて86.3%
 - ・直近での車検方法は「ディーラー工場」(47.0%)、「整備工場」(39.3%)、「ユーザー車検」は10.0%（代行者4.3%+自ら5.7%)。
 - ・点検結果・整備内容の説明を受けたのは87.0%。「口頭及び書面で説明を受けた」81.7%+「書面のみで説明を受けた」5.3%。
 - ・車検方法の選択理由では、「信頼できるから」(58.7%)がトップ。以下「料金が安いから」(33.7%)、「車を購入したお店だから」(25.0%)、「以前からの付き合いで」(26.3%)が続く。
 - ・車検方法別でみると、ディーラー工場では「信頼できる」、「車両購入店舗」、整備工場では「料金が安い」がそれぞれ高い。
- 車検の満足度は約65%
 - ・全体の「満足度」は65.3%で、昨年に比べて僅かながら減少。
 - ユーザー車検の定期点検実施者は60%
 - ・ユーザー車検で定期点検を行っているのは60.0%。
 - ・一方で定期点検を行っていない理由としては、「何も不具合がない」(30.0%)が主な理由。
 - 整備付き車検は「ディーラー工場」「整備工場」のいずれも70%以上が次回も受ける
 - ・次回の車検方法は「ディーラー工場」が39.0%、「整備工場」が37.0%。
 - ・次回の車検について「整備付き車検」を希望しているのは、整備工場が72.9%、ディーラー工場も71.6%と共に高い。

■『車検合格』を正しく理解しているのは約26%

- ・「車検が通った（合格した）」ことを、「次の車検まで安全である事とは関係ない」と正しく認識している人は26.3%。
- ・車検時の「重量税」「自賠責保険料」支払いの認知は81.7%。

■定期点検義務付けの認知は77.7%

- ・1年ごとの定期点検義務を認知しているのは77.7%で前回と同程度。
- ・性別では女性よりも男性、年代では若年層よりも40代、50代における認知率が高い。
- ・1年ごとの定期点検を「必ず行っている人」は44.7%。
- ・一方、定期点検を行わない理由は「整備料が高い」が40.9%で最も多く、これに「面倒」が28.4%で続く。

■各サインの認知率は、「てんけんくん」32.3%、「認証看板」36.3%、「検査標章」84.0%、「点検整備済ステッカー」83.0%

- ・「てんけんくん」の認知は全体で32.3%。20代や女性の認知率が他層と比べて高率。
- ・「認証看板」の認知は36.3%。女性の認知率が低く、ま

た40代の認知率が最も高い。

■「検査標章」の認知は84.0%、「点検整備済ステッカー」の認知は83.0%であった。共に20代の認知率がやや低調。
■自動車のエコについては「急発進・急ブレーキをしない」が57.3%

- ・エコの実施として「急発進・急ブレーキをしない」が最も多く57.3%。
- ・整備不良が環境に及ぼす悪影響の中で、多く回答が挙げられたのは「交通事故への危険性」が48.7%でトップ。次いで大気汚染への悪影響が24%。

■リサイクル部品の利用は21.3%で、利用したくない理由は「品質に不安がある」が74.7%

- ・リサイクル部品の利用は21.3%で、男性や30代の利用が高め。
- ・利用したくない理由として「品質に不安」が74.7%。

■不正改造の認知は「着色フィルム貼付」70.0%、「ステッカー貼付」57.0%、「ランプ色の変更」60.3%

- ・いずれも女性および20代における認知率が低い傾向。
- ・前回調査に比べて、不正改造のいずれも認知率が減少している。

■ 調査結果

1 車検の状況

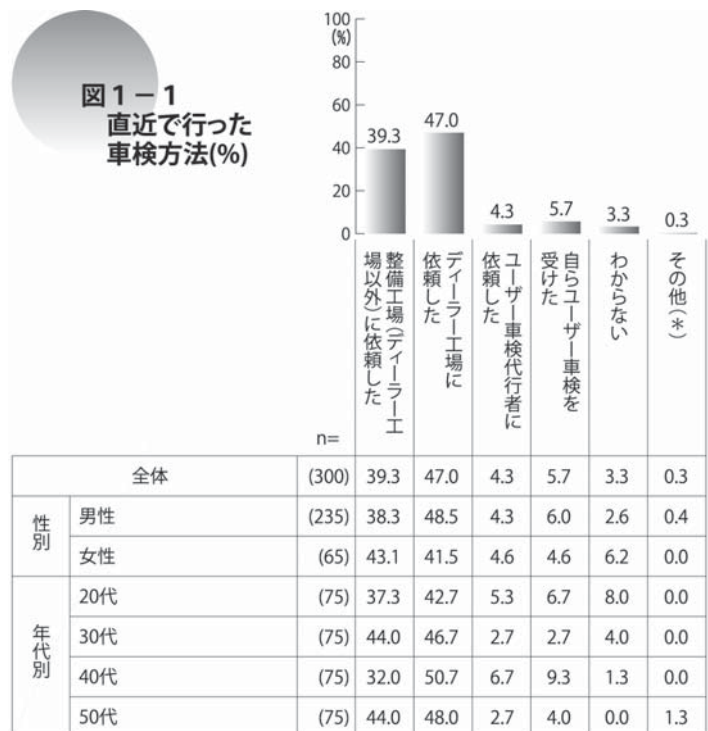
1-1. 車検の方法 「ディーラー工場に依頼した」が47.0%でトップ

調査対象者全員に、直近に行った車検方法について尋ねた。

「ディーラー工場に依頼した」が47.0%で最も多い。次いで「整備工場（ディーラー工場以外）に依頼した」が39.3%となっており、前回と同傾向。

性別で見ると、男性は「ディーラー工場に依頼した」が48.5%と多く、女性は「整備工場（ディーラー工場以外）に依頼した」が43.1%と多くなっている。

年代別では、すべての年代で「ディーラー工場に依頼した」が「整備工場（ディーラー工場以外）に依頼した」を上回っている。



* その他の内訳＝オートボックス

1-2. 点検結果・整備内容の説明有無

口頭及び書面あるいは書面のみで説明を受けた人は87.0%

調査対象者全員に、点検結果・整備内容の説明状況について尋ねた。

説明を受けたとの回答は、87.0%で、「口頭及び書面で説明を受けた」が81.7%、「書面のみで説明を受けた」は5.3%となっている。

性別で見ると、女性で「説明を受けた計」が92.4%と高率。

車検方法別では、「整備付き車検（整備工場）」及び「整備付き車検（ディーラー工場）」がともに91.5%と高い確率で説明を受けている。



* その他の内訳＝口頭のみで説明を受けた

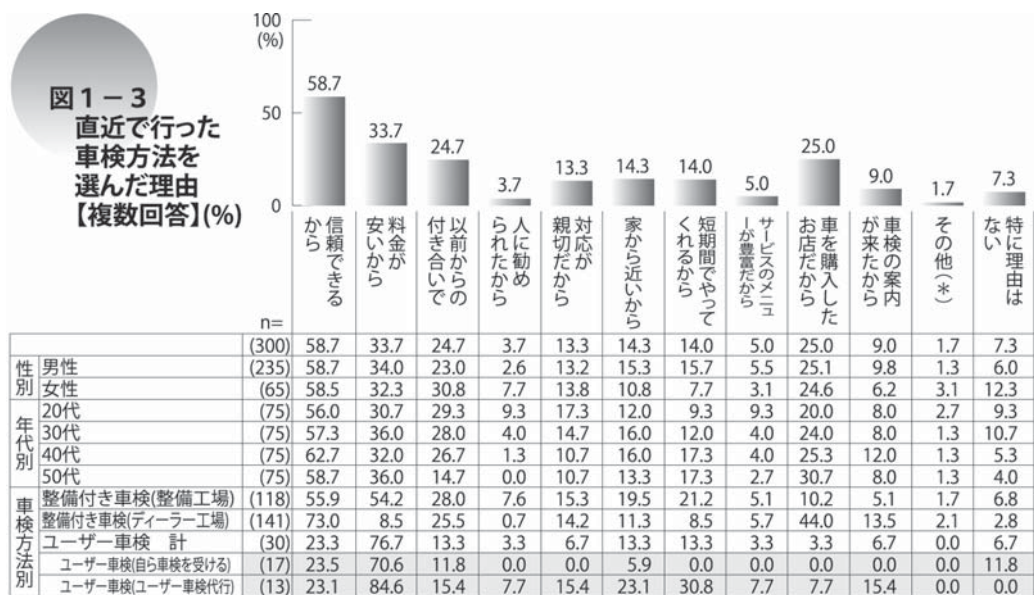
※ はn=30未満のため参考値

1-3. 選択理由 車検依頼先の選択理由は「信頼できるから」が58.7%でトップ

調査対象者全員に、車検方法を選択した理由について尋ねた。

「信頼できるから」が58.7%で最も高く、以下、「料金が安いから」(33.7%)、「車を購入したお店だから」(25.0%)、「以前からの付き合いで」(24.7%)と続いている。

車検方法別に見ると、整備付き車検（ディーラー工場）では「信頼できるから」が73.0%で、ユーザー車検は「料金が安いから」が76.7%となっており、それぞれ高い数値を示している。



* その他の内訳＝スポーツカーなのでその専門店へ／パックに加入している／家まで取りに来てくれる／知り合い／知り合いのお店だから

※ はn=30未満のため参考値

2 車検に対する満足度

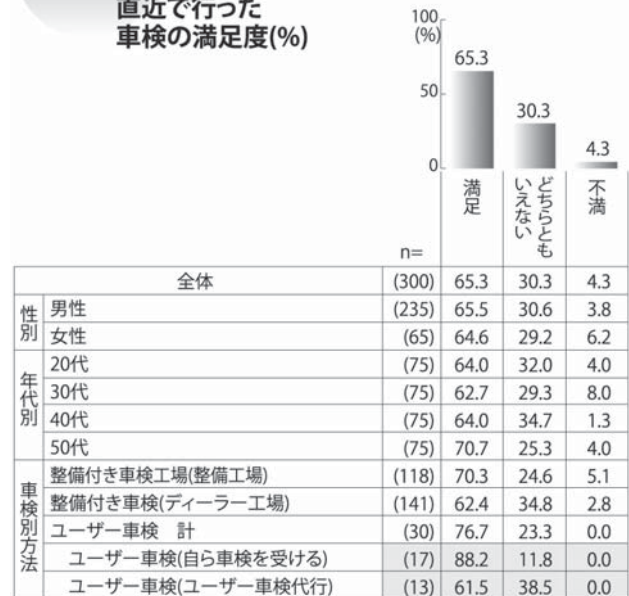
2-1. 満足度 全体の65.3%が直近の車検に満足

調査対象者全員に、直近の車検に対する満足度について尋ねた。

全体の65.3%が「満足」と回答しているが最近の傾向として「満足」は減少し、「どちらともいえない」「不満」が増加している。

車検方法別では、ユーザー車検の「満足」が76.7%と高い数値になっている。

図2-1
直近で行った
車検の満足度(%)



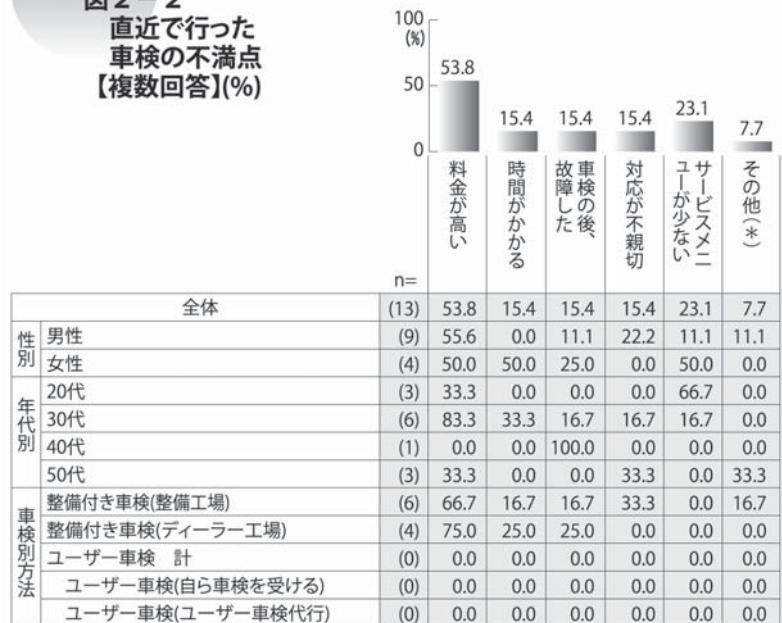
※ はn=30未満のため参考値

2-2. 不満点 直近の車検の不満点は「料金が高い」

直近で行った車検に不満と回答した人に、不満点について尋ねた。

参考値ではあるが、表の通りとなっている。

図2-2
直近で行った
車検の不満点
【複数回答】(%)



※ はn=30未満のため参考値

* その他の内訳=キズを付けられた

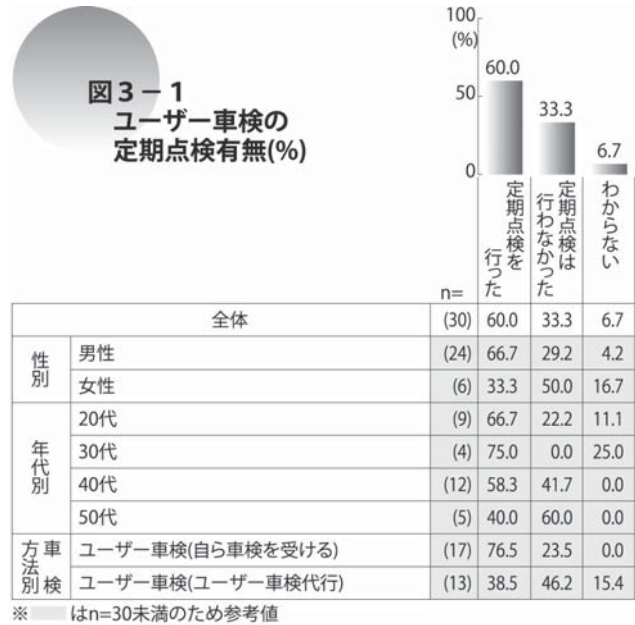
3 ユーザー車検の定期点検

3-1. ユーザー車検の定期点検の有無

ユーザー車検者の定期点検実施者は60.0%

ユーザー車検を受けた人に、定期点検の有無について尋ねた。

「定期点検実施者」は60.0%で、前回調査時からやや増加している。

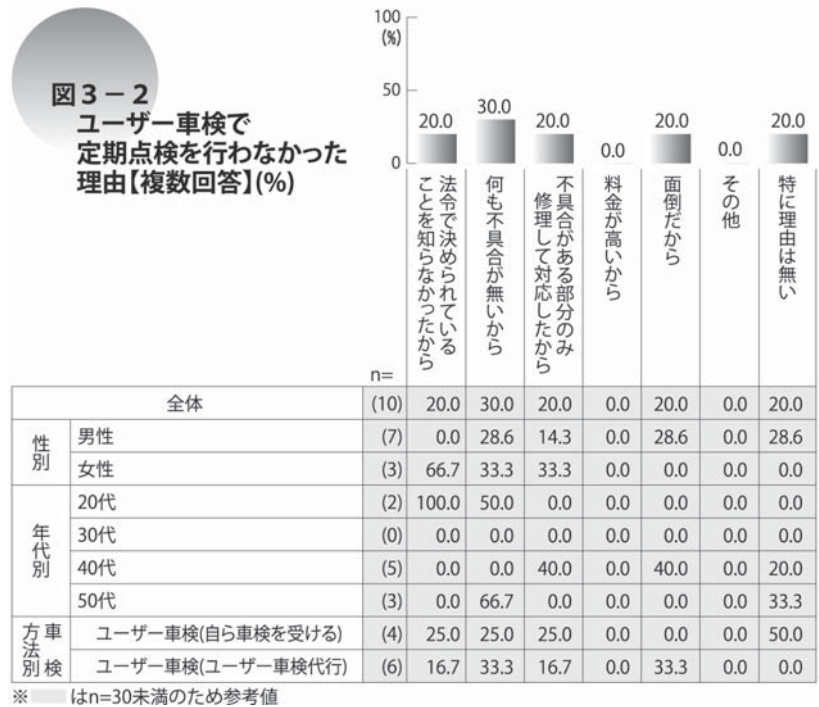


3-2. ユーザー車検で定期点検を行わなかった理由

「何も不具合がないから」が前年と同様トップ

ユーザー車検を受けた人に、定期点検を行わなかった理由について尋ねた。

参考値であるが、表の通りとなっている。



4 次回の車検について

次回希望する車検方法は「整備付き車検(ディーラー工場)」が39.0%で最も高い

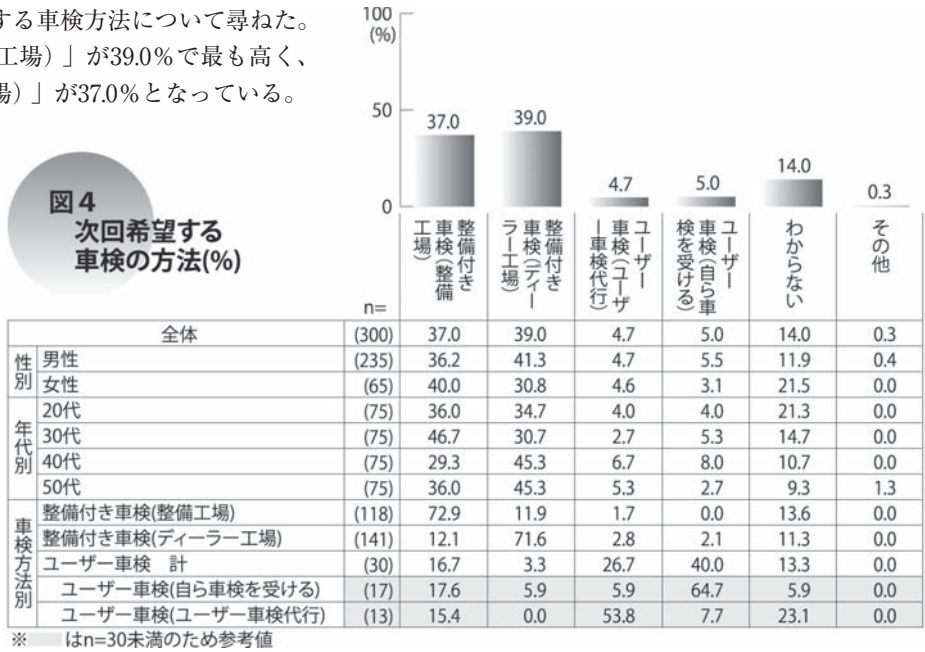
調査対象者全員に、次回希望する車検方法について尋ねた。

「整備付き車検(ディーラー工場)」が39.0%で最も高く、次いで「整備付き車検(整備工場)」が37.0%となっている。

ディーラー工場、整備工場合わせた「整備付き車検」は76.0%となっており、車検代行を含めた「ユーザー車検」は9.7%とわずかである。

車検方法別に見ると、同じ車検方法を選んだ人は「整備付き車検(整備工場)」が72.9%、「整備付き車検(ディーラー工場)」が71.6%、「整備付き車検(ディーラー工場)」が71.6%で、リピート意向はいずれも70%強となっている。

* その他の内訳=オートバックス



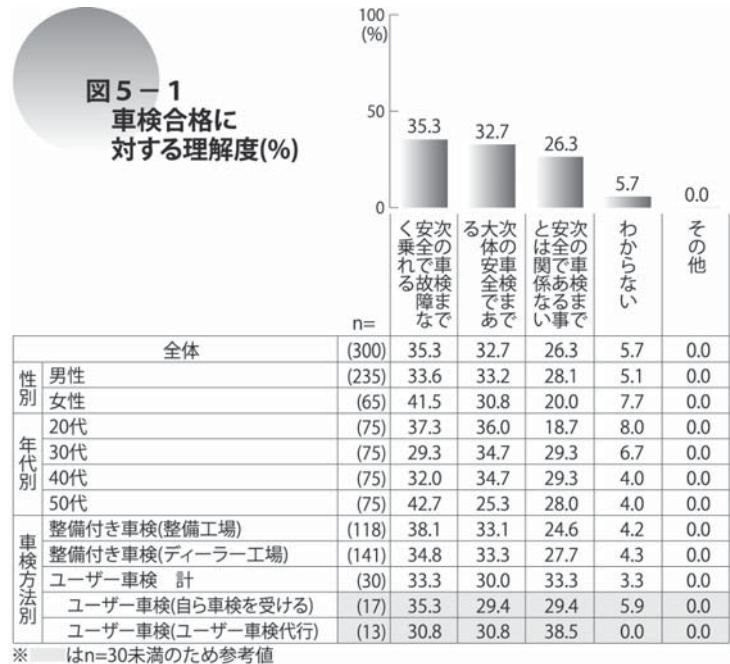
5 車検に対する認識

5-1. 車検合格に対する理解度

「次の車検まで安全である事とは関係ない」との正しい理解は26.3%

次の車検で「安全で故障なく乗れる」が35.3%、「大体安全である」が32.7%、「安全である事とは関係ない」が26.3%となっている。

特に性別では「女性」、年代では「50代」で「次の車検まで安全で故障なく乗れる」と回答した比率がいずれも40%を超えている。



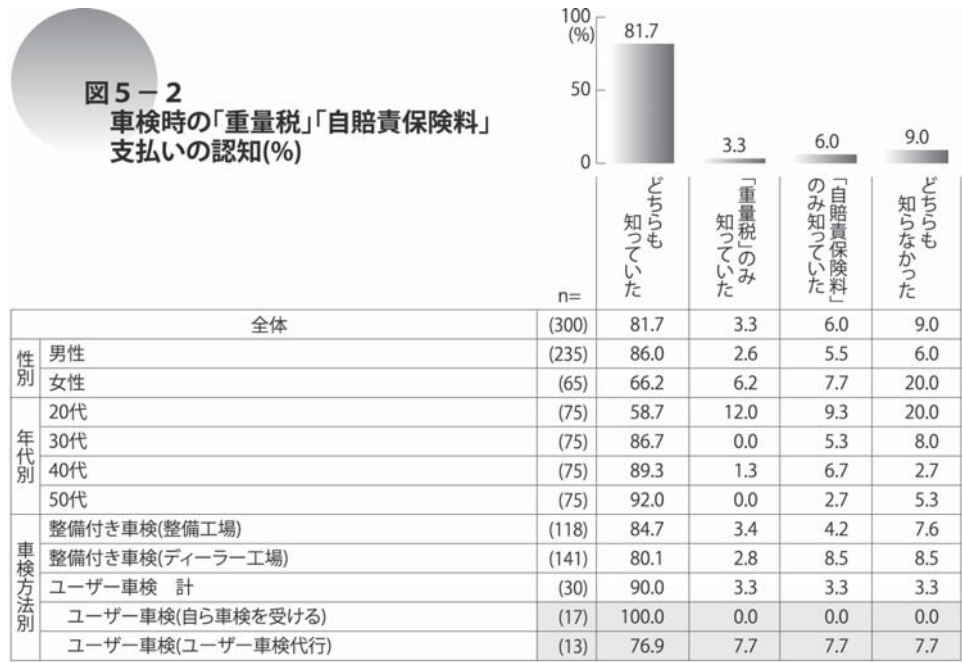
5-2. 車検時の「重量税」「自賠責保険料」支払いの認知

全体の81.7%が車検時に双方の支払いを認知

調査対象者全員に、「重量税」と「自賠責保険料」を国に支払っていることの認知を尋ねた。

「どちらも知っていた」が81.7%で例年と同様に高い率を示している。

「どちらも知らなかった」が女性と20代でそれぞれ20%を占めており、比較的高い比率であった。



6 1年ごとの定期点検・日常点検について

6-1. 定期点検の義務付けの認知

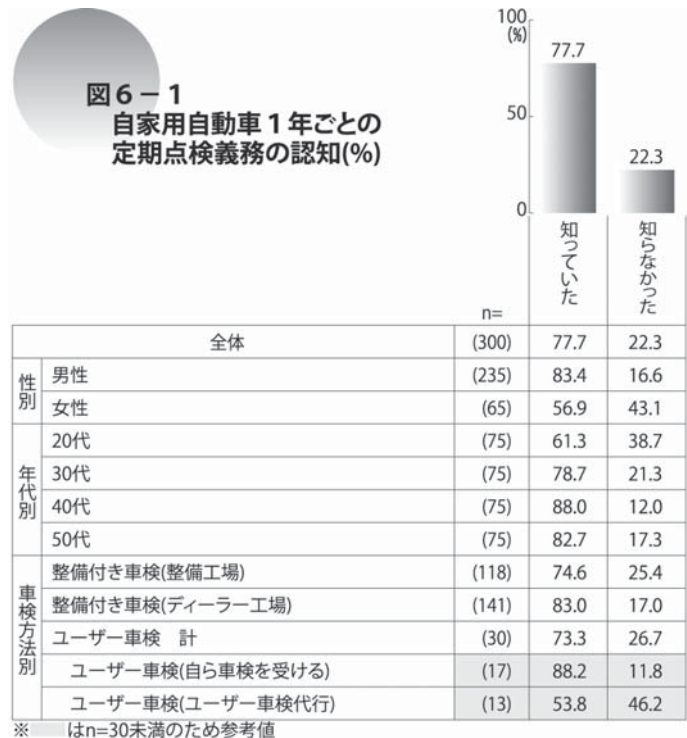
77.7%が「定期点検の義務付け」を認知

調査対象者全員に、1年ごとの定期点検が法律で義務付けられていることを認知しているか尋ねた。

「知っていた」と回答した人が77.7%で、過去調査と同程度であった。

性別では、男性の83.4%に対し、女性は56.9%と認知率には大きな差が見られる。

年代別に見ると、40代、50代が80%を超えて高い率を示している。



6-2. 1年ごとの定期点検の実施

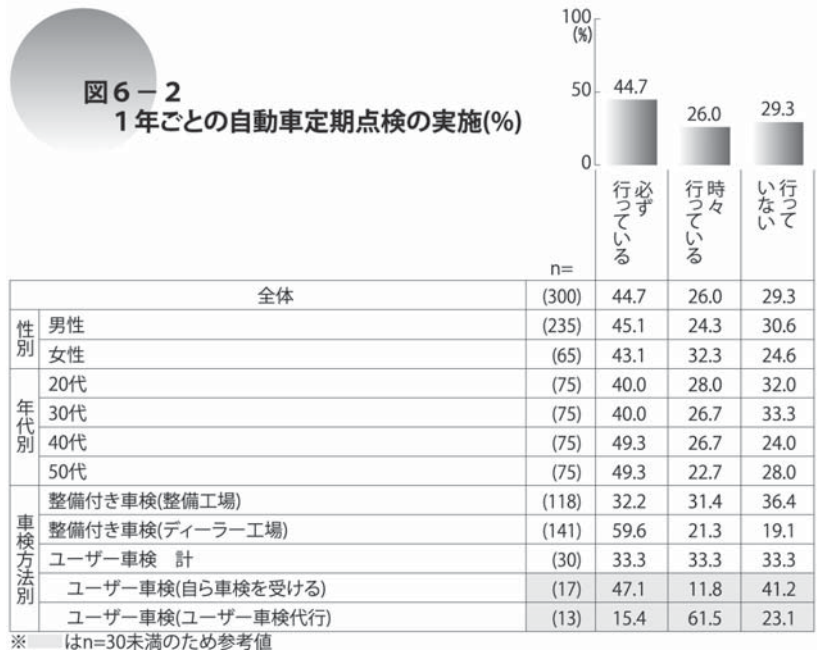
「必ず行っている」と回答した人は44.7%

調査対象者全員に、1年ごとの定期点検を行っているか尋ねた。

「必ず行っている」と回答した人が44.7%で、前回調査時と同水準であった。

年代別に見ると、年代が高くなるにつれて実施率も高くなっている。

車検方法別では、整備付き車検（ディーラー工場）が「必ず行っている」の割合が約60%と意識の高さが窺える。

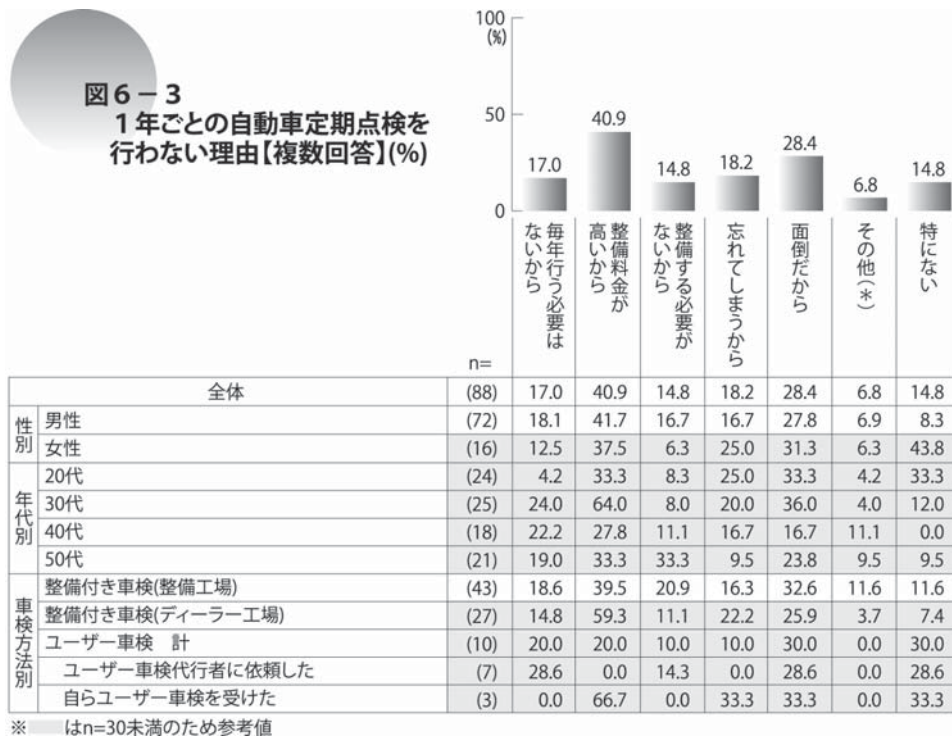


6-3. 定期点検を行わない理由

「整備料が高い」が40.9%でトップ

1年ごとの定期点検を「行っていない」と回答した人に、その理由について尋ねた。

「整備料が高いから」と回答した人が40.9%で最も高く、次いで、「面倒だから」が28.4%となっている。



*その他の内訳＝オイル交換などの作業時に随時点検してもらっている／金に余裕がないから／自分でやるから／

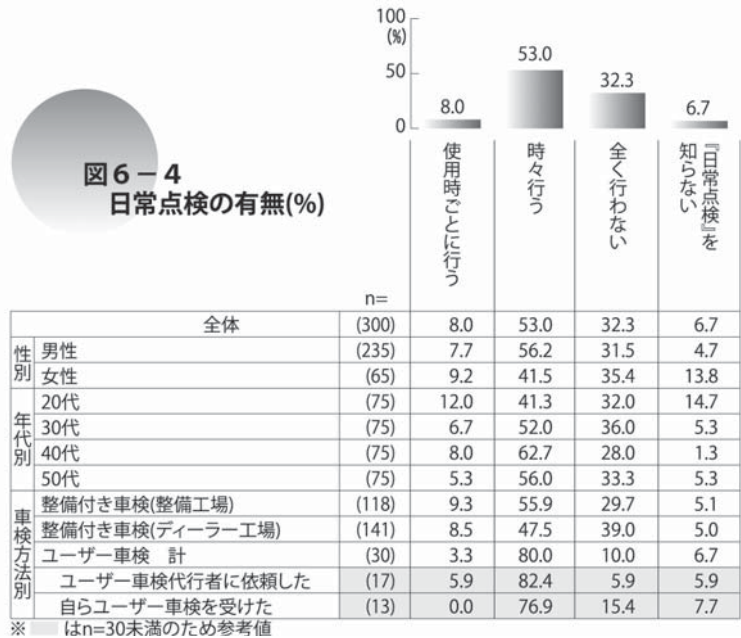
自分で整備している／自分自身で点検しているので／知らなかったから

6-4. 日常点検の実施 実施者合計は61.0%

調査対象者全員に日常点検の実施状況について尋ねた。

「使用時ごとに行う」と「時々行う」を合わせて61.0%であった。一方、「全く行わない」との回答も32.3%を占めている。

年代別で見ると、40代で日常点検の実施率が最も高い。



7 点検整備関連マークについて

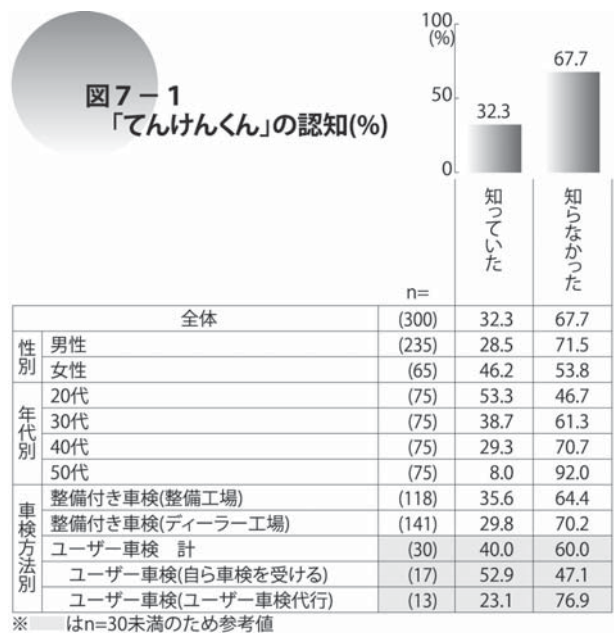
7-1. 「てんけんくん」の認知 「てんけんくん」の認知率は32.3%

調査対象者全員に「てんけんくん」の認知について尋ねた。

「知っていた」との回答が32.3%と前回調査と同程度であった。

性別で見ると、女性が46.2%と、男性に比べて高くなっている。

年代別は、若い世代ほど「知っていた」の比率が高くなっている。

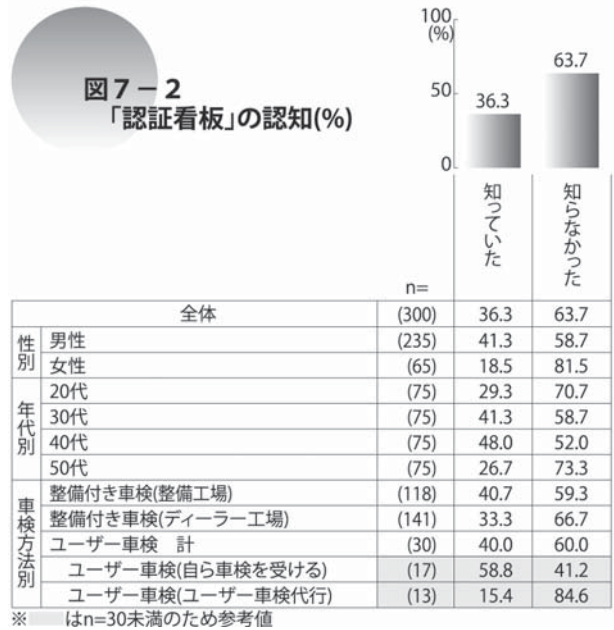
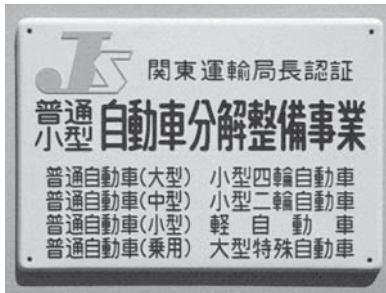


7-2. 「認証看板」の認知 「認証看板」の認知率は36.3%

調査対象者全員に「認証看板」の認知について尋ねた。
「知っていた」との回答は36.3%で、前回調査から上昇している。

性別で見ると、男性の認知が41.3%に対して、女性は18.5%と大きな開きが見られる。

年代別では、40代の認知が最も高く48.0%であった。



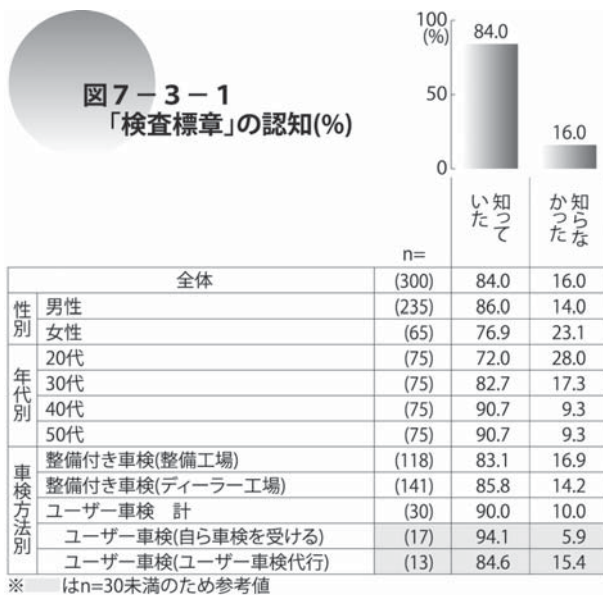
7-3. 「ステッカー」の認知

「検査標章」の認知率は84.0%

調査対象者全員に「検査標章」の認知について尋ねた。

「知っていた」は84.0%であった。

年代別では、年代が高くなるにつれて認知率も高くなっている。

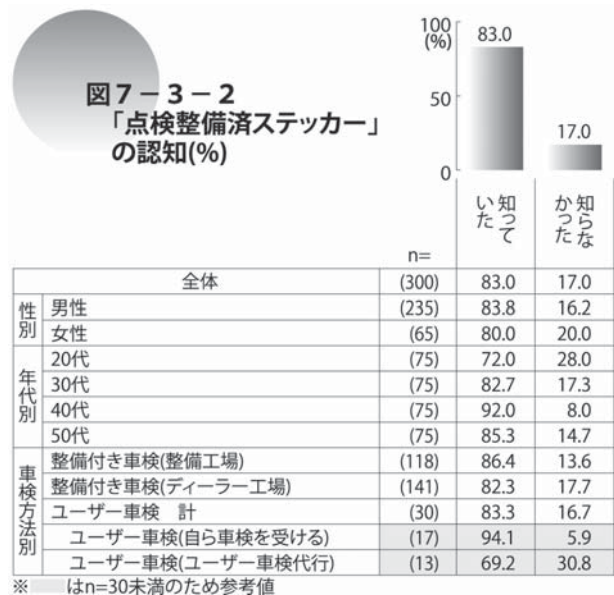


「点検整備済ステッカー」の認知率は83.0%

調査対象者全員に「点検整備済ステッカー」の認知について尋ねた。

「知っていた」は83.0%で、前回調査からやや減少している。

年代別では、40代の認知が最も高く92.0%であった。



8 自動車のエコについて

8-1. 自動車でのエコの実施 「急発進・急ブレーキをしない」が57.3%

調査対象者全員に自動車のエコロジー（自然環境保護）のために実施していることを尋ねた。

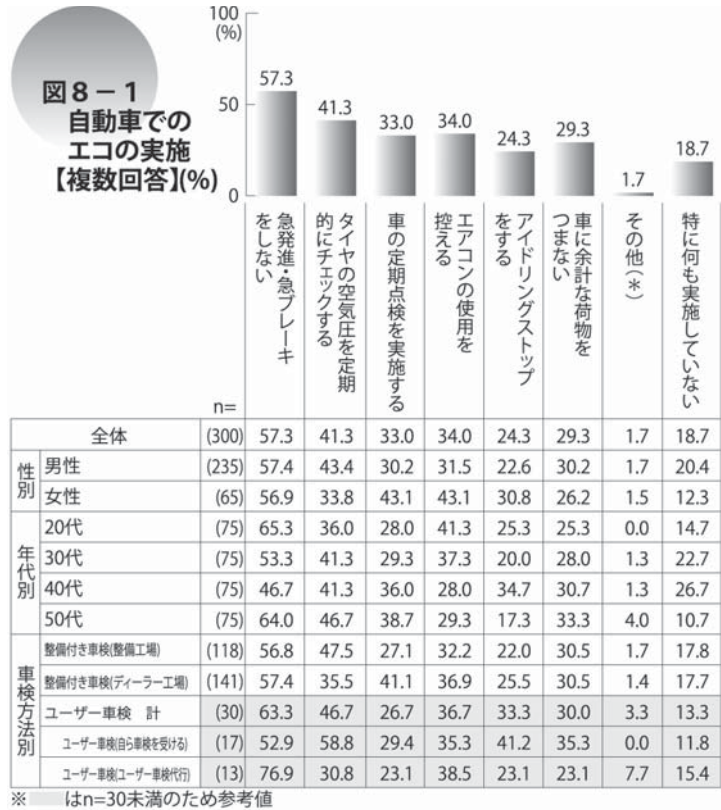
「急発進・急ブレーキをしない」が57.3%で例年同様に最も高く、以下「タイヤの空気圧を定期的にチェックする」、「エアコンの使用を控える」が続く。

性別でみると、男性は「空気圧の定期チェック」が女性より約10%程度高く、女性は「車の定期点検を実施する」、「エアコンの使用を控える」、「アイドリングストップをする」で男性より約10%程度高い結果となった。

年代別では、20代は「急発進・急ブレーキをしない」、「エアコンの使用を控える」が、また50代では「タイヤの空気圧を定期的にチェックする」、「車の定期点検を実施する」が他の年代に比べ高い率を示している。

車検方法別では、整備付き車検（ディーラー工場）において「車の定期点検を実施する」が約4割と目立っている。

*その他の内訳＝オイル交換／スピードを守る／タイヤの空気圧を少し多めにしている／急発進しない／空ぶかしをしない、省エネエンジンオイルの使用

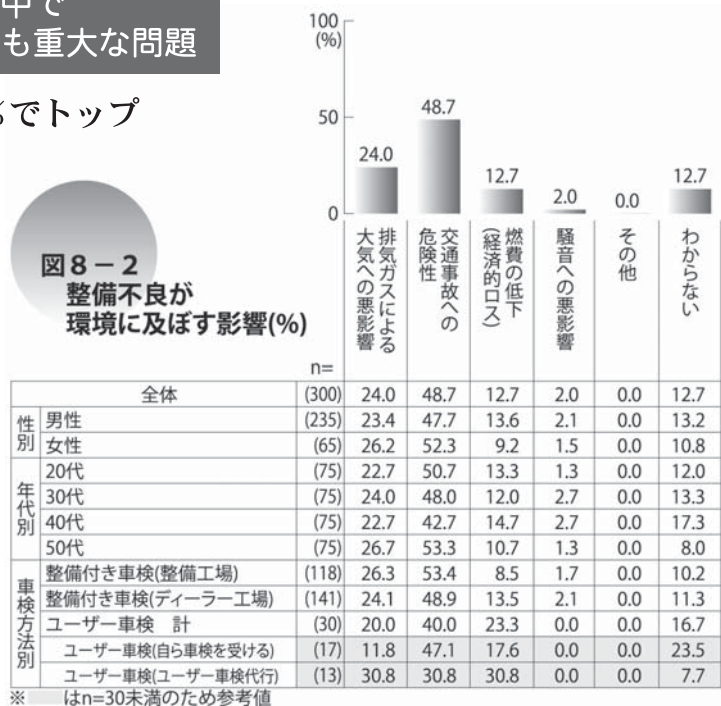


8-2. 整備不良が環境に及ぼす影響の中で最も重大な問題

「交通事故への危険性」が43.3%でトップ

調査対象者全員に整備不良が環境に及ぼす影響の中で、どれが最も重大な問題と考えるかを尋ねた。

「交通事故への危険性」が48.7%で最も高い。次いで「排気ガスによる大気汚染への悪影響」が24.0%となっている。



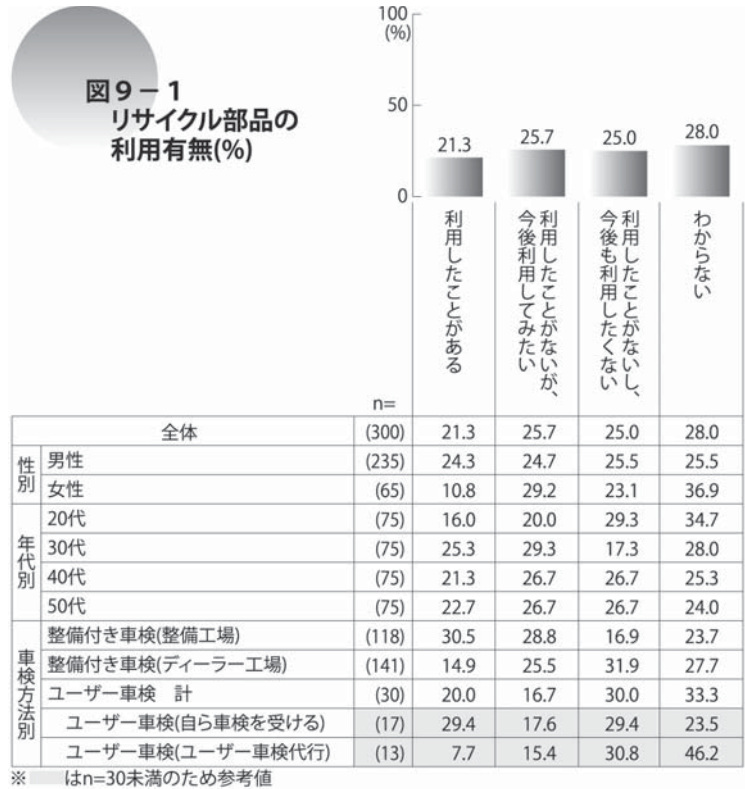
9 リサイクル部品について

9-1. リサイクル部品の利用有無 「利用したことがある」は21.3%

調査対象者全員にリサイクル部品の利用経験について尋ねた。

「利用したことがある」が21.3%となっており、「今後利用してみたい」が25.7%、「今後利用したくない」が25.0%であった。

車検方法別に見ると、整備付き車検(整備工場)において、30.5%が「利用したことがある」と答え、整備付き車検(ディーラー工場)では、31.9%が「今後利用したくない」と答えている。



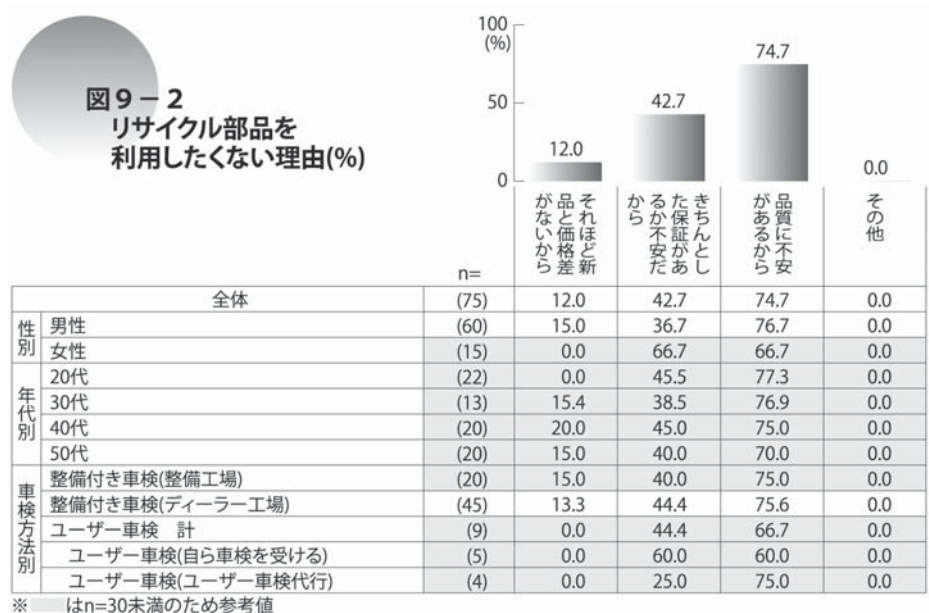
* その他の内訳=中古が嫌いだから

9-2. リサイクル部品を利用したくない理由

「品質に不安があるから」と回答した人は全体の74.7%

リサイクル部品を「利用したことがないし、今後利用したくない」と答えた人にその理由について尋ねた。

「品質に不安があるから」が74.7%と前回調査に比べて大きく上昇しており、「きちんとした保証があるか不安だから」が42.7%で続いている。



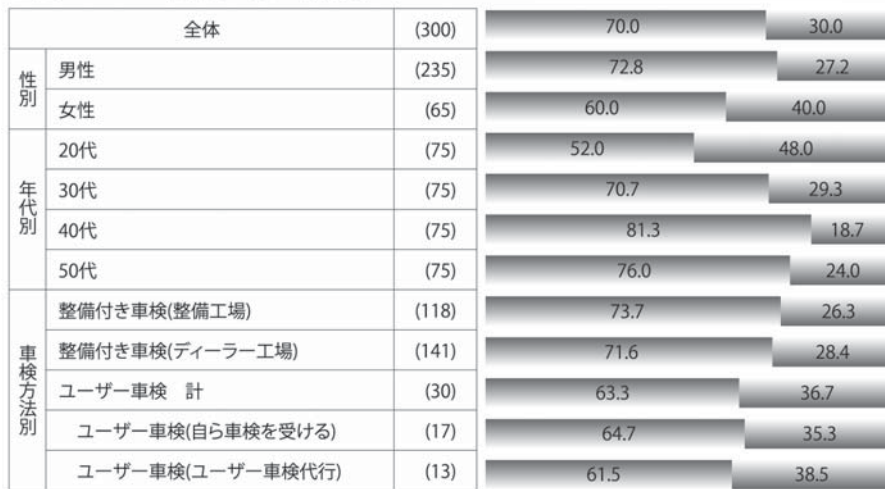
10 不正改造の認知

「着色フィルム貼付」の認知率 70.0%

「着色フィルム貼付」が不正改造に該当することの認知は、70.0%と他の不正改造と比べて高い。

年代別では、20代の認知が52%であるのに対し、30代以上では70%以上が認知していた。

図10-1 着色フィルム貼付(%)

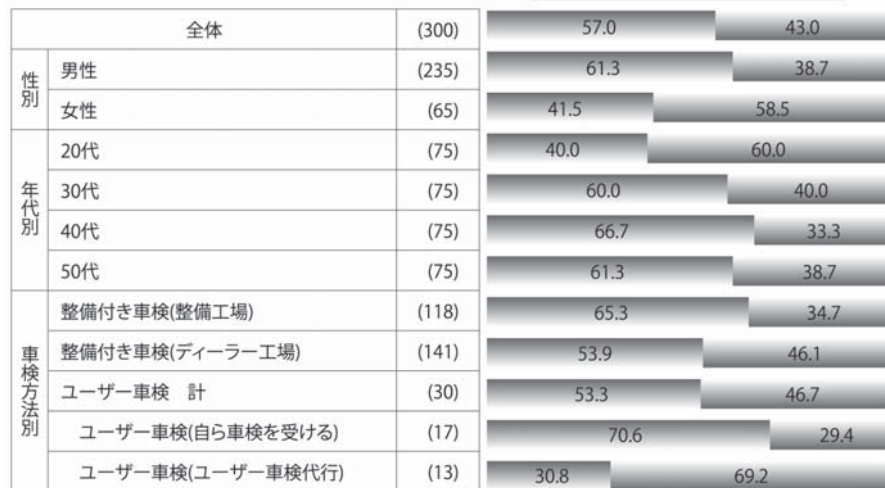


「ステッカー貼付」の認知率 57.0%

「ステッカー貼付」が不正改造に該当することの認知は57.0%。

年代別に見ると、30代以上での認知率が60%以上であるのに対し、20代では40%であった。

図10-2 ステッカー貼付(%)

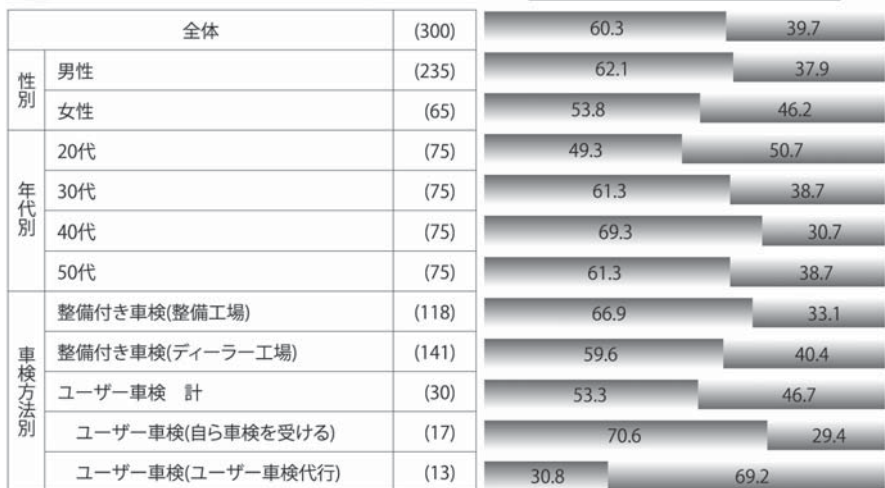


「ランプ色変更」の認知率 60.3%

「ランプ色の変更」が不正改造に該当することの認知は、昨年と同様60.3%。

年代別は、30代以上の認知率が61%以上であるのに対し、20代では49.3%となっている。

図10-3 ランプ色の変更(%)



自動車整備士のイメージ（自由回答）

自動車整備士のイメージ	性別	年齢	自動車整備士のイメージ	性別	年齢
イメージがない	男性	38	大変そう。今はコンピュータ化してるから	男性	52
カッコいい	男性	43	安心	男性	52
信頼できる	女性	37	責任ある仕事	男性	47
車社会の安全を支えるプロフェッショナル	男性	52	なし	男性	46
安心	男性	47	大変だけどやり甲斐のある仕事だと思う	男性	47
特になし	男性	42	下支え	男性	46
信頼できる	男性	57	堅実	男性	52
工賃が高い	男性	49	特にない	男性	52
良い	男性	51	必要	男性	47
ない	男性	48	地味な仕事	男性	56
専門家	男性	53	基本を守りつつ、経験上身につけている技術がたかい	男性	34
特になし	男性	58	よくわからない	男性	56
素晴らしい	男性	55	国家資格	男性	36
普通でしょ	男性	49	大変だがやりがいのありそうな仕事	男性	46
たいへん	男性	52	特にない	男性	56
サイコー	男性	39	特に無し	男性	57
千差万別。接客・整備技術共に本当に素晴らしい人も大勢いるが、どうやって資格を習得できたのか理解に苦しむ人もいる。	男性	29	特にない	男性	54
責任持って、安全な整備ができる	男性	45	安全、安心のためにできれば自分でも取ってみたい資格である	男性	59
信頼性	男性	39	特にない	男性	36
国家資格を持った整備士による点検を受ければ、安心して運転できる	男性	56	資格取得が大変だと思う	男性	38
特にない	男性	48	ちゃんとしている	女性	28
成るのに難しそう	男性	56	安全第一を心かけている	男性	58
ない	女性	39	ない	男性	36
よい	女性	38	職人肌	男性	37
信頼出来る	女性	44	なし	男性	23
資格があるので故障修理を他へ依頼せずに自分で直せそうだから料金も安く済みそう	女性	38	なし	女性	36
特にない	男性	51	特に無い	男性	54
特にない	男性	48	給料が安い	男性	34
重労働のわりに低賃金	男性	43	クルマ全般にわたる知識にプロ	男性	51
メカニック 黒い	男性	46	特になし	男性	42
良い仕事	男性	51	信頼できる。	男性	38
特に無い	男性	43	車の知識が豊富	男性	37
すごい	男性	56	特になし	男性	46
汚れる	男性	52	ない	男性	56
特に	男性	55	大変	男性	57
なし	女性	33	特にない	男性	51
特に無い	男性	29	特にない	男性	51
信頼できる？	女性	55	質が良くなった	男性	57
安月給	男性	39	自動車を熟知している	男性	39
特にありません	男性	59	何も無い。	男性	49
爪がオイルでよごれている	男性	51	やってみたい	男性	59
特に思い浮かばない	男性	57	日本ならではの規制の恩恵を最大限に受けている	男性	50
特になし	男性	47	専門家	男性	54
特になし	女性	34	安心感はある	男性	52
ない	男性	47	特になし	男性	29
			よい	男性	39
			知識がない（例えばけん引フック）	男性	28
			人により技術力の差が…	男性	45
			特に無い	男性	54

自動車整備士のイメージ	性別	年齢	自動車整備士のイメージ	性別	年齢
大変	男性	41	専門性の高い仕事	男性	38
任せることができる	女性	53	とくになし	男性	29
信頼 確実	男性	44	過去の機械的な技術だったものが最新の電機的な技術に変わって大変だと思う	男性	46
特にありません	男性	37	大変難しい	男性	40
良いと思う	男性	28	専門知識を持っている	男性	54
カッコいい	男性	40	腕の差が大きい	男性	51
頼りになるが、ちょっといい加減な人もいる？	男性	46	特になし	男性	29
ない	女性	28	国家資格のくせに給料が低い	男性	33
車のことをよく知っている	女性	58	大変そう	女性	26
なし	男性	55	待遇があまりよくない	男性	39
特になし	男性	33	信頼	男性	47
車の安全を守る重要な職務	男性	29	ない	女性	25
ガテン系	男性	34	なし	男性	38
特になし	男性	55	特になし	男性	38
特にない	男性	47	公務員のような堅いイメージ	男性	53
信頼できる	女性	56	大変そう	女性	27
細かいところにも集中力を欠かせない重要な仕事である	男性	52	整備士により、法令遵守や改造車への心構えに差があるように思う	男性	43
自動車整備工場等営業するために一定数必要な人	男性	34	丁寧	男性	49
しっかりしてそう	男性	27	ない	男性	34
大変	男性	47	給料がやすい	男性	30
給与がやすい	男性	29	知識がある	女性	52
信用できる	男性	30	車の専門家	男性	47
日々勉強しないといけないので大変であり、信頼も出来る	男性	55	信頼できる	男性	52
男の仕事	男性	26	なし	男性	43
三菱自動車から賄賂をもらう仕事	男性	39	特に無い	男性	39
プロフェッショナル	女性	52	別に国家資格を有さなくても良いと思う	男性	52
自動車を愛しているそう、機械いじりが得意	男性	26	たくさんいる	男性	35
特にない	男性	57	自動車整備に関するプロフェッショナル	男性	55
きつい 汚い 危険 給料安い	男性	46	大変だな。	男性	38
大変だが、給料がよさそう	男性	36	なし	男性	39
大変	男性	54	体力と根気の要る仕事	女性	28
特にありません	男性	50	必要な仕事	男性	42
プロのイメージ	女性	50	信頼できる	女性	36
特にない	男性	45	国家資格だけにすごい資格だと思う	男性	43
オイルくさい	男性	27	自動車を整備するひと	男性	52
特にない	女性	52	大変そう	男性	31
頑張っている	男性	35	私のように車は運転するけど知識が乏しい、自分でタイヤすら変えられない人間にとってははいないと困ります	女性	37
自動車のプロ	男性	53	大変なお仕事です	男性	42
給料が安い	男性	39	大変	女性	49
よりいい仕事をしてくれそう	男性	26	安心安全な整備ができる	男性	49
とくになし	男性	49	国家資格なのに給料が安い	女性	28
1級整備士と2級整備士の整備士としての力量差が大きい 2級整備士の力量向上を図るべきと思う	男性	52	油まみれで趣味を仕事にしている	男性	31
堅実で仕事に困らなさそう。汚れる仕事で大変そう	男性	39	汚くて、給与が低い	男性	28
なし	男性	47	なし	男性	49
頼りになる	男性	37	工場	男性	31
特になし	女性	55	特にない	男性	43
大変そう	女性	35	専門家がいてくれて助かる	男性	56
すごい	男性	49	とくになし。	男性	22
なし	男性	22	車に関する仕事でいいなあと思う	男性	45
大変そうなのに給料が安い	女性	27	車についてのプロフェッショナル	男性	42
低年収 重労働	男性	39	特になし	女性	51
わからない	女性	23	車のプロ	男性	37

「車検と定期点検についてのアンケート」

自動車整備士のイメージ	性別	年齢	自動車整備士のイメージ	性別	年齢
とくになし	男性	38	慣れてきたり、親しい人の依頼だと点検が甘くなったり違反を、通してしまったりしてそう	男性	24
きつい	男性	28	素晴らしい	男性	25
すごい	男性	29	得意な車種、不得意な車種がある	女性	33
整備をしてくれる人	女性	29	何も思わない	男性	33
薄給で頑張っている	男性	46	特に無	男性	48
2年は早すぎる	女性	38	車のことを任せられるプロ	男性	44
故障を直してくれる	男性	54	大変な仕事	男性	43
手に職、手堅い	男性	27	男性が多い、専門的	女性	27
いいと思う	男性	39	ありません	男性	38
車の安全を守ってくれる	男性	35	ちゃんと点検してくれる人もいればしてくれない人もいたりしたのでもう少し自覚と責任をもって仕事をしてほしい	女性	33
エキスパート	男性	42	車に詳しい	男性	27
給料が安い	男性	58	ミスが許されない仕事	女性	26
特になし	男性	35	なし	女性	21
特にない	男性	22	分からない	男性	28
特になし	女性	29	どこにいるのか、メリットは何か、費用がどれくらいかかるのかといった情報を何も得ていない	男性	56
ない	女性	26	なし	男性	51
信頼できる	男性	26	最低限の事はできるイメージ	女性	28
カッコいい	男性	34	車検	男性	30
信頼できる	男性	43	とくになし	男性	25
特にない	男性	30	カッコいい	女性	22
いい	女性	23	信頼する。	男性	48
普通	男性	26	カッコいい	女性	25
大変な仕事だと思う。自分にはできない仕事	男性	52	国家資格だというのをはじめて知りました、でもとても大事でありがたいお仕事だと思います	女性	30
車検のときに助けてもらう	女性	28	人の命に関わる仕事	女性	29
プロフェッショナル	男性	56	よく勉強してるなと感心する	男性	41
なし	女性	24	職人技というか、確かな技術を持った方々だと思っています。信頼しています	女性	27
専門的	男性	40	特になし	男性	24
全くない	女性	25	責任のあるお仕事	女性	31
大変だと思う	女性	29	特に意味はない。名前貸しとまでは言わないもののその人が整備をしているとは思っていない	男性	30
大変そう	女性	32	技術の差がある	男性	37
大変そう	女性	44	ない	男性	29
汚い	男性	29	安心感がある	男性	29
プロフェッショナル！	男性	55	自動車の修理点検を行う。車検の手続きを代行してくれる	男性	29
特にない	男性	45	サービス	男性	24
車を整備する	女性	26	特にないです	男性	34
誠実でまじめな人がする職業	男性	45	整備士	女性	23
特になし	男性	49	特にない	男性	51
大変	男性	32	人によって技術が違う	女性	22
特になし	男性	43	信頼できる	男性	44
安全に乗れるように整備してくれる	女性	28	車のドクター。車について、良く勉強している	男性	56
無し	男性	38	任せて安心	男性	48
基本料金が安い	女性	38	すごい	男性	26
安心できる	女性	25	安全を守る仕事、信頼されている重要な仕事	男性	35
自動車整備のプロ	男性	46	割りに合わない仕事	女性	43
資格取得が難しい	男性	24	人間の病気を見つけるのが医者のように、車の異常や点検を行ってくれる人が自動車整備士	女性	24
激務	男性	29	専門知識に富んでいる	男性	27
車が好き。手がオイルで汚れている。顔が黒いが歯は白い	男性	46	肉体労働で大変そう	女性	29
信用出来る	男性	44	低賃金	男性	37
難しい	女性	47			
ない	男性	29			
車の安全性の向上	男性	45			
知識が必要な仕事	女性	29			
信頼できる	男性	25			
男の人の仕事なイメージ	女性	27			

● 自動車整備工場に望むこと（自由回答）

自動車整備工場に望むこと	性別	年齢	自動車整備工場に望むこと	性別	年齢
安く安全に	男性	38	真面目にやっていたら良いです	男性	47
安心	男性	43	正確な作業	男性	46
なし	女性	37	正確、優れた見極め	男性	52
車の修理・点検だけでなく、故障を予防し車の寿命を延ばす正しい使い方について適切なアドバイスをして欲しい	男性	52	特になし	男性	52
事前に費用を提示してほしい	男性	47	正確	男性	47
特になし	男性	42	気にかかることがあたら何でも話してくれる	男性	56
確実な作業	男性	57	適正に自動車の状態を判断して、注意点や修理箇所を納得できるように説明してほしい	男性	34
もっとリーズナブルに	男性	49	特になし	男性	56
特になし	男性	51	まともな対応をしてほしい専門語を使わないで欲しい説明してほしい	男性	36
誠実	男性	48	自分の車の乗り方や頻度に合わせて、交換する部品の目安を知りたい	男性	46
安全性	男性	53	特になし	男性	56
特になし	男性	58	特になし	男性	57
安全性	男性	55	確実な点検	男性	54
普通にきちんとしてくれればいい	男性	49	将来的に予想される不具合に対しての予防処置やその方法についてのアドバイス等があると良いと思う	男性	59
無駄にしない	男性	52	値段を安く	男性	36
ない	男性	39	安くしてほしい	男性	38
作業ミスをしたくない	男性	29	ちゃんとしてくれる	女性	28
自分が日常点検しなくても、点検から点検までの間の、問題点を早めに見つけ、教えてくれる	男性	45	丁寧に、早く、安く	男性	58
丁寧に	男性	39	ない	男性	36
素人にはわかりにくい部分の整備もしっかり行ってくれること	男性	56	確実に仕事をしてくれればよい	男性	37
できるだけ安く	男性	48	なし	男性	23
明朗会計	男性	56	誠実な対応	女性	36
次の車検まで故障がないように	女性	39	特になし	男性	54
安全な車にすること	女性	38	高い品質	男性	34
特になし	女性	44	素早い仕事。	男性	51
走行中に車の違和感や異常があるとき口頭で説明しても理解できずなので整備士が運転をして確認してもらいたい	男性	41	特になし	男性	42
すぐにできること	男性	51	安全性の保証	男性	38
いつでも素早く対応してくれることを期待したい	男性	48	信頼のおける対応	男性	37
もっとわかりやすい料金体系	男性	43	特になし	男性	46
なし	男性	46	ない	男性	56
真面目な仕事	男性	51	なし	男性	57
キチンとやってくれて、説明があればいい	男性	43	特になし	男性	51
なし	男性	56	特になし	男性	57
必要ない整備はしなくていい	男性	52	整備不備なく対応してほしい	男性	39
安いこと	男性	55	特になし。	男性	49
なし	女性	33	早く正確にお願いします	男性	59
正確性	男性	29	整備の内容をわかりやすく、目つ選択できるようにしてほしい	男性	50
信頼できる範囲で安く修理、点検してほしい	女性	55	整備内容と必要性の説明	男性	54
特になし	男性	39	確実な整備	男性	52
修理は、ごっそり交換ではなく、故障した部品の交換として欲しい	男性	59	特になし	男性	29
確実な作業。	男性	51	確実性	男性	39
良心的な対応	男性	57	違反かそうでないかというラインを知っていること、エンジン形式から1台ごとの特徴を知っていること	男性	28
特になし	男性	47	整備レベルの向上	男性	45
特になし	女性	34	特になし	男性	54
ない	男性	47	"部品点数整備代が高い"	男性	41
騙さないで欲しい	男性	52	安全、かつ的確に整備してほしい	女性	53
安心。低価格	男性	52	安くて安心	男性	44
安心感が感じられる説明	男性	47	適切な説明。ユーザーが納得する説明。整備の正確さ。車が傾かない	男性	37
なし	男性	46			

「車検と定期点検についてのアンケート」

自動車整備工場に望むこと	性別	年齢	自動車整備工場に望むこと	性別	年齢
丁寧にやってもらう	男性	28	安心の対応	女性	23
誠実な対応	男性	40	明確な車両状況の解説並びに対応方法	男性	38
担当する人でバラツキなくきっちりやって欲しい	男性	46	とくにない	男性	29
ない	女性	28	技術の向上	男性	46
安全に運転できる車に整備してほしい	女性	58	安全第一	男性	40
納得のいく整備	男性	55	事故防止	男性	54
ちゃんとした整備、安全性の確保	男性	33	運転しやすい調整を望む	男性	51
わかりやすく説明してもらえ誠実さが必要だ	男性	29	特になし	男性	29
知性の高い人が、しっかり対応してくれること	男性	34	なし	男性	33
価格をオープンに	男性	55	誠実さ正確さ	女性	26
特になし	男性	47	信頼できること	男性	39
完璧な点検修理	女性	56	安全	男性	47
再確認の徹底	男性	52	特になし	女性	25
ディーラーのように利益だけの為に「無駄」な整備を勧めてこないこと	男性	34	なし	男性	38
特になし	男性	27	必要なサービスを適切な価格で正確に実施	男性	38
信頼	男性	47	料金安く、接客態度が良い事。ショップが綺麗な事	男性	53
特になし	男性	29	特になし	女性	27
信用と技術	男性	30	ナンバーを見えづらくする物や騒音が酷いマフラー等、違法でなくともモラル上良くない事をしている車に対して、注意等してほしい	男性	43
損得無しのアドバイス	男性	55	長く乗り続けられる為の整備	男性	49
特にありません	男性	26	とくにない	男性	34
特になし	男性	39	信頼できる	男性	30
代車の充実	女性	52	整備内容の説明	女性	52
車の内部を人体のカルテのように図とともに説明してほしい。例えば急ブレーキをかけると摩擦してここに負荷がかかるなど	男性	26	適正な対応。過度な事は控えてもらいたい	男性	47
安く	男性	57	安全確保	男性	52
お互いの希望を合わせる	男性	46	なし	男性	43
整備費用を安くしてほしい	男性	36	特に無い	男性	39
ミスのないようにてんけんしてほしい	男性	54	交換しなくても良いものまで交換を奨めてほしくない	男性	52
安心と信頼	男性	50	きちんとした整備	男性	35
安心して運転できるようにアドバイスしてくれる	女性	50	故障しそうな箇所を事前に見つけて修理メニューを複数提示してほしい	男性	55
きちんと手抜きしないでほしい	男性	45	税金が安ければ	男性	38
ない	男性	27	ない	男性	39
特になし	女性	52	とくにないです	女性	28
特になし	男性	35	丁寧な整備	男性	42
安全に乗れるように	男性	53	しっかり隅々まで点検してほしい	女性	36
品質の向上	男性	39	確実な作業をお願いします。	男性	43
お金はかかるが不備があればなんでも言って欲しい	男性	26	正しい整備	男性	52
とくになし	男性	49	もっと分かりやすく説明して欲しい	男性	31
整備前と整備後における車の違和感がどうしても生じてしまう。調整の影響とはいえ、過度な調整でないかいつも疑問に思う。オイル類の交換について、適正なアドバイスが乏しいと感じる。エンジンオイルは問題ないが、ギヤオイル、デフオイルなどは、ユーザーではなかなか判断しにくい。プロとしてのアドバイスをもう少し前面に出してくれるとありがたい。リコール未済の納車後の不具合に関して、原因を曖昧にする風潮があるように思える。張りぼてでの対応のようにも思えてならない。節度ある対応を希望する	男性	52	丁寧で信頼のおける仕事をしてほしい	女性	37
高く正確な技術と素人にもわかりやすく説明する話術、腰の低さを兼ね備えた技術者がいること	男性	39	安くて早いと良いです	男性	42
なし	男性	47	正確性	女性	49
丁寧な仕事	男性	37	特になし	男性	49
特になし	女性	55	細かいところまでちゃんと車までいって説明してくれて、日常点検をその車種ごとに教えてほしい	女性	28
一台、一台きちんと見てほしい	女性	35	整備とともに適切なアドバイス	男性	31
ない	男性	49	安全安心は仕事をして欲しい	男性	28
なし	男性	22	なし	男性	49
早くて安くて丁寧な仕事。	女性	27	早い、安い、安心	男性	31
安全	男性	39	きちんと点検整備し締め忘れ等ないように注意してもらいたい	男性	43
			知識を豊富にして欲しい	男性	56
			とくにない	男性	22
			速さより安全	男性	45
			わかりやすい説明	男性	42
			特になし	女性	51
			なし	男性	37
			親身な付き合い	男性	35

自動車整備工場に望むこと	性別	年齢	自動車整備工場に望むこと	性別	年齢
とくになし	男性	38	特になし	男性	25
ない	男性	28	車に詳しくない女性にも専門用語ではなく、キチンとわかるように説明して欲しい	女性	33
安くていい仕事	男性	29	何も無い	男性	33
早くて安全な整備	女性	29	特に無	男性	48
とくにない	男性	46	点検、整備の際に内容の説明をしっかりと行ってほしい	男性	44
安全点検してくる	女性	38	安心して車に乗れるようにお願いします	男性	43
特になし	男性	54	分かりやすく説明して欲しい	女性	27
もうちょい車検代安くしてほしいです	男性	27	ありません	男性	38
腕がいい人をお願いしたい	男性	39	点検してないのにしたで通すのはやめてほしいです	女性	33
安全さ	男性	35	車種毎のウィークポイントの把握	男性	27
不明瞭な見積もりはやめてほしい	男性	42	安く安全に点検してほしい	女性	26
納得する料金	男性	58	なし	女性	21
ない	男性	35	分かりやすい	男性	28
特になし	男性	22	定められた点検項目をきちんと短時間で遂行してくれること、同じ工場に毎回出すようにしているの、予防的な視点から点検に先立ったうえで、費用対効果も踏まえて的確に助言してくれること	男性	56
特になし	女性	29	なし	男性	51
ない	女性	26	仕事がスピーディ、正確、安さ	女性	28
確実な点検	男性	26	何も言わなくても新車のよう	男性	30
素人にも分かるように情報提供をしてほしい	男性	34	とくになし	男性	25
法定点検箇所以外の整備	男性	43	安心して乗れるように点検してください	女性	22
親切	男性	30	今は思い浮かばない	男性	48
安心して使えること	女性	23	確実に	女性	25
安く、サービス良く。安心を	男性	26	安全に走れるように点検や修理をして、あわよくば車をきれいに返してくれればもう十分です	女性	30
丁寧な対応と説明が常に行われる事	男性	52	しっかり確実に安全なか点検をしてほしい	女性	29
最低額の安い金額で、安全に運転出来るように車を見てほしい	女性	28	価格と継続したフォロー	男性	41
・安い・早い・安心	男性	56	もう少し安く受けられると、車の所有に対して垣根が低くなるのではないのでしょうか	女性	27
なし	女性	24	特になし	男性	24
手を抜かない	男性	40	話しやすいこと。相談しやすいこと	女性	31
ちゃんとした説明	女性	25	安価に済ませれることを一番望む。ディーラーのような押し付け交換は望まない	男性	30
安全運転できるよう点検して欲しい	女性	29	正確な整備	男性	37
安くて信頼できる工場であってほしい	女性	32	ない	男性	29
安くやって欲しい	女性	44	安心感があるといい	男性	29
せいけつ、丁寧	男性	29	調子の悪いところの修理などの要望に応えた点検整備	男性	29
これから信頼ある整備おねがいします	男性	55	サービス	男性	24
手抜きをしないでほしい	男性	45	特になし	男性	34
気軽に行ける感じ	女性	26	自分の車を整備するように、人の車もちゃんと整備してほしい	女性	23
まじめで誠実に仕事をして頂く事	男性	45	安全のために確実に整備を行うことを望む	男性	51
安さ	男性	49	的確な修理	女性	22
特になし	男性	32	説明。料金の安さ	男性	44
最小限の部品交換を希望するがある程度の提案もして欲しい	男性	43	整備だけでは、なく、新しい車の情報も教えてほしい	男性	56
安全に乗れるように点検してくれて、今後どーゆう事に気をつけたほうがいいのか教えてほしい	女性	28	きちんとした、整備と説明をしてほしい	男性	48
無し	男性	38	安く	男性	26
もっと安く	女性	38	安心かつ安全の整備内容	男性	35
確実な整備。次の検査まで安全に運転できるような整備	女性	25	サービス	女性	43
なるべく早く、なるべく安くで、お願いします	男性	46	正確な点検、アドバイス	女性	24
何年も使えるように整備をしてほしい	男性	24	自動車の保有制度について説明してくれること	男性	27
接客を勉強してほしい	男性	29	自動車に詳しくない女性でもわかりやすく説明してほしい。定期整備を忘れないよう、お知らせハガキなどほしい	女性	29
自分が行う整備に自信を持って欲しい	男性	46	現物を前に詳しい説明を求めます	男性	37
もっと安くして欲しい	男性	44			
分かりやすい説明	女性	47			
ない	男性	29			
車の故障時の迅速な修理	男性	45			
誠実な対応	女性	29			
安心感	男性	25			
修理が早い、価格が安い	女性	27			
きちんと点検して、どのくらいで何を交換したら良いかなどきちんと分かりやすく伝えて欲しい	男性	24			

V. 資料編

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移

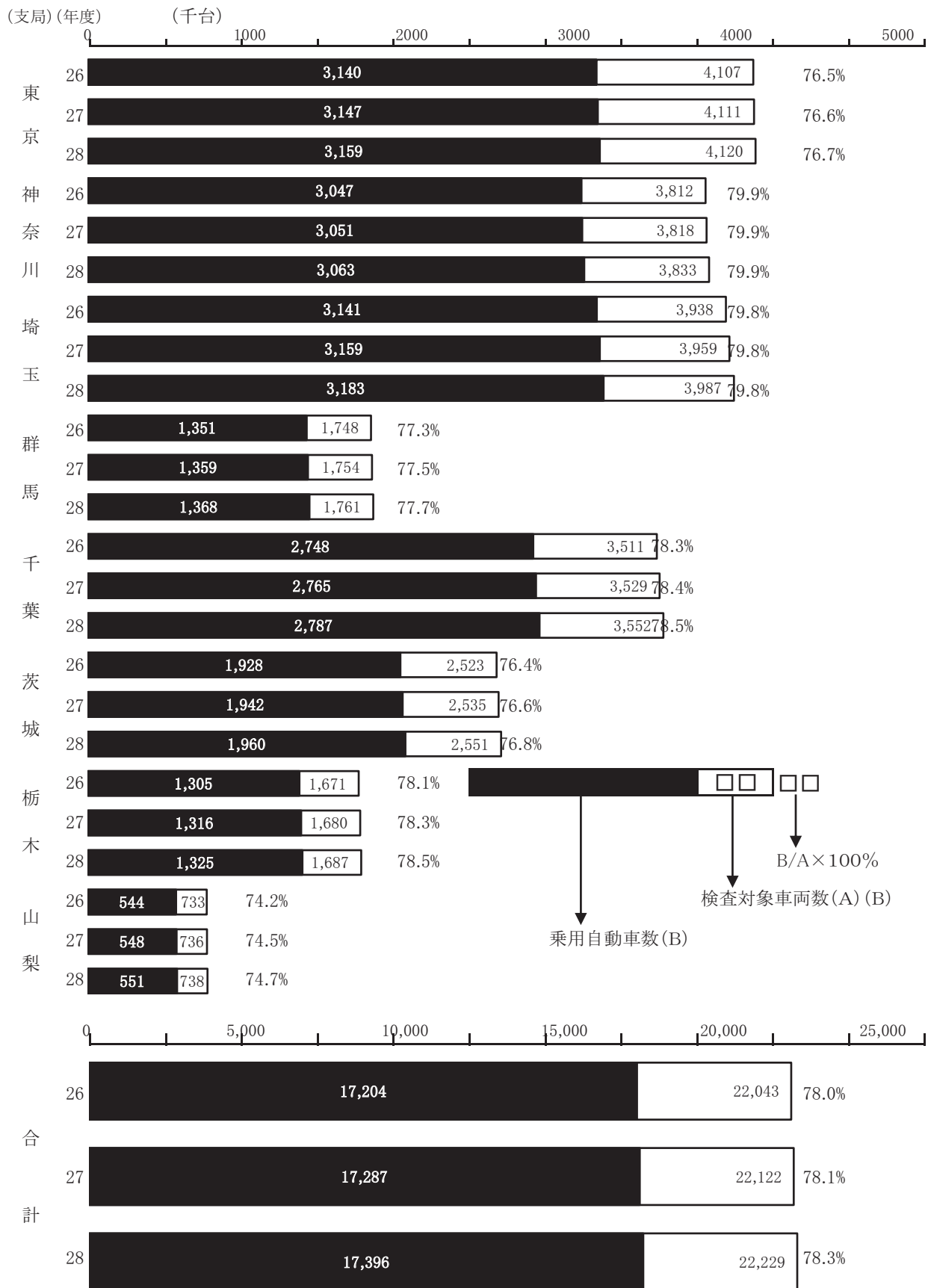
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

(1) 検査対象車両数の推移<図 I - 1 >

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、平成29年3月末現在において、22,233千台となり、対前年比で111千台の増加になっています。

これらを各都県別にみても、近年増加傾向となっています。

〈図 I - 1〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移<表 I - 1、図 I - 2、3>

① 認証工場数

管内の認証工場数は、平成29年3月末時点において24,414工場であり、対前年比で47工場の減少となっています。

これらを各運輸支局別にみると、千葉15工場が伸び率が最も高く、次いで埼玉の13工場、群馬3工場の順ですが、東京については、55工場の減少となっています。

② 人口

管内の人口は、平成28年10月1日時点において43,962千人であり、対前年比で89千人の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の94千人で伸び率が最も高く、次いで埼玉の28千人、千葉の12千人の順となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、平成29年1月1日時点において20,478千世帯であり、対前年比で983千世帯の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の302千世帯で最も伸び率が高く、次いで埼玉の244千世帯、千葉の204千世帯となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で910台であり、対前年比で5台の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,199台で最も多く、次いで千葉の971台、埼玉の905台の順になっており、群馬が749台で最も少ない状況となっています。

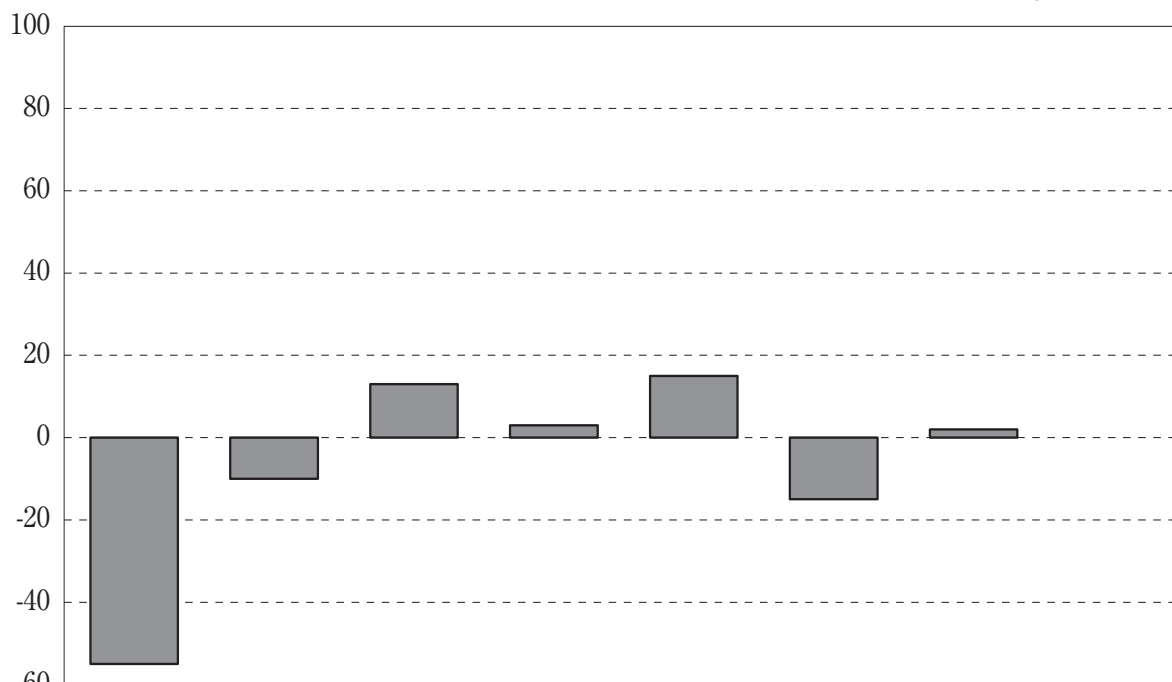
〈表 I - 1〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運輸支局別	年度	認証工場数	人口 (千人)	世帯数 (千世帯)	認証工場当たり		
					検査対象車両数	人口	世帯数
東京	26	4,912	13,336	6,825	825	2,715	1,389
	27	4,798	13,530	6,692	857	2,820	1,395
	28	4,743	13,624	6,994	868	2,872	1,475
	増減	▲55	△94	△302	△11	△53	△80
神奈川	26	3,241	9,099	3,989	1,176	2,807	1,231
	27	3,205	9,136	4,193	1,191	2,851	1,308
	28	3,195	9,145	4,236	1,199	2,862	1,326
	増減	▲10	△9	△43	△8	△12	△18
埼玉	26	4,365	7,242	2,960	902	1,659	678
	27	4,392	7,261	2,968	901	1,653	676
	28	4,405	7,289	3,212	905	1,655	729
	増減	△13	△28	△244	△4	△1	△53
群馬	26	2,330	1,970	781	750	845	335
	27	2,349	1,973	773	747	840	329
	28	2,352	1,967	831	749	836	353
	増減	△3	▲6	△58	△2	▲4	△24
千葉	26	3,657	6,205	2,630	960	1,697	719
	27	3,642	6,224	2,607	969	1,709	716
	28	3,657	6,236	2,811	971	1,705	769
	増減	△15	△12	△204	△2	▲4	△53
茨城	26	3,115	2,911	1,130	811	935	363
	27	3,128	2,917	1,123	811	933	359
	28	3,113	2,905	1,221	819	933	392
	増減	▲15	▲12	△98	△8	△1	△33
栃木	26	2,026	2,000	802	825	987	396
	27	2,036	1,998	809	825	981	397
	28	2,038	1,966	817	828	965	401
	増減	△2	▲32	△8	△3	▲17	△4
山梨	26	912	834	332	804	914	364
	27	911	834	330	808	915	362
	28	911	830	356	810	911	391
	増減	△0	▲4	△26	△2	▲4	△29
管内	26	24,558	43,597	19,449	892	1,775	792
	27	24,461	43,873	19,495	905	1,794	797
	28	24,414	43,962	20,478	910	1,801	839
	増減	▲47	△89	△983	△5	△7	△42

- 注：① 人口及び世帯数は総務省又は各自治体が公表している数。
 ② 検査対象車両数は軽自動車を含む。
 ③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。
 ④ 増減欄は、対前年比を示す。

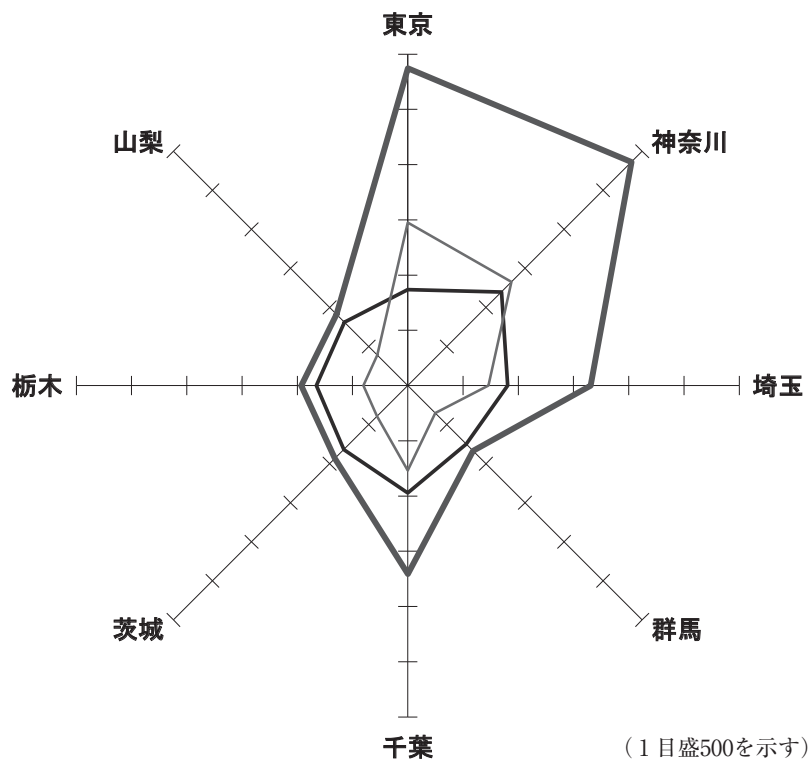
〈図 I - 2〉 平成28年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



支局	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
対前年比増減数	-55	-10	13	3	15	-15	2	0

〈図 I - 3〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	868	1,199	905	749	971	819	828	810
—人口(人)	2,872	2,862	1,655	836	1,705	933	965	911
—世帯数	1,475	1,326	729	353	769	392	401	391

2. 関東運輸局管内整備事業の現況

(1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
東京	認 証	5,018	4,976	4,912	4,798	4,743
	認 定	166	164	160	154	147
	指 定	1,398	1,388	1,377	1,359	1,342
	指定／認証	27.9%	27.9%	28.0%	28.3%	28.3%
神奈川	認 証	3,226	3,238	3,241	3,205	3,195
	認 定	110	108	105	104	104
	指 定	1,053	1,057	1,056	1,063	1,060
	指定／認証	32.6%	32.6%	32.6%	33.2%	33.2%
埼玉	認 証	4,351	4,349	4,365	4,392	4,405
	認 定	88	87	86	85	86
	指 定	1,079	1,082	1,091	1,105	1,123
	指定／認証	24.8%	24.9%	25.0%	25.2%	25.5%
群馬	認 証	2,338	2,336	2,330	2,349	2,352
	認 定	72	72	72	72	74
	指 定	566	569	577	577	583
	指定／認証	24.2%	24.4%	24.8%	24.6%	24.8%
千葉	認 証	3,646	3,655	3,660	3,642	3,657
	認 定	100	99	96	96	99
	指 定	1,180	1,190	1,205	1,217	1,224
	指定／認証	32.4%	32.6%	32.9%	33.4%	33.5%
茨城	認 証	3,098	3,111	3,115	3,128	3,113
	認 定	76	75	75	74	72
	指 定	781	784	784	787	797
	指定／認証	25.2%	25.2%	25.2%	25.2%	25.6%
栃木	認 証	2,013	2,033	2,026	2,036	2,038
	認 定	71	70	69	69	68
	指 定	570	573	577	578	586
	指定／認証	28.3%	28.2%	28.5%	28.4%	28.8%
山梨	認 証	911	915	912	911	911
	認 定	42	41	42	42	42
	指 定	240	241	243	243	244
	指定／認証	26.3%	26.3%	26.6%	26.7%	26.8%
局 計	認 証	24,601	24,613	24,561	24,461	24,414
	認 定	725	716	705	696	692
	指 定	6,867	6,884	6,910	6,929	6,959
	指定／認証	27.9%	28.0%	28.1%	28.3%	28.5%
全国計	認 証	92,030	92,135	92,252	92,156	92,044
	認 定	2,954	2,918	2,891	2,856	2,821
	指 定	29,477	29,612	29,749	29,863	29,974
	指定／認証	32.0%	32.1%	32.2%	32.4%	32.6%
局／全国	認 証	26.7%	26.7%	26.6%	26.5%	26.5%
	認 定	24.5%	24.5%	24.4%	24.4%	24.5%
	指 定	23.3%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

支局別	項目		平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
	新規	廃止					
東京	48	109	13,314	13,194	12,899	12,701	12,603
神奈川	47	43	8,559	8,610	8,593	8,508	8,582
埼玉	70	67	9,682	9,780	9,903	9,982	10,078
群馬	36	20	5,055	5,044	5,043	5,067	5,142
千葉	44	44	9,403	9,425	9,467	9,468	9,551
茨城	50	23	6,597	6,605	6,600	6,684	6,669
栃木	28	17	4,603	4,563	4,569	4,592	4,566
山梨	14	12	1,972	1,973	1,914	1,946	1,961
局計	337	335	59,185	59,194	58,988	58,948	59,152
全国計			220,681	220,928	221,292	221,158	222,891
局／全国 (%)			26.8%	26.8%	26.7%	26.7%	26.5%

(3) 自動車分解整備事業（新規・廃止）状況の推移

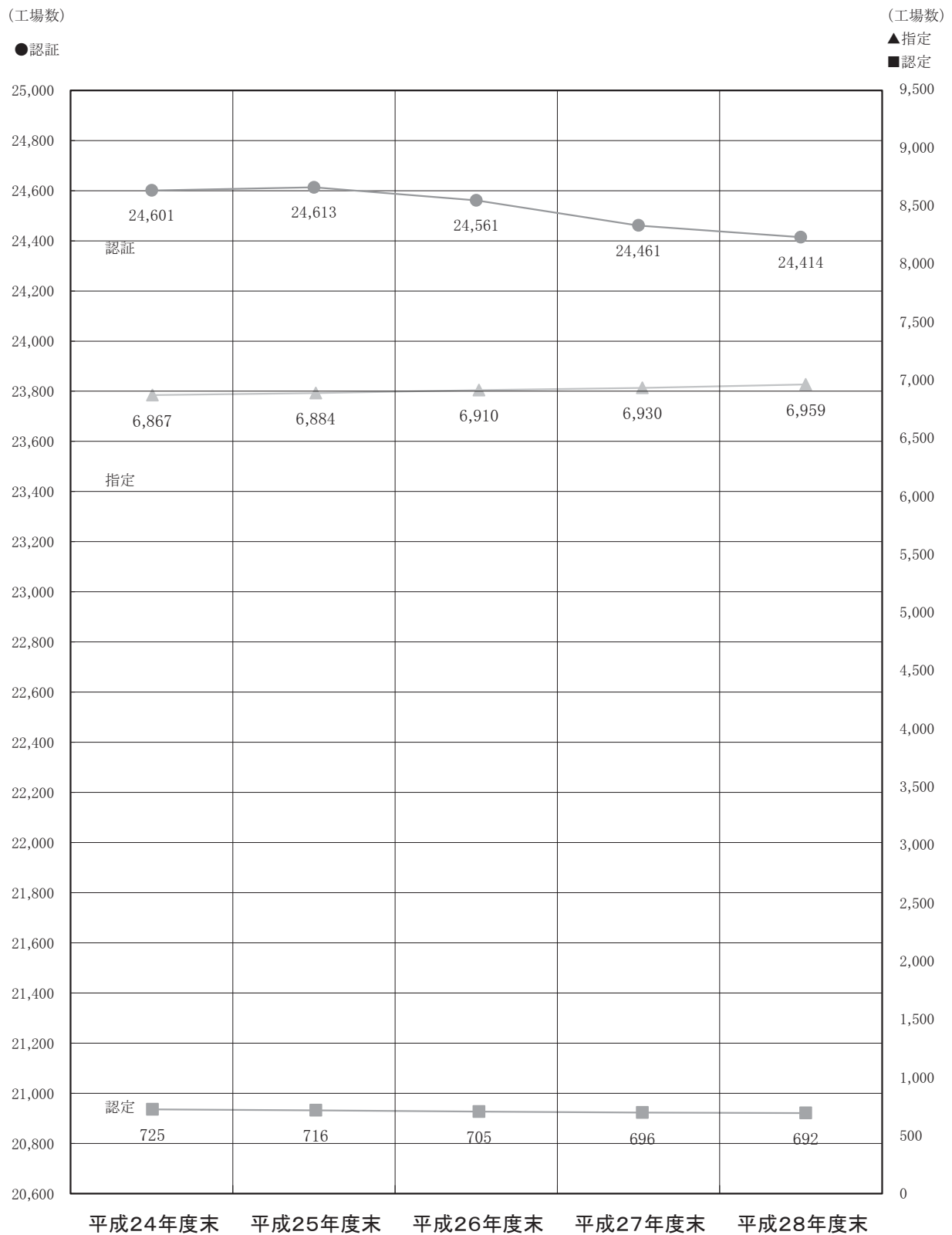
支局別	項目		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東京	48	109	57	99	36	98	47	102	44	99		
神奈川	47	43	52	42	68	59	59	61	42	52		
埼玉	70	67	61	62	72	54	78	50	79	66		
群馬	36	20	31	33	27	33	49	30	29	26		
千葉	44	44	43	34	50	48	54	48	53	38		
茨城	50	23	54	41	48	44	49	36	25	42		
栃木	28	17	35	16	26	33	35	24	19	17		
山梨	14	12	14	11	10	13	7	7	9	8		
局計	337	335	347	338	337	382	378	358	300	348		

(4) 認証1工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別		年度	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
東京	認証工場数		5,018	4,976	4,912	4,798	4,743
	検査対象車両数		4,105,806	4,107,188	4,107,346	4,111,964	4,120,870
	1工場当たり車両数		818	825	836	857	869
神奈川	認証工場数		3,226	3,238	3,241	3,205	3,195
	検査対象車両数		3,791,493	3,811,164	3,812,535	3,818,311	3,833,642
	1工場当たり車両数		1,175	1,177	1,176	1,191	1,200
埼玉	認証工場数		4,351	4,349	4,365	4,392	4,405
	検査対象車両数		3,879,150	3,910,143	3,938,346	3,959,347	3,987,336
	1工場当たり車両数		892	899	902	901	905
群馬	認証工場数		2,338	2,336	2,330	2,349	2,352
	検査対象車両数		1,727,357	1,737,639	1,748,491	1,754,317	1,761,706
	1工場当たり車両数		739	744	750	747	749
千葉	認証工場数		3,646	3,655	3,657	3,642	3,657
	検査対象車両数		3,465,853	3,488,659	3,511,880	3,529,324	3,552,152
	1工場当たり車両数		951	954	960	969	971
茨城	認証工場数		3,098	3,111	3,115	3,128	3,113
	検査対象車両数		2,490,664	2,504,598	2,523,992	2,535,482	2,551,799
	1工場当たり車両数		804	805	810	811	820
栃木	認証工場数		2,013	2,033	2,026	2,036	2,038
	検査対象車両数		1,650,279	1,661,151	1,671,832	1,680,260	1,687,704
	1工場当たり車両数		820	817	825	825	828
山梨	認証工場数		911	915	912	911	911
	検査対象車両数		723,689	728,607	733,267	736,414	738,790
	1工場当たり車両数		794	796	804	808	811
局計	認証工場数		24,601	24,613	24,558	24,461	24,414
	検査対象車両数		21,834,291	21,949,149	22,047,689	22,125,419	22,233,999
	1工場当たり車両数		888	892	898	905	911

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別 車種別	運輸支局 業態別	関東運輸局計	東京支局						神奈川支局						
			品川	足立	練馬	多摩	八王子	計	横浜	川崎	相模	湘南	計		
貨物	普通車	自	400,742	10,823	23,694	9,438	12,286	8,858	65,099	22,030	7,226	14,375	11,500	55,131	
		営	275,286	11,996	25,606	8,499	8,650	5,019	59,770	17,402	5,903	13,198	8,449	44,952	
		計	676,028	22,819	49,300	17,937	20,936	13,877	124,869	39,432	13,129	27,573	19,949	100,083	
	小型車	四輪	自	1,032,617	52,829	71,351	47,188	44,823	21,977	238,168	75,773	23,071	36,243	32,557	167,644
			営	30,601	3,770	5,512	2,712	1,444	567	14,005	2,105	573	1,185	637	4,500
			計	1,063,218	56,599	76,863	49,900	46,267	22,544	252,173	77,878	23,644	37,428	33,194	172,144
		三輪	自	231	22	29	22	10	5	88	2	0	6	20	28
			営	31	8	14	6	0	0	28	0	0	0	0	0
			計	262	30	43	28	10	5	116	2	0	6	20	28
	被けん引車	自	3,650	88	108	45	58	64	363	173	40	130	118	461	
		営	41,481	4,539	3,058	54	189	402	8,242	8,602	1,414	684	443	11,143	
		計	45,131	4,627	3,166	99	247	466	8,605	8,775	1,454	814	561	11,604	
	軽自動車	四輪	1,909,178	54,612	62,057	52,363	73,990	46,233	289,255	106,109	27,207	62,200	72,240	267,756	
三輪		331	15	10	11	26	13	75	25	7	24	16	72		
貨物車計		3,694,148	138,702	191,439	120,338	141,476	83,138	675,093	232,221	65,441	128,045	125,980	551,687		
乗合	普通車 乗車定員 30名以上	自	6,702	185	288	149	329	237	1,188	491	182	260	171	1,104	
		営	29,846	2,090	2,345	1,831	1,852	1,135	9,253	3,032	1,109	1,062	1,162	6,365	
		計	36,548	2,275	2,633	1,980	2,181	1,372	10,441	3,523	1,291	1,322	1,333	7,469	
	小型車 乗車定員 11名以上29名以下	自	23,105	701	775	632	906	568	3,582	1,450	374	847	764	3,435	
		営	8,046	446	651	333	507	194	2,131	325	81	270	219	895	
乗合車合計		67,699	3,422	4,059	2,945	3,594	2,134	16,154	5,298	1,746	2,439	2,316	11,799		
乗用	普通車	自	6,247,538	385,728	289,460	296,545	364,710	154,981	1,491,424	594,408	162,254	213,479	233,515	1,203,656	
		営	27,116	5,805	7,563	5,129	1,103	213	19,813	1,964	444	365	432	3,205	
		計	6,274,654	391,533	297,023	301,674	365,813	155,194	1,511,237	596,372	162,698	213,844	233,947	1,206,861	
	小型車	自	6,345,055	184,858	222,933	200,731	345,639	164,681	1,118,842	541,183	132,911	242,148	258,353	1,174,595	
		営	54,824	5,173	10,657	8,489	3,717	753	28,789	5,670	1,481	892	1,305	9,348	
	計		6,399,879	190,031	233,590	209,220	349,356	165,434	1,147,631	546,853	134,392	243,040	259,658	1,183,943	
	軽自動車		4,726,218	50,116	86,956	61,587	169,907	132,021	500,587	241,852	48,829	180,442	202,052	673,175	
乗用車計		17,400,751	631,680	617,569	572,481	885,076	452,649	3,159,455	1,385,077	345,919	637,326	695,657	3,063,979		
特種 (殊) 用途	普通車	自	221,893	9,524	14,288	8,203	10,115	6,123	48,253	16,891	5,387	7,258	7,680	37,216	
		営	97,103	3,148	6,342	2,531	4,779	2,239	19,039	6,454	3,461	5,127	2,808	17,850	
		計	318,996	12,672	20,630	10,734	14,894	8,362	67,292	23,345	8,848	12,385	10,488	55,066	
	小型車	自	39,273	1,740	2,406	1,522	1,826	1,124	8,618	2,720	620	1,278	1,374	5,992	
		営	4,574	373	1,077	291	237	81	2,059	408	52	126	121	707	
		計	43,847	2,113	3,483	1,813	2,063	1,205	10,677	3,128	672	1,404	1,495	6,699	
	大型特殊車	自	64,955	3,651	5,578	737	2,063	1,636	13,665	6,483	2,197	2,539	2,067	13,286	
		営	678	1	101	2	5	10	119	10	9	7	3	29	
計		65,633	3,652	5,679	739	2,068	1,646	13,784	6,493	2,206	2,546	2,070	13,315		
軽自動車		39,614	1,950	2,281	1,594	2,125	1,159	9,109	3,367	832	1,417	1,551	7,167		
特種(殊)用途車計		468,090	20,387	32,073	14,880	21,150	12,372	100,862	36,333	12,558	17,752	15,604	82,247		
二輪車	小型二輪車	603,311	40,454	34,550	38,331	37,613	18,358	169,306	60,877	16,444	22,429	24,180	123,930		
	軽二輪車	753,066	75,161	65,039	85,058	52,489	20,393	298,140	88,454	23,119	31,033	31,317	173,923		
	二輪車計	1,356,377	115,615	99,589	123,389	90,102	38,751	467,446	149,331	39,563	53,462	55,497	297,853		
総合計		22,987,065	909,806	944,729	834,033	1,141,398	589,044	4,419,010	1,808,260	465,227	839,024	895,054	4,007,565		
登録自動車数		14,955,347	687,498	693,836	595,089	805,248	370,867	3,152,538	1,307,576	348,789	541,479	563,698	2,761,542		
検査自動車数		15,558,658	727,952	728,386	633,420	842,861	389,225	3,321,844	1,368,453	365,233	563,908	587,878	2,885,472		
軽自動車数		7,428,407	181,854	216,343	200,613	298,537	199,819	1,097,166	439,807	99,994	275,116	307,176	1,122,093		

(平成29年3月末)

埼玉支局					群馬支局	千葉支局					茨城支局			栃木支局			山梨支局
大宮	熊谷	春日部	所沢	計		千葉	野田	習志野	袖ヶ浦	計	水戸	土浦	計	宇都宮	とちぎ	計	
20,803	16,984	16,525	16,964	71,276	36,665	29,933	9,653	12,456	15,481	67,523	25,814	31,084	56,898	23,954	11,808	35,762	12,388
17,215	12,036	14,692	14,131	58,074	18,601	15,439	6,884	11,272	6,884	40,479	12,040	18,032	30,072	11,972	5,828	17,800	5,538
38,018	29,020	31,217	31,095	129,350	55,266	45,372	16,537	23,728	22,365	108,002	37,854	49,116	86,970	35,926	17,636	53,562	17,926
61,548	31,830	34,845	43,331	171,554	70,540	70,940	25,303	31,760	39,412	167,415	59,769	59,934	119,703	51,055	19,790	70,845	26,748
2,028	531	1,147	1,205	4,911	867	1,182	525	1,086	529	3,322	815	918	1,733	649	256	905	358
63,576	32,361	35,992	44,536	176,465	71,407	72,122	25,828	32,846	39,941	170,737	60,584	60,852	121,436	51,704	20,046	71,750	27,106
12	11	1	9	33	17	10	1	1	5	17	15	13	28	12	5	17	3
0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1
12	11	1	9	33	17	11	1	1	6	19	15	13	28	12	5	17	4
165	203	157	148	673	380	412	71	199	115	797	181	284	465	182	221	403	108
598	978	824	907	3,307	2,698	2,111	417	1,814	2,004	6,346	4,051	3,076	7,127	1,537	504	2,041	577
763	1,181	981	1,055	3,980	3,078	2,523	488	2,013	2,119	7,143	4,232	3,360	7,592	1,719	725	2,444	685
76,839	98,909	52,836	78,336	306,920	192,401	126,517	41,293	46,422	97,485	311,717	134,273	135,916	270,189	116,808	45,051	161,859	109,081
9	16	8	24	57	26	13	4	3	12	32	13	13	26	17	3	20	23
179,217	161,498	121,035	155,055	616,805	322,195	246,558	84,151	105,013	161,928	597,650	236,971	249,270	486,241	206,186	83,466	289,652	154,825
329	226	175	281	1,011	415	408	224	336	462	1,430	352	415	767	413	174	587	200
1,340	760	579	1,300	3,979	892	2,398	562	1,301	689	4,950	1,243	1,273	2,516	1,078	227	1,305	586
1,669	986	754	1,581	4,990	1,307	2,806	786	1,637	1,151	6,380	1,595	1,688	3,283	1,491	401	1,892	786
1,108	1,147	668	1,131	4,054	2,227	1,372	603	870	1,184	4,029	1,087	1,584	2,671	1,409	642	2,051	1,056
283	310	151	390	1,134	453	522	145	257	329	1,253	479	675	1,154	512	154	666	360
1,391	1,457	819	1,521	5,188	2,680	1,894	748	1,127	1,513	5,282	1,566	2,259	3,825	1,921	796	2,717	1,416
3,060	2,443	1,573	3,102	10,178	3,987	4,700	1,534	2,764	2,664	11,662	3,161	3,947	7,108	3,412	1,197	4,609	2,202
360,978	209,565	199,830	276,365	1,046,738	403,601	341,096	185,614	248,681	161,981	937,372	288,356	315,311	603,667	286,980	119,840	406,820	154,260
300	132	101	200	733	345	840	140	479	97	1,556	454	360	814	397	66	463	187
361,278	209,697	199,931	276,565	1,047,471	403,946	341,936	185,754	249,160	162,078	938,928	288,810	315,671	604,481	287,377	119,906	407,283	154,447
366,472	260,482	219,721	316,999	1,163,674	475,255	386,597	201,465	244,951	199,705	1,032,718	333,659	382,654	716,313	340,856	145,598	486,454	177,204
2,391	621	1,126	1,289	5,427	1,308	2,060	1,061	1,539	921	5,581	1,129	945	2,074	1,046	449	1,495	802
368,863	261,103	220,847	318,288	1,169,101	476,563	388,657	202,526	246,490	200,626	1,038,299	334,788	383,599	718,387	341,902	146,047	487,949	178,006
243,213	280,770	181,467	261,797	967,247	488,090	311,629	136,765	140,568	220,963	809,925	312,716	324,997	637,713	288,026	142,083	430,109	219,372
973,354	751,570	602,245	856,650	3,183,819	1,368,599	1,042,222	525,045	636,218	583,667	2,787,152	936,314	1,024,267	1,960,581	917,305	408,036	1,325,341	551,825
11,529	7,657	7,676	9,892	36,754	15,614	15,080	5,936	7,844	9,645	36,505	11,923	11,985	23,908	11,210	4,412	15,622	8,021
6,961	3,504	4,862	6,067	21,394	5,281	5,947	2,570	5,341	3,278	17,136	5,172	5,202	10,374	3,210	1,175	4,385	1,644
18,490	11,161	12,538	15,959	58,148	20,895	21,027	8,506	13,185	12,923	53,641	17,095	17,187	34,282	14,420	5,587	20,007	9,665
1,957	1,557	1,177	1,613	6,304	3,094	2,812	873	1,158	1,511	6,354	2,114	2,231	4,345	2,135	841	2,976	1,590
217	78	64	131	490	214	272	66	66	88	492	148	121	269	190	48	238	105
2,174	1,635	1,241	1,744	6,794	3,308	3,084	939	1,224	1,599	6,846	2,262	2,352	4,614	2,325	889	3,214	1,695
2,555	2,231	1,927	2,136	8,849	4,388	4,471	1,123	2,301	3,582	11,477	3,157	2,539	5,696	3,475	1,189	4,664	2,930
14	31	5	14	64	25	90	9	121	34	254	51	53	104	52	23	75	8
2,569	2,262	1,932	2,150	8,913	4,413	4,561	1,132	2,422	3,616	11,731	3,208	2,592	5,800	3,527	1,212	4,739	2,938
2,147	1,538	1,469	1,692	6,846	3,367	2,010	1,045	1,129	1,403	5,587	1,804	1,634	3,438	1,785	735	2,520	1,580
25,380	16,596	17,180	21,545	80,701	31,983	30,682	11,622	17,960	17,541	77,805	24,369	23,765	48,134	22,057	8,423	30,480	15,878
31,316	20,402	17,385	26,730	95,833	34,942	28,874	15,284	20,661	13,064	77,883	22,935	26,800	49,735	27,303	10,319	37,622	14,060
37,549	19,911	13,739	29,785	100,984	30,369	18,741	13,374	18,703	11,233	62,051	19,077	20,196	39,273	24,805	7,350	32,155	16,171
68,865	40,313	31,124	56,515	196,817	65,311	47,615	28,658	39,364	24,297	139,934	42,012	46,996	89,008	52,108	17,669	69,777	30,231
1,249,876	972,420	773,157	1,092,867	4,088,320	1,792,075	1,371,777	651,010	801,319	790,097	3,614,203	1,242,827	1,348,245	2,591,072	1,201,068	518,791	1,719,859	754,961
858,803	550,874	506,253	694,503	2,610,433	1,042,880	883,993	443,245	573,833	445,937	2,347,008	752,009	838,689	1,590,698	742,324	313,250	1,055,574	394,674
890,119	571,276	523,638	721,233	2,706,266	1,077,822	912,867	458,529	594,494	459,001	2,424,891	774,944	865,489	1,640,433	769,627	323,569	1,093,196	408,734
359,757	401,144	249,519	371,634	1,382,054	714,253	458,910	192,481	206,825	331,096	1,189,312	467,883	482,756	950,639	431,441	195,222	626,663	346,227

4. 自動車分解整備事業の認証申請等の提出書類

認証申請・変更届出に関する提出書類及び添付書類一覧表

申請・届出事項 提出・添付書類	認 証 申 請 § 79				
	新規認証 § 79 整備主任者の届出 則62の2の2-2	事業の種類の変更 (事業の種類 追加を除く)	対象自動車の種類 の変更	対象とする装置の 種類の変更	業務の範囲 (限定の解除含む)
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○	○	○	○	○
役員名簿 (第1号様式の2)	○				
認 証 書 (第3号様式)		* 新認証書交付時に旧 認証書返納	←	←	←
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)					
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)					
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)	○				
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○				
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面	○				
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)					
整備士合格証書等	○				
戸籍謄本					
印鑑証明書					
相続同意書等					
譲渡証明書					
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等	○		●	●	●
その他必要な書面	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

申請・届出事項 提出・添付書類	相続、合併及び分割 § 82 (§ 79事業の種類の変更等及び § 81変更届等が伴うときは同時に行う)			譲渡 § 83 (§ 79事業の種類の変更等及び § 81変更届等が伴うときは同時に行う) 整備主任者の届出 則62の2の2-2	整備主任者の変更のみ 則62の2の2-2	
	相続 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2	合併 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2	分割 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2		事業場名称の変更 則62の2の2-2	整備主任者の氏名、生 年月日及び統括管理業 務の開始の日 則62の2の2-2-3
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○	○	○	○		
役員名簿 (第1号様式の2)						
認証書 (第3号様式)						
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)						
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)						
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					○	○
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)						
住民票等申請者を特定できる書面(個人)						
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面						
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)		○	○			
整備士合格証書等	●	●	●	●	●	●
戸籍謄本	○					
印鑑証明書	○			○		
相続同意書等	○					
譲渡証明書				○		
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等						
その他必要な書面	●	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

申請・届出事項 提出・添付書類	変更届等 § 81 (§ 79事業の種類の変更等が伴うときは同時に行う)				
	事業者の氏名又は名称 及び住所 § 81-1-1 整備主任者の届出 則62の2の2-2-1	(法人) 役員の氏名 § 81-1-2	事業場の所在地 § 81-1-3 整備主任者の届出 則62の2の2-2	屋内作業場の面積又は 間口若しくは奥行きの高 さ § 81-1-4	事業の廃止 § 81-2
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○		○	○	
役員名簿 (第1号様式の2)					
認証書 (第3号様式)					○
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)		○			
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)					○
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)	○	○			
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○				
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面			○		
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)					
整備士合格証書等	●		●		
戸籍謄本					
印鑑証明書					
相続同意書等					
譲渡証明書					
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等					
その他必要な書面	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

5. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種等)	
		3(別表3)	3(別表4)	6(別表5)	1(別表6)	1(別表7)	初回	2回目以降		
		ヵ月	ヵ月	ヵ月	年	年				
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○					2年	←	福祉タクシー
	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		GVW8トン未満	○					2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年	
		軽				○		2年	←	
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車
		定員11人以上	○					1年	←	霊柩車バス形状
	レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←
GVW8トン以上トレーラ				○				1年	←	
GVW8トン未満			○					2年	1年	
GVW8トン未満トレーラ				○				2年	1年	
軽				○			2年	←		
定員11人以上		○					1年	←	マイクロバス	
幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車	
乗用		普通・小型			○			2年	1年	マイカー型
		軽			○			2年	←	
二輪		小型	○					2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	検査対象外軽自動車			○			無	←	125ccを超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
特種	貨物	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車
		GVW8トン以上	○					1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		GVW8トン未満	○					2年	1年	
	GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車	
軽			○			2年	←			
大特	貨物	GVW8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満	○					2年	1年	
	検査対象外軽自動車	GVW8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		GVW8トン未満			○			2年	1年	
		GVW8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
	軽				○		2年	←		
	定員11人以上	○					1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車(10人以下)			○			1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)	
	乗用	普通・小型				○		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
		軽				○		3年	2年	
	二輪	小型					○	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
検査対象外軽自動車						○	無	←	125ccを超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
特種	貨物	普通・小型	○ _{8t以上}		○ _{8t未満}			2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、車いす移動車
		GVW8トン以上	○					1年	←	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
		GVW8トン未満			○			2年	1年	
	GVW8トン未満トレーラ			○			2年	1年	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚輸送車、給水車	
軽				○		2年	←			
大特	貨物	GVW8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン
		GVW8トン未満			○			2年	←	
	検査対象外軽自動車	GVW8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←	
大特	貨物	GVW8トン未満			○			2年	1年	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
		GVW8トン未満トレーラ			○			2年	1年	
検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付、カタビラ付軽自動車	

(注) 1、GVW:車両総重量

(平成27年10月現在)